

令和 2 年度

決算特別委員会会議録

令和 3 年 9 月 9 日 開 会

令和 3 年 9 月 1 7 日 閉 会

塩 竈 市 議 会 事 務 局

令和2年度決算特別委員会会議録目次

【令和3年9月9日（木）】 1日目

正副委員長互選	3
議案説明（認定第1号ないし第3号）	5
資料要求	23

【令和3年9月15日（水）】 2日目

質疑

〔一般会計〕

菅原善幸委員	27
鎌田礼二委員	39
辻畑めぐみ委員	47
伊勢由典委員	58
志子田吉晃委員	70
土見大介委員	82

【令和3年9月16日（木）】 3日目

質疑

〔一般会計〕

浅野敏江委員	99
曾我ミヨ委員	111
志賀勝利委員	121
小野幸男委員	133
小高洋委員	144
阿部真喜委員	158
山本進委員	173

【令和3年9月17日（金）】

4日目

質疑

〔特別・企業会計〕

鎌田 礼二 委員	189
菅原 善幸 委員	197
辻 畑 めぐみ 委員	204
伊勢 由典 委員	211
土見 大介 委員	223
志賀 勝利 委員	235
浅野 敏江 委員	244
小高 洋 委員	254
志子田 吉晃 委員	266
採決	277

令和3年9月9日（木曜日）

令和2年度決算特別委員会

（第1日目）

令和2年度決算特別委員会第1日目

令和3年9月9日（木曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊勢由典委員
小高洋委員	辻畑めぐみ委員
曾我ミヨ委員	土見大介委員
志賀勝利委員	

欠席委員（なし）

（全会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤光樹	副市長 佐藤洋生
市民総務部長 荒井敏明	健康福祉部長 小林正人
産業環境部長 小山浩幸	建設部長 相澤和弘
市立病院事務部長 本多裕之	水道部長 鈴木宏徳
市民総務部 政策調整監 兼政策課長 佐藤俊幸	会計管理者 兼会計課長 高橋五智美
市立病院事務部次長 兼業務課長 兼経営改革室長 並木新司	市民総務部 総務課長 鈴木康弘
市民総務部 財政課長 高橋数馬	建設部 下水道課長 吉岡一浩
水道部 業務課長 渡辺敏弘	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長 伊藤勲

教育委員会
教育長 吉木 修

教育委員会
教育部長 鈴木 康則

選挙管理委員会
事務局長 木村 雅之

監査委員 福田 文弘

監査委員 香取 嗣雄

監査事務局長 山本 哲也

事務局出席職員氏名

事務局長 川村 淳

議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工藤 聡美

議事調査係主査 工藤 貴裕

午前10時00分 開会

○志賀臨時委員長 ただいまから、令和2年度決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで臨時委員長の職務を行います。

○志賀臨時委員長 これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 正副委員長の選任につきまして、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。以上でございます。

○志賀臨時委員長 さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀臨時委員長 異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、小野幸男委員、伊勢由典委員、土見大介委員、今野恭一委員、以上4名の方に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室にて選考をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時35分 再開

○志賀臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より、選考結果のご報告をお願いいたします。

今野恭一委員。

○今野委員 それでは、選考委員会の結果をご報告いたします。

選考委員で慎重に審議した結果、本特別委員会の委員長には西村勝男委員、副委員長には辻畑めぐみ委員のご兩名を選考いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

○志賀臨時委員長 ただいま今野恭一委員のご報告のとおり、委員長には西村勝男委員、副委員長には辻畑めぐみ委員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、西村勝男委員に委員長就任の挨拶をお願いいたします。

○西村委員長 令和2年度決算特別委員会委員長に推挙されましたオール塩竈の会、西村勝男でございます。

突然のことで、今困っておりますが、一番コロナ禍で大変な時期を行政手腕を発揮されまして市長やられましたけど、今回、令和2年度の決算委員会として審議させていただきたいと思っております。施策につきましても、私たち18名が詳議した案件ですので、どう結果が出たのかを皆さんと共に真摯に対応しながら議論を進めていければと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○志賀臨時委員長 次に、辻畑めぐみ委員に副委員長就任の挨拶をお願いいたします。

○辻畑副委員長 副委員長に命じられました共産党の辻畑めぐみです。初めてのことで、皆さんにはいろいろご迷惑をおかけするかもしれませんが、委員長の下、円滑に進行できますように努力いたします。よろしくお願い申し上げます。

○志賀臨時委員長 それでは、委員長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより令和2年度各会計の決算審査を行います。

それでは、令和2年度決算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

過般の議会運営委員会では、9月9日、15日、16日、17日の4日間をお願いしたいと思っておりますので、このように進めてまいりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、本特別委員会の日程は、9月9日、15日、16日、17日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず、監査委員から決算審査の補足説明と市当局から各会計決算の説明を求め、最初に一般会計の審査を行い、次に特別会計と企業会計を

一括して審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

本特別委員会に付託されました議案は、認定第1号ないし第4号であります。

監査委員より決算審査の概要について補足説明がありましたらお願いいたします。

福田監査委員。

○福田監査委員 先日、本会議でご説明申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございませんので、よろしくお願いいたします。

○西村委員長 次に、市当局より各決算の内容について、順次ご説明をお願いいたします。

高橋会計管理者。

○高橋会計管理者兼会計課長 それでは、認定第1号「令和2年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、その概要をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、説明に用います資料は2種類で、資料No.6及び資料No.7となります。あらかじめご用意をお願いいたします。

最初に、資料No.6「令和2年度塩竈市歳入歳出決算書」についてご説明申し上げます。

1ページ、2ページをお開き願います。

こちらの表は、令和2年度における一般会計及び各特別会計の決算の総覧でございます。

なお、特別会計につきましては、令和2年度より、下水道事業及び漁業集落排水事業が地方公営企業法の適用により公営企業会計へ移行されましたので、8つの特別委員会として整理してございます。

行は、上から、一般会計、次に特別会計の各会計ごとに、列は、左から右に、歳入、歳出、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額、そして最後に剰余金の処分方法といった区分により整理記載を行ってございます。

初めに、表の1行目、一般会計の決算内容についてご説明を申し上げます。

一般会計の歳入決算額は、左から3列目、収入済額欄に記載の370億1,297万89円でございます。これは前年度と比較して98億9,277万8,884円の増、率にして36.5%の増となっております。

歳出の決算額につきましては、1ページ右端の支出済額欄に記載の352億5,472万6,457円となっております。前年度と比較して97億1,510万6,777円の増、率にして38.0%の増でございます。

す。

歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は、2ページ左から4列目に記載のとおり17億5,824万3,632円の黒字となっております。この差引額から右隣の翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額5億7,853万2,930円及び事故繰越額1億675万6,850円を控除した額が次の実質収支額となり、10億7,295万3,852円の黒字決算となっております。この黒字の剰余金の処分につきましては、2ページ右端に記載のとおり、財政調整基金への繰り入れとして5億3,695万3,852円を積み立て、残りの5億3,600万円につきましては翌年度へ繰越しをするものでございます。

続きまして、各特別会計についてご説明申し上げます。

2行目、交通事業特別会計は、歳入歳出額ともに2億1,291万6,441円の同額決算でございます。

3行目、国民健康保険事業特別会計は、収入済額56億1,568万7,094円に対しまして、支出済額は55億8,042万5,659円となり、歳入歳出差引額は3,526万1,435円の黒字となっております。実質収支も同額で、剰余金の処分につきましては、全額、国民健康保険事業財政調整基金に繰入れ積立てを行っております。

4行目、魚市場事業特別会計は、歳入歳出ともに1億6,635万7,054円の同額決算でございます。

5行目、公共用地先行取得事業特別会計も、歳入歳出ともに4,049万8,196円の同額決算でございます。

次に、介護保険事業特別会計につきましては、2つの勘定がございますので、初めに上から6行目にございます保険事業勘定からご説明申し上げます。収入済額56億8,153万879円に対しまして、支出済額は56億6,843万3,764円となり、歳入歳出差引額は1,309万7,115円の黒字となっております。実質収支額も同額で、剰余金の処分につきましては、全額、介護保険事業財政調整基金に繰入れ積立てを行っております。次の介護サービス事業勘定は、歳入歳出ともに49万5,865円の同額決算でございます。

下から5行目、後期高齢者医療事業特別会計は、収入済額7億3,753万8,780円に対しまして、支出済額は7億3,113万2,880円となり、歳入歳出差引額は640万5,900円の黒字となっております。実質収支額も同額で、剰余金の処分につきましては、全額、翌年度へ繰越しをするものでございます。

下から4行目、北浜地区復興土地区画整理事業特別会計は、収入済額1億8,822万1,761円に対しまして、支出済額は1億1,399万5,951円となり、歳入歳出差引額は7,422万5,810円の黒字となっております。翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額3,367万6,000円を控除した額が実質収支額となり、4,054万9,810円の黒字となり、この剰余金の処分につきましては、全額、翌年度へ繰越しをするものでございます。

最後の藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計は、歳入歳出ともに22万3,720円の同額決算となっております。

一番下の表の合計欄をご覧くださいいただければと存じます。

令和2年度一般会計及び特別会計の歳入総額は496億5,643万9,879円、歳出総額は477億6,920万5,987円となっております。歳入歳出差引額は18億8,723万3,892円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は11億6,826万8,112円の黒字決算となっております。

次に、一般会計の具体的な内容についてご説明申し上げます。

4ページ、5ページをお開き願います。

歳入からご説明申し上げます。

第1款市税は、収入済額が58億6,560万6,445円で、歳入総額に占める割合は15.8%、前年度比較では、固定資産税の増により約5,300万円の増、率にして0.9%の増でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

第11款地方交付税は、収入済額が59億7,085万9,000円で、歳入総額に占める割合は16.1%、前年度比較では、震災復興特別交付税の大幅な減により約12億1,300万円の減、率にして16.9%の減となっております。

表の中段にございます第15款国庫支出金は、収入済額が99億8,756万5,291円で、歳入総額に占める割合は27.0%、前年度比較では、特別定額給付金事業財源の国庫補助金の大幅な増により約62億2,900万円の増、率にして165.7%の増となっております。

表の下段にございます第19款繰入金は、収入済額が70億4,070万6,119円で、歳入総額に占める割合は19.0%、前年度比較では、基金繰入金の大幅な増により42億4,100万円の増、率にして151.5%の増となっております。

一般会計の歳入の概要につきましては、以上でございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出につきまして、主な内容のご説明を申し上げます。

第2款総務費は、支出済額は123億9,279万8,321円で、歳出総額に占める割合は35.2%、前年度比較では、特別定額給付金や市営住宅基金積立金などの支出により約94億8,600万円の増、率にして326.3%の増となっております。

第3款民生費は、支出済額は88億102万6,743円で、歳出総額に占める割合は25.0%、前年度比較では、児童福祉及び社会福祉扶助費などの増により約7億1,600万円の増、率にして8.9%の増となっております。

第8款土木費は、支出済額は40億752万3,833円で、歳出総額に占める割合は11.4%、前年度比較では、復興交付金事業費などの増により約2億4,300万円の増、率にして6.5%の増となっております。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

第10款教育費は、支出済額は23億8,271万735円で、歳出総額に占める割合は6.8%、前年度比較では、小学校の施設整備費などの増により約1億2,700万円の増、率にして5.6%の増となっております。

第12款公債費は、支出済額は24億3,011万2,861円で、歳出総額に占める割合は6.9%、前年度比較では、元金償還額の減少により約6億700万円の減、率にして20.0%の減となっております。

一般会計の歳入歳出についての概要は、以上でございます。

なお、交通事業特別会計をはじめとします各特別会計の詳細につきましては、14ページ以降に記載しておりますので、後ほどご参照をいただければと存じます。

続きまして、資料No.7のご説明を申し上げます。

資料No.7は「令和2年度歳入歳出決算事項別明細書」などとなっております。

表紙をめくっていただきまして、目次をご覧ください。

一般会計、各特別会計の歳入歳出決算の事項別明細書につきましては1ページから288ページまで、また、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書につきましては289ページから293ページに記載しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、294ページ、295ページをお開き願います。

こちらは公有財産総括表となっております。

一番上の土地及び建物の表をご覧ください。

土地の2列目、決算年度中増減高の総合計は5万4,971.37平方メートルの減となっております。この主な要因は、下水道事業及び漁業集落排水事業の公営企業会計への移行による各ポンプ場などの関連の土地の減によるものでございます。

次に、建物についてですが、295ページの右から2列目、延べ面積合計の決算年度中増減高の総合計は6,941.03平方メートルの減となっております。この主な要因も土地同様2つの事業の公営企業会計への移行による関連施設の減によるものでございます。

296ページから323ページまでは、土地及び建物の使用目的区別に内容を記載してございます。後ほどご参照いただければと存じます。

324ページは、共有財産、動産及びその従物について、325ページは有価証券について、326ページは出資に関する権利について、327ページから332ページは物品の状況、333ページは債権の内容を記載してございます。後ほどご参照いただければと存じます。

続きまして、334ページ、335ページをお開き願います。

こちらは、基金の内訳となっております。令和2年度の大きな変動といたしまして、10番、東日本大震災復興交付金基金の67億6,776万円、こちらが全額取り崩され、基金が整理されてございます。

次に、336ページをお開き願います。

14番、市営住宅基金、こちらは新たに設けられた基金で、25億7,017万3,000円が積み立てられてございます。

最後の337ページは、基金運用状況報告書となっております。後ほどご参照いただければと存じます。

認定第1号「令和2年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、会計課からの説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○西村委員長 佐藤政策調整監兼政策課長。

○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 それでは、続きまして政策課から、主要な施策の成果についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.8「令和2年度主要な施策の成果に関する説明書」をご用意いただきたいと存じます。

本説明書につきましては、令和2年度の主要な事業につきまして、その成果や課題などを評価の視点を盛り込みながら取りまとめたものでございます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと存じます。

「はじめに」といたしまして、概要を記載しておりますが、令和2年度の事業として特徴的でありましたのは、新型コロナウイルス感染症対策事業でございました。今回の説明書を作成するに当たり、コロナ対策事業としてパッケージごとにまとめさせていただいております。

また、第5次塩竈市長期総合計画及び塩竈市震災復興計画に基づく事業につきましては、例年どおり各章、事業ごとにその成果を掲載いたしましたところがございます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、目次をご覧いただきたいと存じます。

まず、第5次塩竈市長期総合計画に基づく事業を掲載してございます。

第1編「だれもが安心して暮らせるまち」の事業といたしまして、第1章「安心して産み育てられるまちづくり」、第2章「ともに支え合う福祉のまちづくり」、3ページ中段に移りまして第3章「安全に暮らせるまちづくり」、さらに4ページにお進みいただき、第4章「快適で便利なまちづくり」まで、計70の事業についてまとめさせていただいております。

次に、第2編「海・港と歴史を活かすまち」の事業といたしましては、第1章「活力ある産業のまちづくり」、第2章「観光と交流のまちづくり」、5ページにお進みいただきまして第3章「環境にやさしいまちづくり」、そして第4章「うるおいと魅力ある島づくり」まで、計33事業についてまとめさせていただいております。

次に、第3編「夢と誇りを創るまち」の事業といたしまして、第1章「子どもの夢を育むまちづくり」、6ページにお進みいただきまして、第2章「豊かな心を培うまちづくり」、そして、第3章「協働で創るまちづくり」まで、計56事業についてまとめさせていただいております。

次に、8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。

塩竈市震災復興計画に基づき事業でございます。こちらにつきましては、「(1)住まいと暮らしの再建」から、9ページの「(5)浦戸地区の復興」まで、5つの分野で計20事業をまとめさせていただいております。

次に、10ページをご覧いただきたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症対策事業に基づく事業でございます。市民生活や地域経済に影響を及ぼしました新型コロナウイルスに対する事業をまとめたものでございます。

(1) 今を暮らす人々への生活支援パッケージの事業として、特別定額給付金給付事業をはじめとする25事業を、11ページにお進みいただき、(2) 未来を担う子どもたちへの学習・生

活支援パッケージの事業として、子育て世帯臨時特別給付金をはじめとする23事業を、12ページにお進みいただきまして（3）地域経済を支える皆さんへの事業継続・経済回復支援パッケージの事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業をはじめとする16事業を、そして、最後に（4）その他の事業といたしましてウェブ会議環境整備事業を、以上、合計65の事業についてまとめさせていただいたところでございます。

以上、決算の審査をいただくに当たり、ご活用いただきますようお願い申し上げまして、主要な施策の成果のご説明とさせていただきます。

政策課からは以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○西村委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 引き続き、同じ資料No.8の432ページをお開き願います。

ここでは、令和2年度決算の概況とその特徴について、一般会計並びに8の特別会計の特徴を記載してございます。

私からは、一般会計の特徴の主なものについてご説明させていただきます。

まず初めに、2の決算収支ですが、先ほどもご説明ありましたが、実質収支が10億7,295万4,000円、単年度収支は2億9,958万6,000円の黒字決算となりました。財政調整基金からの繰入調整を除いた実質単年度収支につきましては1億6,475万円の赤字決算となりました。

次に、3の歳入の状況ですが、前年度から98億9,277万9,000円の大幅増となりました。主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る国庫支出金の増や復興交付金基金を市営住宅基金へ積み替えたことにより繰入金が増となったことが挙げられます。

4の歳出の状況であります。前年度比較で97億1,510万6,000円の大幅増となりました。主な要因としましては、同じくコロナ関連の特別定額給付金や、また、しおがま事業継続支援金、また、海岸通地区震災復興市街地再開事業、さらには基金積替え等による増となったことが挙げられます。

恐れ入りますが、ページ飛びまして435ページをお開き願います。

ここでは、総務省が全国の自治体の財政状況を一定のルールに基づいて把握する地方財政状況調査を基本にして算出された各種指標の説明になります。

まず初めに1番の財政力指数につきましては、普通交付税上で基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合を示しておりますが、令和2年度につきましては0.524となりまして、前年度からプラス0.004ポイントと微増となっております。

2の経常収支比率につきましては95.5%と前年度から3.0ポイントの減となりました。主な減の要因としましては、歳入面で地方消費税交付金が増となったことなどで経常一般財源が8,589万1,000円の増となったものです。また、歳出面におきましては、地方債の発行抑制により公債費が減となったほか、下水道事業の公営企業法適用化に伴いまして経費の見直しを行ったことで、全体で2億8,664万2,000円の減となったものでございます。分母が増えて分子が減ったことから、比率が減となったものでございます。

次に、3番の財政調整基金の残高の比率を表す財政調整基金現在高比率は12.1ポイントとなりまして、前年度から0.8ポイントの減少となりました。

また、4番の公債費比率については5.7%で、前年度から1.1ポイントの減、また、5の単独事業費比率については1.9%で、前年度から1.2ポイントの減となりました。

次に、436ページから438ページにつきましては、一般会計の款別の歳入、目的別及び性質別の歳出につきまして、3か年の推移としてまとめてございます。また、439ページから441ページまでは投資的経費の状況について掲載してございます。先ほど、会計管理者から決算に係る各費目の内容について説明がありましたので、時間の都合上、説明を省略させていただきます。

次に、442ページをお開き願います。

繰出金の推移でございます。8の特別会計と3つの企業会計の繰出額は、表右下の合計欄にありますとおり36億8,632万6,000円で、前年度より7億5,351万2,000円の17.0%の減となっております。繰出金の減の要因につきましては、下水道事業特別会計への繰出金が前年度から6億8,098万4,000円の減となったことなどによるものでございます。

次に、隣の443ページになります。

文字細かくて申し訳ありませんが、上段が3月末日現在の各種基金残高の推移、下段が出納閉鎖日であります5月末日現在の基金残高の推移でございます。2つの基準日におけます基金残高が分かるよう、このように表を2つに分けてお示ししております。内容につきましては、先ほど説明ありましたので省略させていただきます。

次に、444ページ、445ページをお開き願います。

(5)決算の推移、(6)一般財源の推移、(7)義務的経費の推移につきましては、それぞれの表の下段に記載しておりますとおり、決算統計に基づく普通会計の決算でございます。一般会計決算と数字が必ずしも合致しないことを前段申し述べさせていただきます。

それでは、主な項目を説明いたします。

まず、444ページ、下段の表、(6)一般財源の推移ですが、令和2年度は合計で138億1,285万3,000円、前年度から6.8%の減となりました。これは、表の真ん中の列にございます震災復興特別交付税が、事業費の減少により前年度から減となったことによるものでございます。しかしながら、震災復興特別交付税については、一般財源扱いではあるものの、事実上、特定財源の性質を持つものでございますので、これを除きますと前年度と同程度となっております。

次に、445ページ、(7)義務的経費の推移であります。合計欄をご覧ください。104億6,742万6,000円の決算であり、前年度から2.6%の増となりました。人件費につきましては、会計年度任用職員制度に変更になったことによる期末手当などの増などで全体として増となりました。また、扶助費につきましては、コロナ関係の給付費等で増となったものでございます。

下段に行まして(8)地方債現在高の推移であります。全会計の合計は475億6,960万円でございます。前年度から2.8%の減となっております。残高の大きな一般会計と下水道事業会計が減少傾向にあり、後年度負担の軽減がなされてございます。

続きまして、446ページ、447ページにつきましては、分析指標の推移を示してございます。主な内容につきましては、先ほどご説明させていただきましたので、割愛をさせていただきます。

続きまして、資料No.9の「主要な施策の成果に関する説明書」の附属決算資料をご覧くださいと思います。

これは、これまでご説明した内容につきまして、一般会計、普通会計の決算状況をグラフやレーダーチャートで視覚的に示している資料でございます。

1ページ上段には歳入の構成比、下段には各項目の積み上げによる推移を示してございます。

2ページには、同様に歳出の構成比や推移、そして3ページには、同じく性質別の決算の内訳を示してございます。

続きまして4ページになりますが、下段の棒グラフにおきましては、5月末現在におきます基金残高の推移を示してございます。復興交付金がなくなったことにより減少しているという状況でございます。

続きまして、最終ページの6ページには、各種決算分析指標をレーダーチャート化した本市の状況が県平均と比較しましてどの位置になっているかを示したものでございます。太線が本市、細い線が県内市部平均となっております。この形を見てお分かりいただけますとおり、本市財政のウイークポイントは経常収支比率であることが分かります。しかしながら、その他

の比率につきましては、ランクが4となっておりまして、おおむね県内市部平均と同程度となっております。

資料No.9の説明は以上でございます。

続きまして、資料No.10になります。「塩竈市財務報告書」の説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、複式簿記に基づきまして、発生主義による財務書類を作成することによって、本市が所有する全ての資産と負債状況、行政サービスに要したコストを把握することを目的としたものでございます。

1ページをお開きください。

中段の2番、財務書類についてでございますが、表に記載してありますとおり、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの財務書類から構成されてございます。内容につきましては表の右側にまとめてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、2ページをご覧ください。

財務書類4表の相関関係になっています。全ての表は、矢印で結ばれておりますとおり相互に関連しているというものでございます。

続きまして、3番の財務書類作成の対象となる会計の区分についてでございます。区分は大きく3つに分けられておりまして、今回報告させていただきますのは、1つが一般会計等として記載されています4つの会計、そして、特別会計、企業会計を含む全体のものとなります。

それでは、3ページから財務書類となります。

まず、3ページにつきましては貸借対照表となっております。表につきましては、令和2年度、令和元年度を並べて記載しております。そして、表の下には、表の主立った特徴点についてコメントとして記載してございます。この構成につきましては次ページ以降も同様でございます。

コメント欄の1段目をご覧いただきたいと思っております。資産合計の約8割が有形固定資産で占められておりまして、これらは事業用やインフラの資産でありまして、行政サービスや市民活動の施設など社会基盤となる資産でございます。

また、2段落目になります。一般会計で資産合計は779億円で、うち純資産が548億円、負債が231億円でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

行政コスト計算書です。コメント欄の2行目でございますが、純行政コストにつきましては、一般会計等が約278億円、全体が約396億円でありまして、それぞれ約75億円、約84億円と、前年度から増加しているという状況でございます。要因については、以下に記載のとおりとなっております。

恐れ入ります、5ページをご覧ください。

こちらについては、純資産変動計算書でございます。コメント欄の1行目ですが、一般会計等におけます純行政コスト約278億円につきましては、市税や地方交付税などの税込等約135億円や国県補助金約116億円で賄っていますが、この不足分につきましては、減価償却費などが含まれておりますため、それらを考慮しますとプラスとなるという状況でございます。

最後に6ページをお開きください。

資金収支計算書でございます。コメント欄の2段落目になりますが、一般会計等の利払い後、基礎的財政収支、いわゆる「プライマリーバランス」につきまして約3億円、全体で約17億円のプラスでありまして、単年度の財政はおおむねバランスを保っているという状況でございます。

説明は以上でございます。

○西村委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 それでは、下水道課から、認定第2号「令和2年度下水道事業会計決算について」ご説明いたします。

資料No.11の「塩竈市下水道事業決算書」をご用意いたします。

初めに、下水道事業報告書の説明をいたしますので、資料の10ページをお開き願います。

1 概況の(1)統括事項、イ.処理状況について説明いたします。

令和2年度の年間総処理水量は784万9,640立方メートル、1日当たりでは2万1,447立方メートルとなりました。前年度と比較しますと、年間総処理水量で9万5,563立方メートル、1日当たりでは262立方メートル、率にして1.23%の増加となっております。年間有収水量は613万5,038立方メートル、1日当たりでは1万6,762立方メートルとなり、前年度と比較しますと年間有収水量で4万8,499立方メートル、1日当たり133立方メートル、率にして0.8%の増加となりました。有収率につきましては78.16%となり、前年度比0.33ポイントの減となっております。年度末における処理区域内の戸数につきましては、146戸増加し2万3,781戸となっております。

次に、ロ.建設改良の状況についてご説明いたします。

初めに、改良事業でございますが、主な工事といたしまして、伊保石地区、梅の宮地区におきまして計3か所の宅内貯留施設の設置工事、市内一円で口径100ミリメートルから350ミリメートル、総延長21メートルの雨水污水管の設置工事などとなっております。

次に、災害復旧事業ですが、下水道施設等の災害復旧事業補助金の交付決定に基づく事業といたしまして、本年度の公共下水道事業は、東日本大震災に係ります北浜公園の雨水貯留施設や遠方監視設備の設置、令和元年度台風第19号に係ります千賀の台汚水中継ポンプの機械電気整備工事などを行っております。また、漁業集落排水事業につきましては、東日本大震災に係るものとして寒風沢・野々島地区において、口径150ミリメートルから200ミリメートル、延長612メートルの管布設工事などを実施しております。

次に、復興交付金事業でございます。下水道施設等の復興交付金事業補助金の交付決定に基づく事業といたしまして、東日本大震災に係る越の浦地区におきます水路整備工事、また、新富町地区におきます口径300ミリメートル、延長8メートルの雨水管布設と65メートルの側溝設置工事などを実施し、雨水排水の向上を図っております。

続きまして、財政状況についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、同じ資料の1ページ、2ページをお開き願います。

こちらには、令和2年度塩竈市下水道事業決算報告書を記載しております。金額は消費税込みの金額で記載をしております。

(1) 収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、2ページ上の表の最上段の左端、予算額の合計といたしまして46億2,479万4,000円に対しまして、決算額は、その右隣になります。46億6,925万9,247円となりました。支出につきましては、下の表になります。2ページ下の表の予算額合計42億7,454万7,000円に対しまして、決算額はその右隣、41億4,763万7,598円となりました。

次に、3ページ、4ページをお開き願います。

こちらには、資本的収入及び支出を記載しております。収入につきましては、4ページ上の表の一番上の段、左から2列目になります。予算額の合計24億7,182万2,000円に対しまして、決算額はその右隣になります。29億5,820万3,640円となりました。支出につきましては、同じ4ページ下の表、一番上の段、左から2列目になります。予算額合計59億197万9,000円に対しまして、決算額はその右隣、47億743万2,698円となっております。この表の下、欄外、3ページ、4ページに記載しております、資本的収入額が支出額に対して不足する17億4,922万9,058

円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、当年度分損益勘定留保資金、引継金、繰越工事財源、当年度利益剰余金処分額で補填をしております。

次に、中表紙を挟みまして5ページをお開き願います。

こちらには、損益計算書を記載しております。なお、こちらの金額につきましては消費税抜きで表記することとなっております。令和2年度につきましては、下から4行目に記載のとおり、当年度で4億9,214万9,479円の純利益を生じ、その一番下の段にあります当年度分未処分利益剰余金は同額の4億9,214万9,479円となりました。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。

こちらにつきましては、剰余金計算書と剰余金処分計算書(案)を記載しております。剰余金計算書は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の年度内に変動いたしました内容につきまして表しております。

6ページ下の段、剰余金処分計算書(案)につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、未処分利益剰余金のうち減債積立金といたしまして4億4,759万4,374円を処分しようとするものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。

こちらには、貸借対照表を記載しております。8ページには資産の部といたしまして固定資産及び流動資産の状況で、資産合計が、一番下の段になっております。二重線で書いております。728億4,398万3,105円となっております。9ページには負債及び資本の状況を記載しております。その合計が一番下の段、二重線になっておりますが、同額の728億4,398万3,105円、資産の部と同額となっております。4の流動負債の合計が、一番右の列に記載のとおり35億8,603万3,814円となっております。このうち、流動負債のちょうど中段辺りになりますけれども、(3)未払金というのが2億5,176万6,105円記載しておりますが、こちらにつきましては8ページの2の流動資産(1)現金及び預金に5億4,265万4,415円ありますので、支払いができる状態となっていることを表しております。

その他の事項につきましては、13ページ以降に、建設改良工事等の施工内容、業務や会計の内容、キャッシュ・フロー計算書、収益費用の明細、固定資産の明細、企業債の明細などそれぞれ記載しております。後ほどご参照いただければと思います。また、別冊の資料No.14「塩竈市下水道事業決算説明資料」には、予算決算対照表、起債償還年次表などを記載しておりますので、こちらも後ほどご参照お願いいたします。

以上で下水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○西村委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 私からは、認定第3号「令和2年度塩竈市立病院事業決算の認定について」、ご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料No.12「令和2年度塩竈市立病院事業決算書」をご用意願います。

初めに事業報告から説明いたしますので、資料の10ページをお開き願います。

令和2年度の病院事業の概況についてですが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態によりまして、当院の事業運営にも甚大な影響がございました。年度当初に発せられました緊急事態宣言下におきましては、一部手術の停止ですとか、検査、健康診断、こういったものも停止をするような状況となりました。また、不要不急の外出を減らすために、再診での来院間隔の延伸でありますとか、電話による処方箋の発行など、こういった措置も講じていたところがございます。また、入院患者への原則面会の禁止ですとか、正面玄関における検温、口頭での問診など、患者様に対する感染対策のほかに、職員には出勤前検温や個人用防護具の使用の徹底、小まめな院内消毒の実施など、患者様が安心して受診いただける環境を整えるため尽力しまして、通常診療、この体制を何とか維持してきたところがございます。

しかしながら、これらの影響は大きく、患者数については、入院で対前年比6.3%の減、外来でも6.6%の減となりました。

対して、医業収益としては、令和元年度に実施しました病棟再編の効果により、入院診療単価が6.4%増加したことなどから、患者数の減少の幅に対しまして前年度から1.4%の減少にとどめることができております。

さらに、市をはじめ国や県から、感染拡大初期には品不足となり価格が急騰しましたマスクですとか医療用のガウンなど、個人用の防護具の現物支給をいただきましたり、感染症対策に広く活用可能な補助金、また、熱のある患者様の検査、診療体制の確保に係る費用を補填する制度など、様々なご支援をいただいております。

このような状況を受けまして、令和2年度の病院事業決算は、当年度損益といたしましては157万4,000円の純利益を確保することができました。経常収支につきましても458万2,000円の利益を計上してございます。資金不足額につきましても、黒字を計上しまして、新たな不良債

務の発生は防ぐことができいております。

(1) の患者数についてですが、延べの入院患者数は、前年度から2,830人、6.3%の減となる4万1,891人、1日平均の入院患者数は114.8人となり、病床利用率につきましては、前年度から4.6ポイント減となります71.3%となりました。延べの外来患者数は、前年度から3,872人、6.6%の減となります5万5,144人、1日平均の患者数は226.9人となりました。健診・ドッグ等につきましては、前年度から603人、8.4%の減となります6,585人、予防接種については、前年度から244人、6.2%の増となります3,916人となりました。医療福祉相談につきましては、前年度から337人、12.9%の減となります2,612人となっております。

(2) の収益的収支についてですが、収入につきましては、入院収益におきまして528万円、0.4%の減収、外来収益では2,535万円、4%の減収となりまして、医療収益全体としては1.4%、3,483万円の減収となりました。医業外収益では、新型コロナ対策に係る補助金でありますとか、追加繰入金により3,408万円の増収となりましたことから、収益全体といたしましては、前年度から66万5,000円の減となります28億1,081万7,513円となりました。一方、費用では、医業費用が1,330万円、0.5%の減、医業外費用では1,577万円、23.2%の増、特別損失で362万円、51.0%の減となりました。支出全体では、前年度から115万3,000円の減となります28億924万3,347円となり、収支差引きでは157万4,166円となりまして、この純利益を確保しております。

次に、11ページの(3) 資本的収支でございます。収入合計1億8,669万6,858円に対しまして、支出合計は2億2,756万6,198円となりました。主な事業といたしましては、白内障手術に係る機器類の整備でありますとか、耳鼻咽喉科のビデオスコープ、エックス線骨密度測定装置などの整備を行っております。また、エアコンなどの空調設備の改良工事、ナースコールの更新工事などを実施しております。

恐れ入りますが、1ページ、2ページにお戻り願います。

こちらには、予算額と決算額を税込みで比較対照しました令和2年度塩竈市立病院事業決算報告書を記載しております。

1の収益的収入及び支出についてですが、収入の第1款病院事業収益の決算額は28億2,639万824円に対しまして、支出の第1款病院事業費用の決算額は28億2,239万388円となっております。

次に、3ページ、4ページをお開き願います。

2の資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入の決算額1億8,669万

6,858円に対しまして、支出の第1款資本的支出の決算額は2億2,756万6,198円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額4,086万9,340円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などをもって補填してございます。

5ページをお開き願います。中表紙を挟んで5ページになります。

こちらにつきましては、令和2年度の1年間の病院事業の経営成績を表しております損益計算書を記載してございます。

6ページ、7ページをお開き願います。

上段には剰余金計算書を記載してございます。年度内の資本金と剰余金の変動内容を記載したものでございます。また、下段には欠損金処理計算書を記載しておりますので、後ほどご参照願います。

また、8ページ、9ページをお開き願います。

こちらにつきましては、令和2年度末の時点での病院事業の財務状況を表します貸借対照表となっております。

また、この資料18ページ以降につきましては、キャッシュ・フロー計算書や収益費用の明細書など記載しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

市立病院事業会計決算の認定についての説明は以上でございます。よろしくご審査を賜りますようお願いをいたします。

○西村委員長 渡辺水道部業務課長。

○渡辺水道部業務課長 私からは、認定第4号「令和2年度水道事業会計決算について」ご説明いたします。

資料No.13の「塩竈市水道事業決算書」をご用意願います。

初めに、水道事業報告書の説明をいたしますので、10ページをお開き願います。

1 概況の(1)統括事項ですが、イ.給水状況についてご説明いたします。

令和2年度の年間総配水量は、大倉ダム水系と仙南・仙塩広域水道からの受水を合わせまして726万5,715立方メートル、1日当たりの平均総配水量は1万9,906立方メートルとなりました。前年度と比較しますと、総配水量で8,455立方メートル、率にして0.12%の増加となっております。年間有収水量は633万107立方メートルで、1日当たりの平均は1万7,343立方メートルになり、前年度と比較しますと年間有収水量で7万2,507立方メートル、率にしまして1.16%の増加となりました。年度末における使用栓数ですが2万6,310栓、有収率にしますと87.12%となり

ました。

次に、口の建設改良の状況についてご説明いたします。

初めに、改良事業でございますが、施設関連では権現堂低区配水池のフェンス設置工事を実施しております。また、管路関係では多賀城市下馬5丁目、多賀城市下馬2丁目、塩竈市錦町、大日向町地内の3路線、総延長206.2メートルの配水管布設工事を施工及び作業者の入替えを行っております。また、新型コロナウイルス感染症対策として、庁舎等にサーマルカメラ4台を購入しております。

第7次配水管整備事業につきましては、水道事業での単独事業として、重要路線の耐震化等を目的に水道の安定供給を図るため、令和元年度から令和6年度までの6か年計画で、40年以上経過した老朽管の布設替えを実施する事業でございます。令和2年度につきましては、字庚塚の4路線、総延長720.8メートルの配水管布設工事と藤倉3丁目地内ほかの舗装復旧工事を実施しております。

次に、第2次老朽管更新事業は、国の生活基盤耐震化等交付金を活用し、管路の耐震化を目的に、令和元年度から令和5年度までの5か年計画で、40年以上経過した送配水管布設替えを行う工事でございます。令和2年度は、新浜3丁目地内の路線で、延長670.9メートルの送水管布設工事と新浜3丁目地内ほかの舗装復旧工事を実施しております。

次に、災害復旧事業につきましては、東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金の交付決定に基づき実施する事業でございます。令和元年度繰越分として、舟入1丁目、2丁目など3路線で総延長1,871.9メートルの送配水管復旧工事を実施しております。なお、北浜4丁目、舟入2丁目、新浜1丁目地内の3路線につきましては、令和3年度に繰越ししております。

恐れ入ります、1ページおめくりいただいて11ページをお願いします。

配水管処理施設及び電気計装類更新事業についてですが、電気計装類更新事業は、梅の宮浄水場及び配水池の電気計装の老朽化に伴う更新事業です。平成30年度から令和3年度までの4か年事業となっております。令和2年度は浄水場と各施設を結ぶ通信装置、市内配水池の操作盤、流量計、水位計などの設置が完了しました。

続きまして、財政状況についてご説明いたします。

大変恐れ入ります。同じ資料No.13の1、2ページをお開き願いたいと思います。

こちらには、令和2年度塩竈市水道事業決算報告書を記載しております。金額は全て消費税込みの金額で記載しております。

初めに、（１）収益的収入及び支出です。収入につきましては、右ページ左の最上段の予算合計16億9,408万8,000円に対しまして、決算額は右隣の17億5,120万2,635円となりました。支出につきましては、下の表の予算額合計14億5,847万8,000円に対しまして、右隣の決算額13億3,424万6,792円となりました。

大変恐れ入ります。次に、３ページ、４ページをお開き願います。

次に、（２）資本的収入及び支出ですが、収入につきましては、右ページ左２列目の最上段、予算額合計８億7,655万2,000円に対しまして、決算額は右端の７億1,432万3,649円となりました。支出につきましては、下の表の左２列目の最上段の予算額合計16億6,571万5,000円に対しまして、決算額は右隣の14億2,604万4,851円となりました。３ページ下の表の下になりますが、欄外に記載しております。収入額が支出額に対して不足する７億1,172万1,202円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填をしております。

次に、恐れ入ります、中表紙を挟んで５ページをお開き願います。

５ページには、損益計算書を記載しております。こちらの金額は消費税抜きで表記しておりますので、よろしく願います。令和２年度につきましては、下から４行目に記載のとおり、単年度で２億9,160万2,682円の純利益を生じましたことから、その下段にあります当年度分未処分利益剰余金は10億8,651万8,021円となりました。

続きまして、恐れ入ります、６、７ページをお開き願います。

こちらには、剰余金計算書と剰余金処分計算書（案）を記載しております。剰余金計算書は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の年度内に変動した内容を表しております。

６ページ下段の剰余金処分計算書（案）は、地方公営企業法第32条第２項の規定により、未処分利益剰余金のうち減債積立金として１億4,160万2,682円、建設改良積立金として１億5,000万円、資本金の積立てとして１億9,491万5,339円を処分しようとするものでございます。建設改良積立金は、今後支出が見込まれる老朽化した浄水施設の更新に伴う建設改良工事に向けて、平成25年度から積立てを行っております。

続きまして、恐れ入ります、８ページ、９ページをお開き願います。

こちらは貸借対照表で、８ページには固定資産及び流動資産の状況で、資産合計が、最下段の二重線の132億1,298万3,486円となっております。９ページは負債及び資本の状況を記載しております。４の流動負債合計は、一番右の列に記載のとおり６億5,804万4,160円となっております。

ますが、1つ手前の8ページ、2の流動資産の合計、下から2段目の部分ですが、19億6,756万6,677円となりますことから、短期債務に対する支払い能力については十分に確保されていると考えております。

その他の事項につきましては、13ページ以降に、建設改良工事等施工内容、業務の内容、キャッシュ・フロー計算書、収益費用の明細、固定資産の明細、企業債の明細などそれぞれ記載しておりますので、後ほどご参照をお願いしたいと思います。また、別冊の資料No.16「塩竈市水道事業決算説明資料」については、予算決算対照表、県内12市及び隣接3町の決算状況、起債償還年次表を記載しております。後ほどご参照をお願いしたいと思います。

以上で水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○西村委員長 以上で、各会計決算の内容説明は終了いたしました。

次に、資料要求を行います。

当委員会より要求する資料については、お手元に配付の令和2年度決算特別委員会資料要求一覧（その1継続分）及び同資料要求一覧（その2新規分）のとおりとなっております。

当局において内容の確認をお願いいたします。佐藤副市長。

○佐藤副市長 ただいま資料要求のありました内容につきまして、何点か確認をさせていただきたいと存じます。お手元の資料、令和2年度決算特別委員会資料要求一覧（その1継続分）のうち、資料要求No.50、その1の50番につきましては、令和2年度決算特別委員会の資料要求一覧（その2新規分）のNo.12、その1の50番とその2の12番と同様の項目でございますが、新規分では対象とする年度が拡大されておりますので、継続分ではなく、新規分として対象年度の広いほうを提出させていただきたいと考えております。

要求のありました資料の提出につきましては、継続分の資料につきましては、本日の決算特別委員会終了後、直ちに議会事務局に配付させていただきたいと存じます。また、新規分の要求資料につきましては、明日9月10日の正午までに議会事務局に配付させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○西村委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、9月15日午前10時より再開したいと思います
が、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、9月15日は一般会計の審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

以上で本日の会議は終了いたします。ありがとうございました。

午前11時53分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和3年9月9日

令和2年度決算特別委員会委員長 西村勝男

令和3年9月15日（水曜日）

令和2年度決算特別委員会

（第2日目）

令和2年度決算特別委員会第2日目

令和3年9月15日（水曜日）午前10時開議

出席委員（17名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊勢由典委員
小高洋委員	辻畑めぐみ委員
曾我ミヨ委員	土見大介委員
志賀勝利委員	

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤光樹	副市長 佐藤洋生
市民総務部長 荒井敏明	市民総務部 政策管理監 兼 兼政策課長 佐藤俊幸
市民総務部 危機管理監 井上靖浩	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 長 峯清文
健康福祉部次長 兼子育て支援課長 小倉知美	産業環境部次長 兼環境課長 末永量太
市民総務部 総務課長 鈴木康弘	市民総務部 財政課長 高橋数馬
市民総務部 税務課長 木皿重之	市民総務部 市民安全課長 小林史人
市民総務部 秘書広報課長 扇谷剛四	健康福祉部 長寿社会課長 中村成子

健康福祉部 健康推進課長	櫻下真子	健康福祉部 健康福祉課長	武田光由
産業環境部 水産振興課長	鈴木睦奥男	産業環境部 商工港湾課長	伊東英二
産業環境部 観光交流課長	布施由貴子	産業環境部 浦戸振興課長	伊藤英史
建設部 都市計画課長	鈴木良夫	建設部 定住促進課長	佐藤寛之
建設部 土木課長	鈴木英仁	市民総務部 市民総務課補佐長 兼総務係長	伊藤勲
教育委員会 教育長	吉木修	教育委員会教育部 教育総務課長	佐藤聡志
教育委員会教育部 学校教育課長	白鳥武	教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	鈴木和賀子
教育委員会教育部 市民交流センター館長	佐藤達也	監査委員	福田文弘
監査委員	香取嗣雄		

事務局出席職員氏名

事務局長	川村淳	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	工藤貴裕

午前10時00分 開議

○西村委員長 おはようございます。

ただいまから令和2年度決算特別委員会2日目の会議を開きます。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、窓を開けておりますので、お暑い方は上着を脱いでいただいても構いませんので、ご案内申し上げます。

これより一般会計の審査に入ります。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね40分以内とさせていただきますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。菅原善幸委員。

○菅原委員 おはようございます。

それでは、令和2年度決算の一般会計から質疑をさせていただきます。

まず初めに、主に資料No.8の主要な施策の成果から質疑をさせていただきます。

まず初めに、1ページの市長が総括されますはじめにの冒頭に「新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に確定され以後、いまだ終息のめどが立たない状況になっており、本市において感染拡大の影響により、令和2年度は塩竈みなと祭をはじめとする多くの行事が中止となり、また、地元事業者の経済活動も自粛に追い込まれるなど、非常に厳しい年となりました」とあります。

また、このような状況において、新型コロナウイルスの感染症への対応の中に3つの柱を掲げております。「今を暮らす人々への生活支援、また、未来を担う子供たちへの学習、生活支援、そして3つ目に、地域経済を支える皆様への事業継承、経済回復の3つの柱を掲げ、各種施策をパッケージ化し、状況に応じた施策を段階的に取り組んできた」とございます。

そこで、市長にお伺いしますが、この3つの柱を掲げて、令和2年度は段階的に取り組まれましたが、改めて過去に例を見ない感染症への対応についてお伺いしたいと思います。

○西村委員長 佐藤光樹市長。

○佐藤市長 一言で言うのは大変難しゅうございます。まだ継続中の案件でもございますし、よく議員の皆様方からも新型コロナ後はどうなんだということでご指摘を受けます。ただ、私自

身の感想は、今、対症療法と言われようが、現実問題、目の前にある事業を市政の状況をしっかりと把握した上で適時、的確に対応させていただき緊急性を物すごく市役所全体で感じております。今乗り切らないと、その先ないと思っていますので、今後の見通しも含めてしっかりと今の状況を把握した上で、対症療法をしっかりとさせていただきことから次の段階へというよりも、次の段階というよりも半歩先を見据えた形での政策を考えてくださいということを今市役所の皆様方をお願いをさせていただいております。今までの経験のないことをやるということは、ある意味役所は苦手だと思います。その苦手な部分を何とかここまでやって来られたのも、市議会の皆様方からの様々なご指導もございました。市民の方々からの厳しいお声もありました。それをこれからもしっかりと受け止めて、その受け止めた言葉の重みを市役所全体で教示をし、その教示をした中から、できるもの、対応させていただきものを丁寧に行わせていただきたいと考えてございます。

年末まで、まずはどのような対応をさせていただけるか、しっかりと考えさせていただいた上で、また次その先、またその先という形で、その段階がある程度先が見えてきたというのも今の段階では、ワクチン接種が希望する方全てに接種をしていただいた段階が、ある意味ではコロナ後の状況を少し考えられる段階に入っていくのかな、その一方で、3回目の接種ということがもう喫緊の課題として出てきておりますので、その3回目の接種がどうなっていくのか、しっかりと情報を取りながら、推移を見守りながら、適時、的確に対応ができるように今後とも市議会の先生方のご指導を賜りたいと考えているところでございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 丁寧なご答弁を大変ありがとうございます。私も今を暮らす人々への生活支援、そして未来を担う子供たちへの学習、それから、生活支援については、子育てから高齢者まで、そして、県外で学ぶ学生への応援支援と、多岐にわたって本当にスピーディーに対応をしていただいたなと職員はじめ、感謝を申し上げる次第であります。

また、地域経済支援につきましては、割増商品券、それから事業支援金と、国の支援金と併せて数多くの経済支援を行っていただきました。しかし、経済回復は大変厳しい状況下にあつて、支援金だけの問題はなくなっているのではないかと私は思っております。この経済支援、大変厳しい想定外の支援だったと思いますが、この地域経済が元気になれるような新たな取組も多分必要になってくるのではないかと思います。本当に官の力、まして行政の力が一体となって、やはり支えて、新しい仕組みづくりも行ってほしいなと感じております。

今日のテレビで、零歳児の親に対するワクチン接種のテレビがちょっと入ってきました。本当にすばらしい、先ほど市長もお話があったようなスピードが大事だということで行ってきましたけれども、本当にこういうスピードを持って、市民の方は絶対みんな見ていると思います。そういった行政の仕組みづくりも改めて取り組んでいただきたいと思いますけれども、それに対して市長はいかがでしょう。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほどちょっと言い忘れたところもあります。反省すべき点は相当あります。そのことを踏まえた上でこれからも対応させていただきたいと思っています。

赤ちゃん、ゼロ歳児の接種につきましても先日妊婦さんに対する接種ということで行わせていただきました。当然まだまだ少ない数の接種の本数しかご提供できないというジレンマがございます。ただ、その話合いをしているときに、ゼロ歳児の赤ちゃんを抱えていらっしゃるお母さん、もしくはお父さん、ご家族の方、こういった方々に対する接種も必要じゃないかということが市役所の中で出てまいりました。

町を歩いていても、実を言うと肉屋さんで、あるおばあちゃんに会ったときに、赤ちゃんを抱っこしていたので「あら、大変ですね」というお話をしたら「嫁っこから預けられて大変なんだ、私は接種したから」というお言葉をいただいたんですけども「だから、何とか早く嫁っこも打たせてくれないか」というのが議論の発端なんですけれども、やはり市政に、市の中にいろいろな考え方、工夫のヒントはいただけたらと思っております、そこから担当部署が今ある35人分だったでしょうかね、まだまだ少ないのは十二分に分かっているんですけども、ひねり出していただいて、その35人分を市立病院で打っていただけたらと相成りました。

ですから、今後とも動かしながら、市政の状況をしっかりと判断させていただいて、できることは小さいんですけども、そのことをやらせていただくことで積み重ねていくしかないのかなと率直に思っております。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。本当に小さいことからこつこつやれば、大きい形になっていくと思いますので、ぜひとも行政のやはり一歩先を見据えた施策も整えてやってほしいと思います。

それでは、次の質疑に移ります。資料No.21の8ページでございますけれども、各課の職員数及び時間外勤務の状況についてが載っております。そこに何点か質疑させていただきますけれ

ども、実は、市民の方から「役所の夜遅くまで仕事を頑張っていますね」ということで、意見も頂戴してきました。そういった中で、私は「本当に職員は今寝ないで頑張っている」ということで答えさせていただきました。そこで、職員の時間外勤務手当の資料として、各会計及び各課ごとに時間外勤務の状況が出されているので、確認させていただきたいと思います。

この令和2年度を見ますと、年間3万3,966時間、前年度と比較すると若干増えたり減ったりしていますが、ほぼ横ばいじゃないかなと思います。そこで、金額ベースでいくとどのくらいにこの時間帯がなるのかお尋ねしたいと思います。

○西村委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 時間外の件につきまして、菅原委員にお答えさせていただきます。

同じ資料番号21の3ページをご覧くださいと存じます。

3ページ、上段には一般会計の給与費、職員手当、共済費の総額を載せておりますが、下から6段目になります時間外勤務手当の金額でございます。令和2年度は一番右になりますが、2億800万円ほどということ、その左隣の前年度の2億1,000万円を比較いたしますと、約150万円減少しているという状況になってございます。

以上です。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 あります。ありがとうございます。

そこで、本市の時間外勤務の状況ですが、この時間帯というのは総務課長から見て多いのか、それとも適正なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○西村委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 お答えさせていただきます。

恐縮ですが資料のほうにはないのですが、これを1人当たりの時間外に直しますと、約20時間1人当たり月に平均でやっているという状況でございます。令和2年度につきましては、やはりコロナ禍ということもありまして、大変増えている部署もございまして一方で、例えばなんですが、イベント関係がなくなったというところで減少している部署もございまして。トータルして20時間ということでもありますので、多いか少ないかというのは非常に難しいんですが、ほぼ適正な時間外かなと考えているところでございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ほぼ適正じゃないかなという、新型コロナの関係があつて、必ずしも仕事の量とい

うのは減っているような状況ではなくて逆に増えているような状況下であると私も思っております。

そこで、この表を見ますと、各部署の時間外の時間が載っているわけですが、最も多い部署が、見ますと健康福祉部の1人当たりが453時間になっておりました。また、所属課を見ますと、最も忙しい課が教育総務課の1人当たり503時間、2番目に観光交流課の421時間になっております。いろいろな様々なこの時間に係ることはあるとは思いますが、忙しい所属課のこういった時間がどのように考えられるのか、お伺いしたいと思います。

○西村委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 今、菅原委員からのお話をいただいた部署でございますが、例えば健康福祉部なんかの健康推進課につきましては、やはりワクチン接種の担当ということで、令和元年度から比べて時間外が増えているという状況と考えます。

それから、お話には出なかったんですが、市民総務部の中ですが、やはり新型コロナ対策の例えばいろいろな事業の計画ですとか、あるいは予算編成、議会対応とかがございまして、実は総務部のほうでも大分時間外が増えているという状況でございます。やはり新型コロナ関係で仕事の業務が増えたところにつきましては、令和2年度につきましては、総じて時間外が増えているのかなと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

大変な部署もまた、課もあるとは思いますが、実は、2019年4月に働き方改革が施行されたわけですが、この働き方改革には日本は少子高齢化社会の中で労働の人口減少に直面していると、労働環境を一新し、労働者の健康と権利を守ることを通して、経済再生と社会の活力向上を目指すチャレンジであるとされております。この働き方改革は企業だけでなく、この行政においても関わってくるんじゃないかなと思っております。こういった中で、総務部長として、この働き方改革に対してどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○西村委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 働き方改革の中でも一般的な時間外は年間360時間、他律的な組織、部署というところにあっては、大体720時間というような考え方もございます。ただ、やはり一番大事なことというのは、市役所の市政運営も継続を考えたときには職員のしっかり休める時間の確

保というのが当然必要だと思っております。働き方改革があったからではなくて、やはり職場環境というものをちゃんと改善して、その職員一人一人が職務に専念できる環境をつくっていくということが非常に大事な考えとまず思っております。

問題は、一時的にどうして急激に大きな仕事が舞い込んでくるような今回の新型コロナのような話だったりとか、あとは補助事業が、急に補正予算が入ってくるとか、そういう中で一時的にどんと増える分については、一定程度やむを得ない部分があるのかなと思います。ただ、今後、経常的な業務に関してはやはり見直しが必要だと思っております、特に国が進めておりますデジタルの推進、DXの推進という中での業務の効率化、BPRというものがあるんですが、業務改善という考え方が絶対的に必要になってまいりますので、こういったところを積極的にまず取り入れながら、ルーティンとなるようなそういった業務については、できるだけRPAでありますとか、AIを活用する中でできるだけ減らしていくと、本来業務のほうに、プランニングのほうで職員がそちらを考えられるような、そういった環境をつくっていくということがこれからの大きな課題として捉えておりますので、今後そういう取組を強化していきたいと思っております。

以上です。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。本当に行政とまた企業との違いというのはあるかとは思いますが、一般の企業でいきますと、もう今は労働外時間というのは本当に法律的なもので、罰金までされているということが挙げられております。月45時間、それから年間360時間という、それを超えれば罰金対象になるということも伺っておりますので、ぜひともまたこの働き方改革ではないですけれども、ぜひともその辺の削減をしていただきまして、金額ベースにしたら結構な金額になるわけですから、しっかりと昼間の時間帯の効率化も含めて、検討していただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質疑ですけれども、また戻りまして、資料No.8の38ページ、子ども医療費助成事業について質疑をさせていただきます。

この子供の医療費助成事業ですが、施策の目的に、子供たちに係る医療費の窓口負担を助成することにより、子供の適正な医療機関の確保及び子育て家族における経済的負担の軽減を図ることを目的としていただひます。本市の独自の制度としては、高校3年生まで対象年齢を拡充していただきました。本市におきましては、所得制限があり、多くの市民の皆様は所得

制限をなくしてほしいという声を私もいただいておりますが、市民からの所得制限の撤廃の声はこの役所のほうにもあるのか、こういった意見が出されているのかお尋ねしたいと思います。

○西村委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 子供医療費助成の件でご質疑をいただきました。市民からそういった声はないのかというお話ですけれども、年に何度か市長宛てのホームページからのメールを通しまして、そういった要望はあることはございます。

以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。何件かはあるということでございます。実は、この宮城県内の他の市町村を見ますと、高校3年生を対象年齢にしている自治体が、宮城県の自治体で8市19町村、または所得制限のある県内自治体が3市2町であるということが報道されております。この所得制限ありに塩竈市も入っているわけでございます。市民は新型コロナ禍の中で大変厳しい生活を送っております。子供の医療費の所得制限をなくす必要性があるのではないかと思われますが、その辺のお考えはあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○西村委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 5月の民生常任委員協議会でしたけれども、こういった所得制限の撤廃、逆に年齢の制限拡大、そういった面を含めました資料をお出しいただきまして、様々な面から検討しているところをお話はさせていただいたところでございます。こちら子供医療費の助成というのは、委員おっしゃるとおり重要な政策であると考えております。今後、市の全体の政策の中でこういった判断をされていくのかということだと考えております。

以上で終わります。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 直近では、岩沼市が昨年の10月に高校3年生まで拡大し、所得制限廃止をしております。また、隣の利府町も今年度4月から自己負担の廃止をしているわけでございます。しかし、これに充てる財源もやっぱり必要になってくるわけでございます。市税収入の増加策もぜひとも検討していただきまして、新たな近年本市の今増えております多分新築物件がどんどん塩竈市も増えているような傾向にあります。新築物件が増えれば、市税、固定資産税、それから上下水道も増加していくと思います。ぜひその辺の検討をしていただきたいと思います、その辺の市長、お考えは。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 この件に関しましては、これまでも市議会の皆様方からも各種ご要望はいただいております。私どもも慎重に議論を進めさせていただいております。と同時に周辺の自治体の状況がどうなのかということも常に把握をさせていただきながら、徐々にそういった条件の撤廃をされている自治体が増えてきているということは痛感をいたしております。

あと、先ほどいろいろなご意見が来ているかどうかということのご質疑もありました。実は3世代同居近居のこの事業については、皆様ご承知のとおり、大分好評をいただいております。ほぼ予算を使い切るというような状況で、ほかの町から引っ越してきていただいています。ただ、その皆様方から引っ越した前のところではこうだったのに塩竈に引っ越してきたらこうだったということの大変ご指摘も厳しく受け止めております。ただ、その一方で、やはりちょっと躊躇しているのは、年間4,500万円かかります、大体の概算で、それをこれから出し続けることの財源的な裏づけ等々についてはやはり塩竈市役所内で慎重に議論をさせていただかなければいけないと思っております。これは子育ての部分だけではなくて、市役所全体、先日も高齢者の方々へのということでございましたけれども、そういった全体のバランスの中でどうやってその財源を確保していくか、そこが正直申し上げてまだ煮詰まらないところがあります。やる以上は、途中でやめましたということではできませんので、その辺のところを慎重に今市役所内で議論をさせていただいているところでございますので、皆様方の厳しい声はよく存じ上げておりますので、それを踏まえた上でのしっかりとした再検討は市役所の中でさせていただくことはお約束をさせていただければと思っております。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひ財政のことも考えながらやはり必要なことはぜひとも行っていただきたいという検討していただきたいということでもあります。

じゃあ次の質疑に移ります。同じ資料番号の161ページの水産加工業の従業員の宿舎整備事業について質疑させていただきます。

この水産加工業従業員宿舎整備事業の目的ですが、水産業等の生産能力の向上のために漁業者、水産加工業者及び水産加工業組合等が実施する従業員確保のための宿舎整備を支援すると私は認識しております。そこで、この事業の生産性能力の向上と、それから従業員の確保の状況について分かる範囲で構いませんのでお尋ねしたいと思います。

○西村委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、水産加工業における従業員の現況でございますが、市内事業所の中には、やはり日本人の従業員確保が難しく、現在36社318名の外国人技能実習生を受入れしている状況でございます。こうした技能実習生の方々が本市基幹産業であります水産業、水産加工部の下支えをいただいているという状況でございます。そうした中で、やはり寄宿舎となったときに、民間の施設を借り上げるときに、外国人の方に貸したくないという大家さんとかが多いということもありまして、この事業につきましては、県と市が連動いたしまして、そうした寄宿舎を整備いたします事業所、組合に対しまして、助成、補助をさせていただいているという状況でございます。

なお、平成28年度からこの事業を進めさせていただいておりますが、昨年度までの実績といたしまして、11社が新築、もしくは修繕を行いまして、延べ約200名程度の従業員の寄宿舎を整備させていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。当然ながら、加工団地、また組合、それから様々な業種の会社がこの塩竈にあるわけで、やはり人手不足というのは避けて通れない部分があると思います。そういった中で外国人の宿舎ということで、318名の方いるわけですけれども、延べにして36社が取り組んでいるということで今確認させていただきました。

そこで、評価の部分で、Bのやや上がっている評価になっているわけですけれども、この事業そのものが一部企業になっているのではないかなというものもあるわけでございます。現況と課題に令和3年度は県の補助が廃止されるというのがちょっと挙げられておりますが、これによって塩竈市のこの整備事業はどう考えられるのかお尋ねしたいと思います。

○西村委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

現況と課題の中に触れさせていただいておりますが、今、委員ご指摘のとおり、県補助制度につきましては、昨年度でもって終了となっております。市の補助要綱上も県の補助の上乗せという形で定めさせていただいております。ただ、一方で我々が定期的に各事業所を訪問してニーズ調査させていただいております。現時点におきまして、新たな寄宿舎整備を希望する事業所、もしくは改修等を行いたいという事業所はございませんが、今後そういったニーズが出

てくれば、改めて県のほうにも働きかけながら、そういった対応をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。県事業はもう終わってしまうということで、今後の取組も今後の課題になってくるとは思いますけれども、やはり外国人労働者の住居に関してはなかなか厳しいものがあるということも先ほどおっしゃってございました。そういった部分で、やはり民間のほうの力も借りてそういった外国人の受入れというのをこれからの課題ですけれども、必要になってくるんじゃないかなと思いますので、しっかりとこの辺も含めて取り組んでいただきたいなと思います。

次の質疑に移ります。273ページの市民図書館の運営事業について質疑させていただきます。

この図書館運営につきましては、目的に地域を支える情報拠点として、地域や市民にとって資料や情報提供をし、市民の生涯学習の様々な課題解決を支援するとありますが、そこで、市民の要望にどのように応えていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○西村委員長 佐藤市民交流センター館長。

○佐藤教育委員会教育部市民交流センター館長 市民からの要望に対する対応ということになりますけれども、1つは、市民図書館でいろいろとネットを通じてとか、そういった要望等を受付をしております。それから、図書の貸出しなり、そういった予約サービスを受ける際に、どういったニーズがあるかといった部分についても当然把握をさせていただいているという状況でございます。これまで、そのほかにそれらをまとめたものを市民交流センターの審議会がございまして、審議会の中でいろいろ御意見をいただいて、最終的にはサービスの提供につながっているという中身になりますけれども、これまで実施したサービスとしては、例えば近隣の図書館の駐車場が3時間無料になったと、相当利便性が高いとなって、そういった部分ができないかという部分がありましたので、今現在は市のほうの駐車場ができましたので、その際には3時間の無料券を配るなどして、サービスアップ、そういったものの向上に努めているという状況になります。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。後で駐車場の件も言おうと思ったら今言われたので、3時間を無料にするということもありました。そこで、この1の事業費、資料購入費というのが表的に書い

であるんですけども、図書資料、令和2年度ですと4,432点、それから購入金額が959万3,000円ということで書いてあります。その前の令和元年度を見ますと、同じぐらいの規模で購入されているということでございますけれども、この図書費用というのは、毎年増えていくわけですけども、こういった管理を行っているのかその辺、私、分からなかったので教えていただけないでしょうか。

○西村委員長 佐藤市民交流センター館長。

○佐藤教育委員会教育部市民交流センター館長 図書館の資料につきましては、主に大人のほうを担当するような部分と、それから子供のほうを担当する係に分かれておまして、それぞれが選書を行って、図書を購入するというようなシステムで運用をしています。毎週1回、選書の会議をやりまして、月末になりましたら翌月なり何なりに整備をする図書を決めていくということで、毎週司書の担当者が議論して、こういった図書を入れましょうというのを決めて、それで発注して整備しているという状況になります。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 先ほど、私も市民からの要望ということで、この購入する選定なんですけれども、やはり市民からこういう本を扱ってというか、してほしいということで多分要望も来ているんじゃないかな、それに対してやはり購入の対象にされているのかなと、私、思ったんですけども、そういったことでよろしいですか。

○西村委員長 佐藤市民交流センター館長。

○佐藤教育委員会教育部市民交流センター館長 要望等も当然そういった部分も参考にしながら、一方で市のほうで整備をしていくということになりますので、時代のニーズとか、そういった部分を分析しながら、選定していく、当然要望もそういった部分では要素として加味しているという形になります。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 あとこの下に新聞とか雑誌というのがございます。この雑誌を見ますと、193タイトルという形で書いております。多分種類のには約200ぐらいの雑誌が並んでいるのかなと思いますけれども、これこういった種類の雑誌なんだろうかね、主に。

○西村委員長 佐藤市民交流センター館長。

○佐藤教育委員会教育部市民交流センター館長 今ちょっと手元にその辺の知り得る資料がございませんけれども、いろいろな週刊誌の雑誌でありますとか、あるいは専門的な部分も含めて

いろいろな部分を、要望等を加味しながら取り寄せているという形になります。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 この雑誌ですけれども、やはり図書館でございますけれども、ほかの図書館はちょっと分かりませんが、雑誌等は、私は自分で買うものじゃないかと思っております。ですから、ここに冒頭で情報の提供というのはありました。それから、市民の生涯学習の様々な課題解決という形で署名人の本なんかも必要で並んでいると思うんですけれども、雑誌とかはまた違うのかなと、私は思っておりました。こういったものは自分で買うものと思っておりましたけれども、それが今回というか、ずっと同じなんですけれども、約200タイトルぐらい並んでいるということで、これが必要なのか、必要でないのかその辺のお考えはないのでしょうか。

○西村委員長 佐藤市民交流センター館長。

○佐藤教育委員会教育部市民交流センター館長 1つ例えば新聞、雑誌、そういったものについてはご自分でという部分も考え方としてはあろうかなと思います。一方で、雑誌そのものも例えば最近ですと中つり広告を廃止するとかという時代が少し変わってきている状況もありますので、我々としてはもう少し、今現在それを楽しみに図書館にいらしている方々もいらっしゃいますので、そういった方々の状況等、あるいは新たなことも含めて、整理はしていきたいと思えます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。市民の方が望んでいるのであれば、これは必要なと思えますけれども、最後に、やはりこれだけの本が図書館に並んでおります。また、隣の市ではいろいろな大きな図書館も設置されているということで、やはり塩竈も利用頻度もだんだん、今回は新型コロナで下がっておりますけれども、下がってくるのかなと思いますので、質のいい効率も考えていただいて、これからの図書館に足を運んでいただけるような環境にしていきたいと思えますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひまして、私からの質疑を終わらせていただきます。

○西村委員長 それでは、暫時休憩いたします。

再開は10時45分といたします。

午前10時38分 休憩

午前10時45分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鎌田礼二委員。

○鎌田委員 おはようございます。私からも質疑させていただきます。資料はこのNo.8、ほとんどこれでいきたいと思います。短時間です。

まずは、432ページ、ここに令和2年度の決算の概況と特徴が書いてあります。決算規模としては1番ですね、令和2年度の一般会計決算額は、収入が約370億円と、歳出が約353億円と、前年比で歳入が36.5%、歳出が38%の増となったというところですね。これは新型コロナの関連かなと思うわけですが、決算の収支を見ますと、本年度実質収支は、約10億7,000万円の黒字決算と、単年度収支で約3億円の黒字と、実質単年度収支では、1億6,000万円の赤字決算となります。なかなか私としてはいい結果だったと思うわけですが、市長が市長になられて、最初の予算組みであったと思うんですよ、この令和2年度の、予算については、その決算がこういう結果で出てきました。市長のどう思われているのかこの結果内容について感想をまずお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 分かりやすく言えば、通常ベースの状況とは違う中での決算の評価だと思っております。国の新型コロナに関する交付金の状況の中で、その中でやり繰りを主にしてきた部分が相当数あるのかなと認識しております。その一方で、通常ベースのものを考えると、これまでの大きな塩竈市の山積する課題、例えばごみ処理場の問題だったり、市役所の庁舎の問題、もしくは市立病院の問題だったりという問題に関しては、内部で協議を進めてきて、その状況を市議会の先生方にもお伝えをさせていただいたところがございます。それに伴って、今後どうしていくかということの調査費等々を今年度つけさせていただいた部分もあります。これからどういう決算になっていくかというのは、今抱えている大きな様々な課題と、新型コロナの状況がどのようにフェーズの変化を果たしていくのか、このことによって大きく変わっていくだろうとまだまだ思っております。

ですから、大きな事業の判断とか、大きな予算に関わる問題については、やはり慎重に議論をしながら判断をしていく必要性を物すごく感じておりますので、今回の決算を見据えたときに、今、鎌田委員からはおおむね良好ではないかというご評価をいただきましたが、私どもにとっては、今回の件は新型コロナの状況の中での結果であると、ある意味では断片的に考えながら、もう少し分析をする必要があるのかなと、また、今年どうしていくかも含めて、昨年

の決算については慎重に分析をする必要があると考えております。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

次に、446ページに飛びます。経常収支比率についてお聞きをしたいわけですが、通常、平成23年はちょっと特殊ですが、それ以降については98%ないしは99%というような数値で来ているわけですが、今年の経常収支比率は95.5%と、大幅に下がっているわけです。私はここ数年というか、もうほとんどこの経常収支比率については、一般質問でも取り上げたり、もちろん決算でも毎回話をさせていただいているわけですが、やはり将来を考えた場合、自主財源、自由に使える財源ですね、確保が必要であって、比率的には、数値的には80%台に何とかして持っていくべきだという話をずっとやってきました。そんな中、ポイントがぼんと下がりまして、95.5%ということで、ちょっと喜ばしいことだと思うわけです。

そして、この資料のちょっと戻ります。435ページ、今度この普通会計の財政構成ということで、2番目の経常収支比率について書いてあります。経常収支比率は、先ほど述べたように、95.5%で、前年度より3ポイント減となったと、歳入面では普通交付税や臨時財政対策債が減となったものの地方消費税交付金が増となり、経常一般財源は約8,600万円の増となったと、この辺がちょっと若干からくりがあるのかなと思っているんですが、歳出面で一般会計での地方債発行抑制により公債費が減となったほか、令和2年度からの下水道事業の公営企業法適用化に伴い経常的経費・臨時的経費の仕分け見直しを行ったことで、見直しという項目が書かれているんですね。この見直しというところが大きく効いてきているのかなと思うんですが、この書き方によると、いわゆる95.5%という経常収支比率が目標としてやってこられてできたものなのか、偶然ということはないとは思いますが、その関係で出てきたのか、この仕分けでできたのかね、その辺のちょっと内訳をどういう状況なのかを詳しくお聞きしたいなと思います。

○西村委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 経常収支比率のご質疑をいただきました。

まず、鎌田委員、おっしゃるとおり、経常収支比率については、今年度95.5%となりました。主な要因については、ここに記載のとおりなんですけれども、まず、歳入については、8,800万円増になりました。主に減った要因である分子になりますけれども、経常経費の充当一般財源で下水道への繰出金の充当分が2億3,000万円ほど減少したというのが、まず1つが、公営企業

法適用になったことで、今までは資本費で計算されていたものが、減価償却費という考え方で計算方法が変更になったことで、償還期間と耐用年数の関係で単年度の繰り出し分が減ったという考え方で今回の3ポイントが大きく減ったという中身でございます。

以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、この下水道事業が公営企業法の適用化されたと、それに伴う考え方が変わってきたということなのかなと思うんですが、例えばこの公営企業化されなくて、従来どりのままの下水道であれば、それは仮定ですよ、どういった数値にこの経常収支比率はなりますかね。もうこうすると3ポイントぼんと上がっちゃうということになるのか、それはちょっと今は大変なのかもしれないんですけども、概算といいますか、財政課長の頭の中で、ああこのぐらいになるはずだなというその数値を聞きたいなと思います。

○西村委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 基本的にはならなければ、上がるという話になりますが、今回の下がった要因には雨水処理負担金と、一般会計は負担すべきものにつきまして、これの元利償還金については減っております。なので、3ポイントマックスで上がるかというのと、そこまでは上がらないという状況ですが、上がるということは間違いないと思っています。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 3ポイント近くがね、2.9ポイントとかぐらいなのか、2.2ポイント、2.3ポイントとか、そんな数値なのかというところでもイメージが変わりますが、そうするとこれがなかったらこの戻りますけれども446ページの経常収支比率の経過をちょっと見ますと、そうすると98.3%ぐらいとか、98.2%とか、下がってもそんなものだったのかなということになるわけですが、そんな感じですか。

○西村委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうですね。ちょっと若干がっかりしたんですけども、えらい努力をしてね、これ下がったのかなという、そんな意味でえらい期待を、喜んでいただけたんですけど、それにしても若干は下がっているということで捉えてよろしいわけですね。

じゃあ次の質疑に移らせていただきます。

次は、この経常収支比率の観点からずっといくと、やっぱり出ていくお金を減らすのがいいのかなと思うんですが、442ページ、これは各会計に対する繰出金の推移なんですね。今年度は合計で約37億円ですが、前年度から比べれば約17%減っているという内容にはなっておりますが、個人的に私から捉えれば、まだまだ多いなという思いでいるわけですが、繰出金については、財政課でどういったコントロールをされているのかね、ただ単にもう去年も聞いたかと思うんですが、各会計から出たやつをそのまま丸のみでただ合算しているだけなのかね、その辺の調整をどういった方法で調整されているのか、それから、その繰り出しについてはある程度の財政課の目標値を持っていて、そういった目標値に近づける努力をしているのかね、その辺をまずお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 繰出金につきましては、毎年出納閉鎖期間のときに、専決で補正予算に向けて各課とヒアリングをさせていただいた中で、出てきた数字を精査しまして、財政課として今回の令和2年度でいうと今回の繰出金を支出するというところで協議をしているところでございます。今年度につきましては、特に新型コロナ関係で、収入が大きく落ち込んだとか、例えば保険関係ですと、被保険者が減少したなどの要因もありますので、そういったところで今、下水道会計を除きまして増になっているという部分がございますが、こちらについては引き続き各課と採算性というものを最大限重視しながら、協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 この辺はね、すごく大切なことだと私は思うんですよ、今、財政課の課長からそういった話を伺ったわけですが、最終的にはそれは決済するのは市長になると思うんですが、市長はそれに対する要望やら、何やらこの繰り出しについてですよ、全体的なね、そういった注文をつけてやられているのか、どういったウェートを持っているのかね、その辺をお聞きをしたいという。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、ご指摘をいただいた部分につきましては、今日までの塩竈市の特別会計の様々な動向というのもちよっと側聞してきた部分があります。大分改善されてきているんだろうと思いますが、この中でも特に私どもがいろいろ気になっている部分は、例えば病院会計とかでもあるんですけれども、今、新型コロナの状況の中で、どのように判断するかというのは、な

かなかちよつとやっぱり見えにくい部分、あと予想がつかない部分がございます。当然、採算をしっかりと考えながら、経営をしていただきたいということはございますが、ただ、この新型コロナの状況をどのようにそれぞれが理解をして、今後に活かしていくか、生かせるのか、そのことについては、正直申し上げて、大変まだ難しい状況でもありますので、それぞれの会計の状況をしっかりと情報を精査しながら、細かく見ていく必要があるだろうと私は認識しております。

ですから、この新型コロナの1年、決算ですから去年の分になるわけですがけれども、冷静にちよつとこれをどのように判断するかというのは正直難しいと理解しております。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 やっぱり経常収支比率を80%台にすれば、自由に使えるお金も生み出せるわけですから、先ほどの菅原委員からの質疑の住宅の何とか近居、政策についても、先ほど市長から回答もありましたが、それなんかも優に続けることができるし、もっと充実することも可能になってくるわけですね。ですから、大きな問題だと私は捉えているんですよ。そんな意味で、やっぱり財政課、それから市長も含めてもちろん、各会計についてそれなりの目標値を財政課ないしは市長のほうから出すべきじゃないかと私は思うんですよ、努力目標を、目標はここだと、このぐらいしか認められないよという基準を出して、今後の財政に役立ててほしいなと思います。

じゃあ次の質疑は、今度また、出る側の考え方からいくと、445ページのちよつと義務的経費の推移、ここをちよつと使わせてもらいます。

これの中で人件費と扶助費が依然としてアップしてきていると、扶助費については、全国的な問題もあるし、そうなんでしょうけれども、ちよつとアップ率が高いなと思います。それもそうですが、人件費について、後で質疑しようなんて思っていた、この時間外の問題とかもあるんですが、この人件費が増えてきている要因として、どういう要因なのかね、この辺のなぜ増えたか、どういうふうに捉えているのかをお聞きしたいと思います。

○西村委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 人件費増加しておりますが、主な要因につきましては、やはり会計年度任用職員の制度が令和2年度から始まりまして、そのための例えば期末手当等であるとか、あと人数ですね、そういった会計年度任用職員の方が増加しているというものが主な要因でございます。

以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 じゃあそうすると要因はそれだけなのかなと思いますが、それだけなんですか。

それから、会計年度任用職員の関係だとすると、令和これは2年度の会計ですけれども、令和3年度の会計はこれとぴったり同じぐらいになるのか、その辺の内容を教えてくださいと思います。

○西村委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 会計年度任用職員ですので、総務のほうからお答えさせていただきます。

令和元年度にスタートいたしましたこの制度ですが、令和元年度につきましては、会計年度任用職員の期末手当の支給率が年間1.69月でございました。これが令和2年度になりまして、フルになりましたので、2.6月になったことによる増というのを今財政課長からお話をさせていただいた増の要因だと考えております。

それから、令和3年度でございますが、令和2年度につきましてはこの支給率が満額になったことによりまして、人数が変わらなければ、令和3年度については会計年度任用職員のところについては令和2年度と同じ水準になるのかと考えてございます。

以上です。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 分かりました。そうすると、令和3年度はこの額とほぼ同じになるんでしょうか、ほかの要因はないんでしょうか、財政課の課長、お願いします。

○西村委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 人件費、職員数も絡みますので、また私から説明をさせていただきます。

今、職員数につきましては、財政課の適正化の計画の中で、増となる要因はございませんので、基本的にはやはり人件費については令和3年度も同じ水準で推移すると考えてございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、これが会計年度任用職員の関係で増えたんだということであれば、来年は同じ金額になるだろうと、ほかの要因はないのかなという、今、会計年度任用職員の話を持ってきたわけですけれども、ほかの要因でこの人件費が上がっていることはないんですかというこ

とを財政課の課長にちょっとお聞きしたかったんですが。

○西村委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 正職員というのは年齢が上がらなければ基本的には新陳代謝の中で下がっていく傾向かなというのがあります。ただ、時間外、先ほどちょっとお話がありますけれども、時間外で増加する可能性もあるというところだと考えております。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、来年は変わらないと、ほぼこの額だということで了解、納得をしました。

それで、次にもう最後になりますけれども、資料No.21、今も話にも出た時間外勤務の状況について資料をいただきました。（「何ページですか」の声あり）資料No.21の8ページになりますね。

ここで先ほど菅原委員からも質疑があったんですが、この中で、一応新型コロナ関係で健康福祉関係が増えているという回答があったと思うんですが、この中で長寿社会課がピークで一番マックスで多いんですね。8,431時間という数値になっております。ほかにも確かに健康福祉部が多いわけですが、（「それは平成30年です」の声あり）これ平成30年、令和2年までのね、これ平成30年のところを見ていたということなのね、僕。それはちょっと失礼しました。

ここでお聞きしたいのは、こういった管理をされているのかね、それぞれの課ないしは部、それから人事面でね、こういったこの時間外管理をされているのかそこをお聞きをしたいところです。

○西村委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 鎌田委員にお答えさせていただきます。

時間外につきましては、事前申請制ということで、時間外をする前に夕方大体4時半過ぎからですが、所属長に事前に申請をしていただいて、承認をするという形で時間外の管理をしているところでございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そういった管理だけなのか、例えば僕もサラリーマン時代にいろいろ時間外がありました。職場のあれもありますが、もちろん、随時やるときのそれは手続としては、それは当然だろうと思いますが、会社全体として、目標として時間外を何%減らすとか、大幅に減らす計画が出たり、目標値が出るわけですね、まずは。その中で何とかやり繰りをして、どうして

やらなければならないものもありますから、当然、もちろんそういった許可を取りながらというのはありますが、そういう役所全体での目標というか、そういう計画は出されていないんでしょうか。

○西村委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 市役所全体での時間外というのについては特に明確な数字というのはございません。ただ、一方で先ほどお話をお話をさせていただきましたが、今、各課ごとに4月に期首面談、9月、10月に期中面談、最終的には期末面談ということで、各職員それぞれに業務のスケジュール、そういったものを出させて管理職と面談をしております。その中で、例えば時間外が増えそうな時期、あるいは業務につきましては、しっかりと管理職と職員が話し合いをしまして、個人だけになるべく偏らないということで、全体の時間外を抑制したいということでそういった取組をしているところでございます。

以上です。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そういった管理をされているということですが、私はやっぱり時間外が多いなら多いで、どういった理由で多いのかを調査をして、中身を分析をして、もちろん人手が足りないのであれば、もちろん増やす方向で考えるべきだし、そういうコントロールをしているのかどうかを質疑しているわけです。

あと内容にもよりますよね、時間外のね、例えば日中ほとんど暇で何もすることがない、極端な話ですよ、そういうことはないんでしょうけれども、夕方から忙しくなる仕事やら、いろいろあるんだろうと思うんですよ。私の職場でもそういうのありましたから、そういう場合は、時間差の出勤をしていただくとか、そういう手法がいろいろあるわけですが、そういうことも考えてないのか、そういうことはないのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○西村委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 今まさに鎌田委員おっしゃるとおり、民間、あるいは今一部の市役所、自治体では、フレックスタイム制ということで、例えば夕方、それから夜にかけて業務があるという部署については、フレックスタイム制を導入している自治体もございます。まだ、うちのほうでは導入はしていませんが、今後そういった時間外削減に向けた制度についても先進事例を調べながら、検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そういえば、フレックスタイムでしたね、思い出しました。ぜひそういったことも勘案しながら、効率のいい仕事をしていただいて、先ほどのお金なんでしたっけ、これも人件費の削減に努めていただければなと思います。

私の質疑はこれで終わります。

○西村委員長 続けてまいります。

辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 よろしく申し上げます。

資料No.8の主要な施策の成果に関する説明書を全てこの中から伺います。

366ページのコロナ対策情報発信事業について伺います。

かわら版として、新型コロナ対策情報を令和2年度では、10号まで発行されました。感染予防や支援事業など、小まめに発信され、感染防止の注意喚起とコロナ禍で影響を受けている方に支援につながる情報の通知ができました。また、市公式ホームページ、SNSの活用などで最新の情報、またユーチューブチャンネルでは、専門職員で制作しました動画「コロナに負けるな!ワンポイントアドバイス」などの掲載で、コロナ禍での心身の健康維持のアドバイスや不安を和らげる情報の発信と本当にお疲れさまです。

さて、新型コロナ感染は、全国的に減少傾向ではありますが、重症者や死亡者が増えており、宮城でも同様です。また、感染力が強く、重症化しやすいデルタ株の増加、家庭内感染も増えています。初めに重症化しやすい高齢者のワクチン接種から始まったわけですが、30代、40代の死亡者が増えて、早く接種したい、させたいと願うご家族の切実な声を聞きます。しかし、ワクチンの到着が遅く、先が見えないという状況があるため、当市では、確実な供給が確認できた上での予約の案内となっています。私も市民の皆さんにはそのように説明をしてきました。

しかし、ある高齢の婦人から「電話をしたけれども、予約が取れない、開始時間からずっとかけたけれどもつながらず、やっとながったら予約終了となった。本当に疲れてしまった。この先ちゃんと受けられるのか、ほかの町では接種が進んでいると聞く」と、とても心配をされていました。このような大変な思いをされながらの予約、まるで早い者勝ちという本当に異常な現実があります。担当部署の方としても本当に心苦しい状況と思います。市民のこのような意見、不安に対してこれからもワクチンの供給状況を伝え、時間はかかるが希望する市民には全員接種を行うと繰り返し発信して、少しでも安心できるようお願いしたいと思います。

電話でもう少し予約が取れやすいような人員の拡大、かわら版に再度受けられる医療機関が一度出ていましたが、そこにはまだ詳しい情報は書かれていなくて、電話番号は入っていませんでしたが、また、電話番号も入れた案内の掲載をしていただいたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 ワクチンの予約のなかなか取りづらいということで、コールセンターへの電話の案内を記載してはどうかというようなご質疑だったかと思います。かわら版のほうにも予約の際には、ウェブかコールかということで、コールセンターの番号を記載はさせていただいていたかと思います。各個別の医療機関に関してもコールセンターを通じての予約ということになっております。

なお、皆様には、委員、おっしゃったように、希望する方にはきちんと接種ができると、今後の見通しのような部分でありますとか、こういう予約方法があるということで、なお丁寧な情報発信を行っていきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 すみません。次に、確認ですけれども、本人のかかりつけ医師以外の開業医の先生にも接種は可能かどうかの確認と、また、医療機関の枠は少なく埋まってしまっているということで、じゃあこれはコールセンターを通じてということでもいいんですね。分かりました。

この厳しい状況を本当になかなか入らないので大変ということを繰り返していただきたいと思いますが、いかがですか。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 予約についてのご質疑ということでよろしかったでしょうか。予約について、今回9月分の予約を取らせていただいたところですが、緊急事態宣言ですとか、県内の感染状況が増加したということで、大変皆さん、熱心に予約を取っていただきまして、大変短い時間で埋まってしまって、なお、電話の方はウェブの方の速さになかなか対抗し切れないという状況があったと認識しております。電話の方に関しましても、一定程度電話の方でも取れるような枠をこちらのほうでもご用意はさせていただいているところではございますけれども、10月の予約も10月頭には、また開始するというので、皆様のほうにこちらで大体の12歳以上の人口の方の8割の方が打てるような10月中の予約を目指して行っております。

すので、そちらのほうでまた周知を行っていきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。今12歳以上の接種についてお話がありました。この接種ですが、子供たちも含めた学校からの副反応についてや、また身体上、ワクチンを受けられない児童・生徒もいるなど、情報はされていますが、受けた受けないで、子供同士トラブルなど起きていないでしょうか。

○西村委員長 委員に申し上げます。決算審査の範囲内の質疑でよろしくお願いたします。

(「はい、分かりました」の声あり) 辻畑委員。

○辻畑委員 すみません。市内の感染状況はどのように把握されているのでしょうか。

○西村委員長 すみません。資料番号とページ数をお願いします。先ほどコロナ対策情報発信事業という参考資料366ページという話をされていましたが、今の件では。辻畑委員。

○辻畑委員 情報は同じページです。市内の感染情報を発信されていますけれども、どのように把握されているか教えてください。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 市内の感染状況というお話でしたが、県内の感染状況ということでは、県のホームページに、市のホームページからリンクを貼って、そちらの情報に行けるよう情報発信も行っているところでございます。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 これからの市の対応として、県から情報は流れてくるということではありますが、市独自としてどのような感染状況ということを経後の対策について努めて情報を取っていただきたいと考えます。

では、次に参ります。同じ資料No.8の387ページ、小学校、中学校の新型コロナウイルス感染症拡大防止事業について伺います。

この事業では、サーマルカメラの設置や消毒、清掃作業の業務、マスクの配布及び保健師、保健衛生用品などの配備が取り組まれています。ワクチンの供給の関係で接種が進められない実情の中では、感染の予防が大切となります。多くの専門家からはワクチン接種を受けても、引き続き予防は必要で、マスクの着用、3密の回避、換気等、これまでの基本は必要とされています。学校対策として、衛生環境の向上、手洗いの励行、マスク着用は必須です。今後も市

として定期的な不織布のマスクの支給は考えていらっしゃいますか。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 それでは、不織布のマスクの件でお答えいたします。

今回、マスクの配布及び保健衛生用品等の各学校への配布ということで、昨年度はマスクの緊急的な需要がある中で、国のほうでもマスク配布と併せて、なかなかマスクがご家庭で準備できなかったような実情がありまして、二度ほど配布させていただいた経過がございますが、今現状では、各ご家庭のほうでマスクを準備して、着用していただいている状況でございますので、学校のほうとしては不織布のマスクは今防災備蓄などで頂いている各学校で保管している不織布マスクを忘れてきた子供たちには十分なマスクを用意しておりますが、基本的には準備していただいて、その他、例えばアルコール消毒液ですとか、あと入ってきたときのサーマルカメラの代わりに、スタンド式のサーマルカメラで、入り口で検温できたりとか、そういったもので保健衛生体制は充実させてきておりますので、そういったことで対応していきたいと考えております。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。その場の緊急事態ということで、マスクを配付ということではありますが、今ワクチン接種がなかなか進まない中でやはり予防という点では大きな役割があると思うんです、マスクは。なので、ご家庭で購入をとということも併せて、なかなか家族皆さんが毎日使う清潔なものですから、これを自治体で配布という考えはありませんか。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 先ほどの答弁と似たような形になってしまいますが、今、マスク着用については、学校に限らず外出する際とか、そういったときに各ご家庭で当然マスクをされながら、日々生活をされていることかと思えます。学校においては、そうした中でなかなかもし忘れてしまったときとか、やはりそういったときの対応を検討しておりますが、改めてまた全校生徒に配るといふようなことまでの検討はしていないところでございます。

以上であります。

○西村委員長 辻畑委員に申し上げます。決算の審査なので、決算の範囲の中で質疑をよろしくお願いいたします。辻畑委員。

○辻畑委員 このマスクについては、決算に入っていますが、このマスクについて続けてよろしいのですか。続けていいですね、事業内容に入っているのです、マスクについてはいいかと思

われますが。

○西村委員長 どうぞ質疑をよろしくお願いします。

○辻畑委員 すみません。何度も言いますが、マスクの配布は、今貧困の問題も大きなことですので、そういう面で支給をとということをお願いしていますが、いかがでしょうか。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、辻畑委員のご質疑を聞きながら、1年前どうだったのかなということ思い出しておりました。その当時、マスクがなかなか手に入らない、限りある備蓄マスクを配布させていただいたのを懐かしくちょっと思っているところがございます。それと同時に、その後、塩竈地区婦人会の皆様方からのお力添えもいただいて、手作りのマスクを届けさせていただいたり、その後民間の企業の皆様方から多大なるマスクのご寄附、消毒液のご寄附を頂きました。それと同時に学校、保育所、幼稚園など、少ない量だったんですけれども提供もさせていただいたという経緯もございます。これからもマスクとの付き合い方はもうご承知のとおり、しばらくはこのままの状態が続くだろうと認識しております。ですから、ご寄附を頂いた相当数のマスクが今市役所にも各学校にも備蓄をさせていただいておりますので、その時々々の状況をしっかりと鑑みながら、使っていただくための備蓄でございますので、その観点を忘れないように、これからも注意深く学校の皆様方の状況、市政の状況を的確に見させていただきながら判断をさせていただいて、困らないようにさせていただく努力は続けさせていただきたいと思っております。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。それでは、次に移ります。

43ページ、子どもの生活に関する実態調査実施事業についてお伺いいたします。

この事業は、子供の貧困対策に取り組むために行われ、家庭の生活環境や経済状況、子育て家庭のニーズの把握を行うとても参考になる貴重な調査と考えます。全体的に特徴的なことはどんなことですか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 子どもの生活に関する実態調査実施事業についてのご質疑をいただきました。こちらは小学校5年生、それから中学校2年生、それからゼロ歳から18歳未満のお子様を持つ保護者に対しての調査となっております。こちら、44ページに書かれていますけれども、現況と課題というところで、本市の貧困世帯の割合が12.7%ほどだったと

ということです。そして、生活が苦しい、大変苦しいと感じている世帯が33.8%あるということで、一定程度生活が苦しいというところの結果が得られております。

また、独り親世帯ですとか、多子世帯、そういったところに関して困窮度があるということが結果から得られているというところではあります。

また、貧困層の親の傾向といたしまして、気持ちの面での不安定ですとか、不安や孤独を感じている、そういった結果も出ておりました、そういったところが子供さんへの今後の育ちへの影響が出るのではないかと感じているところではあります。

以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 この今後の課題としまして、貧困の連鎖のリスクの抑制を図る取組、または支援策として、教育支援や生活支援、経済的支援、また就労支援など、多岐にわたることから、地域のボランティアなどの担い手の確保、また関係機関との協力が挙げられています。これについてももう少し詳しくご説明ください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 今、お話がありましたとおり、教育支援、生活支援、経済的支援、そういったことを今現在も既に行っている事業がございますので、そういったところをさらに必要な方に知っていただく、そういうところで周知を図っていくというところを関係機関にお願いしていただければいけないと感じておりますし、今回の結果をさらに知っていただく取組、関係部署のほうにご説明に上がるだとか、あとは市民の方にも結果についての内容を知っていただくような取組をしていただければいけないということを感じております。

以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 各関係機関によろしくお願いたします。この調査の中の暮らしの状況では、全体として苦しい、また大変苦しいが約3割を超えています。経費について負担が大きいと感じているものは貧困の世帯では保育料、授業料が26%、学用品、制服や、靴やノートなどの身の回りのものが50%、学習費、教材34%、給食費19%など、割合が高くなっています。この新型コロナの中で減収している世帯が増えています。ボランティアの確保も大切な取組ですが、目の前の困っている経済的な支援をするために、年度途中でも受けられる就学援助制度を分かりやすく一度、私、その用紙を頂きましたが、ちょっと分かりづらいところもあつたりして、あと

子供たちが学校からもらってきたものをちゃんと届けないというちょっと忘れてということもあると思います。なので、まず、分かりやすく、または本当に経済的にこの新型コロナの中で大変になったご家庭に、まずは相談ということで、今は学校からいろいろな連絡がメールで行われていますので、そのメールを活用して、紹介するのもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○西村委員長 吉木教育長。

○吉木教育委員会教育長 学校の就学援助、準要保護、要保護世帯へのその紹介ということで、今、入学説明会のときに保護者さん宛てに、まず、入ってくる方々に知らせております。あとは、年度初めのPTA総会とか、そういう形でも紹介して、今、委員がおっしゃったように、コロナ禍でかなり厳しくなっている家庭もあるというところがございます。実際、若干去年より人数がほんの1つの学校で1人、2人同じ時期に比べると増えているのが現状でございます。ということで、さらにまたPTAの役員会とか、授業参観もなかなか新型コロナでできないんですけれども、そういう機会を見て、また保護者さんに周知していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。ぜひ小まめにメールも活用しながら周知をお願いしたいと思います。

今後の支援として、子供のためにどのような支援が重要かと思う、私、このこれをこれくらい取っておりますが、子供のためにどのような支援が重要と思うかの質疑には、貧困世帯では、生活や就学のための経済的な補助が6割近く、こども食堂のような無料もしくは安価で食事ができる場所の割合が、希望が高くなっています。まずは、しっかり食べるということができ、これを保障するために給食費の減免制度、これはいかがでしょうか、必要と思われませんが。

○西村委員長 辻畑委員に申し上げます。よろしいでしょうか、辻畑委員、一般質問ではないことを念頭に置いて、決算審査ということでお考えいただいて質疑のほうをよろしく願いいたします。

佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 それで、給食費の関係でございます。すみません。ちょっと今回の資料の番号ではございませんので、口頭で大変恐縮でございますが、今給食費につきましては、要保護児童の方々については給食費を公費で負担しているところがございます。

ですので、実際、経済的に苦しい方についてはきちんとそういったことで対応しているところ
でございますので、全額公費ということになりますと、費用と、あと近隣市町村の中でもまだ
実施しているところが少ない状況でもございますので、現状では、こういった形で昨年度やら
せていただいているところでございます。

以上でございます。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ほかのところではまだ少ない取組ということではありますが、ぜひいい方向に向け
てご検討をお願いいたします。

貧困についても一つ伺います。お母さんたちのご家族の貧困の悩みというその中で、今、
生理の貧困という言葉が世界的にも広がっています。政府の経済財政運営等改革の基本方針骨
太の方針に今年生理の貧困への対策が初めて明記されました。自治体に対して生理用品の提供
を交付金で支援すること。

○西村委員長 すみません。辻畑委員に申し上げます。資料番号と該当ページは今のままでよろ
しいのでしょうか。（「はい、そうです」の声あり）その中で、今の項目が明記されていない
部分がありますが、決算審議には該当しないと思いますのでその辺ご了承ください。挙手をお
願いします。辻畑委員。

○辻畑委員 大変失礼いたしました。

資料8の254ページから257ページの教材備品等整備事業について伺います。

小学校でも中学校でも既存教材備品の老朽化が進んでおり、課題として、確かな学力の育成
を図るために、教材の安定かつ計画的な入替えが必要と明記されています。この金額で十分賄
えていますでしょうか。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 教材備品等整備事業でございますが、こちらについては、
各学校のほうに毎年度教材備品で必要なもの等を紹介させていただいて、特にこの中の例えば
第一小学校ですと、薬品庫とか、あと第三小学校で堆積地形模型などは、国の理科備品整備事
業の補助金なども活用しながら整備をしているところでございます。今のところ各学校、要望
を受けておるところの中で、非常に老朽化して苦勞しているというようなことをお話いただ
いている状況ではなかったのですが、なお、各学校さんの状況に応じて賄えない部分については、
対応していくような形で考えていきたいと思っております。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。この小学校も中学校もなかなか老朽化が進んでいるということが課題に書いてありましたので、念のために伺いました。

先日、白石市の中学校でサッカーのゴールポストが倒れて、生徒が死亡する痛ましい事故がありました。塩竈市では、この環境の安全を図るための点検はどのような体制、頻度で行ってきましてでしょうか。用務員の配置状況はどうなっていましたでしょうか。

○西村委員長 すみません。その件につきましても、資料に載っている安全対策ということで。

白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 それでは、備品管理ということでお答えいたします。

まず、備品の管理ですけれども、まず、夏休み前とか、冬休み前などの長期休業前に備品管理ということで、一斉の点検を学校では行っております。それで、もう使用に耐えないものとか、廃棄するものなどについて一斉に点検をするというのが、まずこういったものとしてはあります。委員、最初におっしゃった遊具等の安全点検につきましては、さらに頻度は多くて、月に1回、例えば何月1日みたいにしてそれは安全点検の日というような形で学校のほうでは定めまして、全員の教員がグループで、それから例えばゴム製の金づちみたいなやつでたたいて、ずれをチェックするなどしながら、ここは安全だということを確認し、管理職にもそれらの表をしっかりと回して、用務員さんがここを修繕するとか、あるいは教育委員会のほうに修繕依頼が来るとかして、あとはどうなったのかということまで見届けております。さらに、白石の事故があつてから、なお一層それを強化したというか、見方というか、視点を増やしたという見直したということもあります。

それから、用務員さんですけれども、各学校に1人ずつおります。

以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。子供の安全のために小まめな点検、これからもぜひよろしくお願ひ申し上げます。

では、次に参ります。22ページから26ページ、ここは児童虐待に関する事業であります。この新型コロナの中で、家庭の経済状況の悪化や精神的な不安の増加などに伴って、家庭内の虐待が増加し、子供を取り巻く状況は厳しくなっていると思います。児童虐待の事件が報道され、関心は高まっています。この22ページを見ますと、当市でも相談件数は令和元年337件、令和2

年度は395件と増えています。保育所、幼稚園、学校などの関係機関との情報共有、また、専門家による的確な支援方法の助言を受け、支援方法の改善を図る対策が進められています。この家庭児童相談事業、23ページの現況課題1に、虐待発見時の初期対応の共有を図り、それに基づく対応が必要とありますが、先日も近所の方が「窓越しに怒鳴る親の声と泣き叫ぶ子供の声を聞くが、どうしたらいいのか」と心配されていました。通報することのためらいもあるようでしたが、広報の相談窓口の中に、何か分かりやすい表記をしてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 虐待を見聞きした際の相談先ですとか、通報の連絡先についての周知ということのご質疑かと思えます。ホームページですとか、広報紙、そういったところを使いながら、相談先についての周知をしています。塩竈市ですと子育て支援課が担当になりますし、それから県ですと児童相談所などがございます。児童相談所には、189という電話番号があって、そちら直通で最寄りの児童相談所に無料でかけることができる電話番号がございますので、そういったものをさらに市民の方に知っていただくような周知の方法を考えていきたいと思えます。

以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。お願いいたします。

子供への虐待はそれまでに至る親自身の葛藤や悩みなどもあると思えます。生活の安定、家族の人間関係など、複雑な要因があり、支援は大変なことと思えます。再発のケースもあり、発見から落ち着くまでの丁寧な対応が必要と考えます。スーパーバイザーの助言も受け、また、学校と関連団体との連携で取り組んでいるようですが、相談員の人数など、今十分な体制は取られていますでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 相談員については、会計年度任用職員が3名おります。それから、直接の担当の正職員が1名、それから兼務として係長も携わっているということになります。それから、課内でも家庭訪問など必要な場合は、課のほかの職員も担当するという事で、課を挙げて対応しているということになりますし、今年度からは、にこサポ、子育て世代包括支援センターが壺番館に来ていますので、にこサポの職員に対応を担当していただい

て、協力いただいているというので、今年度から強化ができていていると思っております。

以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。子供の虐待の防止と解決は本当に地域社会全体の課題です。行政と地域、社会が連携し取り組むことが何よりも大切です。これまで本市でも地域の皆さんと協力しながら取り組んでこられたと思います。そうした努力を一層強める上でも体制を強化していかれることを強く願います。

以上で終わります。

○西村委員長 ここで先ほどの総務課長の答弁について、鎌田議員から質疑の件ですが、訂正の発言を行いたいということが出ています。

鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 先ほど人件費の増要因の鎌田委員からのご質疑の中で、ちょっと間違いがありましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。

令和元年度から令和2年度に増えた要因につきまして会計年度任用職員で間違いはございませんが、会計年度任用職員制度がスタートしたのが令和2年度でございます。先ほど私、令和元年度と答えたんですが、まずは令和2年度にスタートしたということで、それまでは非常勤の時給のところから月給になったというところで大きくまず人件費が増えたとなっております。

それから、令和3年度に増えるのかというところではございましたが、令和2年度、やはり会計年度任用職員の支給率の期末手当ですが、それが約1.6月でございます。令和3年度には、これが約2.5月になりますので、やはりこの部分で人数は変わらなくても、令和3年度に人件費は伸びるという見込みでございます。大変申し訳ございませんでした。

○西村委員長 では、暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○辻畑副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いい

たします。

伊勢由典委員。

○伊勢委員 大変恐縮しております。ちょっとフライングしましてごめんなさいね。

私のほうからちょっと令和2年度の決算でございますので、令和2年度の事案の絡みでちょっと何点かお尋ねをしたいと思います。

資料No.8の285ページを開いていただければと思います。

そこで、ここでスポーツ施設管理運営事業ということで、所管は恐らく生涯学習課スポーツ振興課ということになるのかと思います。285ページの2の野外スポーツ施設というところで清水沢スポーツ公園、ここに利用件数が355件、1万6,000人ぐらいですかね、利用されているとなっております。そこで、この公園、利用頻度が非常に高く、私も近くに住んでいるものから、非常に活発だと、新型コロナ禍の中でも、これどう管理されているのか、その辺からお尋ねしたいと思います。

○辻畑副委員長 鈴木生涯学習課長。

○鈴木教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 清水沢スポーツ公園についてのご質疑をいただきました。管理の方法ということでございますが、スポーツ広場につきましては、生涯学習課で体育協会と一緒に委託をしながら管理をしております。

以上でございます。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、これほど利用の回数が高いスポーツ公園ですが、ちょっと残念ながら令和2年度の時点でもあったかな、その前からあったんですけども、2か所の階段が大分傷んでいるんですね。トイレ側とそれから道路側というのか、それでその傷みについて、何とかならないかなという思いを常々持っていました。改めてその辺の対処方はどうだったのか、少し答弁をお聞きしたいと思います。

○辻畑副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 施設のほうの管理になりますので、土木課のほうでお伝えしたいと思います。

今現在、清水沢公園の入り口の階段につきましては、損傷が進んでおまして、2列ある階段の1つを安全確保のため通行止めになっている状況でございます。これまでも劣化や損傷につきましては、直営班による補修を行っているところでありますが、今回の階段の部分は、基礎

の部分が崩れているような状況でございまして、根本的な工事が必要ではないかと今思っております。今後は、その損傷の程度とか、範囲とか、そういった損傷状況を詳しく調査しながら、計画的に修繕を行えるように検討してまいりたいと考えております。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ひとつ市民の皆さんが気軽に使っている施設ですし、多くの方々が利用されているスポーツ公園ですので、ぜひとも速やかな計画的な補修対応についてぜひ図っていただきたいと思います。まずひとつ担当のほうともよろしく願いをいたします。

次に、今度は資料No.8の主要な成果のほうにちょっと目を触れさせていただきます。

1つは、317ページのところに、収納率向上対策事業ということで、316、317ページぐらいにあります。主要な施策の成果の2のところ、平成29年度から収納の対策のために分かりやすく言うと宮城県地方税滞納整理機構への参加と、ここで回収してましたよということで、隣が実績として載っております。この案件でもう一つ論を進めていけば、資料No.21の105ページのところをちょっと改めてですね。105ページの下段を見ますと、未参加の市町村が結構多くなっているんですね、平成30年から令和2年度の下段の表ですね、宮城県地方税滞納整理機構の構成団体市町村についてということで、県内の未参加の市町村が増えて、平成30年度から令和2年度の関係でいいますと、下段の表で近隣でいうと松島町も加わって、近辺でいうと多賀城市、七ヶ浜町、この辺も既に宮城県地方税滞納整理機構も離れていると、利府町もなのかな。そんな感じになっております。

そこで、改めてこういった宮城県地方税滞納整理機構について、ちょっとだけこの数字で間違いないかどうかだけ確認させてください。

○辻畑副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 すみません。お答えいたす前に、この数字というのはどの数字のことでしょうか。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 じゃあこれの委員長、ごめんなさいね。この成果とこれから資料No.21の105ページの市町村の不参加というのはこれでいいのかどうか確認させてくださいという意味です。

○辻畑副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

宮城県地方税滞納整理機構の令和2年度の不参加の市町村ですけれども、こちらに書いてい

るとおりというところでございます。

以上でございます。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 塩竈市からの分担金はどのくらい払っているんですかね。

○辻畑副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

申し訳ございません。資料番号7の82ページをお開きいただきたいと思います。

下段のほうに18節の負担金補助金及び交付金の右側に行きますと、宮城県地方税滞納整理機構市町村負担金というものがございまして、そちらのほうには13万8,000円ということで、令和2年度は13万8,000円負担させていただいております。

以上でございます。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。私どもはやはりこの宮城県地方税滞納整理機構について、やっぱりもうそろそろ離れてもいいんじゃないかという思いを常々思っていますし、これまでの関係でいうと、やはりこれは賛同できない案件ということで、申し述べておりましたので、その辺の確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、もう一つ、資料No.8の307ページでございます。

ここで私どももこの308ページのところでマイナンバーの普及率について記載が令和2年度分で触れられております。ざっと3割ぐらいなんですかね、普及率として、マイナンバーについて、これは問題ではないかという問題意識を私たちは常々持っている、あわせて、今後の現状と課題というところを見ますと、下段の2行目、今後とも健康保険被保険者証としての活用をはじめ、様々な活用策が予定されていることから、引き続きマイナンバーカードの普及促進を図ると、こう書いてあるんですね。ということは、非常に医療保険、我々は医療保険は保険証を出しての関係ですけれども、マイナンバーカード、今後の関係からいうと、そういう医療保険としての意味合いもあって、非常にデータ流出というか、そういうおそれもあるのかなとやっぱり様々懸念する声は国民の声はございます。この点について、どんな形で、今3割ということですが、国の動向も照らし合わせて、この現状と課題の健康保険被保険者証の活用というのは今後想定されるのはいつ頃なのか確認させていただきたいと思います。

○辻畑副委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 健康保険証の活用でございますけれども、実際の具体的な時期については、まだ国のほうから示されていないとこちらでは把握しているところでございます。

以上です。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 既に我々の報道等で、こういったものも今後はやっぱり活用する方向になるのかなと思います。今回の9月でデジタル庁もつくられていくので、こういったマイナンバーをさらに進めていくことも含めた流れが加速するのかなと思いますので、これも私たちとしてはやはり賛同できない案件、国の政治の絡みですからね、地方自治体はそれを実際実行、施行せざるを得ないという立場にあるんでしょうけれども、それは1つそういうことで私たちは賛同できない案件だということを申し添えて、これで終わらせていただきたいと思います。

次に、資料No.8の43ページのところを開いていただきたいと思います。それで、午前の質疑の中で、子供の貧困実態調査というのが随分と議論されました。私も施政方針の質問から一般質問の中でも、あるいは取り上げてきましたし、我が党の市議団としても調査をすべきではあにかと、こういう意味合いでの質疑をしたりはしてきました。そこで、前段、子供の貧困のアンケートは分かりました。それで、答弁として、教育、生活、経済の支援ということで、様々大きくりの答弁はいただきましたが、令和2年度新型コロナ禍の中で、今言った教育、生活、経済支援というのはどんなふうに来てきたのか、具体的事例でちょっと示していただければと思います。

○辻畑副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 子どもの生活に関する実態調査実施事業の関係で、貧困対策の事業をどのようなことをやってきたかというご質問かと思っております。まず、教育支援でございますが、生活福祉課のほうで、生活困窮者に対する学習支援などを行っておりますし、令和2年度ですと、教育部のほうで同じように就学援助を利用しているお子さんなどを対象とした学習支援を行っていたということを聞いております。

それから、経済的支援ですと、就学援助ですとか、第3子以降の小学校入学の際の入学祝金、それから独り親世帯に対する児童扶養手当、生活保護、そういったことがあるかと思っております。

また、生活支援に関しましては、未就学児の就労している親御さんが利用できるような保育所ですとか、それから小学生ですと仲よしクラブ、そういったものがあります。また、預かってほしいという場合のファミリーサポートセンター事業、そういったものもあります。それか

ら親御さんが働きたい、就労したいという場合に関しまして、就労のために資格を取得するための高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、こういったものが独り親家庭に対するものになりますが、そういった支援がございますので、そういったところをご紹介しながら、活用していただいているということです。

以上です。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。アンケート始まって様々、担当のほうでもできる範囲から子供の貧困対策というのは、教育、あるいは経済支援ということでやってきたんだと思うんですね。

そこで、改めてこのアンケートについて、今後どう生かすという視点で物事を考えた場合、現況と課題の中でも様々語られております。同じ44ページのところで、地域のボランティア、担い手確保というくくりになって、2のところで語られております。そこで、こういった地域のボランティア等の支援体制というのはどのようになっているのか、令和2年度に関わって教えていただければと思います。

○辻畑副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 もともとほっとスペースづくり支援事業という事業を行っております。これは、こども食堂ですとか、学習支援事業など、子供の居場所づくりを行う団体さんを応援するという事業になっております。昨年度に関しましては、新型コロナの影響もありますので、活動している団体が本当に少なかったというところがありますが、そういう子供の居場所づくりを行うような活動をしている団体が幾つかありまして、そこに携わるボランティアの地域の方たちがいるというところです。

以上です。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 新型コロナ禍で非常に活動の幅もどうしても制限される、それは理解するところですが、改めて考えた場合、今言ったような政策なりは分かりましたということになるんですが、改めてアンケートを今後生かす上で、例えば子供の貧困についての、計画みたいなものを少し練っていくというか、やっぱり行政ですから、計画行政ということが前提になるんじゃないけれども、そういったことも含めて考えているのか、あるいは考えていらっやらないのか、その辺だけちょっと教えてください。

○辻畑副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 今回、ニーズ調査をしてどのようなニーズがあるかどうか、貧困に対する状況が分かりました。子育てに関しましては、第2期のびのび塩竈っ子プランというものがあります。令和2年度からのものですので、その中には、反映することはできなかったんですが、例えば中間で見直しを行うとか、そういった際には、貧困に対する計画の内容も盛り込む、または次のびのび塩竈っ子プランをつくる時にほかの市町村ですと、大体そういうパターンでして、子ども・子育ての計画の中に一緒に貧困の内容を入れているという市町村が多いので、塩竈市もそういった形で計画というか、実施事業を体系的に考えていきたいということを考えています。

以上です。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 全国では、何か667の市町村がそういった計画を持っていらっしゃるようです。これはネットで調べるとそういうものが出てきますし、県内だと、仙台、石巻、白石、大河原、そして柴田、松島、利府町と、こういうところで一定の計画をつくられていらっしゃるの、今答弁の中でお話があったように、ぜひ中間的な見直しというのか、そういうのも含めて、ぜひアンケートを組み込んでいただいて、そしてやはり実りあるそういった取組につなげていただければ、なお幸いかなと思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思っていますところ。何かあれば、今の点で担当のほうで何か。

○辻畑副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 まずは、このニーズ調査を市民の方にも塩竈市の子供たちがどういう状況なのかということを知ってもらいながら、地域の方たちと一緒に子育てをしていくということを目指していきたいと思いますので、貧困というだけでなく、子供たちのために、または子育てをしているご家庭のためにやれることが何かということを市民の方と考えながらそういった計画にしていきたいと考えます。

以上です。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 行政も、それから地域もぜひそういった取組、一体となって進めていただければ、様々な意味でネットワークが発展していくのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。今述べたことはまずこれで終わります。

それで、次に、資料No.8の129ページのところを開いてください。

それで、129ページ、自主防災組織育成事業ということで、自主防災組織の育成事業ということでこれは触れられております。それはそれで、発展はさせている課題だと思っておりますが、そこで、隣のページの129ページのところの成果で、防災マップの更新と、自主防災組織の云々と、こう書かれております。何かの機会でもこういった防災マップの更新というのはどこかで聞いたと思うんですが、改めて今、現在どのようになっているのか、いつ頃新たな防災マップ等が公表されて、我が市のハザードマップ等についての作成がどのようになっているのか、その辺だけ確認させてください。

○辻畑副委員長 井上危機管理監。

○井上市民総務部危機管理監 それでは、防災マップの更新という形になります。今年度もしくは来年度に向けて、今の防災計画の見直しをかける予定でいます。今、作業をしているところですが、それに伴いまして、県のほうから新たな浸水想定区域の発表がございます。そちらを参考に防災マップを変更していきたいと考えております。

以上でございます。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 浸水区域ね、もう一つは、土石流、危険な崖崩落地というのも市内に結構あるのかなと思うんですね。前も見させていただいたんですが、実は熱海のああいった大事故があって、塩竈は大丈夫なのかなと、よく私たちも市民の皆さんから聞かれるので、そこも含めて防災マップの中で反映して、今後の市民の皆さんへの啓発等はどのようになっているのか、その辺だけ教えていただければと思います。

○辻畑副委員長 井上危機管理監。

○井上市民総務部危機管理監 土砂災害のマップにつきましても、別としてつくってありますので、そちらのほうも更新していきたいと考えております。

以上でございます。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、その更新後の例えば市内でも何か所かそういう土石流に近いというか、崩落地域というのがあってあるんだろうと思うんですね。そうすると地域住民の皆さんへの啓発というのはどんな形で進められようとするのか、今後の想定ですからね、その辺だけお尋ねしたいと思います。

○辻畑副委員長 井上危機管理監。

○井上市民総務部危機管理監 そちらも含めながら、今後検討していくつもりではございます。

以上でございます。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 じゃあ公表を待っていますので、ぜひ丁寧な住民の皆さんへの啓発等をよろしくお願いをしたいと思います。

次に、136ページのところに、よく議会の中でも話題になる防犯カメラについて触れられております。それで、この施策の成果の137ページを見ると、駅というのか、大体本塩釜駅前、本塩釜のアクアゲートに3台、西塩釜駅に3台、塩釜駅に1台ということで設置はされたようです。それで、防犯カメラの何か確か条例をつくって、設置についていろいろ進めてはきているんですけども、改めて例えば過般、本町なんかで盗難事件なんかがあったりして、その要るということも含めて、やっぱり防犯カメラの意味合いは非常に大事だと思うんですけども、その辺で何かで防犯モデル地区を設定したいということ表現したくんだりもあるので、どういうふうにするのか、いや、駅だけですよ、だけれども、駅も大体もうつき始めていて、いよいよそうすると残されたのは各地域ごとなのかなと思うんですが、その辺の考え方、捉え方だけ教えていただければと思います。

○辻畑副委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務課市民安全課長 防犯カメラについてでございますけれども、まず、防犯カメラの設置については、平成31年4月に塩竈市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を施行し、塩釜警察署との協議を踏まえ、地域安全まちづくり推進協議会で提案していただいた計画を基に、令和元年度ではJR本塩釜駅アクアゲート入り口に3台、あと西塩釜に3台、塩釜駅ロータリーに1台を設置したところです。

また、令和2年度では赤坂交差点に3台を設置しております。あと今年度は梅の宮陸橋下に2台、本塩釜駅北側に3台ということで設置をしているというところでございます。

今後の計画ですけれども、佐浦町西塩釜駅、あるいは玉川一丁目幼稚園、あと清水沢公園の南、西の角というところにつけることによって、まず市のほうでつけさせていただいて、こういった計画により設置することで地域全体の安全につながるということで、ちょっと警察の方とも協議して予定か所を設置しているところでございます。

あと、地域のほうのカメラでございますけれども、今年度から防犯カメラのモデル事業という形で開始させていただいております。昨年度に防犯カメラの設置希望のアンケートを165町内

会全ての方にお送りいたしまして、その中から上がってきたところで防犯に強く影響のあるところということで警察の方と相談しながら、1か所を選定させていただいて、現在その1か所をモデル事業として行いながら、課題とか、そういったことを踏まえて何もプライバシーとかの分に配慮しなければいけないということもございますので、その辺部分の実証実験、その辺を兼ねながら現在次の計画ということに向けて検討しているという状況でございます。

以上です。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。大分今のお話、答弁を聞きますと進みつつあるのかなと思います。

改めて165の町内会にアンケートをして、1か所のモデル事業を進めていくと、やはりそういった防犯について、結果をどう検証するかというのは大事だと思うんですね。165の町内会の皆様のアンケートを、それをどう返していくかということも含めて、安心安全なまちづくりという点で、課題にはなるかなと思うんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○辻畑副委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 これからの検証ということでございますけれども、募集した際に、1回目の募集ということで、犯罪の防止につながるようなところということで募集はしたところだったんですが、違う目的でのアンケートに回答された町内会さんとかもいらっしゃったこともありまして、まず、犯罪防止につながるのと、そこがどういった場所に設置すればよいのかといったところとか、場所を町内会の皆様にまた分かりやすくご説明させていただきながら、次期の計画というか、希望箇所ということのアンケートをいただきながら、検証という形につなげていきたいと考えております。

以上です。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ぜひ様々防犯カメラ、非常に最近ではよく犯罪を犯した人物のいろいろな記録があつて、それで捜査と、逮捕につながったという事案も結構ありますので、もちろんプライバシーは非常に大事ですので、そこは十分考慮していただきながら、ぜひ塩竈の安心安全な暮らしに貢献していただければと思います。

次に、149ページのところにちょっと触れさせていただきます。

それで、市内循環バス補助事業ですね。それで、令和2年度でその事業の収支の下段ですね、事業実績というところで補助金の推移が触れられております。令和2年度で365日で25万7,681

人に利用されているというのがこの間の傾向です。ただ、恐らく新型コロナ禍で減ったのかな、前年が31万人ですから、新型コロナ禍の影響なのかなと思うんですが、その辺のがたつたと下がった理由等についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○辻畑副委員長 佐藤政策調整監兼政策課長。

○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 お答えをさせていただきます。

149ページ、市内循環バス補助事業ということで、令和2年度の実績ということで、前年度からの減少の理由ということでございました。前年から見ますと、乗車人数としまして、ご指摘いただいている約5万7,000人ほどの減ということになってございます。私どもの見立てといたしましても、利用者の自然減に加えまして、やはり令和2年度につきましては、新型コロナの影響というのが大きく、やっぱり外出を控えられる傾向、こういったものが多く利用者が減少したものと捉えているところでございます。

以上でございます。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、やはり市内循環バス補助事業の見直し等も市長のからご発言が多々あったような気がします。そこで、これ非常に大事な課題で、公共交通機関というのは例えばこれからの省エネを考えた場合、やはり大事な足となりますし、地域の皆さんの足回りという点でも非常に必須の課題で、今、感染下の中ですから、そう単純ではないかもしれませんが、よく言われるアフターコロナと言われることも踏まえて、このバス事業の市内循環バスの補助事業について、今後課題にすべきもの、今後生かすべきもの、今まで生かすべきものも含めて、その辺のくだりだけお答えしていただければと思います。

○辻畑副委員長 佐藤政策調整監兼政策課長。

○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 お答えさせていただきます。

150ページをご覧いただきたいと存じます。

現況と課題というところで、現況につきましては、ただいま減少の部分を述べさせていただいたところでございます。また、今後の課題という部分につきましては、やはり今も触れていただきましたような、運賃体系の在り方、歳入の確保策、そういったものをやはり精査をしていかなければならないのだろうと考えております。

1ページ戻っていただきまして、149ページ、すみません。行ったり来たりで。

1人当たりの運行経費というところをご覧いただきたいと存じますが、令和2年度につつま

しては、利用者数が減ったということもありまして、1人当たりの運行経費、前年の148.1円から184.7円と増えているところですよ。こういったところを先ほどの新型コロナの影響、そういったところも少し見定めなければならないと思いますが、やはり適切な利用料金、そういったものがどの程度になるかというのは、我々もこれから検証をしてみたいと考えております。よろしく願いいたします。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 確かに、148円から184円と、経費かかったというのは分かります。ただ、やっぱり今、佐藤政策課長がおっしゃるのは恐らく料金の値上げ等の若干の見直しなのかなと、ちょっとそういう捉え方をしていますが、ただ、やっぱり感染が終了した後の市内の循環バスの足の確保というのは非常に大事なかなと、もちろん財政状況も勘案しなければならない課題だと思っておりますが、その辺で、やはり非常に大事な課題だと思っているんですね。そこで、政策課のほうでの関わりもありますが、市長自身の循環バスの考え方、捉え方について考え方だけお尋ねしたいと思っております。

○辻畑副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、伊勢委員とのやりとりを拝聴させていただいております。前からこういった循環バスのお話も議会の中でやりとりはさせていただいております。その一方で、やはり入りを図りて出を制す、両方の側面から考えなきゃいけない部分、また新型コロナの状況をしっかりと検証しなければいけない部分、そういったものを総合的に勘案すべきだろうと私は思っております。

ただ、昨年も市政だよりの中で、やはり100円を稼ぐのに160円かかっている。1日当たりこのぐらいの人数に乗っていただく努力をぜひしてくださいねということの広報活動をさせていただいた経緯もございます。何でもかんでも、これからは人口がこれだけ減って、税収が減った場合の考え方として、丁寧な議論は必要だと思っております。こういった情報をきちんと議会の皆様方はじめ、市民の方々にお知らせをする、お示しをする、その上でどういう形であれば維持できるのか、そういったことの議論というものをしっかりとやっぱりすべきだろうと思っております。何でもかんでも残すという考え方は、僕の中にはありませんので、何かを続けるのであれば、何かを削らなければいけない、これが私の身の丈に合った考え方でありまして、6万4,000人いた人口が5万3,000人になっている。税収も最大で75億円あったものが55億円まで下がっている。この現実をやはり目を背けて、全てのものをやり続けるということは絶対に

不可能でございますので、その辺の議論の兼ね合い、あとは皆様方との様々なご意見とのバランス、そういったものも丁寧に精査をしながら、新型コロナの今の状況だからこそ冷静にこういう問題を考えるということもある意味では可能だろうと思っておりますので、丁寧な議論の中で、いろいろな観点から議論を続けさせていただきたいと思っております。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつ市長の考え方については大体のおよそ分かりました。しかしやっぱり一方で市民の皆さんの負担が増えることも間違いはありませんので、やはりこれは慎重な議論、慎重な対応等々をひとつ進めていただければと思います。決算ですので、その辺だけにとどめておきます。

次に、同じNo.8の342ページのところで時間も3分ほどですので、確認をさせていただければと思います。

海岸通地区震災復興市街地再開発事業について、これで触れられております。ここで予算執行として、事業の内訳なのかな、決算額としては10億円、事業の内訳の中で5分の4、5分の1、ここで市街地再開発事業補助金だとか、海岸通り再開発の支援事業、こっちが5分の1で、上のほうが5分の4だと思います。そこで、現況と課題に触れて、ここでは再開発の解散を見据え、いずれ令和3年度までの事業清算と再開発の解散を見据えて事務処理を適切に進める必要があると、これはそのとおりだと思います。あわせて、成果にあって執行の補助事業を継続したものの残る2番地区の発注に至らなかったと、その辺の経過だけ、もう1回整理させていただきたいと思っておりますので、確認の意味合いで答弁をしていただければと思います。

○辻畑副委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えさせていただきます。

成果の中にあります2番地区の発注に至らなかったというところでございますけれども、本来であれば昨年度中の発注というところを組合さんを含めて目指されてございました。ただ、事業収支でありますとか、そういった内容が調わなかったという状況の中で、これまで所管の委員会にもご説明しておりますとおり、今直接協議ということで協議を進めさせていただいている状況でございます。その中で、契約の手続方を含めまして、市の助言をさせていただいておりますけれども、それが調わなかったということで、現状でもまだ発注はできていないというのがその後の経過を含めまた2番地区発注ができなかった内容ということになります。

以上です。

○辻畑副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、少なくとも令和3年度まで、これでいくと令和3年度末をもってということですが、そうすると残されたところ、今9月で、9、10、11、12、1、2、3、あと6か月かな、8か月ぐらいなのかな、そうするとその辺で果たしてちゃんと再開発事業が展開できるのかどうなのか、ちょっと私も分かりません。でもやはり事業が延びれば延びるほど、このままだと組合解散をしないでという話になるのかなと、ちょっとふと思ったものですから、やはり2番地区の関係は、今後の一つの海岸通りの再開発事業の隘路なのかなとちょっとふと考えたものですから、その辺の確認をさせていただきました。

やはり最後の現況と課題の中で、責任ある対応ということが述べられております。これはちょっとどう捉えていけばいいのか、責任ある対応はどうか、確認させてください。

○辻畑副委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

こちらの6月定例会で市長からも答弁申し上げましたとおり、基本、現状事業計画というものにのっかって本件事業のほうを進められてございます。その事業にありますところで、その床を処分するでありますとか、そういった内容を明確に決まっておりますので、それを実現するための施工者としての責任を持った対応というのを求めていくというのがここに記した内容ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○辻畑副委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時50分といたします。

午後1時40分 休憩

午後1時50分 再開

○辻畑副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 私からも決算の質疑をさせていただきます。

資料はNo.9を使います。この薄っぺらな資料ですけれども、主要な施策の成果に関する説明書の附属決算資料ということで、これで全体的な10年間の流れで書いてありますので、理解す

るのにいいかなと思ひましてこれを用います。それで、この1、2、3ページに、決算の歳入歳出、目的別とか、性質別とか歳入歳出書いてありまして、これ10年間の流れですから、この昨年の令和2年度の決算はほかの過去10年の決算と比べてどのような特徴があったかというのがよく分かる表だと思ひてこれから聞きたいと思ひました。

それで、この1、2、3ページを見て、財政課長にお尋ねしたいんですけども、令和2年度の決算で、今までの年とはこういうところが違うんですよ、こういう特徴がありますよ、ここがうんと大幅に増えて、こういうところが減りましたよというところを歳入面、歳出面から、あるいはこの歳出の目的別か、性質別とか、そういうことを使って説明いただくと大ざっぱに令和2年度の決算状況がこうだったなということが分かるので、よろしくお願ひします。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 令和2年度の決算の特徴ということでお話をしたいと思ひます。

まず、令和2年度の決算の特徴点といたしましては、やはり新型コロナウイルス感染症の対策事業が大きな割合を占めた年度だと捉えてございます。特に歳出で申し上げますと、総務費にあります特別定額給付金、これが53億円程度ございました。また、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した対策事業等で、新型コロナ対策として約68億円を実施したところでございます。また、復興事業におきましては、最終年度ということで落ち着いてはきておりますが、まだ海岸通り地区の再開発、あと子育て施設等の整備の事業進捗により増加、また、復興交付金、令和2年度で残額を返還し、また市営住宅基金も創設しまして、その分で約75億円ということでの決算額となっております。

これらによりまして、前年度255億円より大幅に増加して353億円台となったところでございます。

また、歳入におきましては、やっぱり新型コロナの影響があると思ひてございます。例えば歳出の財源となる歳入を除く自主財源等におきましては、例えば市税のうち、法人税の法人税割が事業収益の悪化により減少したりですとか、各種施設等使用料の減少などが挙げられ、収入において自主財源の減少があったと捉えてございます。

以上でございます。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

全体的な歳入歳出でこういうものと、私も今、課長説明されたように、特に2ページの歳

出の目的別のこの棒グラフを見ると、総務費が令和元年度から急に令和2年度はぼんと伸びている。コロナ対策費関係が68億円ぐらい上乘せになったので、その分令和2年度の決算は令和元年度その分増えた、これが一番の特徴かなと思っていました。

次に、同じこの資料の4、5、6ページを見ますと、基金の残高とか、地方債残高、それから公債費関連の指標ということで、これを見ると大分いい方向で推移してきているんじゃないかなと思うわけですが、特に公債費のほうは相当地方債とか、相当この図で言うと下がってきていますので、この辺のところ、同じように令和2年度の特徴としましては、どういうことが言えるのかご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 まず、地方債残高の推移と公債費というところにつきましては、これまで震災以降、市債の発行額を抑え、復興交付金や、震災復興特別交付税などの事業で実施をしてきたことから、事業はしておりますが、市債の発行が抑制されたということで、残高、また公債費の償還についても減少しているという状況でございます。

以上でございます。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。それもあとお聞きします。

それから、4ページのこっちの基金残高のほうなんですけれども、これは棒グラフが本当は高いほうがいいんでしょうけれども、これも落ちてきておりますが、令和2年度で特別変わったなと思ったのは、令和元年度までの復興交付金のところが令和2年度からは市営住宅って、こういう基金に変わりましたけれども、この辺のところのどういういきさつでこの分がこうなって、この市営住宅になりましたというところ、その辺の振替えみたいなところのいきさつをご説明願いたいと思います。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部次長兼財政課長 市営住宅基金におきましては、これまで復興交付金基金の中に災害公営住宅の家賃低廉化分として積んでいたものを復興交付金の廃止によりまして、市営住宅基金を創設して、積み直ししたというものでございます。

以上です。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 何だかよく理解できないんですけれども、なぜそういうことができるのか、この

市営住宅基金の考え方、制度とかそういうものをお聞かせ願えませんか。

○辻畑副委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 復興交付金の中の今お話の続きになるんですが、復興交付金の中で、災害公営住宅を建設する際に、資材関係が非常に高騰したということで、建設単価が非常に高くなったりしたと、それからそれを被災者の方が入る際に、家賃が非常に大きな負担になってくるということを軽減する、あるいは支援するという考えの下、家賃の低減化、あるいは軽減化という復興交付金が入ってきたということがあります。これは何かと、簡単に申しますれば、本来ならば課せられる住宅使用料、それを復興交付金として頂いて、その分家賃を低くするという制度のものでした。ですから、本来は市営住宅の使用料としてこちらで受け取るものを復興交付金という形で頂いていたと。

ただ、もともと市営住宅の使用料という用途は、一般的には維持管理だったりとか、あるいは地方債を借りていればその地方債の償還に充てるというものになります。ですから、後年度で使えるお金ということでまず確保していたということです。これまで、また災害公営住宅そのものが新しいものですから、大きな維持管理費だったりとか、補修費というのはかかっていません。ですから、そのために、今後の負担となるような修繕に係る費用、それを市営住宅の基金として新しく設置をして、しかるべきときに使えるように基金化したというものでございます。

以上です。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。そう言われると、使い道も限定されるということで、そういうことで令和2年度の特徴としては市営住宅の基金を大きな金額で表れてきたということだと思います。

それで、この6ページのレーダーチャート、県内の平均より悪いところは何もないレーダーチャートなんですけれども、欲を言えば、この経常収支比率のところは3まで行って、ほかのところの4まで行っているところを削ってでも経常収支比率のほうだけ3になるように持っていけば、もっと理想ではないかなと思うんですけれども、この中で地方債現在高比率けれども、それから実質公債費比率も将来負担比率も、この数字でいうと4ポイントですから、この地方債現在高比率というのは、このレーダーチャートで見ると、県内の平均よりも塩竈市はいんじゃないの。なぜ聞いたかという、前の5ページの公債費の関連の指標、それから地方

債の残高のこういうものを見て、塩竈は地方債は相当落ちているから、これは裏を返せば、新しく事業をしていないから、減り過ぎたんじゃないかと、そういう私、嫌みな質疑をしましたが「いえ、宮城県の平均ですよ」というお答えでした。でもこのレーダーチャートを見たら、平均よりこれいいということなんですけれども、本当に今の時点での地方債への塩竈市の指標というのは平均なのか、平均よりいいものなのか、その辺のところをお答え願いたいと思います。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部次長兼財政課長 地方債現在高比率につきましては、県内でいいますと、大体真ん中、中間ぐらいというところで、ほぼ平均、レーダーチャート上はこうなんです、平均と捉えてございます。

以上です。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 高橋課長の説明が正しければ、このレーダーチャートの表が間違っているということになるんじゃないでしょうかね、平均よりも塩竈市のほうがしっかり高いんだよ。どうなの、やっぱり平均より塩竈はいいんじゃないですか。どうなんですか。

○辻畑副委員長 当局、答弁お願いいたします。荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 すみません。大変答弁が遅くなりました。

今、おっしゃっていただきましたところの将来残高比率とかというのは、市部で比較した場合ということのまずお話になります。本市の状況でいきますと、今財政課長がお話ししましたように、平均的に市部で見た場合には、ほぼ真ん中に当たるというところなんです。決して本市だけが突出しているというものではなくて、地方債の残高に関しては本当に平均値であると。ただ、これまで残高が減ってきた要素としてということになりますと、やはり平成23年度以降、ずっと一般会計の残高が減り続けているのは、復興交付金事業が一番大きかった。つまり地方債を発行する必要がなく、いろいろな都市的な経費、これに充てられてきたということで発行せずに来たということで、自然に残高が減ってきたという経緯のものでありますので、大きなほかの市町村も大体同じような傾向になっているんじゃないかなと想定しております。

以上です。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。だから心配はしていないというか、あの成績がよ

くなってきたし、もっと精密に考えれば、相当低いよと、平均値よりも、そう私は認識しているので、もう少し新規事業なり、やっているいろいろ市民の行政サービスに使えるようなものをいろいろ考えていただきたいなと思いながら、今回の質疑は、それをテーマに質疑をしていますので、よろしく願いいたします。

次に、別なことを聞きますが、決算審査意見書、No.5、これも大体大ざっぱなことを書いてあるんですけども、これの6、7ページのところから一般会計実質収支状況、実質収支、実質単年度収支、午前中、鎌田委員も聞かれましたけれども、私もちょっと再確認のために、6ページのところから見ると実質収支で10億円以上の黒字、実質単年度収支になると1億6,400万円の赤字だけれどもということで、そしてそれから7ページの経常収支比率、これが95.5%と例年よりも相当よくなっているけれども、この理由はお聞きしました。下水道事業の関係で、3ポイントほど改善されたということで、それは聞きました。それから、公債費比率もやっぱりここで5.7%で、ずっと下がっているのですね、相当この公債費比率下げ続けているのではないかなと、そしてこの一番下の7ページの表の歳出総額に占める投資的経費比率、結局はそういうことになると思うんですけども、相当下がった11.2%というのが令和2年度のこの数字になっています。特徴と言えば特徴ですよ、令和2年度はね。その前までは復興事業があったでしょうけれども、そういうことで、投資的経費が相当減って、公債費の比率も減るというような状況になっていますので、新たな事業を展開すべきときが来ているんじゃないかなと、この表から私は思うんですけども、その辺の理解力が正しいかどうか、その辺のところを財政局のお考え、方針をお聞かせ願いたいと思います。

○辻畑副委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 資料No.5の審査意見書7ページの表にあります一番下段の歳出総額に占める投資的経費の比率11.2%ということがあります。先ほど財政課長もお話し申し上げましたとおり、令和2年度はちょっと特殊な決算であったと、一番大きかったのは、新型コロナ対策経費が約67億円というところなので、黙って歳出に占める割合の中で減っていつてしまっているという状況です。ただ、これですが、実は投資的経費の決算の状況は、令和元年度よりも実は令和2年度約10億円近い増になっております。つまり全体経費というのは増えていると。ただ、割合としては、ほかの要因があって、分母が大きくなってしまったために減ったというのが今回の決算の特徴になっておりますので、決してまず投資的経費を減らしてきたということではなくて、今の令和2年度の特にコロナ対策の特徴的な経費が大きかったというものが要因であ

ります。

以上です。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。総務部長の説明を聞いてよく分かりました。数字的に落ちているけれども、これはパーセントだから、相対的な問題だから、でも中身のほうはちゃんとしっかりそういう事業は行われている数字になっているんだから、パーセントだからねということで、そういう言われるとうんと理解が進んだので、よく大体のことは分かりました。

それから、この資料No.5からは、35ページの監査委員さんの結びというところであるんですけども、いろいろいつもこれ全体的な特徴ということを書かれていますけれども、そういうことで、いろいろ書かれています中で、成績この決算の中身はなかなかいい数字じゃないかなと思います。そして、もう質疑は終わりましたけれども、やっぱり性質別内訳を見ると、義務的経費とか、投資的経費が、ここが中身がそういうことで、中身今部長から今言われたように、中身のほうも増えているということで、全体的にバランスの取れたいい決算内容だったと監査委員のほうでも言っているんじゃないかと思うんですけども、当局としても、もし、令和2年度の決算内容を100点満点で言ったら合格点が80点ぐらいだとして、何点ぐらいの決算だったと思われますか、点数は、どなた様でも。

○辻畑副委員長 福田監査委員。

○福田監査委員 点数をつけるというのはなかなか難しいかなと思います。先ほどからお話がありましたように、新型コロナ対策というような臨時的な対応に追われた部分があるのかなと思っています。ただ、財政的な指数については、かなりいい結果を出しているというのを監査としても評価してございます。点数はつけにくいんですけども、なかなかよくやっていただいたなと思っています。ただし、やはり将来的なことを考えますと、ここでオーケーという形じゃなくて、今後とも努力を続けて、健全な財政運営をしていくことが必要だと私としては思っています。答えにストレートにはなりませんでしたが、それが我々の気持ちでございます。

以上です。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。監査委員さんから、監査委員さんの意見の今のこ

れ結びだからね、そういうことでなかなかいいと、少なくともその前の年よりはずっといいと私は理解しております。だから、なかなかいい決算だったと。

それから、別なことを聞きますけれども、資料No.8の主要な施策に関する説明書から後ろのほうで、午前中に、鎌田委員が聞かれた、私も後ろのほうから、一番最後の448ページと449ページです。令和2年度の決算状況ということで、全体的にいろいろな項目がこれは書いてあるので、ここから持ってくると何でも質疑できる項目の表にはなっているんですけども、それで、449ページなんですけど、この449ページの真ん中の段の一番右端のところ、経常経費充当一般財源等計117億7,713万2,000円と書いてあるんですけども、昨年度、この資料は昨年度ですか、今回から決算状況の比較表がここ、ここ一般財源云々、あるいは充当一般財源等というところの項目が出てきたと思うんですけども、なぜこう変わって、そして、この経常経費充当一般財源等計、これなぜ出さなきゃならないようになったのかその辺のところの説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部次長兼財政課長 経常経費充当一般財源等計という欄につきましては、毎年度これ記載させていただいてございまして、これが経常収支比率の分子となる数字でございます。以上でございます。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 それと表のじゃあ449ページの上の表で、決算のところこれ今までもこういうふうに分かれていましたか。表示するような義務が出たから変えたとか何とかということではないんでしょうか。その辺のところの説明をもう1回お願いします。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部次長兼財政課長 項目につきましては、昨年度とその前からですけども、同様の表記でさせていただいております。

以上です。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。ちょっと私、頭が古くて、あれなので、新しくなったのかなと思って聞いたんですけども、ちょっとそこまであれだったので、ちょっとお聞きしました。

それから、この448ページですが、これ実質単年度収支、やっぱりこれ鎌田委員も既に聞き終

わったことですが、昨年度からはマイナス7億5,000万円で、令和元年度がね、令和2年度はマイナスの1億3,000万円だから、相当改善されたと思うんですけども、こういう傾向はこれからもいい方向に続きそうな状況なのか、その辺の見通しみたいなものをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 実質単年度収支につきましては、単年度収支から財政調整基金の積立てや取り崩しを加味しない本来の収支ということで、今年度に関しては、5億円近く減少しているという状況でございます。

こちらについては、例えば市税や地方消費税交付金の一般財源等が増加したことによるものだったり、また下水道繰り出しの一般財源負担分の減少が大きかったことが要因であると考えてございます。ただ、依然としてここがマイナスになったということは、財政調整基金に頼らざるを得ないという状況でございますので、この基金に頼らざるを得ない状況というのは今後も続くと思っております。

以上でございます。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。私、二番煎じで聞いているから、あんまりいいことは聞けなくてあれなんですけれども、一応念のため、確認のため質疑させていただきました。

資料No.7からのちょっと個別のことをお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

No.7の32ページ、一番下に宮城県バス運行維持対策費補助金619万9,000円とある。先ほどの質疑で伊勢委員から100円バスのことがありましたが、じゃあ赤字傾向というか、収入が上がらない傾向なんだけれども、じゃあその後はどうしたらいいかというところなんですけど、この宮城県バス運行維持対策費補助金の中には、この100円バス事業が入っているのか、あるいは入っていないのか、別なところなのか、入っていたとすると、こう使われるのか。その辺のところをどういう金額の項目なのか、この点、説明をよろしくをお願いしたいと思います。

○辻畑副委員長 佐藤政策調整監兼政策課長。

○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 お答えいたします。

資料No.7の32ページ、宮城県バス運行維持対策費補助金についてご質疑をいただきました。恐れ入りますが、資料番号の8、主要な施策の成果の149ページをお開きいただきたいと思います。先ほどご質疑いただいたページです。こちら、市内循環バスの補助事業ということでござ

いますが、予算の執行状況の欄に県支出金486万7,000円というのがまずございます。それから1ページめくっていただきまして、151ページ、こちらはNEWしおナビ100円バスの運行事業ということで、同じく予算の執行状況欄に、県支出金として133万2,000円計上してございます。こちらの合計額が先ほどご質疑いただきました県のバス運行維持対策費補助金としての619万9,000円という内容になりますので、よろしく願いいたします。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。そうすると、100円バスの県からの補助金だということになりますが、こういう県の補助金というか、支出金というのは、これからもずっと県のほうから出るのか、ある一定程度の額以上は100%補助金として県から支出金が出ますけれども、それ以上は赤字拡大しても、ここまででストップですよという制度が何かあるのか。全部赤字を補填してくれる制度なのか、その辺のところを分からないので説明をお願いします。

○辻畑副委員長 佐藤政策調整監兼政策課長。

○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 今ご質疑いただきましたが、全ての赤字を補填していただけるものかというところではございません。一定の割合につきまして、県から支出金を頂くということです。資料No.8の149ページをご覧くださいれば、今一般財源として2,200万円というのは、これは市からの一般財源として持ち出しているわけですので、こちらがNEWしおナビ100円バスの場合は1,600万円ほどというところが我々一般財源からの負担となりまして、その一定部分を県のほうからご支援をいただけるという内容になっておりますので、よろしく願いいたします。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。じゃあ、このせつかく今No.8と言われたから、その150ページのところで、先ほど伊勢委員が現況と課題ということで、去年は新型コロナで移動が少なくなって、もう減少しているから何か対策を打たないと、この対策を打たないというものについては、料金の見直しというのもあるし、そのほかにも、例えばですけれども、収入的には、広告収入とか、停留所を何々名前停留所収入、名目ですか、何とか商店前ということの広告とか、あるいは商業施設の駐車場の中に入って、そこの施設の名称をつけたバス停にするので、その広告代とか、そういうことでこの利用者の料金以外にも広告的な収入というものが考えられると思うんですが、今の100円バスだと、そういう広告的な業務というのは、バスの運営会社だけができるものなのか、あるいは市のほうでもそれは可能なものなのか、そういうこ

とは、あるいは可能だとしたら、これからお考えになられるのか、その辺のところだけお聞きしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○辻畑副委員長 佐藤政策調整監兼政策課長。

○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 今ご質疑をいただきました150ページにつきましては、市内循環バスの補助事業ということになります。こちらは宮交バスさんが運行しております路線に対して料金を100円化することによって、その運営にかかった費用の残額を市が補助をするという内容です。ですから、宮交バスさんの従来の路線に対しての補助ということになりますので、基本的にはバスの運行そのものというのは宮交バスさんの運行、ですから、バス停の名前、広告、そういったものは宮交さんの業務になるかと存じます。

ただ、一方で、151、152ページのNEWしおナビ100円バス、こちらは空白地帯を埋めるということで、市の事業としてやりながら、それを外部に委託をしているという内容になります。こういったところもやはり一財の持ち出しは当然ございますので、今ご質疑をいただきましたようなネーミングライツ的なバス停の名前の募集とか、私も就任してからいろいろインターネットとかで見させていただくと、やっぱりそういうのに取り組んでいる自治体もあるように拝見しておりますので、そういったところを研究して歳入の確保策、そういったところにもつなげていければいいのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうぞよろしく取組をお願いしたいと思います。バスのことは以上で終わります。

資料No. 7の296ページを見て、固有財産の区分表って、塩竈全体の面積ということで表がありました。それで、決算委員会の最初の説明のときも、説明を聞いたのは、296ページのちょうど真ん中辺のその他の施設でマイナスの4万9,644平米、このことは下水道事業関係のことだっていうのは聞いたんですけども、それは分かったからいいんですけども、その下のほうでマイナスで宅地って、普通財産の中の宅地のところが、マイナス4,637.57平米、マイナスということは、これは頑張って市のほうで売却したということなんじゃないでしょうか、何かそういう住宅地にするために市へ売ってください、じゃあ売りますということで、売れたのなら、頑張って売ってくれたんだなと思うんですけども、そういう理解でよろしいのかどうかお願いします。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 普通財産の宅地のこのマイナス4,000平米程度の計上ですけれども、

これ申し訳ございません。この台帳に行政財産部分と重複計上になっていたため、正しい形に修正するものでございます。

以上でございます。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。一応私が期待したほうではないということが分かりましたので、間違ったからね。そういうこともあるでしょうから。土地自体は減りませんので、面積、数字は減っても、分かりました。

それから、334、335ページに基金全体の内訳が書いてあるんですけども、その中でちょっと気になったのが334ページのここの庁舎建設基金の運用金、それから6のミナト塩竈まちづくりの運用金、ここのところが決算で期末残高よりも減ったからって、返してもらったということなんでしょうけれども、どこに対してここの庁舎建設基金とミナト塩竈まちづくり基金は、このマイナス分のところはどういう理由なのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 基金の貸付けということでご質問をいただきました。まず、庁舎建設基金につきましては、平成13年にマリゲート取得のために貸付けた6億4,200万円などが償還されているものでございます。

また、ミナト塩竈まちづくり基金貸付けにつきましては、ちょっと確認させていただきます。すみません。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 時間がかかるなら後からでも結構です。

それから、335ページに同じように決算年度中増減高でマイナスついているところで、ふるさとしおがま復興基金が34億円からマイナス1億9,000万円のマイナスになっています。それから東日本大震災復興交付金基金は、67億円全額がマイナスになっています。これは予算でこういう事業に使いました、あるいはこういう基金のところに振り分けましたという、このマイナスの行き先の説明を分かっていたら、その辺のところを教えてください。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 まず、すみません。東日本大震災復興交付金基金ですけども、先ほどちょっと申し上げましたとおり、25億円ほどを市営住宅基金に積み替えてございます。あ

と、資料No.7の78ページになりますけれども、この中段あたりに15億円償還金利子及び割引料、15億1,100万円ほど、これが基金残の返還金となります。その他につきましては、令和3年度への繰越し事業に充当しているというものでございます。

あとふるさとしおがま復興基金につきましては、すみません。ちょっと充当先を確認しますので、後ほどご回答いたします。

○辻畑副委員長 志子田委員。

○志子田委員 最後ですね、じゃあそれ時間かかりそうですから、ゆっくり聞いて時間になりましたので、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○辻畑副委員長 暫時休憩いたします。

再開は14時40分といたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの志子田委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、財政課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 先ほどは申し訳ございませんでした。

まず、基金の貸付けの件でございますが、まず、ミナト塩竈まちづくり基金につきましては、平成17年度に一般会計に運用資金として貸付けているものでございます。

また、庁舎建設基金につきましては、先ほど申し上げましたマリングート塩竈の取得のための貸付け及び平成18年度の一般会計の運用資金として長期貸付けたものでございます。

また、ふるさとしおがま復興基金の充当でございますが、約30の事業に充当してございまして、主なものを申し上げますと、例えば防犯灯整備事業でありますとか、子供医療費助成の拡大分、また、小規模事業者サポート事業、あと子育て3世代同居近居住宅取得支援事業、あと小・中学校の備品整備事業などに充当してございます。

以上でございます。

○西村委員長 それでは、質疑を続行いたします。

土見大介委員。

○土見委員 では、私のほうからも何点か質疑させていただきます。

資料はNo.8、それからNo.21、23、この3つを使わせていただきたいと思います。ご準備をお願いいたします。

まず、No.8から行きたいと思います。No.8の53ページです。

塩竈アフタースクール事業についてです。今ちょっと質疑内容がこの事業だけじゃなくて、主要な施策の成果に関する説明書全般にわたることなので、あくまでも1つの例としてなんですけれども、このNo.8の資料を見ていくと、予算額に比べて決算額が大分減額されているというものが多数あります。そのところをピックアップして見ていくと、やはり新型コロナのためという文言が入っていて、新型コロナによって当初計画していたものがなかなか実施できなかったんだなということは理解はするんですけれども、ただ、そこでちょっとご質疑させていただきたいんですが、今回、このアフタースクール事業について、1つ例として言わせていただきますと、予算額が200万円ですが、決算額は21万円ということで、1団体の活動を助成するのみにとどまりましたよということになっております。この令和2年度というのが4月から3月までありますけれども、1年間通して新型コロナ禍での事業の実施だったと思います。その中で、新型コロナがあったのでできませんでしたというのでは、この事業として最初に立てた目的というのが全然達成されていないんじゃないかなと。せめて代替案というか、新型コロナでこのような例えば研修はできなかったけれども、書類とかを送付することで少し知識を得てもらったとか、そういう形で何かしらの代替案というは考える時間はたくさんあったかなと思うんですが、この1冊を見ていくと、ほとんどそういう代替案を提示している事業がないという現状があります。

そこで、お伺いしたいんですが、この塩竈アフタースクール事業、新型コロナ禍で各団体の活動ができないというのは分かったんですけれども、その余ったといいますか、使われなかった予算を使って書かれているような課題を解決するためのほかの取組というのはされたのかされなかったのか、そこをまずお伺いしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 塩竈アフタースクール事業（こどもほっとスペースづくり支援事業）についてのご質疑です。それで、予算額2,000万円のうちの決算額は21万円ということで、当初ですと、6団体程度活動していただける団体がいるといいのかなという想定での予算になっておりますが、実際は1団体の活動となっております。お話ありましたとおり、

新型コロナのためになかなかそれまで活動している団体の方も遠慮されているというところもあり、それから新しく活動を始めたいという団体についても、なかなか発掘することができなかつたところではあります。そしてその予算が余る部分でのほかの何か代替というところでの事業についてはなかなか申し訳なかつたんですが、そこに関しては企画して何かをやるということではできなかつたところではあります。ただし、幾つかの団体さんからはお問合せがありまして、事業というか、子供の居場所づくりなどをやっていきいたいというご相談がありましたので、継続的に相談をしながら次年度、活動をしていただけたらということで、継続的に相談などを受け付けてはいるところではあります。

また、このほっとスペースづくりの助成金を受けなくても、子供の居場所として活動を続けている団体も令和2年度に何団体かございましたので、そういったところの助成金ということではありませんけれども、いろいろな情報提供ですとか、そういったところでのつながりしながら、支援をしていたところではあります。

以上です。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。同じ事業の現況と課題のところを見させていただくと、実はこれの1個前の決算、令和元年度の決算と最初のほうの1、2、3あたりの文言というのはほとんど一緒なんです、その中で2番目を例えば見ると、各小学校区に多くの子供の居場所を創設する必要がありますよと、そのときに、この団体等立ち上げという形で既存の団体からの声かけを待つだけじゃなくて、自ら積極的にそういう活動をできる仕組みというのをつくってつくっていかなければいけないというのを課題として認識されている中で、交付事業以外がなかなかできませんでしたというのは、ちょっといかがなものかというのがあるので、この事業だけではないんですけれども、もう既に令和3年度も含めて、新型コロナ禍というのは分かっている状況、その中で行政としてそれぞれの事業というものが、新型コロナを言い訳にやらないというのは、ちょっとどうかと思います。

特に、当たり前なのかもしれませんが、行政でやる事業って、一つも要らないものってないと思っています。挑戦的な内容も含めて、一つ一つやっぱり意味があるものだと思いますので、新型コロナだからできませんでしたというのはなしにさせていただいて、新型コロナだから手法を変えたけれども7割しか達成できませんでしたとか、そういう形のやっぱり積極的なことをやっていただかないと、幾ら決算上、黒字になったって、全く意味がないです

ね。行政サービスが低下しているのですから。なので、その部分はちょっと気をつけてやっていただけたらと思います。これはこの主要な施策に載っている多くの事業全般に言えることです。よろしくお願いいたします。

次に、129ページです。防災の部分なんですけれども、自主防災組織育成事業です。こちらもご多分に漏れず新型コロナで決算額を大分落としてしまっているわけなんですけれども、施策の成果ということで、自主防災組織結成率66.9%ということが書かれております。私も某町内会の役員をやらせていただいているので、少しは町内会の中の現状も分かるんですが、組織加入世帯数というのはあくまで町内会なり、自主防災組織の抱えている世帯数ということなので、実質、実際に災害が起きたときの自主防災として機能すると言われると、非常に疑問があります。ということで、実際はもっとこの自主防災組織を結成することが恩恵を受けられる世帯というのが少なくなるのだろうなと思っております。積極的に上げていっていただきたいんですけども、そこでちょっとお伺いしたいんですけど、この組織結成率を上げるためには、どうしたらいいのか、今回の決算を踏まえてのお考えをお聞きしたいと思います。

○西村委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 自主防災組織の上げる方法でございますけれども、委員おっしゃるとおり、ここ何年間かちょっと増えていないという状況の中で、なおかつ新型コロナ禍ということでございまして、1団体は結成までしたいというお話があったんですが、ちょっと団体のほうと、あと一緒に歩く消防のほうから今回はというお話がありまして、増加ということができなかったということでございます。

それで、今後の方法ですけれども、7月から8月にかけてまして、未設置の町内会のほうにアンケートを取らせていただきました。72団体の町内会でございますけれども、そちらの7団体のほうから役員会でお話を聞きたいと、そういった設立に前向きな町内会がございましたので、そちらの町内会のほうに個別に出向きまして、皆さんに広くお話をしてもなかなか増えないという状況なので、個別の町内会と個別に打ち合わせをさせていただきながら、設立という形で1団体でも増やしていきたいということで進めていきたいと考えています。

以上です。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。個別の町内会さんと直接お話をしてということなんですけれども、どこの町内会さんも、まず町内会の維持というところに非常に苦労されているところ

があります。その中で、こういう自主防災組織をつくってくれと言われても、なかなか腰を上げるのが難しい方も多いと思うんですけれども、実は根本的な問題って、自主防災組織というものが分からないとか、研修会によって学ばばオーケーというわけではなくて、まず、町内会の組織力というのをしっかりつくっていくということが必要なのかなと思っております。

ちょっとこの事業からは外れてしまうんですけれども、その部分もしっかり取り組まないと町内会に何かお願いしても、イエスという返事は返ってこないと思いますので、そういう部分も課題、今後の対策としては取っていただければ、それぞれの事業というのが生きてくるのかなと思いました。

次に、199ページです。せつかくなので、再資源化の質疑をさせていただきたいと思います。

現況と課題のところ「本市のリサイクル率は例年県内平均よりも低い値となっています」とあるんですけれども、こちら原因は何なんでしょうか。

○西村委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 答えいたします。

ちなみに数値を最初に言いますと、本市の令和元年度数値になるんですけれども、県がまとめている数値として、本市が20.0%、それに対して35市町村の県平均が31.6%ということになります。

いろいろ要因は多分あるのかと思います。もしかしたら我々の意識啓発の努力が足りないという部分もあるかもしれませんが、恐らくごみの質の違いという部分もあるのかなと思います。というのは、リサイクル率というのは、単純にリサイクル対象分を分母にしているのではなくて、ごみ全体を基本的に分母にしています。そうすると出されるごみの質も町によって違って、例えば塩竈市の1つ特徴としては事業者のごみが多いんですけれども、それが例えば加工団地とか、食料品関係のごみですとか、要はリサイクル対象外のごみですけれども、そういったものを基本的に割合として多いと、どうしたってリサイクル率は下がって低い状態になるという傾向はあるかなと見ているところでございます。

なお、だからといって塩竈市が全く努力が必要ないというわけではなくて、リサイクル率は基本的に上げていく努力というのはしなければいけないと考えています。

以上でございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、単純に県内のほかの市町と比較するというの

も難しくなってくるのかなと思うんですが、それでもやはりリサイクル率の向上に取り組んでいく必要があるということは認識されているかと思います。その中で「リサイクル率向上のための手法ということでごみの正しい分別の仕方を広報や出前講座などで周知し」とあるんですけども、私の家の前にもごみステーションあるんですけども、町内会でもよく問題になるんですけども、実は、広報紙とか、出前講座を幾らやっても、多分リサイクル率は上がらないと思います。というのは、結局広報紙を見てくれたり、出前講座に来てくれたりする人はある程度意識のある方なので、そこではないところ、そういう手法では届かない人が結局はリサイクル率を下げってしまうというか、上げてくれない要因になっているんだと思うんです。そのあたり、実体験としての考えがあるんですけども、役所のほうとしてはここに書かれたもの以外に何か検討しなければいけないことを考えていらっしゃるのか、もし本当にこのままの内容であったら、なかなか今後改善というのは難しいと思うんですけども、そのあたり実態も含めて、例えば町内会に調査をするとか含めて、やることというのはいろいろあるかと思うんですけども、それも踏まえてちょっと今後の課題、行うべき取組をどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○西村委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 答えいたします。

まず、いろいろなアプローチがあるかと思います。ここの部分にも書いているとおり、例えば国のほうは容器包装リサイクルプラスチックだけではなくて、プラスチック製品のほうも回収する方向の動きがあります。これはどういったメリットがあるかという、要はプラスチック、これリサイクルプラなのかしら、燃えるごみなのかしらって迷う必要がない、全てプラスチックの袋に入れることができる。イコールリサイクル率が上がることになります。分かりやすさというのがやっぱり大きなリサイクル率を上げる1つポイントがあると思います。

あともう一つは、リサイクルをするメリットというか、環境対策という大きなところでの話はあるんですけども、例えばですけども紙の回収なんかを、町内会回収ボックスなんかをつくって、そこに町内会の方々が集めて、例えばお金になって、それが町内会の収入になるとか、そういったメリットみたいなものも、インセンティブみたいなものも働けば、リサイクル率の向上にやはり一定程度寄与するのではないかなと考えていました。リサイクル率の上昇に関しては、方向性としてはそういったところを今考えているところです。

以上です。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ積極的にリサイクルしてくれる、今、言われた町内会って、町内会というのは町内会役員とか、そこら辺の人たちの顔が多分頭に浮かんだ上でのお話だと思うんですけども、実際というのは、町内会は組織されていても、あんまり町内会組織というものを知らない一般のというとあれですけども、市民の方が多いというのが現状リアルな話だと思うので、そういう方々に向けてもインセンティブを感じていただけるような、あとは出す場所、今はただの籠とか置いてあるだけですけども、そういうもののデザインとか、行動様式を変えてもらうようにして、もう仕分けしやすいようにするとか、そういうものもいろいろたくさん取組があると思うので、すみませんよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、254ページです。教材備品等整備事業です。こちら、225万7,000円のところが220万円程度の決算ということで、大体が使われているのかなと思っただんですけども、目的のところちょっと1点気になった点があったので、教えていただきたいんですが、目的の一文として、「最も重要となる教材備品の計画的な整備、充実を図る」と書いてあります。ただ、今回この資料を見させていただくと、計画的なというよりは、何か決まった予算をそれぞれの学校から出された、申請されているもので分配しているような印象を受けてしまうんですが、本来であれば、計画的なというと、各校ごとに5年ないし10年とかの計画があつて、それに基づいて予算組みをしているような印象を受けてしまうんですけども、こちらはどのような形でまづ今回の予算の話なのであれなんですが、今回の決算、それぞれの学校の整備備品というのを決めていったのか、この部分をお伺ひしたいと思ひます。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 では、教材備品等の整備事業に関してでございます。

こちらは備品等については、先ほど学校教育課長からお話をさせていただいたように、各学校で備品の管理をしていただひいて、その中でやはり古くなつてきた備品、そういったものについては計画的にそれぞれ学校に応じて整備をしてきているところござひまして、それを集約して整備している状況でございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、各学校さんからのある意味申請があつて、それに合わせて予算づけして、執行するという流れになっているという認識でよろしいですか。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 こちらについては、全てなかなか対応できるところではございませんので、やはり一定程度この予算規模に合わせて、学校のほうで教材備品を購入していただいているという中身になっております。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。各学校さんの計画どおりにいくようにちょっと祈るばかりなんですけれども、次に、同じ教育委員会向けのところで258ページ、小学校の情報教育施設整備事業です。昨年度、今年ですね、小・中学校の児童・生徒さんたちにタブレット端末が配られたと思います。その中で、今回この事業に載っているものとしては、コンピューター教室のコンピューターの整備事業ということで、リース代が計上されているわけなんですけれども、その内容を見させていただくと、ハードウェアもソフトウェアも今回タブレットを導入することによって、重複してしまう内容というのが多々見られます。かつリースということなので、何年契約だかちょっと記憶にはないんですが、これからもお金は支払い続けなければいけない可能性というはあるような気がしているんですけれども、まず、このリース契約、何年ぐらい先までやらなければいけないのかと、あとは機能として重複してしまう子供たちの手元のタブレットと、このコンピューター教室というものをそれぞれどう使い分けていくのか、ここの2点をお伺いしたいと思います。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今回の載せさせていただいております小学校情報教育施設整備事業、中学校情報教育施設事業については、コンピュータールームにあるパソコン等のリースの内容を載せております。あと、G I G Aスクールについてはまた別途、コロナのほうで資料を載せておりますが、こちらのパソコン等についてリース期間はどのくらいなのかということですが、こちら258ページの施策の実績にありますとおり、今年度令和元年度整備した分については、令和元年9月から令和6年8月までの5か年のリース契約となっております。

あと内容について重複するのではないかというお話でございます。こちらについては、これまでコンピューター教室でパソコンの授業をするというのが各学校で一般的でございました。それに合わせてパソコン教室、通常の普通教室より広い教室で、さらには大型提示装置なども配置しながら、パソコンを使った授業に最適化された場所を提供しながら授業をするような形を想定しておりました。これが令和元年度12月に、国のほうでG I G Aスクール構想を出され

まして、最初は3分の1、さらに令和2年度補正のほうで1人1台という形に拡大されてまいりました。そうした中で、パソコンの台数などは重複する部分、1人1台以上になる部分はございますが、パソコン教室においては、こちらの機器内容にございますとおり、小学校については、JUSTOFFICE4、SKYMENU、ジャストスマイル8という学習ソフト、こちらのプログラミング教育などにも対応したソフトなどを導入して、こちらのパソコンとして活用していくには適した環境は整備しておりますので、こちらについては、これまでも活用いただいているところでございますので、併せて活用していただくような形を想定しております。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

次に、273ページです。市民図書館運営事業についてお伺いしたいと思います。

こちらの目的が、地域や市民にとって役に立つ資料や情報を提供し、市民の生涯学習や様々な課題解決を支援するということが書かれております。その中で、今回やはり新型コロナの影響があつて、来館者数というのが大きく減となったということが書かれております。これというのはある意味、現地かどうか、実地でのサービスというものの弱さというものが出てきてしまったところなのかなと思っております。そのような中で、ほかの自治体を見れば、これを機にデジタル図書館とか、ライブラリーのほうを整備しましょうとか、そういう動きがある中で、塩竈市のこの現況と課題のところを見ると、新型コロナがあつて、来館者数が減りましたと、新型コロナ対策に留意しながら、やはり現地での運営を続けていきたいような内容が書かれておりまして、どうしても新型コロナの影響というのはこの後もありますよという内容に見えてしまうんですけれども、ほかの自治体の取組も含めて、コロナというものの影響を受けない、もしくは図書館に来るといふ移動に難儀されている方とか、遠くの方に対してもサービスをちゃんと提供できるこの目的に書かれているような情報、資料の提供というのを地理的な条件とか、接触というものの条件というのを取り除いて、しっかり提供していくということは課題とはならないのか、ここの部分を今回現況と課題がこういう形で落ち着いてしまった理由というのを教えていただきたいと思っております。

○西村委員長 佐藤市民交流センター館長。

○佐藤教育委員会教育部市民交流センター館長 昨年度の令和2年度の状況としましては、274ページに書かせていただきましたように、5月18日まで物理的に図書館を閉館して運営していたということがあつて、その際には、実は電話とそれからウェブで予約を受け付けて、事務所で

貸出しだけは継続していたという状況にはございます。そういった部分でやり方を工夫しながらというのが我々のほうはベースとしてこういった書きぶりにさせていただきました。今のお話にいただいた感染対策に留意しながらという部分について、私どもとしては、今年度は去年度の取組の反省を踏まえて、こういったやり方をしているかという、緊急事態宣言等もありましたけれども、基本的には図書館を閉めないで、貸館とかそういった継続的に取り組んでおります。結果としてこういった動きになっているかという、入館者、来館者数そのものについては、去年物理的に閉まった部分について落ち込んだ部分はありましたけれども、今年度は安定して来館者数は確保できていると、去年度よりは、実績としては数字そのものは上がっているような状況ですので、去年は6万6,000人までちょっと下がっている部分があるんですけども、それよりは少しプラスに働くのかなとは見ております。そういった点では、塩竈市の方々については、図書館利用はある程度今の場所の部分を利用させていただくというのが1つあるのかなと思います。

もう1点、来館しなくても貸し出せる方法、そういった部分を含めてどうかということなんですけれども、なかなかデジタル図書とか、そういった部分については、取組はほかの自治体でもされているところはありますけれども、なかなか浸透していないというのが状況としてあります。県の図書館でも取組はありますけれども、まだまだこれからという状況はありますので、まずは今の体制で何とか利用できるような環境をつくっていくということを継続していきたいと思っております。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。民間の事業者さんたちには業態転換とか、いろいろ今後の時代に合ったような取組をしていってくださいということは、国でも言われているような話です。その中で、どうしても役所の事業というのは、当初計画したものからなかなか抜け出られないところが多いようにうかがえてしまうので、その点はぜひ課題とかの部分にもしっかりとある程度未来に対応したような形をつけてほしいなど、特に図書館、建物のことではなくて、この機能のことを言えば、別に現地である必要というのは余りない、もちろんうちも大型の絵本とか、子供と一緒に楽しんで読んだりするときには、やっぱりああいうところがあつてうれしいなというところはあるんですけども、そのほかの利用を考えると、あくまでも現地である必要というところはないところも多いので、ぜひその部分も検討していただけたらと思います。

次に、同じ資料 8 の 352 ページ以降です。352 ページ以降は、新型コロナウイルス関連の事業がのっかっています。もう 1 年間で非常に多くの事業を実施されてきたなというところを、これを見て改めて感心するところではあります。非常にたくさん事業があつて、中にはこれからも継続してほしいなというものもありますし、すごいチャレンジングな内容で、思うように成果が出なかったようなものもありますし、様々あるわけなんですけれども、そこでちょっとお伺いしたいんですけれども、これだけたくさんの事業があつて、それぞれの事業を効果が出たもの、出ていないものそれぞれあるわけなんですけど、新型コロナ禍、まだ続くということが予想されております。この後このまま終息していくのか、それともまたピークが来るのかということはもちろん分からない状況ではあるんですけれども、この 1 年間、新型コロナ対策事業というのを実施していった中で、今後も新型コロナ禍というのが続くのであれば、この事業はしっかり継続してやっていきたいと、この事業をやったことによって市民の方のニーズというのが見えて、ちゃんと今後も続けたいと思つた、そのような事業があつたら、お教えいただきたいと思うので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 新型コロナの関係する事業は大きく 3 つのパッケージに分けて実施をさせていただきました。

まず、今を暮らす人々への生活支援パッケージという中で、やっぱり今後も続けたほうがいいと、継続すべきだという事業は幾つかやっぱり散見されます。例えばですけれども、子育て世代の生活支援事業、応援パック事業でありますとか、やはりこれからの交流人口、関係人口という面を見たときに、学生の皆さんにもやっぱりふるさとを感じていただくような学生応援事業とか、あるいは、広域的にやってきましたふるさとの魅力てんこもり事業とかも有効かなと思っております。

また、未来を担う子ども達への学習・生活支援パッケージというものの中では、例えば妊産婦タクシー助成券、こういったものは定住人口の促進のためにも必要な事業ではないかというものもございます。

いずれこういったものもきちんと整理した上で、今後とも継続的にやっていく中で、新型コロナの関係だけではなくて、今後の塩竈市にも好影響を、効果的なものを及ぼす事業、こういったものを今後選択をしていきたいと思っておりますし、あるいは、経済支援のほうでも喫緊の課題でもありますから、継続してやっぱり定期的にやる事業、例えば商品券でありますとか、

あと本市ですと水産業界では、外国人の方も大変お困りになっていらっしゃる方もいらっしゃいますから、そういった外国人の皆さんへの応援パック事業とか、こういった事業も含めまして、もう一度総括的なそういう視点でもってこれらの新型コロナ事業、もう1回点検した上で次につながるもの、あるいは定期的にやるべきもの、そういったものを整理していきたいなと思います。

以上です。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今総務部長からもお答えをさせていただきました。土見委員がいろいろな気持ちの中でこの2年間、新型コロナの対応についてご質疑等、ご指摘いただいた部分もよく理解をした上で、ちょっとだけお話をさせていただきますれば、いっぱい反省点があります。それと同時に、やはり行政の仕組みとか、職員の方々の考え方が何となく分かったのが単発主義なんですね。これはいいものはやはり続けるべきだと思っております。逆に悪いものでもこう改善することで次につながるようなやり方はぜひ継続してほしいということも2年目の今だからこそお話をさせていただいている部分があります。

ですから、新型コロナ禍は続きますが、ウィズコロナ、アフターコロナ、どの時点でそういうフェーズに変えていくか、このことについてももしっかり1年目、そしてまた現在の2年目、このような状況をしっかり検証、そして反省、または喜んでいただいたものについては継続も含めていろいろな方々のお話を聞かせていただきながら、育て上げる、育てていく、そういった視点でこれからも新型コロナの対応策については、市役所を挙げて考えさせていただきたいと思っております。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今、市長がおっしゃるように、様々やったことによって見えてきたことというのはたくさんあって、それを生かしていただきたいなと思うのと同時に、補助メニューとの兼ね合いというのもあるんですけれども、例えばこの1年半以上の新型コロナ禍の中で、最初のほうに実施していいなと思ったけれども、その後、実施されていないという事業も例えば妊産婦さん向けのとかね、そういうところもあります。ただ、市民の方々が抱えている苦勞、状況というのはずっと続いているわけであって、なので、多くの事業を続けるというのも1つなんですけど、やはりこれは続けなければいけないものはしっかりと続けていただければいいのかな、ありがたいなと思います。

次に進ませていただきます。同じ資料の319ページ、職員研修についてです。

あと追加資料でいただきましたNo.23の1ページから3ページです。こちら最後の質疑にさせていただきたいと思いますが、まず、No.8のほうの319ページを見ると、課題のところで「行政に求められている役割がより一層複雑、多様化している中、様々な行政ニーズに対応するためには、今まで行っていたことを踏襲するのではなく、民間企業の視点や発想、かつ地域に根差し云々かんぬんと、課題というか今後必要なことが書かれております。昨年も似たようなことが書いてあったんですけども、それを踏まえた上で、今回実施された研修というのを見ると、もちろん組織として、組織を維持するために必要な研修、それから窓口も含めて来られた方々に対応するための研修というものが必要であるということは、重々承知はします。ただ、ここにも書かれているように、やはりこれからの市民からのニーズに応えられるような職員の方々の育成に期するような研修というのがこの上にさらにどういうことをのつけていくかということだと思ひまして、そこがどうしても欠けているのかなと。

今日何点かご質疑させていただいた中で、例えばそれこそ市長、よくまちの中に出て話を聞けという話は職員の方にされると思うんですけども、そのときにも質問する力ってやっぱり必要なんですよ。ただ、あちらから言われている半分文句とか愚痴を聞くのではなくて、その方が本当に何を言いたいのか、根本的な問題って何なのかということを深掘りして、ちゃんと聞いてくるという、ある意味質問力というのも必要なスキルとしてあるわけだし、それからアンケートを事業とかの根拠にされることが多いんですけども、アンケートの取り方というのは非常に難しい、奥が深いものです。取り方によっては恣意的な結果を出すこともできるわけであって、なかなかこっちの目を曇らせてしまうものもある。さらには、市民協働ということをやったり、あとはほっとスペースづくりの話もあって、市民の方々にもっと活動してほしいとなれば、メンタリングのようなことも必要であったり、それからその方々が何を困っているのかということのを的確に把握したり、あとはチームをつくらせるんだったら、うまくそのチームが動くようにするファシリテーションのような機能もあったり、そういうものをしっかりと職員の方々も学んで、市民の方々にどんどん活動を活性化してもらわなければいけないというのがあるかと思ひます。もちろん最終的にはそれは職員の仕事ではなくなるんですけども、今過渡期として、職員にはそういう能力というのが求められていると思ひますが、現状の研修の中にはほとんどそういうものが見られません。

その上で、現況と課題のところに戻るわけなんですけれども、ここに書かれているような課

題を解決するためには、今後新しくどのような研修というのを増やしていかなければいけないのか、その点をお伺いして質疑を終了させていただきたいと思います。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ある意味で耳の痛いお話を聞かせていただきました。現況と課題の中に書いていること、これをしっかりどのように受け止めて、これに対応するためにどう私どもは、執行部は、職員の方々に対応していくかというのは物すごく重要だろうと改めて痛感をいたしました。

あとは、決算書を見ると、やはり新型コロナということで、中止中止ということがありますが、入ってくる職員に対しては、特にしっかりした基礎研修をしていかないと駄目なのに、これを見ると中止中止、じゃあ来年以降、今年中止になった職員の方々が同じような研修をカバー、フォローするのをやっているのかというのをちょっと今頭の中にしっかり入れていこうと思っています。できることはいろいろあるかと思っています。

今も実はいろいろな業界の方、市民懇談会に行くときに、若手職員を必ず2人連れていっています。どういう話合いをするのか、どういう話し方をするのか、さっきご指摘をいただいたようにアンケートでも上から見るのか、下から見るのか、右から見るのか、左から見るのかで全然答えがやっぱり違ってきます。この柔軟性は人生経験を積むとある程度分かるころありますが、若い職員にそれを求めてもなかなかやっぱり厳しい、その部分をどうやって我々がカバーしてくか、この点をしっかりと受け止めて新型コロナ禍でもできる研修なんていうのは幾らでもあります。そのことを私どもとしてもしっかりと考えて、すばらしい職員を育て上げられるように努力をしてきたいと考えております。

ありがとうございます。

○西村委員長 お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明16日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。ご苦労さまでした。

午後3時22分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和3年9月15日

令和2年度決算特別委員会委員長 西村 勝 男

令和2年度決算特別委員会副委員長 辻 畑 めぐみ

令和3年9月16日（木曜日）

令和2年度決算特別委員会

（第3日目）

令和2年度決算特別委員会第3日目

令和3年9月16日（木曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊勢由典委員
小高洋委員	辻畑めぐみ委員
曾我ミヨ委員	土見大介委員
志賀勝利委員	

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤光樹	副市長 佐藤洋生
市民総務部長 荒井敏明	市民総務部 政策調整監 兼政策課長 佐藤俊幸
市民総務部 危機管理監 井上靖浩	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 長峯清文
健康福祉部次長 兼子育て支援課長 小倉知美	産業環境部次長 兼環境課長 末永量太
市民総務部 総務課長 鈴木康弘	市民総務部 財政課長 高橋数馬
市民総務部 税務課長 木皿重之	市民総務部 市民安全課長 小林史人
市民総務部 秘書広報課長 扇谷剛四	健康福祉部 長寿社会課長 中村成子

健康福祉部 健康推進課長	櫻下真子	健康福祉部 健康年金課長	武田光由
産業環境部 水産振興課長	鈴木睦奥男	産業環境部 商工港湾課長	伊東英二
産業環境部 観光交流課長	布施由貴子	産業環境部 浦戸振興課長	伊藤英史
建設部 都市計画課長	鈴木良夫	建設部 定住促進課長	佐藤寛之
建設部 土木課長	鈴木英仁	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲
教育委員会 教育長	吉木修	教育委員会教育部 教育総務課長	佐藤聡志
教育委員会教育部 学校教育課長	白鳥武	教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	鈴木和賀子
教育委員会教育部 市民交流センター館長	佐藤達也	監査委員	福田文弘
監査委員	香取嗣雄		

事務局出席職員氏名

事務局長	川村淳	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	工藤貴裕

午前10時00分 開会

○西村委員長 おはようございます。

ただいまから、令和2年度決算特別委員会3日目の会議を開きます。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、窓を開けておりますので、お暑い方は上着を脱いでいただいても構いませんので、ご案内申し上げます。

これより昨日の会議に引き続き、一般会計の審査を行います。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。浅野敏江委員。

○浅野委員 おはようございます。

では、私からも、一般会計について、令和2年度の決算について、質疑させていただきます。まず、資料No.8の16ページ、予防接種事業からお聞きしたいと思っております。

予防接種事業の施策の実績の中の9番、子宮頸がん予防ワクチンについて、お聞きいたします。

実績を見ますと、令和元年に比べ、接種した方は、105名と大きく増えておりますが、その実数と、これは、3回接種しなければならないので、もしかしたら延べ人数になっているのかもしれないので、その実数とその経緯が、なぜこのように多くの方が接種するようになったのか、お聞かせください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 予防接種事業の子宮頸がん予防ワクチンについての質疑をいただきました。

令和2年度105人ということで、これは、延べの数になっております。こちらは、3回接種をしなければいけないんですけども、1回目が44人、2回目が39人、3回目が22人となっております。3回目まで接種しているのが22名ということで、3回完全にやった方は、22名というところ、実数にすると44の方が接種をしているのかなと思っております。

前年度よりも人数が増えている経緯としましては、子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年4月からワクチンの定期接種化になりました。ただし、副反応があるという事例が報告されるということで、同じ年の6月に、積極的な勧奨を差し控えるという厚生労働省の通知が

ありましたので、対象となる方たちには、積極的に勧奨をしないということで、副反応の因果関係などが分かった段階でやってくださいというような通知の内容で来ておりました。ただし、昨年の10月にまた、厚生労働省から、ワクチンの効果ですとか、それから、子宮頸がんのことについて、きちんと対象者に説明をした上で、希望される方については、接種を妨げないということで、こういう予防接種がありますというご案内をしてくださいということがありました。このワクチンの対象者が小学校6年生から高校1年生の間になりますので、高校1年生ですとか、中学3年生の接種が終わる時期の女子児童のご家庭にワクチンについての接種の案内を送付しまして、人数が増えたという経過があるということでございます。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

私、昨年9月の決算でも同様の質疑をさせていただきまして、高校1年生の女子が、9月に1回目のワクチンを打たなければ、公費の負担での、無償でのワクチンが、3回目までがぎりぎりの時期ですということで、訴えさせていただきましたが、その後、10月の初めに厚生労働省からそのような通知があつて、ということは、今回の施策の成果、17ページですね。その(3)にも子宮頸がん予防ワクチンについては、10月、急遽示された国からの通知に基づき、対象となる高校1年生相当の女子へ個別通知を実施して、希望の接種機会を確保したと今、課長のご答弁にあつたように、ございます。この厚生労働省の急遽の通達があつたということですが、そのときにどのような手法で、先ほど、中学3年生、特に高校1年生の最終のチャンスを迎えるご家庭に送ったというお話がありましたが、どのような方法を使って通知されたのか、お聞かせください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 周知の方法ですが、まず、高校1年生のご家庭に個別通知をお送りしまして、ワクチン接種のこと、それから、子宮頸がんについてのお知らせをしているところです。それから、中学校3年生に対しましては、令和3年3月に同じように個別で通知をお送りしまして、周知をしているところです。それまでは、6か月間の中で3回の接種が完了するということになりますけれども、その間隔が変更になって、最短でも4か月で3回の接種が完了になるということもございましたので、そういうところで10月以降の通知でも3回まで接種を受けられる方が出てきたのかなということを感じております。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

結果的には、3回接種した女の子は、22名だったという形なんですけど、3回必ず接種しなければその効果がないのかどうか、その辺、分かりやすくご説明ください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 一応3回接種をしなければ効果は得られないということですので、大変申し訳ないんですけども、その期間内に3回接種できなければ、あとは、有料で接種をしていただくということでご案内を差し上げています。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

個別接種は、今、公費負担なので3回無料で、この期間であれば小学6年生から高校1年生の間の女子に限り、無料で接種できますが、それを外れると、普通3回個人的に費用を負担するとすると、どのぐらいの費用がかかるのか、お聞かせください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 1回の単価については、こちらで確認させていただき、後ほど、報告したいと思います。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

ぜひ、その辺、公費負担になるメリット、それから、このワクチン自体の大きなメリットもごございますので、ぜひ、その辺のことを保護者の方にも分かりやすい通知をしていただきたいと思いますと思っています。

先ほどのお話の中で、平成25年4月から定期接種と国が位置づけたんですが、その後、僅か2か月後に積極的な勧奨をしないということで、大きく副反応があったということが報道され、その年頃のお子さんを持っているご家庭によっては、わざわざワクチンを打つ必要はないという風潮になって今日に至るという状況になりましたが、その間、国内において、この子宮頸がんで亡くなっている女性もたくさんいらっしゃるという、特に産婦人科の先生たちにとっては、この積極的に勧奨しないということ自体に大きな危機意識を持っているということで、厚生労働省にも産婦人科の先生たちからもこのワクチン接種についての熱い要望があったともお聞きしております。

ところで、本市で接種された延べ105名に何か副反応か重篤な状況があったかどうか、お聞か

してください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 昨年度、接種をされた方から副反応ですとか、具合が悪くなった、そういった報告は、いただいております。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

先ほど、課長から、厚生労働省から10月、通知があったというお話でございましたが、実は、厚生労働省のホームページ等に概要版とか、また、専門的なワクチンに対する効果と様々なリスクと、予防接種ワクチンは、こういうものですよというお知らせのリーフレットが届いているかと思いますが、これについての取扱いは、どのようになっていますでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど、お話ししました個別通知の中に、概要版のリーフレットを入れまして、ワクチンの効果ですとか、子宮頸がんのこと、それから、ワクチンの全体的なスケジュールですとか、2種類ございますので、種類について、そういったことを説明しているリーフレットをお送りしております。また、ホームページにも子宮頸がんワクチンについてのものを掲載しておりますが、その中にもそのリーフレットを上げておりまして、皆さんにご覧になっていただけるようにしております。

それから、先ほどの子宮頸がんワクチンの接種の費用についてですが、市で委託料としてお支払いしている部分として、1回の接種料が、1万6,000円程度ということですので、恐らく接種についても1回1万6,000円程度という費用になるかと思いますが。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

かなり高額な金額になり、これが3回となると、結構4万円から5万円ぐらいは、かかるかなと思いますけれども、やはりそういった大きな負担をご家庭で、その効果のほどはともかくとして、もしかしてリスクがあるかもしれないと思うと、思い切ってそういった行動には、なかなか移らないかなと思っておりますので、ぜひ、その辺のことを、正しい情報を各家庭にお伝え願って、打つ、打たないは、親御さんと子供さんの判断かと思いますが。

今、課長に言っていただきましたそのリーフレット、実は、私もうちのホームページも見させていただきました。概要版につきましてもこのようなかわいらしいピンクの概要版がありま

して、中も見ますと、子宮頸がんというのは、どういうものかから始まって、どういったワクチンを打つことによって効果があるのか、また、検証はされていないけれども、どういった形の副反応があったのかということとか、それから、一生のうちに子宮頸がんになる人は、1万人当たり132人ですと。これは、クラスにすると、2クラスに1人はいますよと。実際のその人数、今のクラスを32人と数えて、2クラスに1人は子宮頸がんになる人がいますよと。また、それで亡くなる人は、10クラスに1人いますよというふうに具体的なことも分かりやすく、子供が見ても大人が見ても分かりやすいような説明の情報になっております。

現況と課題の中に、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨は、いまだ実施できないが、接触機会を逃さず、希望者が接種できるよう、対象者へ通知を行う必要があるとありますが、これは、ホームページだけの掲載でよろしいのでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 ホームページだけではなく、広報紙などでも定期的にお知らせしていきたいと思います。また、子育てアプリにも情報は提供していきまして、子育てアプリをご覧になるお子さんのご家庭は、低年齢児というか、乳幼児のお子さんを中心であるかと思いますが、早い時期からこういうワクチンがあるんだよということのお知らせをしていながら、皆さんに正しい知識を得ていただけるようにしていきたいと思います。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ICTを使った様々な方法は、あると思います。ただ、私が思いますに、例えば、新学期、新しく中学1年生になるご家庭の入学式のときに、学校の女子の家庭に、保護者にこのような簡単な概要版だけで結構ですので、ページ数にしても僅か四、五ページのもので、これを印刷して、皆様にお配りするとか、そのような方法のほうが直接的で分かりやすいのではないのでしょうか。新学期になりますと様々な書類がいっぱい来ますので、ある一定程度置いてからでもいいですし、例えば、保健の健康診断があるときに子供たちに概要版をお渡しするとか、そういったような、また、保健体育の授業の中で、子宮頸がんについてもしっかりとがんの様々な病気の中で取り上げて、唯一防げるがんだということをお子たちにも認識していただける方法があるのではないかと思います、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 昨年度、厚生労働省から通知を頂いた際もどのように周知をするかということで、中学校さんにご相談させていただきまして、お便りですとか、リ

リーフレットなどを配布させていただきたいということで、ご相談させていただきまして、中には、過去の副反応だとか、後遺症、そういったことの事例もあって、なかなか難しいという反応もございましたが、配布をしていいという学校に対しましては、学校を通して配布だったというこもしているようです。今後も学校とご相談させていただきながら、適切な周知をしたいということで依頼をしてきまして、学校を通しての配布なども検討していきたいと思えます。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

せっかくここに教育長もいらっしゃるんで、学校ごとに子供たちに対しての正しい情報が全ての子供に均一に伝わるということが、今の課長のご説明だと担当の先生とか、学校によって、受け取る、受け取らないということがあるかもしれませんので、ぜひ、ここは、教育長、その辺、厚生労働省からの正しい情報を伝えるということについてのお考えをお聞かせください。

○西村委員長 吉木教育長。

○吉木教育委員会教育長 今、委員から質疑があった子宮頸がん予防ワクチンに関してですけれども、中学校の保健体育の3年生の単元の中に疾病に関する単元がございます。その中で、成人病の三大疾病、脳卒中、がん、心筋梗塞、そういうものに関して学ぶ単元がございます。ただ、その中に具体的にそのがんに関しての具体的なそれぞれの細かいものというのは、大きく取り上げる中身にはなっておりません。がんでの死亡率、がんの中の大腸がん死亡率が高いとか、そういう項目になっておりますので、保健体育の中では、そこまでの学習かなと思えます。ただ、その保健体育の学習以外の中で、何々教育という分野の中で、がん教育も厚生労働省から下りてきておりますので、その中で扱うということは、可能かなと思えますので、今後、その辺、校長会等を通して、あとは、養護教諭部会とかを通して周知して、そういう形で子供たちのがん教育の徹底というか、周知をしていきたいと考えております。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

厚生労働省からのリーフレットは、何も女子と家庭だけではなくて、医療関係に対しても同じようなというか、しっかりと通達するようなリーフレットができております。市内の医療機関を見ましても、ワクチン接種をする医療機関がばらばらでありまして、結果的には、大きな医療機関での子宮頸がんワクチンを接種するという医療機関は、むしろ少なく、小さなと言っ

ては語弊ですけれども、個人病院での接種の病院の名前が掲載されておりましたけれども、そういう意味で、各医療機関に対しても子宮頸がん予防ワクチンは、特に積極的に勧奨しないということでかなりリスクのことが先行してしまって、本来の目的を見失っているところがあると思いますので、医療機関に対するリーフレットも厚生労働省から出ていると思いますが、それについての取扱いは、どのようになっていますでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 医療機関に対しても厚生労働省の通知に昨年度、こういうものが来ているということで医療機関にも伝わっていることかと思えます。そういったことで、昨年度、少しずつ接種者も増えているということで、改めて通知ですとか、リーフレットの内容を確認をしていただきながら、接種をしていることかと思えます。今後も医師会を通しまして、積極的な勧奨ではないですけれども、希望者には、接種の機会をきちんと設けるといふところを医師会を通じて医療機関にもお願いしていきたいと思えます。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひ、よろしく願いいたします。

子供たちの命もそうですし、生まれてくるべき貴い命もこれで失われてしまうということも大変悲しいことですので、塩竈からそういった悲しいことが今後、起きないように、そういった手当てをぜひしていただきたいと思っております。

それでは、次のページの18ページ、母子保健事業について、お尋ねいたします。

やはり、この施策の実績の2番目に当たります妊婦新生児訪問指導事業の中で、下段のほうにあります養育支援、その中で、育児家事支援というのがございますが、これは、具体的にどういった方が対象で、どのような事業なのか、お聞かせください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 お子さんが生まれる前から、妊娠中からも保健師ですとか、助産師が関わっております。そして、その時期から、なかなか養育するのが大変なご家庭ですとか、家事が苦手、育児が苦手というようなお母さん、それから、ご家庭、そして、生まれた後もなかなか育児がうまくいかないというような訪問ですとか、相談ですとか、そういった際に察知しましたら、養育プランなどを助産師や保健師がつくりまして、計画的に支援をしているという内容になります。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

妊娠中からリスクを抱えているお母様という捉え方でよろしいかなと思いますが、この回数が昨年、64回というのは、これは、64回その家庭に訪問して、育児家事支援をしたということでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 こちらは、延べの数になります。実数としましては、2つの家庭に訪問しまして、育児家事支援を行っているということで、なかなか家事ですとか、お子さんのお世話、そういったことが難しいご家庭に定期的に訪問しまして、支援をしているという内容になります。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

この費用は、どのようになっていますでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 こちらに関しては、ご家庭での負担はございません。全部公費になります。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

20ページ、次のページの現況と課題の中に、新型コロナウイルスの影響により、妊娠、出産、育児における環境の変化がより深刻化し、不安や悩みを抱える妊産婦の増加や育児の孤立化が浮き彫りにされて、親子の心身の健康と家族の関係に与える影響が危惧されるとありますが、では、コロナ禍の中で、様々な孤立をしている母親、また、育児に途方に暮れているお母さんという方もたくさんいらっしゃると思います。そういったところに対する対応方が大変だと思いますが、ぜひ、様々な観点から注意深くこういった親子を、安心安全を守っていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、22ページと次の24ページ、家庭児童相談事業と児童虐待DV防止スーパービジョン事業。昨年も私、ここを同じように両方兼ねて質疑させていただいたんですが、やはり毎年2月、この決算資料を見ましても、なかなか児童虐待が減らないというより、むしろ増えている。そういった状況の中で、施策の実績を見ましても、家庭関係の中の虐待がもう三桁になっている。これも先ほど言ったように、相談の延べ人数だと思いますけれども、この回数が増

えているということと、それから、次のページの児童虐待DV防止スーパービジョンのその施策の実績の中にも、やはり児童相談の中の、括弧して虐待通報と書かれた数字が平成30年、それから、令和元年とも、前のページの相談件数と同じになっていますが、数字の確認なんですけれども、令和2年においては、括弧の中が64となっていて、相談件数は、173となっていますが、この違いは、どういったことなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 児童相談が395件ですが、これは、というよりも括弧の64件の虐待通報、こちらが新規のケースだけになります。395件には、新規のもう既に関わっているご家庭の相談も入っているんですが、括弧の部分だけは、令和2年度初めて相談があった新規ケースということになりますので、そのところが22ページと24ページの虐待の数との違いとなっております。よろしくお願ひします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 分かりました。ありがとうございます。

それで、相談というんですけれども、先ほど言ったように、通報もいろいろ捉えていると思いますが、主にわざわざ来庁して相談するというのは、どういったことを相談するのか、お聞かせ願いたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 こちらは、来所相談だけではなくて、電話での相談などもございます。ただ、来所される方については、主にご自身の相談となりますので、なかなか育児がうまくいかない、子育てがうまくいかない、そういった悩みでいらっしゃる方が多くございます。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

今回、資料をお願いして用意していただきました。資料No.23の23ページからです。今、課長がお話ししていただいたように、児童相談、虐待があるというお話は、毎年こういうふうには決算資料に載せていただいているんですが、実際のところ、どういった年齢の子供が多く虐待を受けているのかというので、今回、年齢別に調べていただきまして、平成28年から令和2年度まで、零歳から3歳未満とか、3歳から小学校に入る前、また、小学生、中学生、高校生まで一覧にいただきまして、大変ありがとうございます。

それを見ますと、一目瞭然で、やはり抵抗力のない赤ちゃん、幼児、そして、小学生というところがかなりの多い人数になっております。中でも令和元年に75名、令和2年、昨年は、64名と決して見逃すことができない虐待の実態が本市で起きているということを私たちは、この表から受け取ることができます。

次のページを見ていただきますと、その虐待に主に関わっている加害者、加害者という言い方は、大変重々しい言葉ではありますが、実際に虐待をしてしまったという方は、誰かという、実の母親が一番多いんですね。もう圧倒的に実母です。それだけ子供と一番密着しているのは、母親だということであって、その母親が育児に対する不安だったり、誰にも相談できない孤立化だったり、それから、ご主人もなかなか家庭を顧みていただけなかったり、育児を手伝っていただけなかったりといういろんな要素はあると思いますが、残念ながら母親が一番子供に対して虐待をしてしまう。ですから、先ほど、課長からあったように、相談にいらっしゃるのがお母さんだというのは、自分がどうしてかわいはずの子供を虐待してしまうのかと。やっぱり悩んでいるのも母親だと思います。そういったこともありまして、また、子供たちに対する様々な危険なことを私たちは、この決算資料の中で読み解くことができると思います。

もう一度資料No.8に戻らせていただきますと、この施策の成果の中に、こういった様々な多様化する困難なものに対して、臨床心理士による専門的な支援方法、助言を受けて、ケアプランの見直しやケースの進行管理を行い、重篤な状況を回避させるとございます。これまで、スーパーバイザーの方々からもご助言いただきながら取り組んできたと思いますが、具体的に、年間、こういったスーパーバイザーの方を含めて、何回ぐらい会議を開いているものなのか、また、ケースごとに緊急性もあると思いますが、そのときの取組は、どのようにしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 スーパーバイザーとやる支援会議につきましては、月に2回程度行っております。その中では、要保護児童対策地域協議会の担当ですとか、児童虐待の担当の職員がスーパーバイザーとケースそれぞれの支援の進捗状況ですとか、関係機関からの情報を基に今後、どのような支援をしていくのかということの検討をしております。また、それ以外にも学校の教頭先生ですとか、担当者の方と年1回集まりまして、学校との情報交換会を行ったりだとか、児童相談所、それから、にこサポ、それから、教育委員会の学校教育課の先生にもお集まりいただきまして、会議を行っておるところです。

また、緊急の対応が必要な場合もその都度、ケース会議を開きまして、対応をしているところ
ろです。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

事案が起きてから様々な手だてもあろうかと思いますが、やはりこれは、早期発見、そして、
早期対応ということが一番肝心かと思っております。

昨年、私、やはり決算委員会で、虐待の事案についての早期発見について、関係機関に児童
虐待のチェックリストを置いたらどうかということと、それから、虐待相談通知、受付書とい
うことを提案させていただきましたが、課長からは、今後、検討するというご答弁をいただき
ましたが、その後、どのようなご検討があったか、お聞かせください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 虐待の対応のための手引というものがございまして、
その中に、相談を受けたときの内容を記録するような記録表がございますので、そういったも
のを基に相談を受けた内容を記載していきまして、今後の支援に役立てているというところ
です。

それから、先ほど、学校の先生たちとも会議を行っているというところで、学校の関係でも
学校教育委員会等向けの虐待対応の手引というものが文部科学省から出されておまして、そ
の手引の中にも、お子さんから相談があった場合、そのお子さんから聞き取った内容などを入
れ込みますようなシートがあります。そういったものを活用して、今後、虐待に対応してくだ
さいということで、学校にもお伝えしながら、そういうチェックリストを使っての対応をして
いるところです。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

時間もありませんので、次に移らせていただきます。

塩竈市教育委員会点検評価報告書について、お聞かせください。38ページから41ページまで
の不登校、いじめ対策の充実ということで、質疑させていただきます。

この目的の部分に、不登校児童生徒ゼロに向けて不登校対策重点事業を実施すると。これは、
塩竈市の、宮城県もそうですが、全国的にも不登校児童がかなり多いということで、かなり教
育委員会も危機感を抱いて、このような重点事業にさせていただいているんだと思いますが、た

だ、ここにおきます文書的なものもそうなんです、かなり不登校があつてはならないことと
というような印象が、この文章から強く感じるどころがありまして、次の令和2年度の事業実施
の概要の中に、早期発見、早期対応ということで、学級担任は、1日欠席で家庭に電話、2日
連続欠席で家庭訪問を実施するということが書かれて、実際、そのように行われているのかと
思います、不登校におきましては、教育機会確保法の制定が2017年にありまして、その中の
第13条に「不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性を鑑み、
個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ」とあります。この休養の必要性が、もしまし
て私の勘違いかもしれませんが、先ほどの担任の先生からのお電話、そして、2日目には、家
庭訪問となってくると、ちょっと心の休養ができないのではないのかなという懸念がありま
すが、その辺は、いかがなんでしょうか。

○西村委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 休養の必要性で、家庭訪問とかを迅速に行い過ぎではな
いかという質疑をいただきました。

まず、目的のところ、少しあつてはならないという語調が強いのではないかとということがあ
りました。確かに教育機会確保法での捉えというのがありますので、もう少しこの辺の表現
については、検討していきたいと思います。あくまでも社会的自立を目指すところにも書きま
したが、ここは、本当に教育機会確保法を踏まえて、私どもも押さえているところですので、
その立ち位置というか、見失わないように、表現は、吟味してまいりたいと思います。

それから、後段の休養の必要性ですが、実は、不登校は、様々な要因があるんですね。それ
から、子供たちの状況も様々です。そして、不登校は、ご存じのとおり、30日以上ですから、
相当な期間が経っていますけれども、欠席1日目、2日目というのが、本当にどっちに転ぶか
というか、もしかしたらそこで手当てをしておくことがすごく好転に結びつくということが、
大変多くございます。そこで、何で行かなかつたんだろうという後悔のほうは物すごくありま
す。

ということで、もちろん、行ってよろしいでしょうかとか、電話をかけてみて、もうかけな
いでくださいと言われることもありますけれども、そういうことも受けながら、この子は、ど
っちのタイプなのかな、今、どういう心境なのかなというのを丁寧に一人一人に対応してい
きながらとは、思っておりますが、家庭訪問は、一つの目安としてこれで一斉にやっ
ていきたいと思います、ただし、一人一人に合わせて柔軟に対応してまいりましょ
うという姿勢で、指示等々を

出しているところです。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 あとは、一般質問で質問させていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○西村委員長 暫時休憩します。

再開は10時50分といたします。よろしくお願いいたします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。曾我ミヨ委員。

○曾我委員 それでは、私からも何点か伺います。

資料は、主にNo.7の事項別明細書、No.8の主要な施策の成果に関する説明書、そして、決算資料を出していただきましたが、主にNo.21とNo.23を使って質疑をいたします。

初めに、公立保育所の運営事業について、お伺いしたいと思います。

○西村委員長 資料No.

○曾我委員 資料No.8の主要な施策の成果に関する説明書、35ページになります。公立保育所の運営事業が書いてあります。

令和2年度は、新浜町保育書が廃止される一方で、うみまち保育所が開設されてまいりました。公立保育所5か所で定員4,080人に対して3,679人の子供たちが利用し、90.2%の入所率になったと書いてございます。

資料No.21の決算資料の108ページには、平成30年度から令和2年度の保育士の配置状況が書いてございます。保育所の状況を見ますと、この3年間で正規職員は、34名から36名になっていますが、フルタイムの会計年度任用職員の19名によって、まさに保育所が支えられてきたんだと私は、読み取るわけです。それで、やっぱり基本的には、正規職員を安定的に採用することが必要だと思っておりますが、この点について、どのように考えておられるのか、お伺いします。

○西村委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 保育士の正規職員の採用について、総務課からお答えさせていただきます。

きます。

まず、総務課で採用する条件でございますが、職ごとの定数配置計画、これを最初に財政課で示していただきまして、その中で不足があった部分については、都度採用試験を行っていく状況になってございます。以上です。

○西村委員長 曾我委員。

○曾我委員 いつも定員適正化の中で、それに基づいて会計年度任用職員とか、パートさんとかを入れて運営している。それは、分かっているんですけども、今日の待機児童が、なかなか何年経っても解消されない。国を挙げて待機児童ゼロ推進事業というのをやっているわけだけども、そして、認定こども園とか、民間の保育所を活用してとか、いろいろやってきているわけだけども、なかなか待機児童が減らないのは、なぜかと考えるわけですね。毎回毎回そうと思いますが、市の職員、課長さんも含めて、保育所の運営には、このコロナ禍の中で本当に神経も使いながら運営されているとは思いますが。だけれども、やっぱり決算を見るとときに何が問題なのかと考えたときに、そのところを改善しないでいくと、やっぱり待機児童は、なくなるのではないかと考えるわけです。ただ、36ページを見ますと、保育士を3名配置する取組も行われてきたということを書いておりますので、それは、評価したいなと思います。やっぱり公立私立保育所全体でも、決算資料の111ページを見て、下段のほうに書いてございますが、4月時点で12名、年度末で40名の待機児童となっているわけでございます。それで、この点は、今現在、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 現在というのは、今年度の待機児童ということで、年度当初は、10名の待機児童でございました。そして、9月1日現在ですけれども、18名の待機児童ということになっております。以上です。

○西村委員長 曾我委員。

○曾我委員 分かりました。令和2年度の状況よりは、若干少ないものの、依然として10名、そして、18名となっているということでございます。

それで、今、東部保育所が改修されている。私もあの辺、通るんですが、今後、どのような見通しなんでしょうか。そこによって、改善される見通しがあるのかどうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 東部保育所は、今年度、改修を行っております。そし

て、今まで東部保育所では、ゼロ歳児の保育をしていなかったんですけれども、この改修に合わせてゼロ歳児の保育室も設けて、来年度からは、ゼロ歳児の受入れもしたいということを考えております。以上です。

○西村委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 佐藤市長の下でうみまち保育所とか、いろいろ努力されて、東部保育所もおかげさまでゼロ歳児も受け入れられる状況をつくられてきたと思いますが、基本的には、保育事業というのは、児童福祉法に基づいて、きちんと国が公立保育所に対しても財政支援を行って、ちゃんと保育士を確保してやるということが基本だと思いますので、引き続き機会があれば、国にそういうことをちゃんと求めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、2つ目ですが、生活保護事業について、お伺いします。

資料No.8の主要な施策の57ページになります。

それで、生活保護の相談等保護開始及び廃止状況が書いてございますが、令和2年度の保護世帯は546世帯、保護人員は686人、保護率が12.8%、窓口相談は186件で、保護申請が110件、保護開始が110件と申請と開始が同件数になっています。一方で、保護廃止が88件となっておりますが、廃止になった理由について、主な理由でいいですから、お伺いします。

○西村委員長 長峯生活福祉課長。

○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 お答えさせていただきます。

こちらの廃止件数につきましては、就労を開始したり、自立を行っている方のほかにも塩竈市の保護の特徴といたしまして、大分高齢世帯が多く、全体の65%ほどを占めていることで、大分死亡の件数なども多かったということで、死亡の廃止なんかも多かったという状況になってございます。以上でございます。

○西村委員長 曾我委員。

○曾我委員 分かりました。

それで、2つ目に聞きたいのは、保護費の支給状況がありますが、保護の種類には、資料の57ページにありますように、7つの種類の扶助がございます。生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療費免除、その他。このその他の扶助の中身は、どういうものか、お伺いします。

○西村委員長 長峯生活福祉課長。

○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 お答えさせていただきます。

こちらの医療扶助に係るものに関しましては、一般的に毎月かかるような支給を行うような

扶助の種類となつてございます。その他の扶助に関しましては、例えば、一時扶助と呼ばれるような一時的、臨時的に発生するような扶助、こういったものが含まれている内容となつてございます。以上でございます。

○西村委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、埋葬の葬祭の扶助というのが、生活保護の手帳によりますと、第8条の葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、死亡診断書、検案、死体の運搬、火葬または埋葬、納骨その他葬祭のために必要なものと葬祭扶助は、されているんですが、これについて、伺いたいと思います。

葬祭を行う者があるときは、それに対して葬祭扶助を行うことができるとされていますが、夫婦や親子などが葬祭する場合にだけ支給されるのではなくて、ほかに引き取る人がいないときも3親等以内の親族であれば、その人が葬祭をする場合にも支給されるとあります。また、身寄りのない単身者が死亡して、扶養義務者でない人が埋葬を行う場合にも支給されるものと書いていますが、この扶助は、どうなっているのかということを知りたいんです。なぜ、そういうことを知りたいかということ、生活保護の世帯でご主人が亡くなられて、嫁いだ先のお墓がある。ところが、生活保護のために法名というんですか、そういうものが、拝んでいただいたり、法名をつけたりすることができないために、そこに焼骨を納めることができない。自分のうちにそれを置いているわけです。

生活保護法では、こういう葬祭扶助ができるというのに、あっちこっち探したんだけど、なかなか散骨するのも金がかかる。塩竈市のお墓を借りようと思っても25万円かかる。お寺さんに行けば、預かってほしいといったってお金がかかるということで、生活保護世帯は、まさに扶助があるのにもかかわらず、どこにも置くことができないという状態になっていて、生活保護法で書いてあるのにこれは、一体どうなっているんだろうかと。ところが、そういう人は、一人だけじゃない。何人か私、相談されているんですが、今、もう一つは、若いときに買ったお墓をもう自分がそれを墓じまいしなければならぬんだと。生活保護の人ですよ。だけれども、墓じまいをするのに多額の経費がかかる。こういう時代にまさに高齢化社会、日本の様々な経済の中で、今、周りにそういうことが起きている。それで、無縁仏でいったらいいかなと言ったけれども、無縁ではないわけです。子供もいるし、兄弟もいるし。そのことについて、今まで多分生活保護で500世帯から600世帯のいろんなケースを扱ってきていると思いますが、こういうことについて、現場では、どのように対処されているのか、お伺いしたいと思います。

います。

○西村委員長 長峯生活福祉課長。

○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 お答えさせていただきます。

生活保護法における葬祭扶助につきましては、今、曾我委員がおっしゃったように、様々な基準の下、埋火葬のための費用だとか、あるいは、霊柩車等を使った移送費、こういったものなんかに関しての基準等が定められてございます。東日本大震災のときの費用に関しましても、この生活保護の葬祭扶助の基準なんかを目安にしながら対応されたということでも伺ってございます。

今、曾我委員からお話がありました一般的な永代供養の問題になります。この葬祭扶助の基準の中では、そういった永代供養の費用に関しては、基準の中に定められていない状況。そのほかにもご葬儀を行う場合の生花だとか、お茶菓子代、そういったものについても費用に入っておらず、あるいは、お坊さんの枕経、そういったものについても中に入っていない。あくまでも生活保護における葬祭扶助の中身に関しましては、一般的な埋火葬を行うための最低限の費用ということでの定めがございます。

これまでも担当のケースワーカーは、私もこの経験がございましたが、そういった事象が出てきた場合に関しては、まずは、基本的にお身内の方、あるいは、葬儀を取り仕切られる方が、お寺さん、あるいは、そういったところとご協議いただきながら何とか費用の面、あるいは、納骨をいただくような費用に関してご相談いただくと。あるいは、そういった方がなかなかいらっしゃらない、あるいは、いても交渉というところまでに至らないような場合、そういった方の場合に関しては、生活保護法での定めはないものの、担当のケースワーカーなどがそういった埋葬の関係の事務をある程度お手伝い、支援をしたり、お寺さんの場合の納骨、こういったところまでのご相談とか、そういった支援なんかも行ってきたという経緯がございます。なかなか制度の中での見られない部分でもございますので、そういった部分に関しては、非常に担当が苦慮しながら対応している状況がございます。以上でございます。

○西村委員長 曾我委員。

○曾我委員 そこまで今の生活保護法では見られていないと。社会的な問題になっていくと私は、思います。これも国会議員も通じてやっぱり新たな問題として上げていく必要があるのかなと思いましたが、いろいろ様々な問題を抱えていらっしゃると思いますが、今後ともどうぞ丁寧なご指導をお願いしたいと思います。

それで、1つは、私、希望的には、無縁のところを塩竈市で造っています。月見ヶ丘霊園のところに無縁になった方を納める。あれと同じように、公的なもので、一時息子さんとか、親族が取りに来るまで、納骨堂というのか、お寺さんには、納骨堂があるんだけど、そんなものを公的に造れないものかなと。大変なことだけれども、いろんな取ったりやったりの関係があるけれども、例えば、そういうのを一時的にできないのかなとちょっと思ったりしましたが、これは、ただ私の思いだけであって、これから皆さんといろいろ相談しながら考えていきたいと思います。

続きまして、話題を替えまして、91ページの高齢者支援事業の中の老人クラブ助成について、お伺いします。

令和2年度は、令和元年度より25万5,000円減額されての決算になっております。なぜ、減額となったのか、理由をお聞かせください。

○西村委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

令和2年度につきましては、コロナ禍の影響もありまして、団体数も減少しておりますけれども、その中でもなかなか活動ができなかったということで、一部の団体で返還という手続を取っていただいたところで、数字上、減少となっております。以上です。

○西村委員長 曾我委員。

○曾我委員 老人クラブの方々は、年間通じて活動やそういうことをやるわけだから、コロナ禍で逐一活動したかどうかによって、経費を減額しなくてもいいのではないかな。老人クラブのせいでそうなっているわけではないから、この辺は、やっぱり元気で頑張ってもらうように引き続き支援すべきだなと私は、思いますが、例えば、今年度の令和3年度に当たっては、まだコロナ禍が収まっていないので、多分活動がいろいろあると思いますが、ちゃんと十分な説明をしておくべきだと思いますが、その辺は、大丈夫なんですか。

○西村委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

昨年度もやはり活動の制限というのがどの団体にもあったというのは、確かです。その中で、せっかくの補助なので有効な活用をしていただけないかということで、昨年度につきましても例えば、使っていただく施設の環境整備というところで消毒薬ですとか、そういったあたりの購入でも構わないということで担当からも説明もさせていただいたところがあります。今年度

につきましても、そういった意味では、再開に向けてというところでの助成もありだとは思いますが、そういったあたりで丁寧な説明を加えながら、有効な活用をしていただけるように努力してまいりたいと思います。以上です。

○西村委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしく願いいたします。

それでは、次に、4つ目は、公営住宅に関して、お伺いします。

主要な施策の成果の143ページ。それから、資料No.21の決算資料のその1の119ページから120ページになります。

これまで収入超過世帯となって退居された世帯は、何世帯になっているのか。現在、収入超過者世帯は、どのようになっているのか、お伺いします。

○西村委員長 佐藤定住促進課長。

○佐藤建設部定住促進課長 お答えいたします。

令和2年度でございますけれども、29世帯が対象として収入超過でございました。そのうち8世帯が令和2年度に退居という形になっています。以上です。

○西村委員長 曾我委員。

○曾我委員 そうすると、29世帯のうち8世帯が退居したということは、あと21世帯が収入超過の状況の中で、市の定めた家賃を払って入居しているということになるんですか。

○西村委員長 佐藤定住促進課長。

○佐藤建設部定住促進課長 そのうち、再算定というのを行いまして、新たに収入の、例えば、同居者の変更であるとか、収入が変わりましたよと申告を受けまして家賃を再算定をしております。その関係で、最終的に令和2年度につきましては、資料No.23の26ページの表の右側でございます、右下でございます3世帯の状況になっております。以上です。

○西村委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、私たち、共産党市議団は、これまで震災で家を失った人たちが入るところとして災害公営住宅を建設して、そこにまず、ついの住みかとして建てられたものだと。それで、家賃が一举に上がらないように、国の交付金を活用して家賃を軽減したりとか、様々な取組を求めて今日に至っています。それで、収入超過者についてもすぐ追い出すことはしないで、被災者の立場に立って、やっぱりいろいろ検討すべきじゃないかということを求めてまいりました。それがほかの市町村でもやっている、女川なんかでもやっている近傍家賃の設定の仕方

なんかがそうですが、やっぱり公営住宅法施行令で許される最高25万9,000円まで引き上げれば、収入超過者がそこに至らないと。だから入っていられると。そういう工夫もして、退居をなくすことを求めてきたわけです。だけれども、実際には、去年度からかな。もう条例で決めていますからと、近隣の市町村でも決めていますからとは言うておりますが、そもそも市営住宅の条例というのは、市町村が独自に決められるものなんですよ。国からどうのこうのじゃなくて、ちゃんと収入の最高限度を国が定めているところまでは、持っていけるわけですから、そういう工夫をして、やっぱり退居するということは、考えてみると、そうでなくても公営住宅は、高齢者が多いと。この間も1人の方が亡くなられたという情報も入りましたが、もう外に出ないで一切。

だから、やっぱりますます高齢化を進めて、どうするんだと。自治会組織だって若い人がいたりして、子供がいたりして、初めて自治会が成り立ち、住まいらしい形になるんだと思うのね。そういう点では、やっぱり行政が知恵を絞って最大限、とにかくこうやって追い出せばいいやという問題じゃなくて、同居近居とか、人口を増やそうとかと様々なことを言っているわけですから、しかも私は、主要な施策の一番最初のまとめのところでも市が書いているように、震災復興計画では、長い間住み慣れた土地で安心した生活をいつまでも送れることを基本理念として、それぞれの事業に取り組んできた。だから、使う言葉は、立派でも片っ方では、追い出しをやる。こういう施策では、私は、もう大変なんじゃないかと思うわけです。だから、改めて今からでもいいから、残されている収入超過者になる人たちを、小さい子供から、震災を受けて、働くようになって収入が得られるようになったと。よかったねと。引き続き親を見ながら頑張れよという意味で、そういう取組をすべきではないかと思うわけでありまして。さらなる検討を求めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村委員長 佐藤定住促進課長。

○佐藤建設部定住促進課長 災害公営住宅につきましては、当初の入居の段階からこの件については、ご説明申し上げてきたところでございます。入居後、3年以上経過して世帯所得の月収が、制度上の月収ですけれども、15万8,000円というのを超えた方は、4年目からは、明け渡しように努めていただきますよと説明をしております。さらに、その後についても、家賃につきましても一定程度が加算されるという状況を当時から説明を申し上げておりました。昨年度につきましてもこういった対象の方につきましては、事前に決定時にご案内を申し上げまして、一世帯一世帯対応してきたというところでございます。以上でございます。

○西村委員長 曾我委員。

○曾我委員 これも私たちが、やっぱり被災者に寄り添って市民の暮らしを守るためにそうして工夫すべきだということをも、述べておきたいと思います。

次に、小中学校の空調設備事業について、資料No.8の249ページです。

私たちも現場を見たいななんでも思っていたけれども、結局、工事が遅れてきたという結果もありますが、改めて現況については、書いてありますが、現況と課題のところでは、言っていることの中身がよく分からないので、その辺について、現在、どうなっているのか、全部ついたのか、何が課題なのか、ご説明願いたいと思います。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 それでは、空調設備事業の現況でございますが、施策の成果の部分には、熱中症対策でございます。あと、一斉臨時休校による夏季休業日の短縮というのは、夏休みにおいて授業をやるような場合でもエアコンがついておりますので、授業を確保できるという内容でございます。ただ、現況と課題のところでは、費用対効果を記しながら、他の教室の整備の検討が必要であるというところにつきましては、国の補助を活用しまして、普通教室には、全て空調を整備したところがございますが、特別教室については、基本的には、熱中症対策として特に効果の見込まれる、例えば、昼休みに本の貸出しをされる図書室、あと、音楽室については、窓を開けて音楽の授業をやるというのがなかなか近隣等にも音漏れの問題もありますので、ここについては、熱中症対策の関係から必要だろうと。あと、中学校については、同様に、また、5教科でよく使われる教室として理科室がございますので、そういったところに重点的に空調整備をさせていただいたところがございますが、まだ、全ての教室、ランニングコスト等もございますので、あと、夏季において授業の変更などで対応できない等、そういった総合的な観点も持ちながら、今後、課題として捉えていきたいと考えております。以上でございます。

○西村委員長 曾我委員。

○曾我委員 学校の空調設備は、初めてのことなので、どれだけの費用がかかるかというのは、あると思いますが、ぜひ、効果的な活用をしてほしいのと、これからは、冬場になるんだけど、空調設備で暖房も可能なのかしら。その辺は、どうなんですか。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 こちらについては、学校施設でF F式ヒーターがある学

校と新設した学校については、空調設備のみということで、若干混在しているところはありませんが、空調を使って暖房を使っていたりしている学校もございます。

○西村委員長 曾我委員。

○曾我委員 地方自治体は、財政が厳しい中で、新しいものを整備するとそれだけ経費もかかるんですが、ぜひ、県役人にも財政支援をといて、どれぐらいかかるか分かりませんが、ぜひ、言っていくことも必要なのかなと思いました。

それでは、最後に、収納率向上対策事業について、主要な施策の成果に関する説明書の316ページから317ページであります。

伊勢委員からも宮城県地方税滞納整理機構、市町村の状況など、質疑していただきました。令和2年度は46件、1,143万5,000円を依頼して、30件、577万2,000円、県で65.2%、50.5%の改善が図られたとまとめられています。随分頑張ったんだなと思いました。なぜかという、何度も言いますに、令和2年度は、コロナ禍で地域も仕事もパートさんをやっている人もなかなか厳しいと。学校の休みが入って、その食材がどうだとかということまで言われるように、大変厳しい現下にあって、これだけ収納を図った。

それで、ちょっと心配するのは、主要な施策の成果の10ページを見ると、新型コロナウイルス感染症対策事業、今を暮らす人々の生活支援からずっと12ページまで、これだけの事業を令和2年度、やったわけですね。それで、一番言っているのは、定額給付金1人10万円ということもやられてきたわけだけれども、あと、独り親世帯の特別給付金、それから、子育て世帯臨時特例給付金などのこういう給付金が出されました。滞納整理のときにそれらのお金まで差し押さえたら大変なことだなと私、ちょっとすぐ思っちゃうんですね。私、実際は、県営住宅の家賃滞納をしていた世帯の関わりもございまして、少しずつ払っていくようにして、改善したんだけれども、やっぱり横から息子兄弟が来て、10万円を貸してくれなんて持っていかれたり、本当に大変なところだったなと思うわけです。ネットで見ると、給付金は、手をつけては、差し押さえてはならないとはなっているようだけれども、その辺は、ちゃんと十分配慮されて、要するに、塩竈市の職員が行くわけではないから。滞納整理機構で集めるわけだから。だから、そういう点では、私は、いつも言うけれども、独自に市民の顔を見て、どんな仕事をして、どんな生活してというのを寄り添いながら、見ながら収納を図る。これが本来のやり方だと思うの。他人に任せて、勉強してきますは、いいけれども、もういいかげんやめたらどうか。やっぱり市民の中に入って、市民が働いたもので市役所の全体の事業をやっているわけだから、痛

いも辛いも苦しさもやっぱりそういうことを通じて、やっぱりもっと職員が勉強すべきだなと、そういつも思います。だから、これをやっている限りは、私たちは、この予算を賛成することは、できないという立場ですよね。本当にこんなことをやっていて、もうやめている自治体が多いわけだから。そんなふうに思いまして、要するに、国からの様々な具体的な給付金、それらについては、どのように対処されているのかだけ、お伺いします。

○西村委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 では、お答えいたします。

今回、滞納整理機構の金額が令和元年度よりも徴収額がちょっと増えている。そういった状況で給付金の関係とどうなっているのかということでございますけれども、基本的に給付金に関しましては、滞納処分関係というのは、もちろん今、曾我委員がおっしゃったように、国からやめてくれということで通達がございますので、そういったものに関しては、基本的には、履歴とかを見て、していないというところがございます。もちろん、我々塩竈市の税務課でもこちらは、しておりません。

もう一つ、お話がありまして、今、曾我委員から、もうやめたほうがいいんじゃないのかとお話もございましたが、一応、今年度に限りましては、現在、塩竈市から派遣は、していません。その代わり、去年の協議会でもお話しさせていただきましたけれども、二市三町の併任業務というところで我々、多賀城市、七ヶ浜町、松島町、利府町さんと併任ということでございまして、そういった方向で方向転換を今、させていただいております。以上でございます。

（「終わります」の声あり）

○西村委員長 続けてまいります。志賀勝利委員。

○志賀委員 では、私からは、資料No.21を主に使って質疑させていただきたいと思います。

まず、資料No.21の67ページの、番号が左サイドに打ってありますが、29です。復興促進課の塩竈市中心市街地における商業復興に係る調査・計画策定業務委託。有限会社ミクスド。そこで、1,296万円の予算を取って実施されたわけですが、この計画、書いてあるのは、再開発事業に当初から関わり、専門的知識を有する当該事業者が相手方が限定されるためということで書いてありますが、この計画策定をしたことによって、どのようなメリットがあったのか、そして、その計画策定が資金繰り面まで入っていたのか、お聞かせください。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えさせていただきます。

ご指摘いただきました塩竈市中心市街地におけます商業復興に係る調査計画策定業務委託と
うところがございますけれども、こちら、当時平成27年度の予算取りに当たりまして、説明さ
せていただいた経緯がございましたが、まちづくり会社が行います施設整備等に係る補助とい
うことで、中小企業庁さんの補助の獲得をするためにこの計画の策定を委託したというところ
でございます。しかしながら、策定をしながら、中小企業庁との協議を進めてまいりましたけ
れども、最終的には、補助対象にならないというご判断をいただきまして、申請には、至らな
かったということで伺っております。その後、作成された計画につきましては、まちづくり会
社におけますマーケティングの基礎資料ということで使われたと理解してございます。以上で
す。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、結果としては、1,296万円が無駄に終わってしまったというところによ
ろしいわけですね。

それで、資金計画については、入っていたんですか。入っていないんですか、このあれには。
計画策定という言葉はあるんですけれども。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

資金計画は、含まれておりませんでした。以上です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 分かりました。

今、ここに資金計画が入っているのであれば、現在の資金計画でもめているわけですから、
その辺が明確になるかなと思ってお聞きしました。

次に、同じく資料No.21の18ページです。

ここに令和2年度委託事業一覧表と100万円以上というところで、いろいろ資料として出して
いただきました。その中から、まず、一般会計で106ですか。18ページの左端のNo.106、浦戸地
区粗大ごみ収集運搬業務委託167万円と書いてありますが、これは、契約期間と契約方法という
か、1者見積りなのか、随意契約なのか、一般入札なのか、お聞きしたいと思います。

○西村委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

106番、浦戸地区粗大ごみ収集運搬業務委託でございます。これは、令和2年度においては、

単年度契約、契約手段については、指名競争入札、3者に対する指名競争入札で行いました。

以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

次に、No.107ですか。同じ資料の同じページの番号が107の契約で、資源物選別回収業務委託というのがあります。これが6,840万円ですね。この契約期間と、それから、契約方法について、お聞かせください。

○西村委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 答えいたします。

107番についてでございます。契約期間は、令和2年度のやはり単年度契約で、入札は、一般競争入札をしました。実際に1者が来て、1者に対しての落札という形になります。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

それで、この契約については、特段資格要件というのは、あるんですか。例えば、監理技術者がいるとか、いないとかというところは、いかがでしょうか。

○西村委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 答えいたします。

資源物選別回収業務委託の資格要件についてでございますけれども、令和2年度の契約行為のときに仕様書に書いてあった資格要件を述べさせていただきます。

まず、新浜リサイクルセンターと伊保石リサイクルセンター2か所に対しての委託なんですが、新浜については、パケットローダーとフォークリフト免許が必要と明記しております。そして、伊保石リサイクルセンターは、ちょっと複雑でございます、塩竈市の廃棄物処理及び清掃に関する条例第13条に定めているもので、10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者というのを条件にしています。これは、ちょっと細かい話ですが、廃掃法で1日当たりの処理能力が5トン以上の場合には、こういった技術管理者を設置しなければならないという定めがございます、伊保石が1日当たり約12トン処理するので、技術管理者が必要であると、当時の担当課としての判断から要件として、設定させていただきました。

なお、伊保石もパケットローダー、フォークリフト免許についても必要と明記しております。

以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 それでは、次に、同じ番号のNo.108、浦戸地区生活ごみ収集運搬業務委託406万円です。これについて、契約期間と契約方法について、お知らせください。

○西村委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

108番については、これは、指名競争入札、3者に対して指名競争入札をしました。契約期間は、単年度です。令和2年度です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 次に、109番、廃棄物埋立処分場管理業務委託1,650万円の契約期間と契約方法について、お聞きします。

○西村委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

109番についてです。契約が、やはり単年度契約でございます。令和2年度の単年度契約で、契約方法は、一般競争入札、実際に1者だけが来て、1者落札という形でございます。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 それと、これに当たっての資格要件なのは、何かありますか。

○西村委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 109番の資格要件でございます。これも先ほどと同じように、契約時にうちの仕様書で設定した資格要件を述べさせていただきます。内容は、先ほどと同じでございます。10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を1名配置すること。あわせて、特殊運転手1名、作業員1名を配置することということで、指定をしておりました。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

次に、番号の110番、清掃工場施設運転管理・残灰運搬等業務委託というもので7,920万円なんです。これについて、契約期間と契約方法について、お伺いします。

○西村委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

110番でございます。こちらも単年度契約、令和2年度の単年度でございます。契約手段が一般競争入札、1者が来て、1者が落札でございました。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 この資格要件についてもお聞きします。

○西村委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 110番の資格要件でございます。まず、最初、技術者1名配置、先ほどまでの説明と同じでございます。10年以上の実務に経験を有する者。そのほか、クレーン運転が必要ですので、クレーン運転の特別教育を修了した者を13名配置、あとは、アークガス溶接に係る特別教育修了、特別教育というのは、割と簡単に取れる資格らしいですけども、例えば、クレーンですと、社団法人日本クレーン協会東北支部というところで講習か何かを受けて資格を取るとか、そういったものの資格要件を一応配置しております。具体には、今、言ったクレーン、アークガス溶接に関する特別教育修了証、酸欠及び硫化水素危険作業に係る特別教育修了証を有する者を各班に1名以上配置、あとは、残灰車運転もありますので、普通自動車第1種の中型免許を取得した者2名というところで設定しております。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 今までお聞きした中で、例えば、廃棄物埋立処分管理、それから、清掃工場施設運転管理というところでは、この資格要件技術者が必要であると。この技術資格というのは、どっちも同じ資格ですか。それとも別の資格になりますか。

○西村委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

一応、法では、技術管理者という設定をしていますので、すみません、私の認識では、同じ技術、資格であると理解しております。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 一応、それぞれの契約が単年度契約ということではありますが、見積りは、全て一般競争で1者見積りと。今までは、随意契約でやっていたわけですね。それがなぜ一般入札に替わったのか。それと、こういった業務というのは、一般的な技術者の関連している技術者というのは、ほかでこれを取っても自治体のこういったごみ処理以外、あまり使い道がない資格なので、前にも私、この議場で何回も言っているんですけども、結局は、わざわざ取ってお

く資格ではないんですね。ましてや塩竈市の場合は、長年固定化しているものですから、塩竈市の業者の方は、その資格を取っても全く使い道にならないというところで、競争の原理が全く働かない作業なんですよ。

ですから、これは、だから私は、これを例えば、一般競争入札にするということであれば、1か月前に発表されても資格者が養成できないわけですから、やるなら1年前にやるべきだと何回も申し上げています。ところが、今回も多分恐らく1か月やそこらの前に募集したんだと思います。当然こししか応募できないという状況下にあるということを経験の皆さんと当局の皆さんももう一回認識してください。それで、あたかもやりましたよというような状況は、つくってはありますが、決してそうじゃない。競争の原理が働いていない作業であるということを経験、やはり新市長になってから一生懸命その辺を改革しようと、市長は、努力されているわけですが、職員の方々もその辺の感覚を切り替えていただかないと市長の思いがなかなか通じていかないのかなと思いますので、その辺、よろしくお願いします。

それで、ざっと今までの金額を見ますと、例えば、清掃工場施設運転管理残灰運搬業務委託が、今までは、全部7,630万円台だったんです。それが令和2年度になって7,920万円、約300万円増えたわけです。今回の決算で10万円、20万円を捻出するのは、大変なんだというお話が出ていますよね。にもかかわらず、ここに簡単に、もうここで300万円もの金額が、なぜ300万円高くなったのか分かりません。前にもこれに関連した見積書というものを私、委員会の資料で出していただきました。だけれども、その見積り内容を見ますと、非常に根拠がない見積書になっております。ですから、そういうところをもう一度当局でチェックしていただいて、正しい入札、正しい見積りをきちんとできるような体制を取っていただきたいと思うわけです。その辺、市長、いかがでしょうか。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 市長に就任させていただいて約2年が経過をいたしました。当然市役所に入って2年でございますので、市役所の職員OBでもございませんし、違う職場で働かせていただいておりますので、どの程度塩竈市政がどういう形で運営されてきたかということは、仄聞をさせていただいた部分、または、自分が関心を持って取り組んできた部分というのがあります。ただ、直接入らせていただいたこの2年間、様々なことを経験をさせていただきながら、見させていただきました。私の常識では、通じないやり方、在り方、また、私に対する報告の仕方、こういったものに相当な乖離があるということを感じております。この乖離をどうやって少し

ずつ私の考え方なり、世間の皆様方の常識なりに合わせられるか。ここが非常に重要なんだろうと私は、思っております。今までのやり方を全て否定するつもりは、全くございません。ただ、間違いなく今のこの状況の中で、誤解をされるようなこと、また、競争原理が働かないこと、様々な皆様方に誤解を受けるようなことだけは、ないように、残り2年の任期がありますので、その2年の間に市役所の皆様方にその意識改革は、徹底して厳しくやらせていただきたいと決意をいたしておりますし、それをお話をしてきたつもりではございますけれども、いまだに、いまだに過去のことも含めて、僕では理解できない業者の発注だったり、入札の在り方だったり、間違いなくそういう事実があることだけは、ここではっきりと申し上げておきます。それを改善するために私は、死に物狂いで皆様方に誤解をされないようにというよりも市民の方に信頼されるような入札の在り方については、改革、当たり前はこの改革というものを責任を持って、この言葉の意味を市役所の皆さんにも伝わるように、議会の皆様方に宣言をさせていただきたいと思っております。多くの有識者の方、多くの経験のある方々にこういった言葉をご理解をしていただきながら、入札制度の改革については、一点の曇りもないように、改革をすることを約束をさせていただければと思っております。

その上でも、残念ながら、私も2年やっていますので、決裁印等々、私が認めた判こを押した書類も相当数あります。いま一度自分の決裁印を押した中身についても再調査させていただきたいと思っております。よく仕組みが分からなかったから、そこまでの説明は、受けていなかったから、そういったことは、あるようでございますので、そういったことも再調査をさせていただきながら、そこで私に責任が生じるようなことがあれば、市長としてその責任をしっかりと取らせていただく。これが、私が市民の皆様方に対する市長に就任をさせていただいた最低限の約束だと思っておりますので、しっかりと志賀委員のご指摘については、いろんなことを認めさせていただきながら、これからの市役所においては、そういうことがなくなるように、全力を挙げて取り組むことを約束させていただきたいと思っております。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 決意表明、ありがとうございます。しっかり頑張ってください。

次に、同じ資料で、番号で113、生活ごみ市民清掃収集運搬業務委託というところで、令和2年度で1億6,480万円の数字が上がっているわけですが、これについては、契約期間と契約方法を教えてください。

○西村委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

こちらについては、一般競争入札でございます。契約期間は、これも同じく令和2年度の単年度、1者が入札して、1者が落札という形でございます。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 契約期間を聞き漏らしたので、もう一回。単年度か複数年度か。

○西村委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 単年度です。令和2年度の単年度。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、生活ごみにつきましても令和元年度は1億3,900万円、令和2年度が1億6,400万円、2,500万円ほどぼんと増えているわけです。何でこんなに増えるんだろうか。多分見積りをした方が計算して、その見積りに合ったか、合わないかということだと思います。ですから、これだけ増える積算根拠をお聞きしたいなと思います。当時、産業環境部長だった佐藤俊幸課長、もし、分かるのであればご説明いただきたいと思います。

○西村委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

今回の決算の内容を勉強するに当たって、令和元年度と令和2年度の積算書の内訳の比較を行いました。この事業に関しての増の要因でございますけれども、主に人件費と手当てでございます。これは、過去に決算委員会か何か、議会からのご指摘があつて、人件費を適正に適切に計上しているのかというご指摘に対して、当時の担当課が、よりどころとして、これは、正しいか間違いかというのは、ちょっと置いておいて、よりどころとして現在、そのときに勤務していた業者さんの職員の勤続年数を調べて、その勤続年数を市の行政2表に当てはめて、塩竈市役所の職員としてもし雇用した場合に幾らかという人件費を算出して、それを積み上げた。それで、基本的に人件費が、この辺の委託料関係では、いきなり伸びています。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 比べるものは理由が分かりましたけれども、そうすると、ほかの事業だって、みんな高くならなければいけないですよ。そうならないですよ。例えば、廃棄物埋立処理なんかは、令和元年度では1,660万円、令和2年度は1,650万円という金額なわけです。ですから、そういうところをつじつまが合うようにしっかりとした見積りというのが、人件費という

のは、見積りは、どの事業も変わらないはずで。仕事によって単価が変わるんですか、人件費。やっている仕事は、さほどに変わっていないですよ。名前は、違うけれども。だから、そここのところをもう一度見直ししていただく。

それと、関係諸経費も前の見積書を出していただいたときに15%があったり、3%があったり、それで、言い方としては、財政から最終的に予算を取るのに削られるので、そこで調整しているんですというような表現もありましたけれども、例えば、土木の工事なんかの場合は、やっぱり見積りをする場合は、管理費は30%、最後に30%の経費が必ず乗っかってきて見積りが出てくるわけですよ。それを認めているわけですね。

ですから、やはりそういう基準単価があって、そして、そういう基準経費があって、業者の方がやっぱり損をしない、それこそSDGsで継続できるような仕事、誰もが応札できるような仕事にしておかないと競争の原理が働かないのではないかと。見積りは見積りできちんと出す。それに対して、その見積りが最低価格になるわけですから、それが最高価格になるわけですから、各業者がそれに対して自分なりの努力をして、抑えた値段で入札できるような仕組みにすることをしないと、いつまで経っても限られた会社だけが入札して、新規参入が塩竈の場合は、起こりづらい土壌に長年あったということだと思いますので、いろんな絡みがあるかもしれませんが、だんだんこれからますます財政状況が厳しくなりますし、人口も減っていけばごみの排出量も多分減るんじゃないかなと思います。ですから、そういうことも含んで、誰に出しても恥ずかしくないような形の見積りをしていただきたいと思います。

それでは、次です。同じ資料No.21、19ページです。

ここに入れられた番号で143、144、西部地区融雪作業業務委託831万円、東部地区融雪作業業務委託860万円。令和2年度だけこういうのが出てきて、ほかの年度を見たら出てこないんですね、前に遡ったら。それと、西部と東部があるんだけど、北部、南部は、ないのか。この点について、お聞きしたいと思います。

○西村委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 すみません。前の年度の資料がございませんので、調べて説明したいと思います。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 この表を見る限り、100万円以上の中には、載っていないので、ある日突然出てきた道路か分からない。それと、この融雪作業業務というのは、金額を決めてやっているのか、期

間を決めて、どういう契約方法でやっているのか、教えてください。

○西村委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 金額の方法ですが、国の基準にのっとりまして人件費ですとか、そういったもの、あとは、作業がございませう。作業も国で決めました除融雪の基準にのっとりまして積み上げております。同様に人件費、作業、あともう一つが材料費となります。材料費も融雪剤ということで、積み上げた直接工事費に経費がかかって、最終的な金額と積算しております。以上です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 融雪作業ですから、雪が降らない限り必要ない作業ですよ。そうすると、年度契約で金額をいっぱい一回でぼんと決めてしまうのは、ちょっと乱暴なやり方ではないのかな。概算払い契約をして、出勤した分だけお支払いする契約が、塩竈市の契約規則にのっとり契約ではないのかなと思いますが、いかがですか。

○西村委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 まずは、期間を決めまして、概算という形で標準的な作業量、そういったものを決めまして、契約はさせてもらっております。ただ、実際出た作業に対しての払いとなりますので、それは、最終的な精算という形でお支払いする形になっております。以上です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 そういうところで、契約が総価契約なのか、概算払い契約なのか、単価契約なのか、そういうことを明確に契約の中で示していただくということが、間違いのもとにならないのかなと思います。

例えば、もう一つ契約に対してお聞きしたいんですけども、今まで単年度でやったのを、例えば、急に5年間契約する場合に、そういうものは、議会に諮ることになるんですか。それとも契約年度が単年度から5年度に延びても議会には、諮らなくてもその場で役所の方の決裁でできてしまうものなのかどうか、それをお聞きしたい。

○西村委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 議会の皆さんが、複数年契約の場合、どうしても予算上、債務負担行為が必要になってまいります。これも議決要件になりますので、予算としてこちらからご提案させていただく内容になるかと思っております。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 分かりました。そういう場合は、ちゃんと議会に諮っていただけるということですね。ありがとうございます。

それと、次に、同じ資料No.21から20ページの番号で171、172、173ということで、項目は、塩竈市立小中学校空調設備整備事業その1、その2、その3と書いてあるんですが、この事業内容、空調設備の事業内容、これを設置した後の整備事業なのか、設置する整備事業なのかをお聞きしたいと思います。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 こちらについては、小中学校に空調を設置する際の整備事業でございます。普通教室、特別教室に整備する際の事業に係る実施設計業務でございます。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 ちょっと聞き取れなかったのね。設計するときの、もうちょっと大きな声ではっきりゆっくりしゃべってください。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 恐縮でございます。

こちらについては、小中学校の空調整備事業の設計施工一体型ということで、プロポーザルを行いましてやっておりますが、その中の小中学校空調整備事業その1、その2、その3は、その整備事業の実設計業務分について、こちらは、委託事業ということで処理させていただいているということでございます。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、内容的には、みんな一緒なんですよ。なぜ、あえてこの2、3で分ける必要があったのか。かえって、普通に考えればまとめてやったほうが単価が安くできるんじゃないか。幾らかでも安くできるんじゃないのかなという素人考えですけれども、そう考えるわけですけれども、その辺は、いかがなんですか。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 こちらにつきましては、学校を一斉に整備する空調整備事業でございましたので、一括で発注した場合に人員の手配等が難しいということも考慮しまして、近隣の学校をまとめて発注するような形を取っております。その中で事業のしやすいように分割してプロポーザルをかけたところでございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 今、プロポーザルをかけたというお話ですけれども、結局その期間というのは、どのぐらいの期間、通知してから。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 まず、事業につきましては、平成31年3月から募集を、プロポーザルをかけさせていただいて、一旦3月18日、質疑回答締切り、募集締切りは、3月22日という形でまずは、募集をさせていただいてところでございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 分からない。もうちょっと端的に話してください。何日に告示して、何日締切りですと簡単に言ってください。そのほうが分かるんですけれどもね。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 申し訳ございません。

3月1日に募集しまして、3月22日に締め切りしたところでございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 この空調化も私から言わせるといわくつきの空調で、結局あれだけの金額の設備を1か月やそこらで見積りをするとしたら、どだい無理だという関係者の話がありました。それから、そこに何かあえてガスということで出てきたんですけれども、そのコスト比較、私がこの場で教育部長に、比較はしているんですねということで、その比較表を求めたら、1か月経っても出てこない。どうなったのと言ったら、今、まとめている最中です。次の議会でいいですか。要は、比較表がないまま、こっちが有利だ、有利だというような言い方をして、決まった事業なんです、残念ながら。現実的に言うと。だから、そういうところがあるので、私は、そここのところを注目するわけです。プロポーザルと言いながら最初から決まった形で出されているんじゃないのと。どこも入れないような形ですよ、条件が。そういうところを誰が見てもこれは問題ないねという形での契約までの、発表から契約までの時間なりなんなりを十分に取っていただいて、どなたでもやっぱり参加ができるような、いろんな方を指名しても指名できるような形でちゃんとそういう公平な競争ができるような入札方法なりを取っていただきたいと思います。

それで、いろいろ聞いて見ていると、教育部に関係ないかもしれませんが、入札が、例えば、1,000万円以下の入札に指名入札でAランクの人が入ってくるということもあるわけ、

見えるわけですよ。これは、何なのと。本来ABCと分けているのは、それなりの規模の会社の方が小さい仕事をちゃんと請け負って、企業が成り立つようにということで、そういうランクを私は、設けているんじゃないのかなと解釈しているわけですが、CランクのところからAランクの人が入ってきたりということになると、余計ちっちゃいところは、蹴散らされてなくなってしまう可能性もあるわけです。やっぱり行政の仕事がそうでは、まずいわけですから、少しでも多くの会社が残れるようなシステムをやっぱりつくっていかなくてはいけないので、やっぱりその指名入札という一つの方法にしても、どうも私がいろいろ外から聞いている話では、どうも公平性に欠ける、指名そのものが。本来土木の事業なのに設備屋さんを指名したり、何か多々あるようです。ですから、結局は、契約書を見ていると皆辞退して、こういう不条理なことをやらずに、誰が見ても塩竈市は、ちゃんとやってくれているなと思えるような入札制度をぜひ職員の皆さん、考えてください。もう過去の16年間、過ぎたんですから。今度新しい今、また、時代が始まっているんですから。その時代に即応して、市長の思いを遂げていただくように努力していただきたいと思います。以上で、私の質疑を終わります。

○西村委員長 暫時休憩いたします。

再開は1時とします。よろしく申し上げます。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○辻畑副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの志賀委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、鈴木土木課長より、発言の申出がありますので、これを許可します。鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 先ほどの件につきまして、ご説明申し上げます。

令和元年度の融雪作業につきましては、令和2年同様に資料を提出してございますので、ご確認いただきたいと思います。

もう一つ、地区でございます。東西南北の4つということではなくて、市内を2分割、西部、東部というところで全域をカバーしている委託内容となっております。ご確認よろしく申し上げます。

○辻畑副委員長 それでは、質疑を続行いたします。小野幸男委員。

○小野委員 それでは、私も令和2年度決算審査について、質疑させていただきますので、よろ

しくお願いいたします。

初めに、どの資料を使うかと思っておりますけれども、資料No.5の7ページ、表3、財政状況の推移ということで、昨日から何名かの委員の方々から言われておりますけれども、確認を含めてお聞きをしたいと思っております。

それで、まず、経常収支比率、令和2年度は95.5%ということで3ポイントぐらい下がっているということで、これは、下水道の公会計へ移動したこと、そういったものが要因ということでございましたけれども、昨日の答弁で、うちで何かこれ以外にあったのかどうか分かりませんが、そのことだけで3ポイントなんですか。もう一度確認をしたいと思っております。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 経常収支比率のポイントが下がった要因でございますけれども、下水道の公営企業会計に移行のほかに、歳入でいいますと、地方消費税交付金や市税収入が増となったもので、経常一般財源と呼ばれるものが8,800万円ほど増になったということでございます。

また、経常経費充当一般財源となりますが、こちらについては、実際借入れの抑制ということで、公債費が1億6,200万円の減となったことが、大きな要因でございます。以上でございます。

○辻畑副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

それで、下のほうにも実質収支比率とか、公債費比率がありますけれども、公債費比率は、平成28年は10%を超えていたんですね。改めて見まして10%を超えていたんだなということで見まして、その後は、もう減少傾向にあるということで、この辺は、しばらくは減少傾向をたどっていくということに私もずっと思っておりましたが、それでいいのかなどうか。こういったときにこういったものは、変化するのか、そういったところをお聞きしたいと思っております。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 公債費比率につきましては、基本的に市債に抑制していますので、減少傾向となっておりますが、令和2年3月の災害関係で災害復旧の借入れ等がありますので、そこで一時期ちょっと膨らむかなということもありますが、基本的には、減少傾向と捉えております。

○辻畑副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

それで、経常収支比率とかがありますけれども、こういった関係は、毎年目標というか、そういったものをもっていろんな部分で取り組んでいるのか、それほど特別目標というのは、ないのか。資料No.8の一番後ろの決算状況とかを見て、性質別の部分で塩竈市では、物件費等、いろんな部分でもう削るところがないくらいやっけてきているという話も聞いたことはあるんですけども、そういった部分とか、一つ一つやっけていくとおもしろいところが出てくるんですが、今日はちょっと触れませんが、県内13市とか、そういった部分でこういったところの部に塩竈も位置づけていこうとか、そういった目標だけなのか、それとも、別な部分でしっかりと目標値というか、そういったものを持って毎年毎年取り組んで、結果的には、目標を持って取り組んだけれども、こういった結果だったというその取組方について、お聞きをしたい。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 経常収支比率、こちらの7ページにも書いてありますとおり、一般的には、80%を超える場合は、弾力性が失われるということですが、今、95.5%が今後のベースになっていくと思われまます。県内市の14市平均を見ても、96.6%ということで、できれば90%台前半を目指したいというところもあります。特に経常収支比率の中で、本市として高いのが、やっぱり繰出金というところがありますので、まずは、その部分でどのような削減というか、ができるかというのを今後、検討していきたいと思っております。

○辻畑副委員長 小野委員。

○小野委員 要するに、繰出金とか、物件費とか、そういったところをどのようにしてこうだという、そういった削減効果云々という、そういったところでの目標というか、やったということによろしいのですね。分かりました。

次に、歳入総額に占める一般財源の比率ということで、今回、令和元年度が64.5%で、令和2年度が46.2%ということで、下がっていますけれども、これは、歳入総額ということなので、右側の370億円の金額が歳入で載っていますけれども、これは、分母になると思いますが、そういったところ、分母が大きくなってきているということで、こういった46.2%と下がったという結果でいいのか、それとも別な部分であるのか。決算額が上がっているというのは、コロナ関係の、多分令和2年度は、交付金関係で370億円まで来ていると思いますが、そういった内容を具体的に教えてください。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 歳入総額に占める一般財源の比率ということで、今回の歳入総額が左の一番上にありますとおり、前年度より99億円程度増加している。主に新型コロナウイルス感染症対策の経費ですとか、また、復興事業の関係で増えているということでございます。分子になる一般財源につきましては、主に震災復興特別交付税、こちらについては、特定財源になります。事実上は、特定財源になりますが、これを除きますと、実質的な一般財源というのは、前年度から4,900万円の増ということで、ほぼ前年度並みということで捉えてございます。以上ですので、分母の影響だと捉えております。

○辻畑副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

今回、令和2年度は、新型コロナによるものですが、平成28年度は46.1%というのは、たしか確認すると震災関係でいいんですね。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 平成28年度についても分母が大きかった。市復興事業の関係で分母が大きかったということで捉えてございます。

○辻畑副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

新型コロナ等で大きくなってきているということで、分母が小さく、通常のそういった収入だったり、そういったところ、通常になっていたときには、今までどおり上がってくるという捉え方でいいと思っておりますが、一番最後の投資的経費は、11.2%とこれも結構上がっているんですが、これは、投資をやってこなかったわけではなくて、これも分母のところが大きくなってのこういった結果なんですか。内容を教えてください。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 投資的経費比率ですけれども、こちらも分母の影響が大きなものとして捉えてございます。また、資料No.8の438ページ、主要な成果の資料編の438ページになりますけれども、こちらの中で、普通建設事業というものが、令和元年度でありますと24億9,700万円、令和2年度ですと35億4,600万円ということで、比率は分母の影響で下がっていますが、投資的経費というところは、増えているという状況でございます。

○辻畑副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

そういった関係になっているということで捉えて、歳出が大きくなっているということで分かりました。

ここは、これで確認を終了させていただきますけれども、次に、No.6の10ページからの歳出の部分で、不用額ということで出てきているんですけども、たしか令和元年度は13億円ぐらいだったと思いますけれども、令和2年度は11億円ということで、これも不用額が大きいなという気がするんですが、こういった令和2年度の不用額の出た要因について、お聞きしたいと思います。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 不用額の質疑でございました。

まず、不用額の整理につきましては、まず、歳出2月補正予算におきまして、決算見込みが固まったものについては、減額補正をさせていただいているという状況でございます。今回の不用額の発生した主な原因といたしましては、福祉関係が、特に大きな不用額が出ているのが民生費、衛生費でございますが、福祉関係サービスにおきまして、扶助費や健診など、年度末まで申請を行っている中で、なかなか最終金額が見込めないということで、2つで5億円ほどの不用額となっているものでございます。

また、もう一つが、繰越事業、こちらにつきましては、補正予算ができませんので、こういった事業費確定によりまして予算残が生じてしまったということでございます。今回、歳出総額に対しましては、3%程度の不用額ということでございます。ちなみに令和元年度については4.5%ということで、1,000万円ですと30万円程度の不用額ということでございます。以上でございます。

○辻畑副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

令和元年度は4.5%、今回、3%ということでございましたが、今の答弁で、前回も同じような方向の答弁だったと思いますけれども、この不用額の部分で2月の補正のあたりまでいろんな課で通った申請とか、もろもろあるか分からないということで、ここで本当にはっきり不用額が決定されていくというのは、分かるんですが、扶助費でもかなり多く当初予算で取っているのかなという感じがするんですが、ちょっと見込みはつかないという、そういったところは、分かりますけれども、とにかくまた、努力なのか、見込み違いなのかというのもこういったいろんなケースがあると思いますけれども、どうなのでしょう。扶助費といってもある程度の幅

というのは、分かってきていると思いますが、そういったところで当初予算のそういった試算の関係で後から足りないということで、補正ということもなかなかやりにくい点もあるのかなと思いますけれども、その点について、どう考えているでしょうか。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 扶助費につきましては、なかなか見込みが正確にできないというところもございます。財政課といたしましては、前年度決算等を参考にしながら、今後の人数等の見込みなどを確認させていただきながら査定をしているという状況でございます。民生費につきましては、先ほど申し上げましたけれども、不用率が3.88%ということで、92億円に対して3億5,900万円程度の不用額ということでございます。

なお、予算編成の中でさらなる確認をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○辻畑副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

それで、民生費も多いんですけれども、教育費も不用額が多いのかな。不用額は、全部使い切れということではございませんけれども、ちょっと多いのかなということで感じておりました。

令和元年度の決算でも言ったんですけれども、子供たちの環境の部分で、机、椅子の買換えということで、1つ上げさせていただいておりましたけれども、今、学習というか、勉強体制というか、こういったものも話に聞きますと、グループでそういった授業というか、そういった勉学に取り組んでいくということもあって、机とか、椅子とか、そういったもろもろだと高さが違ったり、我々もびこたんという言葉も使いましたけれども、段差が違った、椅子も高さが違ったり、本当にかわいそうな状況で勉強しているという、学校を見に行ったときに私は、そのところを一番感じているわけですが、そういったところを令和元年度の決算でも話をしておりますが、予算がついていると聞いたら、10年も20年もかかるような、そういった計画の部分で、それはないだろうということを思いましたけれども、そういったところがその後、変わったのか、変わらないのか、さらに成就させて取り組んでいくことがあるのか、その辺、お聞きをしたいと思います。

○辻畑副委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 それでは、机、椅子の状況でございます。

恐れ入りますが、資料No.8の主要な施策の成果に関する説明書の251ページと253ページを見ていただければと思いますが、こちらの学校施設管理整備事業の中で、251ページの4、備品購入費ということで児童用机、椅子他837万2,000円ということで決算させていただいております。こちらは、第一小学校、第二小学校、小学校の6年生の机、椅子を新たな、少し一回り大きいJ I S規格の机に整備していく内容でございます、こちらは、平成30年度からふるさと復興基金を使わせていただいて、加速して取り組んでおりまして、小学校については、令和2年度で全ての学年の机が新J I S規格に切り替わったところでございます。

253ページでございますが、こちらは、中学校の備品購入費の生徒用机、椅子購入ということで、第三中学校と玉川中学校と記載しておりますが、こちらは、中学校の2校の1年生の分を整備するものでございまして、今年度、中学校1年生と2年生、また、来年度予算をお認めいただきましたら、3年生を全て整備することで、全ての小中学校を新しいJ I S規格の机と椅子で整備できることになっております。以上でございます。

○辻畑副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。大きく進んだということで、安心をいたしました。

この不用額、当初で組んでしまうと流用が利かないという、そういったところもあると思いますけれども、しっかり予算編成時については、やっぱり内容をもう本当にさらにとにかく精査をしていただいて、こういったところをやっぱり使わなくてはいけないところというのを必ず教育でも、まず、土木関係でも市民側に立った道路とかありますけれども、そういったところを要望が多いところでは、なるだけこういった不用額が出てくるのでしたら、そういったところを充実させてほしいなと思っているんです。そういったところを減らして、ほかのところにあれして不用額という形で出てくるということが、そっちのほう、市民の目線に立った、視点に立った部分をしっかり充実させた上で、また、こういったものが、ほかのところに出てきてこうだというんだったら分かりますけれども、市民とか、そっちのほうの充実をさせずにこういった不用額が出てくるというのは、私は、納得できないなと思っておりますので、しっかりそういったところを精査していただいて、当初の予算のところで行っていただきたいということをお願いいたしまして、この点は、終わらせていただきたいと思っております。

施策で2点ほど触れたいと思っております。

資料No.8の38ページ、子ども医療費助成事業ということで、市長の言う身丈に合った取組、身丈を超えるようなことがあってはならないという、そういったことでもう2年間ずっと聞か

されてきておりますけれども、そこも大事なことだと思っております。

それで、いろんな見直し等で常任委員会の協議会等でもちらちらとそういった項目が出てきておりますが、この子供医療費についても話も出てきているところでありますが、この子供医療費、39ページの施策の成果と現況課題というところに今までの経緯、高校3年生までの拡大、こういったところの経過等が書かれておりますけれども、今回、38ページの2番の子ども医療費助成件数及び助成額ということでありまして、令和元年、令和2年度の増減ということで、入院、外来合わせて令和元年度に比べて1万5,980件、件数で減っております。助成額では、3,200万円ほど。こういった増減の要因は、ある程度予測がついておりますけれども、お聞かせ願いたいと思います。

○辻畑副委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 子ども医療費助成事業についての質疑をいただきました。

昨年、令和元年度に比べ、令和2年度は、件数にして1万6,000件、それから、3,200万円相当減っているという形になります。実は、子ども医療費助成事業といいますのは、現物給付という方式を取っております、受給者証を医療機関に提示しますと、窓口負担なしで医療を受けられるという制度になっております。これは、以前にいろんな委員会等々で答弁でもあったかと思っておりますけれども、そういった形でコンビニ受診と言っていいんでしょうか、受けやすいということで、金額がかさむということで、国民健康保険のペナルティーがあつたりするということで、言われている部分もございます。

今回、コロナ禍の影響で、令和2年度に関しましては、大きく減っています。現物給付ではない償還払いといいます。一旦お金を窓口で払って後ほど、申請書を出して、後ほど、市から振り込む方式を取っています、例えば、障害者医療ですとか、母子父子家庭医療費助成事業ですと、数字で申し上げますと、現物給付である子ども医療費助成事業は、前年比マイナス19.3%です。障害者医療費助成事業はマイナス2.1%、母子父子医療はマイナス2.6%、何倍も違うような形になっております。そういったことを考えますと、やはり現物給付に関しては、コロナ禍による外出受診を控える影響が大きかったのではないかなと思っております。そういったところでございます。以上です。

○辻畑副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

コロナ禍で外出控え、または、受診を控えるという状況が起きていたということで、これま

で、私も議員になってから、当初から子育て医療には、対象者拡大の部分では、一般質問、予算とか、決算での審議の中で訴えをしてきているところでもありますし、また、所得制限といった部分の声も市民、対象者のお母さん等からお話が出ているのは、確かなことでもあります。所得制限があるので、うちは、子供が対象にならないという声で、こういった部分は、所得制限を外してやってほしいという声も多いのは、確かであります。

そういった中で、私も以前から所得制限の部分とまたは、この所得制限の幅を上げられないかということで、こういったことも訴えてまいりました。幅というと、児童手当の幅まで上げられないかということで、今でいいますと、348万円ぐらい、条件によっては、400万円ちょっとぐらいの制限が出てくると思いますし、児童手当になると大体610万円、その辺のところなのかなと思っておりますけれども、話によると児童手当のところまでの所得制限の緩和であれば所得制限や所得制限撤廃のところまで行けるといって、ここまで上げるんだったら所得撤廃ではないかという見方もあるのは、確かでございます。ただ、今回の令和元年と令和2年の差です。これを見ると、所得制限だと4,000万円、4,500万円かかってくるということを言われておりますけれども、3,200万円ほどの、これがずっと続くのであれば、それは、いいんですけれども、令和2年度の差を見れば、その辺まで削減というか、医療の部分で抑えることができるような状況になっているわけですが、普通の状態でもやっぱりこちら側が医療費助成対象者に対して、もっとこの医療費助成というか、こういった部分は、こういったものなのかということで、しっかり発信というか、語りかけて、そういった我々も病院に行くなということではないですけれども、やっぱり家庭で済むような状況があっても薬がこうだからといって病院に行かせる、行くという状況もあると思いますが、そういったところをしっかりと取り組んでいくなれば、やっぱり所得の撤廃なり所得税制限の緩和なり、そういったところもできてくるのではないかなという思いでいるんですけれども、そのところを当局がどうお考えなのか、お聞きします。

○辻畑副委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 昨日の菅原委員からの質疑にもお答えしました5月の民生委員協議会で年齢の縮小ですとか、それから、所得制限の緩和、撤廃を含めたいろいろな試算をしている状況というのをお示しさせていただいたところでございます。

現在のうちでかけている所得制限というのは、県の補助基準と同じ金額になっております。金額は、先ほど、小野委員に言っていたとおりでございますけれども、それで、実際今、

どのぐらいの割合で対象になっているかというところ、令和2年度末で79.33%、約8割の方は、該当になっております。残りの上位の2割と言っていいのかわからないですけども、所得多い上位の2割の方には、ちょっとご不便をかけている状況ではありますけれども、医療費の助成、医療を受ける権利という面から見れば、18歳まで最大、県内で一番多い状況にいる塩竈市は、そういった面では、ケアできているのかなと思っております。以上です。

○辻畑副委員長 小野委員。

○小野委員 今の状況は79.33%ということで、あとちょっとのところなんですよ。だから、その境目であったり、そんなに変わらないのにというところでやっぱりいろんな不満だったり、そういったところが出てきて、平等性というか、そういったところも市民の対象者となっている市民の方は、やっぱり感じてきているのかなと思っております。やっぱりこちらの取組方で、助成額であったり、件数であったり、そういった受診の部分でもしっかり所得制限だったり、そういったのをなくすぐらいのそういった財源というのは、やっぱり出てくるんじゃないかなという可能性も私は、感じているわけなので、この事業は、やっぱりなくせないというか、重要な事業でありますし、今の若い世代の方が仕事をしていてもやっぱり収入というのは、昔みたいというか、もう上がって上がってという時代でも今はございませんので、結婚して子供を生んでというところで、子供の医療費もやっぱり大変な負担となってくるわけですので、その辺、しっかりこういったところも考えていただいて、精査、いろんなことを調べて研究していただいて、また、私たちにもそのときは、前もって、こういうのをしっかりこういう方向でこう考えているということは、報告していただけるようにしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお聞きをいたします。

では、もう一点だけお聞きをいたします。

同じ資料No.8の151ページのNEWしおナビ100円バスの件、これも久しぶりに触れさせていただきます。

今、白バス、青バス2台で運行しておりますけれども、令和元年と令和2年度を比較しますと、やっぱりこの辺もコロナ関係で乗車控えということで減っています。令和2年度で年間で7万6,894人ということ。また、一般財源でいうと1,600万円となっていますし、1人当たり市の負担として309.1円ということになっていますけれども、いろんな声、要望とあると思っておりますけれども、今後、バス事業というか、どういった見通しと見ているのか、また、今後、どういった考え方が描かれているのか、その点、お聞きをしたいと思います。

○辻畑副委員長 佐藤政策調整監兼政策課長。

○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 お答えさせていただきます。

NEWしおナビ100円バスの運行事業につきまして、質疑いただきました。

令和2年度の利用状況が小野委員から質疑をいただいたとおりでございまして、令和元年度に比べますと、やはりコロナ禍による自粛、控え、そういったところの影響が中心となりまして、利用者が減少している。こちらは、運行経費から運賃を差し引いた分を委託料として支払う仕組みになっておりますので、運行の支払い額につきましても前年よりも多くなったという状況でございます。こちら、1つ前の市内循環バスについては、補助事業でございますが、内容としては、近いような傾向にあるという状況でございます。

今後ということでございますが、利用者数の減の理由というのは、先ほど、申しましたように、コロナ禍によるものが中心かなと見立てているところでございますので、今後、そういったところの推移は、見定めなければならないということになりますが、昨日の委員会での答弁で、市長からもお話を頂戴いたしました。やはり今後、市制の全般とした場合にどのような運営の仕方というのが適切なのか、こういったところを私ども担当といたしまして、見定めてまいりたいと考えているところでございます。その一方では、昨日、委員会でアドバイスを頂戴いたしました。財源の確保、収入の確保、こういったところも何か工夫ができるのか、これも市長からは、常々事業をやるに当たっては、稼ぐという意識を持ちなさいという指示をいただいておりますので、そういったところも併せて考えながら、運営してまいりたいとは考えてございます。以上でございます。

○辻畑副委員長 小野委員。

○小野委員 このNEWしおナビ100円バスも今後、見直して云々という話は、出てきていると思います。これらの現状で循環バスも南、北でやっていますけれども、その空白地を埋めるということで、白バス、青バスの事業をやってきたわけですが、ただ、今もこの100円で、ルートに入っていないというところがあるんですけれども、私が話されたのは、ゴルフ場線です。以前、一般質問でもしましたけれども、そのときは、何かいい方向でこうできるのではないかと、話もいただいて、私もその地域の方に報告をしたという経緯もありまして、この点、お聞きしたいんですが、なかなかそこを普通に運行すれば1,800万円ぐらいかかるということで、前お話を聞いたこともあるんですが、普通にすればそうですけれども、いろいろとルートだったりいろんな時間だったり、そういったところを考えたときにどうなのかなということだと思っています。

ところでございます。対象になると青バスだと思いますけれども、塩釜ガス体育館の前も止まります。あと、庚塚の下のコンビニ、セブンですけれども、そこにも止まりますし、また、市営住宅の伊保石住宅のところにもバスは、止まります。ですから、こういったところを、ゴルフ場側の端のほうだったら、体育館でいいんですけれども、もっと中のほうに入ってきた場合、または、千賀の台のほうに入ってきた場合、どうなのかとか、そういったところを考えなくてはいけないですけれども、青バスの3つ、ほんの近くまで来ているんですね。塩釜ガス体育館、庚塚のコンビニ、そして、市営住宅の伊保石ということで、こんなに近くまで来ていますので、可能だと思いますので、今後、検討してしっかり取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 それでは、私からも令和2年度決算一般会計の部分をお伺いをしてまいりたいと思います。

それでは、資料No.8、38ページ、先ほど、小野委員でもございました子ども医療費助成事業の関係だったんですが、これまで議会でも事あるごとにお話をさせていただきまして、今回、また次の機会にと思っておったんですが、先ほどのやり取りもありましたので、お聞きするということではなくて、ちょっと申し上げておきたいなと思ったんですが、1つには、先ほど、様々な財源の関係を見てということで、それは、確かにそういったことなんだろうと思ったわけでありまして。ただ、その一方で、先ほど、コロナ禍を踏まえての医療費の減ということがあったわけなんです、コンビニ受診というお言葉もございましたけれども、その一方で、例えば、母子父子医療、あるいは、障害者医療の関係で、あまりコロナ禍の中にあっても医療費がそれほど減っていない。そういったお話があったわけなんです、考え方として、母子父子の方、あるいは、障がい者の方というところを見たときに、現在の社会構造上、どうしても所得が低くならざるを得ない。そういったことを踏まえますと、日常的に、あるいは、医療抑制の状況にあるということも指摘をされております。そういった中で、日常的に最低限の医療というところにかかっているという指摘もありますので、そういったことを踏まれば、なかなかコロナ禍の下で、医療費の減、あるいは、減った、減らないというところだけで見るのもちょっと危険なところがあるかなということで、お聞きをしておりました。その点について、お伺いすることは、ありません。私としては、これまでどおり、ぜひ、こういった部分については、今後、拡充をお願いをしたいということで、一言申し上げておきたいと思います。

それで、実際の質疑に入っていると思いますが、決算資料でいいますと資料No.21の26ページ、資料No.23の19ページ、こうしたところで、先ほどの志賀委員が、契約の在り方というところについて、関連の議論がありました。それで、市長からもそれについての決意表明というものをいただいたわけですが、このあたりについて、ちょっと角度は違うかも分かりませんが、ちょっと掘り下げてみたいと思っております。

例えばなんですが、前段6月定例会の定期監査結果報告書の中でも、例えば、産業環境部のところでありましたが、前年度169件と今年度176件の随意契約ということで、一般競争入札に付するものは、可能なものはないか、検討願うと。あるいは、2者以上の見積りを願うということで、指摘もされておったわけであります。

そういった中で、そもそも契約行為というものを考えましたときに、なぜ、こういった形になるんだらうということもちょっと私としては、掘り下げておきたいと思いましたので、手続において、随意契約、あるいは、少額の1者随意契約ですとか、そういった部分もあると思えますけれども、特にこういった指摘をされた部分、例えば、事業では、こういった部分が多いですとか、どこの部署と言ってしまうとあれなんですけれども、こういった形の中で、そういったものが多くなっているのか、そのあたりについて、前段、お聞きをしたいと思います。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 随意契約の質疑でございました。

まず、随意契約の中で多いというのが、システム関係の契約であると捉えてございます。当初、導入時は、もちろん一般競争入札等で契約しますが、その後の、例えば、国による制度の改正であったり、システムの更新であったりとなりますと、同じ業者でなければできないというところでの随意契約理由ということで、主にシステム関係が多いのかなと思っております。以上です。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

ただ、先ほどのご説明ですと、システム関係となると一度契約を結んでしまうと、なかなかそこからの仕様変更というのが難しいというお話もありまして、そういった中で、しからばどうするんだということにもなっていくんだと思いますが、一方で、例えば、少額の部分、例えば、日常的な修繕工事ですとか、そういったところについてもこの169件、あるいは、176件という数字を見るに、そういった部分も指摘の中には、入っているのかなと思っておったんです

が、そのあたりについては、どのように捉えればよろしいでしょうか。

○辻畑副委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 少額随意契約の1者随意契約ということでございますか。

○辻畑副委員長 福田監査委員。

○福田監査委員 6月報告しました定期監査での数字だと思いますので、その内容については、私から答えさせていただきます。

当然のように、随意契約の中には、少額随意契約も入ってございます。それから、ちょっと質疑から外れるかもしれませんが、随意契約には、当然のように、額を含めて理由があるわけなんですけれども、その理由が今も成立しているのかどうかというのは、きちんと検証してくださいというのが我々の基本的な考え方です。結果として随意契約になるのは、それは、仕方がない。だけれども、その理由は、本当にそれで正しいのかどうかというのは、日々検証してくださいという思いで報告させていただいております。

それから、随意契約というものは、基本的には、複数者から見積りを取りなさいと。それで、結果として妥当な金額で契約が成立するのであれば、問題は、ないわけなんですけれども、やはりそこは、競争関係は、意識して複数者から見積りを取るような形でお願いしたいということで、あのような報告をさせていただきました。以上です。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ありがとうございます。

それで、この間の議論を拝聴させていただいておりますと、契約の在り方の中で非常にトータルの件数として随意契約という部分が、多いのではないかと。あるいは、1者見積りというところについて、競争性が、果たして働いているのか、あるいは、透明性があるのかというあたりの議論は、非常に活発に行われているなと思ったんですが、そういったことが、なぜ多くなってくるのか。なぜ多いのか、しからばどうすればいいのかというあたりにもうちょっとフォーカスしたほうがいいのかなどという思いがあって、今回、お聞きをしているわけでありまして。

それで、一般的には、競争性、あるいは、公平性、そして、透明性、こういったところを考えますに、大原則というもので見れば競争ということになるんだと思いますが、その一方で、例えば、しからばそういったものを担保するに当たって、例えば、必要な手順、プロセス、こういったものを考えましたときに、単純に現場のマンパワーですとか、そういった時間が、契約手続そのものにかかってしまう。こういった状況も当然あるんだろうと思うわけでありまして。

そういった中で、例えば、修繕工事というものがそうかなというのがあるんですけども、目の前に迫った課題を迅速に解決していく。このために契約を行う。ただ、競争性をその中でどうやって担保するか。そこをどうやって両立を図っていくのかというところについて、これを考えなければ、一方的に数を減らすということを行ったとしても、なかなかそうはなり得ないんじゃないかなと思ったので、お聞きをしたわけなんですけど、そのあたりについて、お考えとございますか、あれば、ぜひお聞きをしてみたいと思います。

○辻畑副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 デリケートな問題でもございますが、その一方では、透明性が一番求められる部分だと思っております。正直に申し上げまして、理想形の形がどういう形なのかということについては、透明性が担保できて、競争性が担保できて、受注機会の均等が図られてということになろうかと思っております。ただ、その一方で、発注させていただく側から考えれば、やはりマンパワー、あとは、技術職員がどの程度いらっしゃるか、こういったところ、あとは、やっぱり発注業務の時期の集中とか、あとは、議会がある、いろんな行事がある、ままいろいろそういったことは、重なり合いながら、その時期にどうしても発注しなければいけないものについては、発注の仕方、在り方、そういったものをやはり丁寧に検証すべきだろうと思っております。というのも、やはり先ほど、監査委員からもありましたけれども、僕が見て、例えば、入札する側、金額にもよりますけれども、相見積りを取りますよといったときに、果たして2者の相見積りだけでいいのか。3者のほうがいいんじゃないか、そう突き詰めていくといろんな条件が変わってくると思っております、その辺のところもやはりしっかりと見ていかなければいけないだろうと。

また、やはり課長さんの権限、部長さんの権限、私も例えば、権限、こういった権限の在り方についても、しっかり検証すべきだろうと。それと同時に、これまでのやっぱり歴史があります。僕が就任する2年前までのやり方、在り方と僕が就任してからの僕の方針があります。ただ、それが伝わっていないところも当然あるかと思っておりますが、そのところをしっかりと検証しながら、ある意味では、宮城県の行政だったり国の入札の在り方だったり、それを幅広にしっかりと有識者の方をはじめ、多くの経験のある方々に、やはり塩竈の入札制度は、どうなんだということをやっぱり議論していただく時期にもう既に入っているんだろうと僕は、捉まえております。

ですから、早いうちにそういった塩竈の入札に関する在り方検討会みたいなものについては、

ぜひ積極的に設置をさせていただきたい。それと同時に、今日までの入札の在り方、やり方についてもやはり僕は、塩竈の入札が終わった後の検査制度が、あっていいと思っているんです。どういう入札がなされて、どういう業者さんが関わってというところの検証をやはりしっかりしないと、これから先どうしていくんだという視点で考えれば、その辺が物すごく重要だろうと思います。

ですから、これまでのやり方、在り方をどうこうするよりも、これから先、先ほど、申し上げさせていただいたような公平性だったり平等性だったり受注機会の均等発注だったり、そういったものをやはり見据えて、やらせていただく必要性が、この塩竈市役所にはあるだろうと思っておりますので、僕とすればこれから先をそのような形に見据えた形で進めさせていただきたいと思っておりますので、ただ、これまでの検証については、絶対に必要ですから、それを踏まえてこれからどうするかということをいろいろ議員の方々にも様々な案、これまでのご経験を踏まえて私にご指導いただきたいと考えております。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

一方で、例えば、そういった検証を行ったと。結果、恐らくは、指摘される案件が出てくるんだろうとも思っております。そういったもので、例えば、ここここがおかしいのではないかな。ここは、このように直していかなければいけないね。しからば、では、どのように直していくのか。あるいは、それを改善していただくだけの体制が、そこにあるのかも併せてご検証いただきたいと思うわけあります。

それで、資料No.23の4ページのところで、例えば、各部門ごとの一般職の人数というものを出示していただきました。それで、実配置人数というものが、これを見ますと減になっていっている。市長部局、水道、教育といった形で出示していただいておりますが、市長部局では、359人から342人、水道にあっては50人から30人と、あるいは、教育分野においては83人から66人と、こういった状態で日々の課題に対応するということが、必要になっている。あるいは、コロナ禍の下で、さらにそういったところに拍車がかかっているという状況もある。こういった中で、例えば、しからば契約行為をこう変えていこう、改善していこうと。そういったところにそのリソースを果たしてどこまで割けるのかなという懸念もあるわけありますが、そのあたり、どのようにお考えになりますか、お聞きをしたいと思います。

○辻畑副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、逆に冷静に見させていただいておりますが、やはり僕としても、先ほど、入札の件でお話は、させていただきましたが、まずは、理想的な入札の在り方、そこにどの程度の技術職だったり一般職だったり、人員の配置が必要になってくるか、そこまでやはり検討していただく必要性は、あるかなど。ただ、思うとおりの技術職の方を募集しても、こちらが望むような方々に本当に来ていただけるかどうかというのは、いろんな条件がありますから難しいところがありますが、まず、理想をしっかりと理想として、また、目標として設定できるような、やっぱり配置の在り方等も一つのたたき台としてお示しは、いただきたいなど。それにどの程度沿っていくかは、多分我々執行部の努力次第になっていくのかなと思いますので、この辺は、ぜひ私どもが求める入札の在り方、また、塩竈市ができる入札に合った形での人員配置、この整合性をしっかり見定めながら、適正な配置というものについては、努力をし続ける必要があるだろうとは思っています。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 その点につきましては、ぜひお願いをしたいと思います。

それで、その次のページ、資料No.23の5ページのところなんですけど、ここは、一般職の退職者の数というところを出していただきました。特に普通退職者というところにつきまして、病院職員を除くというところの下表になっているわけなんですけど、震災のあった年から、その前年からずっと出していただいて、8人から18人くらいになっているのかなということなんですけれども、この18人という数字をどう捉えればいいのかということなんです。例えば、離職率というところの観点で見ましたときに、どのぐらいになるのか。もうちょっとそのあたり、もし分かれば、お聞きをしたいと思います。

○辻畑副委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 小高委員にお答えさせていただきます。

今、離職率については、計算しておりませんが、表は、平成22年度から令和2年度まで、普通退職のところの人数の中で、震災後から大きく変わって現在まで来ておきますのは、50代、あるいは、40代の離職から、20代、30代の離職、普通退職が多くなってきているという現状がございます。この大きな要因でございますが、はっきりと各個人から聞いているわけではないんですが、やはり、例えば、結婚退職をされて辞められる、あるいは、最近ですと、やはり終身雇用的なものが大分薄れてまいりまして、一旦市役所に勤めた後に、別の企業、あるいは、他自治体に、国に行くとかという職員が、最近は、多くなってきているのかなと考えていると

ころです。以上です。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

一般的な話なんですけれども、公務労働における離職率というのは、いろいろ見てみると0.6%ですとか、1%ですとか、民間に比べて大分低いようなお話は、お聞きをしております。さすがにこの数字を見ますと、その0.6%、あるいは、1%というところで、大分高い数字になっちゃっているのかなという思いもございませう。そういった点においては、先ほど、申し上げましたとおり、日々の業務に割くリソースが、1人当たりに対して非常に厳しいものになっているんじゃないか。そのリソースが、1人当たりの業務量が非常に増えてしまっ、そういったところが、こういったところにも現れてきてしまっているのかなという懸念もいたしております。そういった点につきましては、先ほど、市長からも言葉がございました。検証を行って、理想はこうだと。しからばその理想に対して、どこまで近づけていけるのかというお話があったわけなんです、そういったところについては、一人一人の業務量が、果たしてどこまで適正なのかというあたりにも改めてぜひこれは、目を向けていただきたい中身なのかなと思いたしましたので、その辺については、問題提起という形で発言させていただければと思います。

それで、これまで私どもにつきまして言えば、行財政改革の分野について、職員の削減が行き過ぎたものであつてはならないということで反対をしてきた経過がございませう。様々な市政をめぐる課題もございませうし、そういった中で、特にこのコロナ禍という中においては、どうしてもマンパワーというものが、必要になってくるといったような状況があります。それに加えて気候変動の変化での激甚災害という中でも技師が足りないということで、防災の分野についての市民の皆さんからの切実なお声をいただいているわけでありませう。そういった中で、当然どの程度バランスを取っていくのかというあたりは、当然重要な話であるわけなんです、私としては、行財政改革の名を借りて、これは、国に大きな大本の姿勢があると思ひますが、どこまで減らせるかというところにもあまりにも重きを置き過ぎてきたのかなという思いがあるわけでありませうし、そういった点につきましては、引き続きこの分野につきましては、行き過ぎた職員の削減というところについては、ぜひ検証の上、一定の転換を図らなくていけないのではないかとこのところで申し上げておきたいと思ひませう。

大分時間もなくなりましたので、次に移りたいと思ひませう。

保育分野、特にコロナ禍を踏まえてということで、お聞きをしたいのですが、資料No.8の409

ページのところでございます。

安心して保育所を利用していただくということで、環境の整備、あるいは、備品の整備を行うということで記載がございました。それで、これまでいかに安心して保育所をコロナ禍の下でもご利用いただくかということにおきましては、例えば、検査との関係で、令和3年度での事業なので詳しくは触れませんが、独自で検査を行った場合にも使えるような補助制度も、令和3年度の中身であります。できたということもあつたと思います。そういった中で、安心して子供たちを預けられる、安心して事業者が運営できる、この体制の整備というところにつきまして、この時点での取組の総括的な部分で評価、そのあたりをお聞きをしたいと思います。

○辻畑副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業についての質疑です。

昨年度につきましては、まずは、環境整備、そういったところのための備品を購入するということでの事業になっておりまして、それぞれの施設で希望するような備品を購入していただき、配備したところ。今年度につきましては、この事業において、職員のご家族が、例えば、検査対象になったり、陽性になった場合に、いち早く職員が検査をするという場合に、この予算において、経費、検査のための費用をこの事業で見ることがあります。そういったところで施設にご案内もしたいと思いますし、それから、厚生労働省から抗原簡易キットを保育所などで希望する場合は、配付しますという話もありますので、そういったところのご案内をしていきたいと考えております。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 ちょっと先取りしたお答えをいただいたかなと思ったんですが、先ほど、保育園における検査というところで、お考えを示していただきました。

それで、検査におけるPCRというところでは、その幅については、保健所管轄ということもあって、なかなか市でどうするというあたりに踏み込むのの難しさについても聞いておったわけなんです。そういった点では、園が、自主的な検査を行いやすいような状況をぜひつくりたいということで、申し上げてきました。

そうした中で、今度、しからばどうするという話なんです。先ほど、お答えもあつたかと思えますけれども、前段、8月にご報告いただきました濃厚接触者以外の児童、職員について、無償で検査を提供する事業について、検討するというお話もございまして、これは、一歩前進

という形なのかなと思ったんですが、そのあたり、今後の予算化も含めてこういった形で行われるのか、お聞きをしたいと思います。

○辻畑副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 8月の民生常任協議会でそういった事業の話をしていただきました。この感染防止対策事業において、職員の検査の費用を見るということもありますし、その後に抗原簡易キットが、国から配布されるという話もございますので、そういった関係を整理し、あとは、こういった検査が適切なのかというところも検証しながら事業を進めていきたいと今のところ考えております。以上です。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。こういった形で具体化されるのか、見守ってまいりたいと思います。続きまして、教育の分野でお伺いをしたいと思います。

それで、この間、特にコロナ対策というところについては、様々お伺いもあったかと思いますが、暮らしが大きく変わる中で、子供たちの学校生活、あるいは、先生方の働き方にもこれは、大きな変化があったんだろうと捉えております。

そうした中で、これまでも先生方の働き方というところについても大変なものがあるということで、教職員の働き方改革なんていうことでもこの間、進められてきたわけなんですけど、そういった中で、資料でいいますと、資料No.21の126ページ、超過勤務の状況ということで出させていただきました。

それで、前段の部分でお聞きをしたかったのですが、小学校の教職員数のところで、平成30年度153名、令和元年度158名というところから、令和2年度において140名ということで、この全体の数字を見ると、随分減ってしまったのかなという考えもあるんですが、これをどのように捉えたらよろしいでしょうか。

○辻畑副委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 教職員数について、お答えいたします。

教職員の名簿から算出しておるものでございます。それで、考えられることとしては、学級が、子供たちの人数によって減っていくということが、まず、あろうかと思えますし、それから、特別支援学級の子供たちが、卒業していくことによって、在籍がなくなって、教員も減っていくということもあります。それから、加配教員というのが学校にあるんですけども、そちらがつかないということになっていて、減っていくということが考えられます。内訳として

は、教頭以下、県費教員、それから、養護教諭、栄養教諭、それから、講師までを含めた数となっております。以上です。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ありがとうございます。

そうなりますと、例えば、子供たちが減ってクラスが減ることによる教職員の減、あるいは、子供たちに向けられる目の数が減ってしまうということにだけは、ならなければいいなと捉えているんですが、そういった中で、先ほど、おっしゃった加配がつかなかったというところもやはり一つ懸念をされるところでして、実際必要に応じてこれだけ頂けるとということでの申請を行っているわけですね。そういった中で、どういった判断の元でつくか、つかないかというのは、あるわけなんですけど、県も含めての話なのであれなんですけれども、そのあたりについては、きちんとやっていただけるといいなと思っております。私どももそういった点については、県、国も含めて必要などころには、しっかりと手配をとるところで進めてまいりたいと思います。

それで、この資料では、80時間以上の超過勤務ということで、出していただきました。この数字で見ると、働き方については、効果というものが出てきているのかなとも捉えているわけですが、一方で、しからば累計でどのぐらい増えた、減った、あるいは、1人当たりについては、どうなんだと。あるいは、持ち帰り残業というものについて、どのように捉えればいいのか。なかなかぱっと見で見えにくい部分もあるかと思いますが、そのあたりについてのお考えは、いかがでしょうか。

○辻畑副委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

まず、累計ですけれども、本当に合計がなくて見づらかったなと反省しております。例えば、令和元年度ですと、超過勤務80時間以上、小学校は21、中学校は172になるのかなと。それが、その下段の令和2年になると、小学校は6、中学校は53ということで、本市で学校における働き方改革推進計画というのを毎年見直して4月に発出してしております。本市の勤務時間の上限に関する方針ということで発信しておるのですが、一定の効果が現れてきているのかなと感じております。

持ち帰りの質疑がございました。持ち帰りについては、令和元年の半ばから調査内容に加えておりました。こちらも実際には、いい傾向にございます。45時間以上、家庭に持ち帰った月、

持ち帰った場合に報告してもらうようにしておりました。令和元年度は、小学校で11人という報告があったのが、令和2年度は1人です。1年間で1人。それから、中学校では、令和元年度に6人持ち帰りの報告があったものが、令和2年度に2人ということで、こちらも少なくなりました。2人しか持ち帰っていないという意味ではないんですね。45時間以上ですから、例えば、1日2時間を20日間持ち帰ったら、40時間なんです。家でもう、例えば、3時間も4時間もということで積み上げている方が、このような実態だということで、ただ、繰り返しになります。いい傾向にあるかなと思っています。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

まさにおっしゃったとおりで、45時間というところで見ただけでこういった数字だと。そこに現れてこない部分、ある意味では、そこが一つの肝なのかなとも思っておりますので、引き続きの取組をお願いしておきたいと思えます。

それで、先生たちの働き方という点で1点お聞きをしたかったんですが、先日、市内の学校において、子供たちとの関係で、通常行われるべきものが行われなかったということにつきまして、その説明と対応を報告するための保護者会というものがもたれたということで、聞いております。それで、その個別の案件でどうこうというわけではないんですが、それを踏まえてお聞きをしたかったのは、先生方の働き方、特にこのコロナ禍を踏まえてということで、日常なされるべきことがなされぬような状況が、果たしてどこの学校でも起き得るような状況になってはいないかということが、ちょっと心配なわけでありまして。

そういった点について、例えば、先生一人一人の取組の姿勢ですとか、そういったところとは、別に組織としてそういった点でどのような改善を図っていくのか、あるいは、例えば、先生方一人一人が、その働き方、あるいは、業務の中身について、日常的なものについて、率直に伝えられるような、それを受け止められるような組織づくり、職場づくり、このあたりの考えがあれば、お聞きをしたいと思えます。

○辻畑副委員長 吉木教育長。

○吉木教育委員会教育長 コロナ禍において、かなり先生方の業務負担が増えたことは、間違いなく事実だと思います。その中で、学習支援やサポーターを配置したり、保護者さんのボランティアで学校に入ってもらったりという形で、先生方の業務負担軽減を図ってまいりましたが、それでも、それが100%全て改善しているかというと、まだそうではなくて、やはりこのコロナ禍

の中で、勤務の負担は、まだまだ減っていないのが現状だと思います。

今、委員がおっしゃったように、その中でいろいろ若干この間、そういう指導力的な部分も含めてのがあって、保護者さんに説明したという経緯でございますけれども、やはりそれを改善していくためには、まず何かというと、一人一人の教員の質を上げるということが、まず第一、それから、組織でどうしていくかということで、この間、教頭会、校長会も開きまして、やはり風通しのいい組織づくりはどうなの。あれと思ったときに簡単にその学年の組織の中で言える、それが管理職にきちっと伝えられて、これは、ちょっと学校全体で考えていこうよという形でやっていく、その組織というのが大切なんじゃないかということで、話をしておりますので、あとは、やはり中学校と小学校の組織も若干違う部分がございます。中学校は、学年主任が中心で、学年主任がいて担任がいてという形ですけれども、小学校は、若干そこがない部分があります。先ほど、課長からも加配の件がありましたけれども、今後、小学校の高学年においては、教科担任制が進んでいくのは、もう文部科学省が進めておりますので、その中で、加配等がまた若干違った形で出てくるとなると、そこを学年主任、担任を外して、学年主任にして、学年組織でしっかり見ていくという組織づくりも必要なのかなと考えております。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

先ほど、教育長おっしゃいましたとおり、先生一人一人に対して、あるいは、学校ごとに対してというところもあるんだと思いますが、もっと大きな枠組みで考えられるような組織づくり、体制づくりというものをぜひお願いしておきたいと思います。

それで、個別の取組になるんですが、資料No.8の391ページ、392ページのところでG I G Aスクールの関係が出ております。この中身を見ますと、1つには、端末、あるいは、LAN環境の整備、あるいは、サポーターの配置ということになっているんですけれども、その中で、休校等も踏まえた家庭でのオンライン学習環境の整備ということで、当然これは、家庭間で差があってはいけないということもありますので、モバイルW i - F i ルーターの貸出しということがこの事業の中に含まれているわけでありまして。この取組について、たしか以前にもお聞きしたような気もしたんですが、機器本体だけの貸出しなのか、あるいは、それを持って帰ってくれば実際家でつなぐことができるよという内容なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○辻畑副委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 それでは、モバイルW i - F i ルーターの件でございま

す。

通信環境が整っていないご家庭に、国のスキームに基づきまして、家庭学習のための通信機器整備新事業というものを活用しまして、モバイルWi-Fiルーターを整備しております。ただ、当該事業においては、通信費、また、初期の契約料等は、対象となっておりません。まずは、機器を整備することで通信環境の整わない世帯を支援していきたいと考えているところでございます。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

それで、これは、国の事業が中途半端だなと私としては、捉えているんですが、やはりネット環境の契約行為について、月々幾らという形になるのか、あるいは、その契約事務の煩わしいと言っちゃうとあれなんですけれども、なかなか大変なところもあって、果たしてどこまで貸出しまで行き着くのかなという思いも正直あるわけなんです。そういった点については、この場でとは申しませんので、ぜひ検討をお願いしたなと思います。

それでは、資料No.21に戻りまして、128ページ、学び適応サポートルームのところがございます。それで、もう何度も申し上げてきましたとおり、利用数が伸びる中で、非常に重要な取組であるなと思っているんですが、一方で、果たしてこれが継続されるのかという心配がいつまでもございまして、その点について、現在の見通しをお聞きしたと思います。

○辻畑副委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 教育委員会としましては、ぜひとも平成18年から大きな効果を上げてきたものですので、継続する方向で考えていきたいと思っております。

なお、県では、今年から新たにこれに関する加配というものを考えているというのが分かっております。それについての加配だけは、配置されるかどうかというのは、私どもの願いだけでは、かなうものではないんですけれども、市内全体として、これに申請していきたい方向性で進めておるところです。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 何としても継続をとということで、これは、申し上げておきたいと思っております。

それで、同資料128ページで、今度は、通級指導教室の関係だったんですが、一人一人の特性に合わせた発達支援という観点からも有効な取組であろうと思っております、ぜひ拡充をとということで申し上げてきました。それで、中学校ではどうなんだということで、お話をさせて

いただいて、この間、玉川中学校、あるいは、第一中学校ということになっているんですけども、今後、展開されるようなお話があれば、お聞きしたいと思います。

○辻畑副委員長 吉木教育長。

○吉木教育委員会教育長 通級の加配ですけれども、ご承知かなと思いますけれども、文部科学省では、既に標準校の中で規制定数にLD通級を入れているところがございます。宮城県の場合は、県でいろいろ義務化で、その定数の加配という形で下ろしてきていますけれども、これに関しては、さらに拡充していくところがございますので、小学校は、もう既にLD通級は入って多くうまくやれているところですが、中学校に関しても今後、それが進んでいくというところがございますし、市では、大学の先生に来てもらってLD・LHDの子供たちの指導の仕方とかを第一小とかでももう既に研修しておりますので、その辺のもっとも通級に関する授業の研究を深めていきたいと考えております。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 お願いをしておきたいと思います。国が打ち出した方向は、方向性はいいと思いますが、なかなか遅いということもありましたので、ぜひそのあたりを含めてお願いしたいと思います。

最後に、市内の緑地をどう管理するのかという点でお伺いいたします。

事項別明細書154ページ、樹木剪定伐採手数料1,276万円ということで、これまでそういった部分をどうしていくのかということをお聞きしてきた中で、5か年間、年間1,000万円ということでの取組について、ご説明いただいていたわけなんですけど、最後にお伺いしたいんですけども、その5か年で各年1,000万円ということだと思いますが、その事業をそういった形で取り組んできたことに当たって、どうかこうかその1,000万円という額が、適正だったのかどうかということと、大規模な宅地造成から時間も経っていますので、さらなる計画的な事業の検討が必要だと思いますので、そのあたりについて、お伺いをして終わりにしたいと思います。

○辻畑副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 お答えいたします。

これまで倒木による事故がありまして、平成29年度より、倒木のおそれのある危険木ですとか、また、宅地や道路にはみ出ている支障木、そういった部分を今回、緑地環境改善ということで、およそ5年を一つの考えで計画させていただきました。これまでの4年間の中で、計画

的に進めさせてはいただいたんですが、1点目は、樹木ということで、想定されていない危険木ですとか、さらに伸びているという状況もあり、計画どおりには、なかなかいかなかった部分もあります。ただ、来年からまた新たに5か年が始まりますので、今年度に新たに再度緑地を確認してもらいながら新たな5か年として、来年度に向けて計画を策定していきたいと思っております。

○辻畑副委員長 暫時休憩いたします。

再開は14時40分といたします。

午後2時22分 休憩

午後2時40分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 お疲れさまでございます。

まずは、塩竈市教育委員会点検評価報告書から質疑させていただきます。

資料は、10ページ、11ページからなんですけれども、まずは、昨年3月から広がりましたコロナ禍ということで、学校現場は、依然大変な中、運営をしていると思っております。大変ご苦労さまでございます。

そこで、学校がまず、始まる、始まらないというところで、非常に大変な中、運営されていたなと思ったと同時に、塩竈市で行っております学びの共同体というところで机を向かい合わせたり、皆さんでご意見を手を挙げて活発的に行うという現場を私も見させてもらっている中で、コロナ禍ということで、非常に発言をするところが大変な中、どのように運営していくのかなと疑問に思っていたところ、これを見ると、学びの共同体推進員会を立ち上げながら1年間行ってきたということが書いてありまして、非常に興味を持たせていただきました。その中で、学びの共同体を行っていく上で、どのような対策を取りながら1年間行ってきたのかというところを教えてくださいまして。

○西村委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 コロナ対策、感染防止、そういったことを取りながら、どのように学びの共同体を進めてきたかということなんですけれども、授業中、マスクはもちろんなんですけれども、それから、換気で時間30分、あるいは、45分という時間置きに換気をするとい

うこと、それから、朝の検温を徹底するというところ、そういったところをしながら、令和2年度は、まだ飛沫防止ガードというのはなかったので、机を角と角をくつつけるような格子状のバランスでちょっと間隔を取る形で、人と人が1メートルは離れるような形でグループをつくって、そして、大声ではなく、語り合うというか、学び合うというスタイルを取ってまいりました。ほかにもあるかと思いますが、以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 対策を取りながらということで、大変な中、運営をされていらっしやったなと再確認をさせていただきました。

こちらに書いてありますけれども、学び合い、支え合う授業づくりを止めないということで、今後も対策を取りながら、しっかりと行っていただければなと思います。

その中で、隣の11ページに学び合いの約束ということの文言が隣にも5項目書いてありますが、こちらは、スタート当初からあったものだったか、もう一回確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○西村委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 おっしゃるとおり、しおがま学びスタンダードという各学校で共通なものがまず、ございます。それを基本形として、各学校で発達段階に応じて変更するというのがありますので、小学校、それから、中学校で、では、私たちは、こういったことをスタンダードとして子供たちに学習規律というか、そういった規範意識を持たせるためにここだけは守ろうみたいなところを各校でつくって、つまりは、市で共通な部分と各校で独自な部分というもので学校のスタンダードが出来上がっております。以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 こちらを見ると、中学校区で小中統一した学校もあるということで、どんどん進んでいらっしやるのかなと思いますので、引き続き子供たちの学習の面で止まることなく進んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、資料No.8の59ページです。

精神保健事業ということで、昨年から続くコロナということで、私は、一般質問でお話させてもらったメンタルケア、ストレスチェックというところで、かなりコロナ禍の中、ストレスのはけ口がなくなり、逆にストレスがたまってしまうというところで、非常に精神的な部分のところが大変なところが出てくるのではないかと感じておりますけれども、アクセス数7,081件

と書いてありますが、こちらの7,081件というのは、昨年とか、その前の段階よりは、増えていらっしゃるのかどうかというのを教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 市で行っております心の体温計というシステムのアクセス数についての質疑でした。

こちら、7,081件というところがございますが、昨年より、およそ1,000件程度増加をしているという数字になっております。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 1,000件の増加ということですが、これは、私もやったことがあるんです。すみません、記憶がちょっと薄れておまして、例えば、女性なのか、男性なのか、また、年齢別というところまで把握できるものでしたか、教えてもらえますか。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 こちらにつきましては、男性、女性の別、それから、年代については、10代から60代までという形で入力することができますので、こちらでも把握をすることができます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 把握ができるということでしたけれども、把握をしたのか、1,000件増えているということは、やはりストレスを抱えた方が、心としてかなり疲れている方も増えているのではないかと予想されますけれども、その中で、割合的に男性、女性がどのように増えているのか。また、年齢別にどれぐらい増加傾向にあるのかということ、把握は、されていらっしゃいますでしょうか。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 経年変化としての各性別、年代の経過については、ちょっと把握はしていませんが、大体男性対女性に関しましては、例年4対6の割合で女性のほうが多い状況になっております。また、令和2年度につきましては、多い世代が30代、40代の方、こちらは、乳幼児健診でチラシを配布をいたしましたり、小学校を通じてご家庭にも配布をしているということで、親御さんにも関心を持っていただいている影響かと考えております。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 増加もしておりますので、女性の割合が多いということで、男性は、会社な

どでストレスチェック、メンタルケアというのは、大体心の健康診断の割合が8割ぐらいまで行われているような数値も出ておりますけれども、働いていない方々というところの増加のかなと考えられると思います。この心の体温計というものの中には、コロナでどうだとかということが、やはり書いているわけではなくて、日常のコロナを除いた部分の中での中身の質問項目を答えていくということになっているんだと思います。そうすると、やはり例えば、ここで442万円の予算を出して、決算として255万円ということですが、増加しているということには、やはり何かしらのコロナでの影響が大きいのではないかと考えた際に、やはり先ほど言ったデータを生かして、次にどのような対策を取っていくかということが大切になってくるんだと思いますので、決算議会ということですが、担当課として、今後、この決算の結果を見て、どのように考えているのかというのだけでも教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 精神保健事業に関しまして、予算額44万2,000円に対して、決算額25万5,000円という決算額でございました。心の体温計のアクセス結果につきましては、レベルでこちらを把握をすることができるんですけども、例えば、レベル3が鬱傾向者の方、レベル4がケア対象者の方ということで、数字の把握をすることが可能です。ただ、こちらの方々に対して、直接市から何かアクセスをするということは、できないんですけども、委員おっしゃいますとおり、コロナ禍ということで、これまで経験したことがないような閉塞感、そして、人との関わりが絶たれている中で、どのような手を差し伸べたら行政としてよろしいのかといったところでは、こういったデータも参考にしながら、また、令和2年度は、心の健康にいろいろと工夫をしながら、私ども、事業を行ってきております。例えば、心の健康を保つためにということで、ウェブ配信での講座を行ったりもしてきておりますので、できるだけ皆様の手に届くような形でそういったケアの情報もお届けしたいと考えているところでございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 かしこまりました。

やはり大切なのは、ここで行っているということも大切なんですけれども、やはりそこにどれぐらいのデータかなと思いますので、この決算議会の中で、もちろん予算がちゃんと執行されて、どのように使われているかということも大切ですが、それを今後、どのような政策に生かしていくかということもやはり決算委員会の大切なことだと思っておりますので、そ

こで得たデータをやはり次の政策に生かしていくというところで、しっかりと市民の皆様の健康を維持していくというところは、肉体もそうですが、心というところも念頭に入れて次の政策に生かす結果としていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、154ページになります。

塩竈産品販路拡大支援事業なんですけれども、お聞きしたいのが、155ページの（成果の指標）の（3）です。塩竈産品の情報拡充、商談情報の整理というところですが、アクセス数が5,250件とおいしおがまに対するホームページへのアクセスだと思えますけれども、前年比より135%となっておりますが、1年間で5,250件のアクセスがあったのかというのをまず、確認させていただけますでしょうか。

○西村委員長 伊東商工港湾課長。

○伊東産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

5,250件、ここに記載したものは、累計になってございます。それで、現在のアクセス数につきましては、令和2年は2,092件となっております。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 分かりました。

成果のところを見ると、売上げ拡充につなげることができたとなっておりますけれども、どのようにマーケットの視野が広がったのかというのをいま一度詳しく教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 伊東商工港湾課長。

○伊東産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

まず、母体が塩竈水産品協議会となっていて、事務局が団地加工組合で行っております。団地加工組合がソウシャ行為ということでコンサル、それから、ジェットロと連携しながら香港マーケット、マレーシアマーケットに販路を築いていったということでございます。

令和2年からは、国内販路ということで、国内向けの販路、秋田、量販店になりますが、こちらにも拡充されてきたと捉えております。以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。

資料No.21の117ページを見ますと、令和2年度、海外販路拡充費が80万2,000円、令和3年度の予算として85万円と出ておりますけれども、こちらの大体80万円ぐらいというのは、固定費

でどのような形でかかるものなのかというのを教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 伊東商工港湾課長。

○伊東産業環境部商工港湾課長 こちらの内訳は、消費者のトライアルとして日本品を送付するという内容になってございます。それから、業務委託ということでコンサルの委託という内容になってございます。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 大体80万円弱ぐらいが、固定費でかかるんだろうなと感じておりますけれども、こうやって見るとマレーシア、香港等に送って拡充につながっているというところであれば、例えば、予算を500万円取っていて、決算額310万円ということで190万円ほど残しているんですけども、多分下に行く中止になったものもあって、使わなかったんだろうなということは、理解できるんですが、今、海外マーケットに視野を拡充しているという話だったりとか、アクセス数が増えているとなれば、そこに対して何かアクションを起こしていきましょうみたいな話は、行われなかったのかどうかというのを教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 伊東商工港湾課長。

○伊東産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

こちらで、やはりコロナの影響ということで、本来であれば渡航して売り込みに行ったということをやっていましたが、残念ながら新型コロナの関係でできなかったということが、大きい理由でございます。以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 コロナ禍ということで、大変な中の運営なのは、重々理解しております。やはり水産加工の皆様が、非常に苦しい1年半ほどを送っている中で、やはりここで予算を余してアクションを起こさなかった点、非常に罪かなとは思いますが、やっぱりできることを役所からもどんどん予算があれば、提案をやはりしていったり、例えば、ショッピングモールで塩竈フェアをやるということは、全然できることですし、せっかくの予算を使わないで、それで業者が苦しいよというアンケートも取って分かっている中では、やはりアクションを起こさないというのは、やはりもったいないんじゃないかと思っておりますので、当初決めた予算の中で進めていくんだとは思いますが、中止になったから、これはなしで使わないではなくて、やはり伸びているところに力を入れていくというところも、こうやって見ると分かってくると思っておりますので、令和3年度は、そのようなことがないように、やはり苦しい人たちを少しでも助けるとい

うところに目を向けていただくということは、可能なのか、教えていただけますか。

○西村委員長 伊東商工港湾課長。

○伊東産業環境部商工港湾課長 答えいたします。

大変ありがとうございます。委員ご指摘のとおり、有効に使わせていただきますので、令和3年度につきましては、なるべく使っていくということで協議させていただければと思います。ありがとうございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 よろしく願いいたします。

続きまして、160ページです。港産直イメージアップ事業ということで、これも予算が50万円で、どっと祭が中止ということで決算額ゼロということで、どっと祭に使用している予算のかなということは、重々理解できます。本日からひがしものもスタートということで、400本近い、松島から揚がって55本が認定されているということで、すばらしい日だなと思っていますので、ひがしものはここのので、せっくなので質疑とPRさせていただきますが、そうなる、例えば、丸ごとお魚クッキングとか、ひがしもの販売会というものは、こちらの予算は、使っていないという認識でいいんですか。

○西村委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 答えいたします。

本日からひがしものを販売させていただいております。PRありがとうございます。

質疑でございます。

クッキングでございますが、出席者、参加者でありますお子様から1人当たり500円ご負担をいただきながら、今年6月に包括協定を結びました東京水産振興会さんから助成をいただいております、市費は、一切出ていないという状況でございます。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 かしこまりました。

これもですけれども、例えば、使用しなかったのがゼロですというのは、もちろん分かるんですけれども、例えば、コロナという緊急事態があった中で、一般財源は、どうしても捻出しなければほかでいけないよという際には、例えば、こういうお金をソクシャにばらしてということは、もちろん議会で決めていかななくてはならないことだと思いますけれども、そういう考え方があって、去年は、動かすというか、これを使うと思っていたのを例えば、違うコロナ対

策に使ったということは、すみません、僕、確認すべきところなのか、微妙なところですけども、もし、考え方としてどうなのかというのを教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 それでは、どっと祭の中止した、それから、その後の考え方等について、私からご説明を申し上げます。

まず、昨年、コロナ禍の中で、水揚げ市場を使ってイベントを行うことのリスクという部分について、県並びに業界の方々と協議をいたしました。その結果、水揚げ市場を使ってのイベントは、やれないという結論に至りましたので、この事業については、残念ながら予算執行しておりませんが、一方で、背後の仲卸市場の方々ですけれども、やはり同じコロナで大変な状況になっていましたので、水揚げ市場、どっと祭に代わる代替イベントをしましょうということで、ブリッジプロジェクトの方々が中心となりまして、仲卸の方々が11月にイベントを2日間、それに代わる代替イベントというものを開催いただいています。そちらについては、この予算を使っていないという状況でございます。よろしく申し上げます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 本当に苦しい状況が続いておりますので、やはりこれもやらなかったから使いませんだとしても、やはりウェブで、例えば、どっと祭りウェブ版とか、そういうのの提案をどんどん役所としても受け身ではなくて、どんどんこういうことでやっていったらどうだとやはり言っていないと、苦しい、苦しいと言っていて、そうですねというわけにもいきませんので、やっぱりどんどんそういうものを水産業の皆様とも連携していただくことが大切かなと思っています。県にも、例えば、海外ビジネスマッチング支援費ということも予算を取って行っている分もいっぱいありますので、連携をして少しでもやはり個々の結果を踏まえて販路拡充に努めていただけるようお願い申し上げたいと思います。こちらは、以上で終わります。

続きまして、確認をさせてもらいたいと思います。283ページです。

塩竈市スポーツ振興事業で事業内のところですか。2のスポーツ全国大会費出場褒賞金ですか。8名で3万円掛ける8名となっているんですが、こちらは、何か規定で決まっているものなのかどうか、まず、教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 鈴木生涯学習課長。

○鈴木教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 スポーツ全国大会出場褒賞金に

ついて、お答えさせていただきます。

令和2年度からスポーツ全国大会出場褒賞金補助金制度というところで、対象の大会等につきまして、要項で定めさせていただいておるものでございます。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 その中で確認したいんですけども、子供たちの団体や個人という認識でよろしいでしょうか。

○西村委員長 鈴木生涯学習課長。

○鈴木教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 お答えさせていただきます。

こちらは、高校生以下の個人、団体に交付するものでございます。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 子供たちということですね。了解しました。

うちの町内会での間、ソフトボールで宮城県で優勝しまして、全国大会に行く話もあったんです。ただ、コロナということで全国大会中止となっているみたいなんですけど、やはり仕事をもうリタイア、定年になりまして、その後、行っている皆様というのなかなか収入源というのが決まってくる中で、自分たちの趣味で行っているというところでは、子供たちだけではなく、年齢層の幅を広げていくということも何度か一般質問でさせてもらったことがあるんですけど、ぜひそういう考え方だけ、あるかだけまず、話をさせていただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○西村委員長 鈴木生涯学習課長。

○鈴木教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 こちらのスポーツ奨励基金なんですけれども、この基金に関しましても昨年度、創設された基金でございまして、未来を担う塩竈の子供たちのスポーツを少しでも手助けして、支援して、全国に活躍していただけるようなという趣旨で設立させていただきました。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 年齢層が上がることを望んでおります。以上でございます。

まず、子供たちがそうやって活躍できることは、うれしいことだなと思いますので、素晴らしい制度をつくっていただいたなと思います。ありがとうございます。

続きまして、318ページです。

職員の研修ということで、昨日、土見委員もお話があったかなと思いますけれども、予算額

として382万円ということですが、コロナ禍ということで中止が相次いだということで、なかなか対面で学べるような研修ができなかったよということなんだろうなどは、感じております。しかし、やはりコロナ禍だからこそ、学ばなければいけない中身だったりとか、いろんなことがあるんだと思いますけれども、今回、中止というところ、結構数がありますけれども、こういうのは、1年間でこれに出ますみたいなものは、もう定められている中で進めていくのかどうかという考え方を教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 お答えさせていただきます。

318ページをご覧いただいているかと思います。

まず、1の階層別研修は、対象の年数に応じまして年間スケジュールで参加を決めているところでございます。

2の階層別以外の研修につきましては、基本的に職員に募集をかけまして個人でそれに対して受講したいという職員について、こちらから研修を受けていただくという内容になっております。

それから、3の下の本市の主催の研修につきましては、該当職員にこちらから参加の声をさせていただきまして、こちらの研修をしていただく、そういう形で研修は、やっております。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 今、リモートも普及しておりますので、やはり中止というのではなく、どんどんやはり外の話だったりとか、対応をやはり聞いていくということ逆を逆に予算が足りませんというぐらい、やはり市役所の皆様には、いろんな勉強を私としては、していただきたいと思っておりますけれども、この令和2年度のコロナ禍という中で、非常に大変だったと思っておりますが、だからといってそれを同じ考えで引き継いでいってもらったら困るなと思っておりますので、令和3年度、今現在、進めておりますが、その中で、やはり令和2年度の予算、決算額を見て、やはり多くの学び得る機会にどんどん出ていく考え方として、進めていただきたいと思っておりますけれども、この決算額を踏まえて考え方というか、令和3年度目標ということでお答えいただけたらと思います。お願いします。

○西村委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 今、阿部委員からおっしゃっていただいたとおりかと思っております。令

和2年度につきましては、やはりコロナが、本格的に蔓延が始まったということで、研修所で中止ということが、やはり一般的になってきたのかなと思っております。コロナも慣れたという言い方ではないんですが、コロナ禍の中での開催ということについても大分令和3年度については、その方式が、変わってきているところもございます。あとは、令和2年度で、庁内のウェブ研修ができるようなウェブのシステムも整っておりますので、今、おっしゃるようなウェブでの研修、あるいは、eラーニング、そういったところで研修の機会というのは、しっかりと設けていきたいと考えております。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 市役所を支える皆様の大切な研修費だと思っておりますので、ぜひどんどん活用して、いろんなことを学んだり、ウェブで交流もできますので、意見交換をしたりしていただいて、こんな中だからこそやらなければいけない政策だったりとか、今だからこそ学べること、逆に、行かないと学べなかったものが、今だとウェブで学べるわけですから、そういうところをどんどんぜひ職員の、若手職員も含めてですけれども、どんどん部課長から提案していただいて、どんどん受けろということをしていただいたほうが、将来の塩竈市のためになると思いますので、積極的にやはり研修をしていただいて、自治体の底上げにつながるように進めていただきたいと思っておりますので、将来の塩竈市の底上げも含めて期待をして、こちらの質疑は、終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、344ページ、よろしいでしょうか。

放射能対策事業ということなんですけれども、震災の後から東京電力の福島第1原子力発電所からの事故による放射能問題に対しての対策費ということなんですけれども、これは、予算化は、県からも支出されているというところを見ると、県と連携している事業なのかなと思いますが、これは、今後、どれぐらいまで続いていくものなのかというのを教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 それでは、私からは、344ページの下の表の市場で水揚げした水産物の関係でご回答させていただければと存じます。

まず、市場で水揚げされます水産物の放射能対策事業におきましては、1,343万円のうち、600万円を決算額として計上させていただいております。そのほとんどが、トッコウ措置をいただいているという状況にあります。今現在は、このうち、卸売機関に検査の委託をさせていた

だいております。震災後以降は、続けておりますが、今後の方針、見通しという部分でございますが、やはり安心安全な水産物を塩竈から供給させていただくという部分においては、今後も担当課として続けていきたいという思いでおりますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 かしこまりました。

消費者の皆様の食卓に安全安心に塩竈のものを届けるというところで大切な費用だなと思っておりますけれども、なかなか1,000万円は、大きいなというところもございますので、早く世の中のそんな風評被害がじゃないですけれども、払拭される世の中が来ればいいのかなと思いますので、その確認でした。ありがとうございます。

ここから、コロナのところの決算ということで質疑させていただきますが、356ページは、学生応援事業ということで、子供たちに塩竈の加工品等を贈るという事業ですけれども、やはりなかなか若い方々、または、塩竈を離れた方々ということで、やはり政治というものは、何なのかということ伝えるためにもすばらしい事業だなと思っております。その中で、190名というところの数値に関しまして、どのようにまず、学生たちに広げていったのかということと、190名というのは、塩竈市としても何とか何%ぐらいまでの学生を拾えたのかとか、そういうところの考え方があれば、教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 佐藤政策調整監兼政策課長。

○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 学生応援事業、学生応援パックについて、質疑を頂戴しました。

まず、この事業をつくりましたときの予算化の内容といたしましては、予算額100万円、商品代として送料等も含めまして6,000円掛ける170名分を予算化をさせていただきました。実際学生さんがどのぐらいいらっしゃるのかというのは、例えば、住民票を移していらっしゃる、あるいは、同じ年齢の学生層に該当する年齢の方々についても、働いていらっしゃるか、学生さんなのかというのは、なかなか把握し切れないというのは、正直なところございました。

実際にPRといたしましては、市内にお住まいのご家族であるとか、同じく学生さんからの口コミ、お友達への拡散、そういったところが一番伝えにはなるだろうということで、広報への掲載ですとか、ホームページへの掲載、定期的に発行しておりました瓦版でのPR、そういったものをまず、やらせていただく。それから、市の公式のLINEですとか、そういったSNS系を使わせていただくと同時にマスコミさんの各社にもお願いをいたしまして、新聞で3社、

テレビでも3社、取り上げていただいたということがございます。

それからあと、成人式を実際に実行委員会形式でやっていただいております。ちょうど学生さんは、大学生に当たる年齢の方々ということになりますので、その実行委員会のメンバーにもお願いいたしまして拡散とかをしていただいたという状況でございます。

実際の人数として190人がどうかということになりますと、先ほど、申しましたように、予算額170人から若干多くお届けすることができたということで、一定の成果というのを収めることができたのではないかと考えております。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 いろんな情報網を活用したり、SNSを活用したりということで、最後の最後まで多分頑張っ、多くの子供たちに届けられるように努力していただいたんだらうなと思っております。第2弾ということも予定しておりますよね、たしか。ということですので、より多くの子供たちに、やはり不安な中、例えば、バイト先の日数が減って生活が苦しいとか、そういう子たちがまだまだ引き続きいらっしゃると思いますので、サポートをしていただければなと思います。ありがとうございました。

続きまして、368ページの塩竈健康ポイント事業なんですけれども、予算額717万円というところから決算額402万円ということでございますが、今回、試験的に多分行われたという認識ではおったんですけれども、結果を踏まえると非常に好評だったよということでした。やはりなかなか外を出歩くというところで、コロナ禍ということでステイホームなんていう言葉も出て、やはりその中で、どのように体を動かしていくかというところで試験的に導入をしたということだと思っておりますが、今後、この結果を踏まえて、次の展望というものがあれば、教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 質疑いただきました塩竈健康ポイント、今後の展望についてという内容だったかと思えます。

コロナ禍において、運動不足になる方々の健康を危惧されるということで実施した事業でありました。委員おっしゃっていただいたように、大変ご好評をいただきまして、楽しくスマートフォンアプリなど、歩数計の方もいらっしゃいましたけれども、そちらを活用して、歩数アップに挑むことができたというご感想も頂戴していることから、今年度も同様の事業を実施するというところで準備をしている段階でございます。ぜひご参加いただきますよう、よろしくお

願いたします。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ぜひそのときは、お声をかけていただけるかなと思いますが、コロナだから行ったというよりは、コロナが明けた後にもこの事業を進めていくのかどうなのかというところを踏まえると、やはりこういう決算で出てきたものに対して、参加された方たちのアンケートだったりとか、そういうところを踏まえていかに予算化していく、予算の取り合いだと思いますので、その中では、たしか市長の肝煎りの事業、政策の一つだったと多分私も認識しているんですけども、その中で、やはり今後、コロナだからここで予算を今、活用できているねというところで、コロナが、こういう予算がなくなったらやりませんではなくて、どうやって今後、残していくかというところを踏まえると、やはりしっかりとデータ、結果として把握されておくほうがよろしいのではないかなと思いますので、ぜひそこも含めて今後の事業展開にご期待申し上げます。以上でございます。

続きまして、393ページの高校生就活支援ということで、対象者13名ということで、塩竈で13名の方たちに就職先ということをお勉強して紹介したのかなと思っておりますが、13名来て、13名なんですか。それとも、もっと多くの声があった中で、雇用ができたのは、13名なのかということをお教えいただけますでしょうか。

○西村委員長 佐藤政策調整監兼政策課長。

○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 高校生の就活支援事業について、質疑いただきました。

こちらの事業につきましては、実は、近隣二市三町の広域の事業として取り組ませていただいた内容でございます。コロナ禍におきまして、やはり就職が、なかなか採用が控えられるという可能性もあるだろうということで、特に高校生を地域内の方々に対して雇用していただいた場合に、その企業に対して採用予定者1名につき10万円を支給させていただくということでございます。塩竈市の結果としては、13人ということになりますが、こちらは、塩竈市在住の方々が一市三町の中での企業に採用された部分について、支給させていただいたということで、塩竈市民分として13名という内容になります。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。非常にやはり大変な中、13人の方は、安心したのかなと思いますので、ありがとうございました。

ずっと戻りまして、最後になるんですが、38ページ。

昨日、菅原委員、本日は、小野委員もお話ししましたが、子ども医療費助成事業ということで、2人からの当局から答弁を聞くと、4,500万円ほど所得制限を外すとかかるんだということが、お話を聞いていて分かりました。やはり見ていくと、せっかく予算化されたのに使っていないとか、コロナ禍だからしょうがないではなくて、4,500万円、年間どう確保していくかという中で、やはり削減をするのか、または、削減をして何とか4,500万円を用意するのか。または、どこから稼いでくるのか、または、どこから引っ張ってくるのか、そういうところで何とか捻出しようと考えていらっしゃるんだと思います。その結果が、91ページに書いてある敬老のお金をどうしようかと今、議論になっていますけれども、そういうところの話も出てくるんじゃないのかなと勝手ながら判断させていただいておりますが、やはりお2人の答弁も聞くと、私もですが、4,500万円、何とかどこかから捻出をやはりしていただいて、所得制限撤廃というところをどんどん議論をしていただきたいと思っているんですけれども、当局、または、市長としての考えがあれば、教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 昨日からご議論いただいているところでもございますし、これからの議論にもつながっていくんだろうと感じております。ただ、私ども、誤解は、されないように申し上げておきたいのは、とにかく全体予算の中でどのような配分をしていくか。これは、私が市長になって、私の考え方も当然入ることだろうし、議会の皆さんの同意なくして予算執行できるというわけでもございません。その中であって、やはり大きな考え方としては、人口減少、高齢化社会が加速度的に進んでいて、特に高齢化率34%というのは、周辺の自治体と比べても桁違い、桁は同じですけれども、相当な数の違いがございます。それを見据えたときに、誤解は、されないようにはっきり申し上げたいのは、おじいちゃん、おばあちゃんを支えるための若い世代の皆さんにぜひ塩竈に住み続けていただきたい、移り住んできていただきたい。そのために今、何が必要かという視点でいろんなことを考えさせていただいております。これは、政策の出し方とか、皆様方に対する説明の未熟だったり、足らなかつたり、そういったものを十二分に反省をさせていただきながら、本当に今、何が必要で、これからちょっと先を見据えたときに何をすべきなのかということをしつかりと皆様方に伝わるように、市役所の中でも意思統一、または、議会の皆様方にご納得をしていただけるような議案の出し方なり示し方なり、そういったことを真剣に議論しなければいけないだろうと思っております。当然若い人たちにこの塩竈に住み続けていただく、移り住んでいただくには、この子供医療費の問題は、避けて通れない

先日のマスコミ報道によりますと、債務財務の妥当、経済成長率関係について、特集されておりました。東日本大震災により、税収が減少する中で、施設の老朽化による更新費用の負担が増加している。県内36市町村のうち、特に被災自治体の債務残高の増加が大変懸念されると。震災後の債務、災害公営住宅、建設事業債や、あるいは、臨時対策債等がその主な要因となっております。幸い本市の債務残高は、減少傾向にあるものの、さきに示しました公共施設の更新費用の確実な増加、一方、人口減少等を要因とする税収の減、今後、厳しい財政運営が求められるのは、必至であると理解しておりますので、行政も経営の一つであります。経営の4つの要素であります人、物、金、そして、情報に関して、特に今回は、人と情報について、個別具体的に質疑させていただきます。

まず、人です。最も経営で重要な要素であります。資料No.8の220ページ、221ページをお開き願います。

塩竈独自の小中一貫教育推進事業向上プラン、ここでいいます授業改善とは、具体的にどのような改善を行い、そして、どのような成果があったのか、お答え願います。

○西村委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

授業改善ということで、質疑いただきました。

一言でといいますか、こういったプラン、1番、2番、3番ということをやっていくことが、授業改善と考えておりますけれども、分かりやすく一言でいうと、例えば、一斉授業のようなものではなく、学び合いを通じたグループ学習、ペア学習などによってお互いに今、新しい学習指導要領で求めている主体的、対話的で深い学び、学びを探究していく、自ら探究していく気持ちになれる授業、そういう気持ちでつくり上げ、子供たちがつくり上げていく授業というものを授業改善と、そういうものに変えていこうと捉えております。

そして、成果ですけれども、小中一貫教育が今年で5年目、この調書のまとめの段階で4年目、そして、学びの共同体が3年目ということでした。着実に子供たちの姿は、変わってきていると捉えております。以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

私も時間があるとき、覗いていますけれども、本当に子供たちが自主的に教え合う、学び合う、そういうスタイルが教室の現場でも確立されましたし、ぜひこれを、中では、成果を具体

的には、こういったような数値でそれが表されるのだというのを求められますけれども、例えば、学力テストでどうだったとか、全国平均、あるいは、県の平均で、それについては、どのような評価をされていますか。

○西村委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 ただいま、数値というお話で質疑がありました。

数値で申し上げますと、恐れ入りますが、例えば、点検評価、令和3年度版の2ページ目をお開きいただきたいのですが、こちらで全国学力学習状況調査というものの数値を一つの指標としておりましたが、残念ながら令和2年度は、コロナウイルスのため未実施ということになっております。ただ、ほかにも市内では、標準学力テストなどを実施しておりまして、特に小学校では、県の値を上回ったり、中学校では、県の値に接近していたりと乖離が大変小さくなっているという状況にあります。また、こういった数字は、一つのやっぱり学力の一面でしかないのかなど。私たちの一番目指しているのは、生きる力というところだと、様々な総合的な面で子供たちの表情であるとか、意欲であるとか、そういったところまで含めて考えて、教職員から毎年アンケートを取っておりますが、大変授業を楽しく感じているなどという数値が8割を超えているとか、そういったところで成果は、現れていると捉えております。以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 そういうところで、先ほど、等々お話いたしましたけれども、残念ながらコロナという状況の中で、今、児童生徒は、大変被害を受けている。聞くところによれば、オンライン教育、あるいは、分散登校、いろいろ工夫がされているところだと思いますけれども、実際塩竈市におきましては、どのような形でコロナ禍における授業を行っていますか、教えてください。

○西村委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

令和2年度ということだと、先ほど、阿部議員に対してもお答えしたところですが、まず、感染防止ということで、3密防止、朝の検温から始まって、マスクの着用、手洗い、うがい、そして、コロナ前では、机をぴったりくっつけてペア学習、グループ学習をしていたところ、机の角と角という形で進めてきました。そして、とにかく学び合うときには、子供同士ということ、そして、子供同士が交流することということと子供同士が活躍することをキーワードと

しまして、だったら子供たちが近づかなければできないわけで、そういったことで机を、昨年度でいったら角と角をくっつけるような形のグループをつくって進めてきました。今年度は、飛沫防止ガードがありますので、また、机をくっつけて一人一人をガードで囲っている形で、そして、そのような形で感染防止に努めながら学びの共同体の授業づくり、一斉授業ではなく、学び合う形をつくり上げてきているところです。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 現場の先生方が大変ご苦労されていることは、十分理解いたします。ただ、基本は、やはり子供1人のやっぱりフェース・ツー・フェース、対面授業が一番の基本でございます。子供の表情を見ながら教えていくということは、基本でございますので、それを十分念頭に置きながら伝える。どうすれば子供たちによりよい教育環境が確保できるかをこれからも検証して行っていただきたいと思います。

それから、資料No.8の391ページ、GIGAスクール構想ですけれども、1人1台タブレット端末配付、そして、達成度と活用度、それから、先生方のスキルアップ策、その成果は、どうなっているか、お尋ねします。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 児童用タブレット端末の整備については、1人1台の端末ということで、令和2年度、全体整備できたところでございます。令和2年度につきましては、整備までございましたので、具体的な活用は、今年度から徐々に始まっているところでございまして、数値的なものは、今、お示しできることはございませんけれども、そのような状況でございます。

もう一つ、先生方のスキルアップでございますが、こちらについては、昨年度も含めて宮城県の総合教育センターで実施しておりますICTを活用した教科指導等の研修とともに令和2年度は、各校から1名ずつ情報教育推進担当者が集まって、月一で会議を行いながらGIGAスクールの内容の理解を深めるとともに、市独自の研修会を11月、12月、2月に開催しまして、ICTを活用した授業、あとは、宮城県が整備している教育用のソフトパッケージ、グーグル・ワークスペース・フォー・エデュケーションというソフトがございまして、以前は、G Suite for Educationという名前でしたが、こちらの研修を行って、教員の理解の深めることに努めてまいりました。以上でございます。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 ご苦労さまです。

それで、先日、マスコミで報道があったんですけども、本当に残念な事案です。つまり、与えられたタブレットでもって友達を誹謗中傷する。その原因に心を病んで自死と。そういう意味では、タブレット使用のガイドライン、それから、セーフティーネット、セーフティー機能は、どのようにされていますか。

○西村委員長 吉木教育長。

○吉木教育委員会教育長 子供たちのタブレットの使用についての決まりですけども、今年度からGIGAがスタートして、教育委員会で指導主事が中心となって、まずは、先生方への使用の規定、その次に子供たちの決まり事、そして、保護者向けの、今、学校では、このように指導していますというその3つを整理して、学校を通して子供たち、そして、保護者に通知しております。ただいま、委員がおっしゃったように、誹謗中傷のメールのやり取りがあったというのは、私も把握しております。その辺、これから進んでいく中で、やはりそういう案件は、出てくるかなと思います。その中で、GIGAスクール構想のタブレット端末だけを使ってのやり取りの中だけの指導じゃなくて、道徳や学活、そういう部分でもやはり指導していかなければならないかなと捉えております。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

実りある子供たちでございますので、安全安心を保てるような教育環境に努められますよう、お願いしておきます。

次に、同じく人ですけども、研修については、昨日来、志賀委員、阿部委員が質疑されましたので、私からは、特段質疑はいたしませんけれども、やっぱり人材育成には、5年、10年かかります。どうか市民に信頼されるような人づくりにこれからも努めていただきたいと思います。

私から、資料No.21の94ページ、職員構成の中でちょっと気になるのは、令和2年度の技師総数22名のうち、土木15名、建設技師6名、その背景です。なぜ少ないのか、あるいは、これで十分なのか。今後の採用計画は、どうなっているのか。全国的に技術者不足は、深刻化しておりますが、その辺、人事当局としては、どのように考えていますか、教えてください。

○西村委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 午前中、ご答弁させていただきましたが、まずは、採用につきまし

ては、財政課の定数の中で、業務量を見定めまして必要な職種、それから、人数を総務課で採用させていただいているというところがございます。この人数につきましては、復興事業の終了に伴いまして、土木職、あるいは、技術職につきまして、まずは、この採用ということで今のところは、確保しているところがございます。ただ、一方で、私ども、各課とのヒアリングを行う総務課といたしまして、やはり技術職についての不足というところは、一方で感じているところではございます。以上でございます。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 恐らく技術の資格を持っている人材というのは、年々少なくなっているのかなということで、なかなか民間の事業に行っちゃって、なかなか自治体職員を希望する方も少ないのかなという考えはありますけれども、どうか技術職員の人材確保には十分留意されてやっていただければなど。特になぜそんなことを言うかということ、全国の自治体で困っているのは、技術者不足によって公共施設の更新、維持管理の時代を迎えて、メンテナンスが非常に大きなウェイトを占めてまいります。本市におきましても治水対策というものが一つの大きな市政の課題で、この10年、20年、そして、30年、研究してまいりましたが、その結果、巨大な施設、貯留槽、配水池、ポンプ場が多くできましたが、これからその維持管理というのは、大変である。それを維持管理する際に、これまでの契約のように仕様発注してしまうのか、これだけの仕様だから、これをお願いしますとするのか、それとも、性能発注、つまりコストも含めながら、性能発注まで期待するんだと。つまり設計、施工、管理まで一括で発注する。それをやるのは、技術者だと思います。だから、技術者不足が深刻に捉えられるのはその部分なんです。そういうことについて、今、塩竈市においては、性能発注を導入しているか、あるいは、今、検討しているかについて、お尋ねします。

○西村委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 お答えいたします。

性能発注というところですがけれども、維持管理に関しては、性能発注というところは、取り組んでいないというところがございます。ただ、これまで例えば、事業として光ファイバー事業でありますとか、例えば、東部保育所の工事につきましては、プロポーザル方式ということで、性能発注として取り組んでいるというところがございます。以上でございます。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 契約に関しては、昨日来、各委員から質疑されておりますけれども、やっぱり契約

制度そのものを見直ししていかなければいけないのかなど。総合評価方式を導入しておりますので、これも一つの仕様発注ではなくて、メンテナンスを含めた包括的な委託というのは、十分念頭に置いたものだと思いますけれども、ぜひ新制度導入に向けてやっていただければなど。そうでないと丸投げ、ますますこう出ました、途中でこうです、契約変更、はい、増額ですと。結局全部言いなりになってしまう。そうではなくて、やっぱりきちんとした性能をもって設計し、そして、それを発注するという形にぜひやっていただければなどと考えていますので、ご検討方よろしくお願ひします。

次に、情報です。資料No.8の342ページ、343ページです。

経営するに当たって、やはり情報というのは、一番大事で、どこで何をして、何がどうなっているか、それが今日、明日、この組織にどういう影響を与えるかということでの情報が必要でございます。海岸通地区震災復興市街地再開発事業、施策実績として、事業概要、補助対象経費補助金5分の4、8億5,335万6,000円、それから、早期復興を目的に補助対象経費の5分の1、2億1,333万7,000円の額を交付とありますけれども、その経過について、お知らせください。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えさせていただきます。

まず、復興交付金の事業補助金につきましては、復興交付金ということで復興庁からお認めいただいたものということになります。その下にあります助金でございますが、組合の事業を支援いたしまして、早期に再開発をすることで、復興を図るということを目的に平成29年度予算から支給をしているものでございます。以上でございます。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 それは、結果であって、途中いろいろなやり取りがあったということについては、後ほど、質疑いたします。

その成果指標の中で、まず、①残る2番地区工事の発注に向けた補助執行の継続、②再開発組合の解散を目指した事務の適正執行に係る指導、助言の継続とあって、その成果では、①補助執行を継続したものの、残る2番地区工事と発注には、至らなかった。②引き続き補助事業実績報告書内容の厳密なる審査を行うなど、対応を進めたとありますが、なぜ成果としてその指標が達成できなかったのか、その原因と今後の対策について、お尋ねします。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

まず、成果の1つ目のポツでございます。2番地区工事発注に至らなかったというところでございますけれども、こちらにつきましては、この間、事業収支をまずは、整える必要があるでしょうということで、市からは、お話を再開発組合させていただいておりました。ところが、その組合さんとしては、先行でまずは、工事を発注したいというご要望をお持ちであったようでございますけれども、実際にその手続的に補助事業が適切ではない形での執行というものをお話で頂戴いたしましたので、市としては、できないものは、できませんということでお断りした結果、発注に至らなかったというのが現状ということになってございます。

それと、2つ目のポツでございますが、令和2年度につきましては、補助執行の関係で保留床処分責任を明確にする観点から、事故繰越しをさせていただいた額を合わせて決算させていただいております。そのときもそうでございますが、まずは、保留床処分責任というものを明確にする必要があるだろうということで、こういった取組を進めてきたというのが、こちらの成果に上がっておりますところの内容ということで考えてございます。以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 今、担当課長から話がありましたけれども、結局令和2年度の補助金交付については、2番地区の工事の内容、発注の仕方について、双方の言い分に食い違いがあった。その結果、申請行為が遅れたということで聞いているわけですが、実は、先月18日に再開発組合の理事長名で市長宛てに要望書が提出されたということもありますけれども、震災復興事業として、令和3年度末には、事業の完了を見て、再開発組合を解散して、そして、次に継承しなければならないというタイムスケジュールとなっているのは、間違いありませんね。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 委員おっしゃるとおりでございます。復興交付金事業でございますので、まずは、令和3年度末というところを目指しているということに対しては、事実でございます。以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 それで、詳しくは、私、内容等については、承知していませんけれども、どうもやっぱり情報が錯綜しているという記憶。ですから、情報は、疑いを持たないで達観的に事実を事実として、基本的な方針に基づいて、そして、関係者が共有することが私は、経営の重大なるキーポイントだと思います。そうした場合、まず、現況と課題では、令和3年度末までの事

業費精算、再開発組合の解散を見据え、より適正に事務処理を進める必要があるとあります。

適正とは、いかなる内容ですか。具体的にあるんですか。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

補助事業でございますので、適正な経理が行われること、保留床処分というものが今、残っておりますけれども、つつがなく終了して、事業を明確に完了される。その後、復興事業を終了させるというものは、適切な管理と考えてございます。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 市としての基本的なスタンスというのは、そういうことだと今、課長が答弁したとおりでありまして、我々も議会としてのそれは、理解していますし、そのとおりだなと思っております。市としては、経済的な合理性、施設経営の持続可能性、SDGsに基づいた事業が進められているかを適切に把握しながら、補助金交付事業を進めるとともに関係者に対して責任ある対応を求めていくとありますけれども、具体的には、関係者というのは、再開発組合ですね。責任ある対応とは、何か。求める責任ある対応とは、何か、具体的に。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

現状、先ほど、委員からもありました要望書、塩竈市からも打ち返しをしてございますけれども、塩竈市といたしましては、まず、意思決定については、再開発組合がなすものということ捉えておりまして、市の補助金としての適正化でありますとか、適切性というものを指導していく立場と考えてございます。

そうした中で、まず、現状といたしまして、双方の負担というところに関しまして、食い違いが生じているというのが、実情でございます。それを踏まえましては、組合の施行者としての理事者の皆さん、また、まちづくり会社の皆さん、そちらに責任のある対応を取っていただくという自己負担をお願いしたいというところを考えてございます。以上でございます。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 結局、再開発組合として、2番地区の2期工事を早急に発注し、そして、施工し、完成させようと、しかるべき申請は、それだということが、まずは、市が再開発組合に求める責任ある対応と理解していいんですね。

振り返ってみますと、現在、2番地区の2期工事は、ストップ状態になっています。これについては、再開発組合が主張するところによれば、2番地区については、令和元年2月13日、2番地区建設工事の分割発注の提案が塩竈市より提案された。これについては、前市長も同席している。そして、令和元年11月27日、当時の部長から2番地区に新たな保留床建設、または、得策ではなのではないかということがあって、建物を減らす、減築の必要性が提案されたという記録がありますが、これは、事実ですか。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 事実と認識してございます。以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 そうした場合に、今、課長おっしゃいますように、塩竈市は、直接的な権利者ではなくて、あくまでも再開発組合が再開発組合法に基づいたところの組合施工なんかで、市があくまでも行政の立場ですね。それがどういう立場で、どういう権限で、その提案をされたのか。そこがまず、問題だと思います。アドバイス、助言程度なのか。まさに法的な拘束力は、ないんだろうと理解していますけれども、どういった庁内での意思形成過程があったのか、なかったのか、それについては、どうですか。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

まず、我々の減築というものに関する考え方でございますけれども、将来的に地元の皆さんが塩漬けの床ができて、困ることがないように減築をしたらいかがですかという提案をしたと我々は、理解してございます。その内容といたしましては、我々、あくまで事業の施工者に対しまして補助金の執行者として、助言をしたものということで、アドバイスということで考えてございます。以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 今、補助金の執行者として、アドバイスということですが、資料No.8の343ページの評価での行政会議の妥当性は、Aとなっていますね。これは、市が直接実施するよう法律で義務づけられているものと。どういう法律に市の関与が義務づけられていますか。今、補助金執行者としてのアドバイスと言いましたね。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

こちらもAとしてございますのでは、復興交付金事業ということで、復興庁からお金を頂くのは、塩竈市。塩竈市が負担金としてお出しますので、市にしかできないものということで、Aと判定してございます。以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 それを受けて再開発組合は、問題は、自分たちが主体となってやるべき事業が市からこういう提案があったから乗ろうかということで、乗ったわけですね。これについては、定款の第50条第2号に事業計画の変更は、総会の議決を経て行わなければならないと。総会は、されたんでしょうかね。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 大変恐縮でございます。減築に関してという意味でよろしいでしょうか。総会に減築の話が出たという経過は、ないと記憶してございます。以上です。ないです。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 なければ、それをもって市に対してそのような要望とか、本来ないはずなんですけれどもね。それについては、会議録を資料要求していますけれども、かなり千何百ページと膨大なもので、手元にありませんけれども、私は、ここが一番ポイントだと思います。つまり、市がどういう立場でいかなる権限でもって減築を含めた計画変更を提案したのか。それを受けて組合は、今、聞けば、総会の議を経ないでそれらの場ということだけ。その後、いろいろ支援があるとか、ないとか。県に行ったら、今の時期では、計画変更は、できないとか、あるいは、減築すれば、それは、市が公共用地として取得しなければならないとか、結局、そのまま暗礁に乗り上げて、今回の要望書になって9,000万円の要請が出たという結果になるわけですね。ですから、私は、そういうところの令和元年2月から11月にかけての一連のやっぱりやり取りというのが大きな課題だと考えているわけですが、その辺については、担当課長としては、どうすれば、今後は、放置できないですよ。どうすれば解決できるし、解決しなければならないと考えていますか。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

現状におきましては、この2月から続けてございます理事者の皆さんとの直接協議の中で、お互いの歩み寄りというのは、なかなか言葉的に適切ではないかもしれませんが、事実は、事実として受け入れて、今後、どうするかというところを議論する必要があるのかなと考

えてございます。以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 当座、再開発組合から出ている9,000万円の資金不足、2期工事が遅れたために、できなかったためにできた債務です。それから、まちづくり会社が取得しなければならない全体で2億600万円のうちの半分の1億340万円何がし、都市再開発基金からの融資、それについては、塩竈市としては、今後、こういった考え方で臨むつもりですか。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

まず、収支差額9,000万円ということでございますけれども、こちらにつきましては、内訳をご提出いただいておりますので、内容は、承知しておりません。ただ、解消しなくてはならないだろうという意味につきましては、先ほど、申し上げたとおりです。

2点目の保留床処分の関係でございますけれども、現状、所管の協議会にご説明をしていきながら、また、改めて予算の提案という形でご説明させていただきたいと考えてございますけれども、まずは、貸付けを受けるという前提で我々、考えてはございます。ただ、制度上の上限額等々がございまして、まちづくり会社さんにも努力いただかなければいけない部分がございしますものですから、その辺の内容を確認していかないと現状では、はっきりと申し上げられないと理解してございます。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 議会としてのこれまでの平成28年度、平成29年度、2回にわたって事故繰越しの予算案に対して、附帯決議の上、可決承認した経過があります。責任があります。その中で、来年3月末で一応期間が終わるという中で、果たしてこの事業が予定どおり完遂するのかどうかということが、非常に不安だということが1つと、まちづくりの中で一番大きなポイントである部分でありますので、ぜひ担当課、担当部におかれては、再開発組合との信頼関係をもう一回構築して、過去にもし誤りがあれば正す、再開発組合もあれば正す、そういった中で、先ほど、言ったように、一步でも前に進めるようにやっていただきたい。そのためにやっぱり県当局の、県が認可権者ですから、県が認可権者ですから、県にあっせんを求めながら早く事業が完成するように私は、思っていますけれども、どうですか。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

そうですね。先ほど、歩み寄りという言い方をしましたけれども、まずは、今後、どうするんですかというところが一番の鍵だと思っております。その中で、できますれば、認可したとして、宮城県の役割を果たしていただきたいというのが、我々、希望するところだと考えてございます。以上です。

○西村委員長 では、お諮りいたします。

以上で一般会計決算の質疑を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。

さらにお諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、9月17日午前10時より再開し、特別会計、認定第2号ないし第4号の審査を一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。ご苦労さまでした。

午後4時00分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和3年9月16日

令和2年度決算特別委員会委員長 西村 勝 男

令和2年度決算特別委員会副委員長 辻 畑 めぐみ

令和3年9月17日（金曜日）

令和2年度決算特別委員会

（第4日目）

令和2年度決算特別委員会第4日目

令和3年9月17日（金曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊勢由典委員
小高洋委員	辻畑めぐみ委員
曾我ミヨ委員	土見大介委員
志賀勝利委員	

欠席委員（なし）

（全会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤光樹	副市長	佐藤洋生
病院事業管理者	福原賢治	市民総務部長	荒井敏明
健康福祉部長	小林正人	市立病院事務部長	本多裕之
市民総務部 政策調整監 兼政策課長	佐藤俊幸	市立病院事務部次長 兼業務課長 兼経営改革室長	並木新司
水道部次長 兼工務長	星潤一	市民総務部 財政課長	高橋数馬
市民総務部 税務課長	木皿重之	健康福祉部 長寿社会課長	中村成子
保健福祉部 健康推進課長	櫻下真子	健康福祉部 保険年金課長	武田光由
産業環境部 水産振興課長	鈴木陸奥男	産業環境部 浦戸振興課長	伊藤英史

建設部
都市計画課長 鈴木良夫
水道部
水業務課長 渡辺敏弘
監査委員 福田文弘

建設部
下水道課長 吉岡一浩
市民総務部
総務係専門主査 阿部俊弘
監査委員 香取嗣雄

事務局出席職員氏名

事務局長 川村 淳
議事調査係主査 工藤 聡美

議事調査係長 石垣 聡
議事調査係主査 工藤 貴裕

午前10時00分 開会

○西村委員長 ただいまから、令和2年度決算特別委員会4日目の会議を開きます。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、窓を開けておりますので、お暑い方は上着を脱いでいただいても構いませんので、ご案内申し上げます。

これより特別会計、認定第2号ないし第4号の審査を行います。

審査は一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

これより質疑に入ります。なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

鎌田礼二委員。

○鎌田委員 皆さんおはようございます。早速質疑に入らせていただきます。

資料は、8番、主要な施策の成果に関する説明書、それからもう一つは、5番、決算審査意見書、この2つだけです。資料8については、442ページを開いていただきたいと思います。

この資料についてはこのページだけです。資料は、2日前の一般会計につきまして質疑させていただきましたが、メインとしては経常収支比率を中心に話を、質疑をさせていただきました。95.5%になったということで、喜ばしい話だったんですが、私としてはやっぱり目標は80%台と。ですから、マイナスあと6%近く下げただけであれば、塩竈の未来がうんと変わってくるのではないかと思うわけです。

新規事業、特に私が思っているのは、その浮いたお金で新規事業としてやっぱり人口増加策と、それから教育関係と、そういった形、8割方はそちらのほうに回していただくと塩竈の未来がかなり変わってくるのではないかと、よくなるのではないかと考えています。

そして、この間のあれを整理をすると、やはり経常収支比率で減らしていくといいなという、減らすべき項目としてはやっぱり繰出金なんですね。一般会計からの。それで、ここ合計を見ますと、約37億円の繰り出しを行っている。この37億円、この資料のページで決算カードが後ろに入っていますけれども、財政課のほうの説明によると、この計上、一般財源等という計

上、この一般、この項目がありますけれども、昨日志子田委員が聞きましたが、ここがこの金額、約117億円ですか、118億円なんですかね。これが分子になるということであります。そうすると、95.5%から分母を割り出すと123億5,000万円ぐらいだと。そうすると、1%で大体1.2億円ぐらいと。ですから、1%下げるには経常収支比率を、1億2,000万円ぐらい下げれば1%は下がるという、そういう算定になるかと思うんですが、まず、ここで長い話をするとあれですから、確認として、財政課の課長いかがです。

1%下げるとすると、こうなるよと。

○西村委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 お答えいたします。

鎌田委員おっしゃるとおりで、1%下げるには1億円程度の削減が必要であるというふうに捉えております。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。

そうすると、先ほど言った80%台にするためには大体何%、1億ちょっとですから、7億円ぐらいですか、下げれば80%台になるということになります。

そうすると、今日は特別会計なので、特別会計のほうにシフトしますと、ここでこの一覧表、繰出金の推移ずっと見てきますと、会計ずっとありますが、例えば病院であれば毎年平均、これ10年間の平均をちょっと出してみますと、6億3,000万円ぐらいなんですね。今年度については4億9,000万円ですか、約5億円ぐらいで済んでいるわけですがけれども、ここで20%、ですから1億円減らして常にこの4億円台ですか、いくと。この会計全部が約18%ないしは16%一律に機械的に努力をしていただいて、ぼんと下げればそういった具合になるんですね。

そういったお金も捻出できるというふうになりますけれども、どうですかね。一律に16%、17%下げてもらおうという方針で、全市で取り組んでいただいて、下げることはできないですかね。特別会計関係、いろいろ皆さん今日そろっていらっしゃるわけですがけれども、まず、財政課のほうとしては、そういった要望やら何やらできないものなのか。そういった目標値でいけないものか。そこをちょっと考えをお聞きしたいと思います。

○西村委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 一律にというお話ですが、なかなかちょっとそれぞれの会計の特徴とか、それぞれの事情とかもございまして、なかなかちょっと一律というのはなかなか難し

いかなとは感じております。

この経常収支比率につきましては、繰出金の中の基準内繰出分ということで、一般会計で負担すべき繰出金が反映されるものでございます。

まずは、基準外繰出金というものがありますので、そちらのほうを削減しながら、またあと、経常収支比率という話になりますと、やはり歳入のほう、一般会計の歳入のほうの増加というのも影響してきますので、そちらのほうについても増加を目指して頑張っていきたいというふうに思っています。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今基準があるということですがけれども、いや、それってやっぱり役所的な考え方だと思うんですよ。ですから、そこから脱却しないと、やれるものもやれないというふうになると思うんですよ。

ですから、やっぱり何事でもそうですけれども、やれないと思ったらもうやれないんですよ。必ずやれるはずだと、そういう可能性を見出して進めばできるのであって、ノーベル賞やら何やらもらった人たちは、必ずこれはできるはずだと、こんなのあるはずだと。何回失敗しても絶対あるはずだという、そういう基に進んできているので発見できるんですよ。

それが最初からそんなのないやなんて言ったら、ないんですよ。と思うんですよ。

ですから、そういう、ちょっとあまり飛躍し過ぎた言い方かもしれませんが、そんな基準内とか基準外だからそんなの言ってるので全然進まないんですよ。

そこを打破しなかったら何もできないと思うんですよ。いつまでも。だって、この今まで僕何回言ってきたんですか。これ。もう議員になってもう15年ぐらいたつわけですがけれども、ずっと最初から質問しているんですよ。例えば市立病院については、教育関係もそうですけれども、改善された分もあるけれども、ほとんど進まないですよ。

それは、鎌田礼二の力がないからだと言われればそれで済むのかもしれないんだけど、私はやっぱり役所側でそういった考えを打破していかないと、僕はもう塩竈の明るい未来はないんじゃないかというふうに思うわけです。

そんなわけで、全体一律下げなくてもいいですよ。ぐんと下げられるところ半分に下げられるなら半分に下げればいいんですよ。総合的に下がればいいんですよ。

そういった目標に向かってやっていただきたいなと思います。

そして、もう一つの資料のほうに今度移っていきます。

決算審査意見書のNo.5です。ここでちょっとそれぞれのところに入っていきこうと思うんですが、まず、42ページにぼんと進みたいと思います。

これ、交通関係の意見書ですね。意見書というか、その中で、下から3行目、42ページになります。乗客、乗船客数は、浦戸島民の減少が続いていることや、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響など、厳しい状況が続くことが予想されており、利用者増への取組が一層求められているというようなことで、結びのところに監査の方が書いてくれました。

これ、利用者増の今年度、令和2年度については、特別なこの利用者増への取組はやってきたのかどうか。そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○西村委員長 伊藤浦戸振興課長。

○伊藤産業環境部浦戸振興課長 お答え申し上げます。

令和2年度については、今委員ご指摘のように、新型コロナウイルス等の関係で、なかなか島のほうでイベントのほうが開けなかつた。実は、ブルーセンターのほうも集客ということで、交流人口の増加ということで、イベントを8回ほど計画しておつたんですが、そういった方々もなかなか来てもらえなかつたということで、なかなか事業自体が開けなかつたというふうな状況がございます。以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 例えばイベントすれば人が来るとか、今そういったイベントの話をされましたけれども、やっぱりイベントというのは短期的なもので、ポイント的なものですね。やっぱり長期にわたって増やすような、そういう施策が求められてくるのではないかなと思います。

そういったことが考えられるのであれば、そういったことを実践してほしいなと思います。

次に、46ページに移りまして、国民健康保険事業の中から47ページですね。ここの結びの部分で、下から2行目です。収入率は震災以降の平成23年度より毎年上昇しているもの。収納率は上がっているんだね。収入率は。少しずつ。過年度の滞納繰越しの収入率が低いことから、事業の根幹となる保険税収入の確保に引き続き努力されたいということで締められています。

ここの中で僕気になったのは、滞納繰越しの収入率、滞納した人がいろいろ請求受けて、その後払っているかという、その収入率だと思うんですが、これが低いということで、監査さんはここで述べているわけですけども、なぜ低いのか。なぜこの収入率が悪いのか。

対応はどういった対応をされているのか。そこをちょっとお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

国民健康保険税の滞納繰越額、こちらの資料No.5の47ページに書いている収入率が低いというふうなものでございます。それでは、申し訳ございませんが、資料No.8の78ページをご覧くださいと思います。

施策の実績のところでございます。収納率でございますが、令和元年度の滞納繰越分というところを見ていただきたいんですけども、これが19.84%というふうに記載されてございます。令和2年度が19.16%で、ポイント数で言いますとマイナス0.68%ということで、現在昨年度に比べると低いというふうな状況となっております。

こういった、去年よりも低くなった、ここに資料No.5に書いている低い原因でございますけれども、様々な要因があるというふうに我々も考えております。

例えば一昨年の収入所得が結構あって、その課税される年に例えば、例えばですけれども、会社首になったとか、破産になったとか、そういった、一昨年にはお金があったかもしれませんが、実際に払う年になった場合にちょっとお金がなくなったというふうなこともございますし、そういったこともございますし、あとは、なかなかちょっと徴収する部分に関しましても、我々基本的に国民健康保険税納税相談というのを行っておりますけれども、そういった納税相談来ていただく回数もちょっと、昨年度の場合ですと、ちょっと新型コロナの関係で、なかなか回数も低くなっているというふうな状況でございますので、なかなかちょっとお客様ともなかなか話し合える部分もなかった機会がちょっとあったものですから、なかなか我々のほうで督促とか催告とか出すというふうなところでやってはいるものの、ちょっとなかなか会えないとなると、非常にすぐ滞納処分というわけにもいかなかったものですから、そういった要因がちょっとこういった低い原因になってきているのかなというふうには思っています。以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 分かりました。

ここの結びの最後の行に書いてあるとおり、事業の根幹となる保険税収入の確保に引き続き努力をお願いしたいと思います。

次は、50ページに移ります。

魚市場関係ですね。51ページですか。このむすびもちょっと読ませていただくと、今後も魚

市場の適性かつ有効な管理運営に努力するとともに、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による魚類の消費面や価格の低迷が懸念されるが、本市の基幹産業である水産発展のために、HACCP、ハサップと言うんですか、認定などの新たな試みによる効果的な漁船誘致策の実施による水揚げの増加に向けて努力されたいというふうに書いていますね。

この誘致策、効果的などというふうに書いていますけれども、これどういったことをこの令和2年度については、これに近いことをやってきたのか、やっていないのか。そこをちょっと、まずはお聞きしたいと思います。

○西村委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

まず、このHACCPにつきましては、今年の2月に認定を取得させていただいたところでございます。

このここに記載されております効果的な漁船誘致につきましては、昨年ですけれども、新型コロナの関係で、船主のほうに来てほしくない、来ないでくれというようなこともあったことから、結果として、漁船誘致活動は行えていなかったという状況でございます。以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、この効果的な誘致策は、令和3年度というところになるわけですね。

それから、市場関係ではずっと私も質問してきましたが、一元化ですね。これもなっているわけですが、その後の効果、どういう効果があったのか。かえってマイナスだったのか、効果があったのか。その辺の事情といたしますか、内容についてお聞かせください。

○西村委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

昨年4月に卸売機関が一元化されております。

今年、今年度でございますが、宮城県の外郭団体であります産業機構さんのほうのご支援をいただきまして、トヨタ自動車東日本株式会社さんが卸売機関のほうに月に2回現場のほうに入っていただきまして、現場の水揚げ作業の効率化、これを取り組むべく、今年で事業のほうやらせていただいております、今後その効果が出てくるのではなかろうかと捉えているところでございます。以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 分かりました。

じゃ、この効果を期待したいと思います。

次に、病院関係ですね。23ページ、市立病院関係についてお聞きをしたいと思います。

ここに資料のぞかせてもらいましたら、病院改革プラン数値目標との比較という、その一覧表がここにあります。23ページですね。（「資料番号5番でよろしいですか」の声あり）市立病院の23ページなんだけれども、（「市立病院のほうですか」の声あり）ここは同じでしょう。資料No.5のね。（発言あり）

この一覧表の中で、それぞれの項目があって、数値目標があって、それに対する決算状況が書いてあるんですね。

まず一番最初に、この経常収支比率が出てくるわけですが、病院の、もう最初から目標が100.4%になっているって、これどういうことなのという、最初から目標値が100を超えているって、これ私これ見てびっくりしたんだけれども、どういうことですか。本来だったら、目標値はこれより下がってくるのが本来の考え方であって、最初から100%を超えておくっていうのは、最初からやる気ないんじゃないのという、極端な話がそういう話になるわけですが、どうして100%以上の目標値なんですか。

○西村委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長 この経常収支のこの出し方の根拠なんですけれども、これは、収入に対して費用の割合なので、逆に100を超えていないとこれ駄目な数字というような、一般会計のいわゆる経常収支とちょっと考え方違いますので、これが100を超えているということは、収入のほうが上回っているというようなことで見ていただければというふうに思っています。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

そうすると、一般会計の通常の経常収支比率からいくと、99.何%、6%ぐらいということなんですかね。考え方としてね。

ああ、そうですか。それにしては、じゃ、それなら110とか120とか150ぐらいにしたらいんじゃないかと思うわけですが、下のほうにずっといきますと、純利益がありますけれども、数値目標がこれは1,000円単位でしたっけ。11960という数値目標がありますけれども、これ1,000円単位ですか。

決算数値がもうこの1574で、ぐっと低いわけですが、かなり目標と隔たっているなど

いう、大きく違うなというところがあるんですが、これはどういうことなんでしょうか。

もういわゆる最初からできもしない目標になっているんでしょうか。

○西村委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 こちら1,000円単位になってございます。

こちら、数値目標としては、改革プランの中で打ち出していたもので、ここを目標に計画に取り組んできたということでありませう。

令和2年度、かなり新型コロナの関係で厳しい中での運営となりました。申し上げますと、何とか経常でも純利益でも何とか利益を出すことができたというのが現状でございます。以上です。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 分かりました。厳しい状況だったということですね。

それから、この話もじゃやめましよう。さっきやったんですけども、一般会計からの繰入金ですね。もうこの目標値が43億3,000万円ぐらいにもう最初から目標値ここに置いているんだものね。もうその考え方をなくしたらどうかなと私は思うんですよ。

最初からこんな繰入金を当てにしているようじゃ、4億3,000万円ですね。これからオーバーして4億9,000万円、約5億円になったということですけども、これについては、もうちょっと論議してもあれなので、次に移らせていただきたいと思ひます。

次のページ、24ページになります。

ここの中のむすびの最後の8行ですか、この全体のことですが、その中の2行目、令和元年度途中から地域包括ケア病棟への再編等を行ったことにより、プラン策定当時と状況が異なってきたているが、改革プランの数値目標と実績を比較すると、入院及び外来患者1人1日当たり診療単価、不良債務比率は目標を達成しているが、目標達成していると、この2つはね。が、他の項目の病床利用率1日平均の入院患者数や外来患者数などは目標値を下回っているという、こういう結果、結果というか、監査さんの見方になっています。

ここで、この令和元年度途中から地域包括ケア病棟への再編、これがこの下の先ほど読んだ目標値を下回っているという項目、1日当たりとか外来者数、これについて、このよかったの、悪かったのという、どういうふうに判断されているのか、それをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○西村委員長 福田監査委員。

○福田監査委員 監査としてどういうふうに見たのかというお話だと思いますので、私のほうから答えさせていただきます。

結果からいくと、再編してよかったと。項目の中で、診療単価等が上がっていますので、そういう結果は出ているけれども、計画に達していない数値がかなりあるので、そこら辺は努力していただきたいということで、こういう表現を取らせていただいております。以上です。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。

時間もなくなってきたので、先ほどの一覧表、8の繰出金言いました。あれを何とか下げていただく。ですから、受入れ側ですよ。もらう側ですけども、もらわなくてもいいという会計に努力をお願いをして、質疑を終わります。

○西村委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 じゃ、私から特別会計の企業会計のほうでちょっと質疑させていただきます。

資料ナンバーの13、水道事業のほうで質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

資料の10ページからちょっと質問させていただきますので、よろしく願いします。総括事項からイの給水状況がここに示されております。塩竈市の年間総配水量として大蔵ダム水系から623万6,890トン及び仙南仙塩広域水道用水供給事業から給水量を102万8,825トンとの合計で726万5,715トンということで、昨年から比べますと約0.12%ダムからの水を購入したということになるわけでありまして。

そうしますと、年間の有収水量を見ますと633万107トン、昨年から比べますと1.16%の増になっているということでございます。これは、市民の方に使用してもらって、回収をするお金を収益という形で取り組んできたわけですけども、そこで、有収率については、今回87.12%、前年に比べますと86.2%に比較して0.89ポイント増加したとありますけれども、そこで、この有収率ですけども、どのような意味をなすのかお尋ねしたいと思います。

○西村委員長 星水道部工務課長。

○星水道部次長兼工務課長 お答えいたします。

こちらの有収率の考えですけども、総配水量、売れる水としての量と、あと実際にお客様のほうにお配りして料金として回収した量の比率となっております。以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

先ほど私が言ったんだと思いますけれども、そこで、効率を上げるために、多分有収率というのが示されているということでもあります。利益を上げるために1つの指標というんですかね、1つの示す値だと思いますので、全国平均で約89.7%ぐらいで、若干数値が低いわけでございますけれども、この87.12%になりますけれども、これ金額ベースにしたらどのくらいになるのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○西村委員長 渡辺水道部業務課長。

○渡辺水道部業務課長 お答えします。

有収率自体は、水量ベースで算出していますので、あくまでも概算という形でちょっとお答えしたいと思います。その辺の効果的な部分での数字としましては、資料No.13の10ページの給水状況に記載されております年間有収水量633万107トン、前年が625万7,600トンと比較して7万2,507トン増加ということで、この7万2,507トンをベースで有収率の効果額ということで、ちょっと計算をさせていただいております。

まず、この水量トン数に対して何を掛けるかということでいきますと、資料No.16なんですが、資料No.16の17ページをお開きいただきたいと思います。

17ページだと、各市町の県内の市町の表になっているんですが、そこで、右側から4行目に塩竈市ということで載っています。その中に、供給単価というのが左側の一番端の表で供給単価と示していますが、その真っ直ぐ塩竈のところ当たると、212.82という供給単価になっています。その212.82を掛けます。それで算出しますと1,543万939円、ちょっとこれ今回のやつでざっくりですが、この額がおおむね概算ですが、有収率の効果という額だということで考えております。よろしくお願いします。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ちょっと分かるような分からないような……でございますけれども、私もちょっと計算してみました。受水、ダムから先ほどの課長のほうからお話しされました単価ですか、それが塩竈市は182円ということで、多分あると思いますけれども、それを掛けますと、受水量きますと、金額にしますと13億2,236万円になるわけなんです。これ約だと思いますけれども、これはダムから買っている水だと思います。

そうしますと、あと有収水量というのがあります。これは、民間の方、企業さんとかそれを売って収益を上げるわけですが、その182円を掛けますと11億5,200万7,474円となります。

これは、市民から回収する料金になるわけですけれども、これをざっと引きますと、またこれちょっと違うんですけれども、ざっと引きますと大体17億円ぐらいの差がございます。

結局ダムから購入して市民で買っていただいて、17億円の金額の水が流れているような感じが私が受けるわけなんですけれども、この17億円というのは、どういったものなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

分かりました。

それで、この17億円の中身ですけれども、大体メーターの不備とか、それから、公共の用水なんかに使って、これは前回2年前に私も決算で質疑した経緯がございまして、そのとき消防の用水なんかも使われているという形で、この金額がちょっと多くなっているというのがございました。

しかしながら、消防の放水なんかも見ますと、そんな水使っているのかなというのもありますし、それから、工業用水なんかも使っているというのはあるんですけれども、1つは、漏水というの也被えられるわけなんですけれども、そういった漏水の対策なんかも今現在決算ですから、令和2年度で構いませんので、どのように行ったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○西村委員長 星 水道部工務課長。

○星 水道部次長兼工務課長 お答えいたします。

漏水対策につきましては、まず、漏水の確認ということで、塩竈市15配水系でございます。それで、夜間の配水量を確認することで、深夜ですので、通常水使いませんので、それで極端に水量が上がった場合は、一部の配水系で漏水が疑われるものではないかということをもまず日々チェックしております。

それで、そういったものが確認されれば、まず、職員のほうで漏水の確認ということで、現場に行きまして、探査を行います。それで現場が見つかれば、補修工事をその都度行っていくと。

あとまたは、専門業者のほうにも依頼しまして、調査を行い、同様の漏水場所を発見し、その都度行っています。

その漏水の工事の件数なんですけれども、昨年、令和元年度におきましては、63件ほど緊急でやりまして、令和2年度につきましては、79件ほど緊急でその漏水の修繕を行っております。

また、併せて、配水管、送水管の老朽化もございますので、それらの部分についても対策を

行っております。

第7次配水計画としましては、令和2年度におきまして、720.8メートルほど管渠の入替えを行い、あと、第2次老朽管工事では670.9メートルほど施工しております。

あと、併せて、災害復旧においても浦戸諸島及び舟入、新浜地区においても入替え工事を行い、こちらは2,256.1メートルほど管渠を計画的に入れ替えることで、漏水を防ぐ工事をやっております。以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

やはり漏水となると、メーターの手前で塩竈市がこの水の負担というのをやはりしなくてはいけませんので、しっかりと今後も漏水に関しては、的確な修繕なり行っていただきたいなと思います。

次の30ページなんですけれども、同じ資料の30ページにダム使用権がここに書いてありました。これは、多分大蔵ダムの使用権と思われませんが、この書かれているダム使用権の元値はどのぐらいなのか。まず、残高が2,414万1,999円ということで、残高がここに書かれていますけれども、これいつまで減価償却をされるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○西村委員長 渡辺水道部業務課長。

○渡辺水道部業務課長 こちらの質疑ですが、ちょっと資料手持ちになかったので、後で回答させていただきますをお願いします。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。じゃ、後でよろしくお伺いしたいと思います。

続いて、ちょっと市立病院のほういきたいと思います。

資料No.12、病院会計の中で8ページの貸借対照表がございますけれども、その中で、流動資産の未収金というのがございます。これは、どのような未収金なのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。未収金です。

○西村委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 未収金についてご質疑をいただきました。

未収金については、資料12で、未収金の主なるものは、診療報酬でありますとか、診療報酬、診療して診療したときに月に調定としては起こすんですけれども、そのお金が入ってくるのが2か月後の保険の収入から2か月後になりますので、そういったものが主な未収金のものとな

ってございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。未収金が2か月後に入ってくる金額がここに示されているということだと思います。

それから、9ページの流動負債の一時借入金、この1億8,000万円というのがございますけれども、これはどういう借入金になるのでしょうか。

○西村委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 市立病院の現金の持ち合わせの分になるんですけども、支払いとそれに使うために一時的にこちらのほう借入れをして、そちらの経営の運転資金のほうに回しているというお金になります。

年度末時点の状況で、年度初めにこちらのほう返済しているというような状況になります。

以上です。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 この一時借入金というか、借入金ですねというのがここに記載されているわけですが、1億8,000万円ですけども、これは3月31日の時点で一時借入金は残っているわけなんですけれども、これは、ほかの人からちょっと聞いたことあるんですけども、企業会計ではこの一時借入金というのは記載されないということを聞いたことあるんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。（「最後のところちょっと聞き取りにくかったんですが」の声あり）

この一般のほうでは、借入金というのは、1会計年度中に不足を補うための借入れという形でできるんですけども、企業会計においては、この一時借入金ですか、というのは記載してはいけないんじゃないかなというのが私聞いたことあるんですけども、いかがでしょうか。

○西村委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 これは、あくまでも年度末の部分になりますので、年度末の部分でやはり借入れしているものはここに記載しておかないと、こちらの貸借対照上おかしな数字になってしまいますので、その部分は記載はさせていただいておりました。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。

今回先ほども鎌田委員のほうから繰出金が平成30年、3年前ですか、から見ると、4年前になるのな、約6億7,000万円ぐらいの繰出金が発生してしまっていて、令和元年度は約4億7,000万円、今回令和2年度ですけれども、約4億9,000万円と、この先ほどのご答弁お伺いしていましたけれども、聞いていましたけれども、この新型コロナの中で病院経営、大変頑張っておられたなというふうに私も思っております。

この繰出金が今大分減ってきているという時点で、どのように取り組んできたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○西村委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長 病院へのねぎらいありがとうございます。

やっぱり繰出金が6億円、7億円というときは、いわゆる不良債務、病院が抱えていた20億円の不良債務の解消というところを返してきたというところで、年間2億円程度やはり返済をしてきたというところが大きくて、これが平成27年度に解消したことによりまして、通年ベースの5億円を切る数字になっています。

一時6億円にちょっと上った年があったんですけれども、それ以降病棟の再編を中心に、それだけではなくて、他の病院との連携の強化とか、あるいは今回復期の病棟、地域包括ケア病棟を進めておりますので、そこを有効に生かすために、やはり地元の介護施設でありますとか、地域包括センターとか、在宅訪問ステーションとか、そういったところとの連携を強化して、できるだけその機能を最大限に生かすような努力をしてきました。

その成果が少し現れてきていると。

令和3年度もさらに低い繰り出しの予算を設定させていただいておりますので、我々としては、できる限りで繰り出しの圧縮というものに努めてきているというような経過でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

繰入金の最小限にとどめたということは、本当に評価されるわけでございますけれども、やはり、先ほどもご答弁ありましたけれども、病棟の再編、また、病床の機能再編という形で取り組んでこられたのかなという部分があります。

対策、本当にされたと思うんですけれども、また、入院の診療単価がやはり大幅に改善されたということも考えられると思いますので、先ほどの鎌田委員のあれじゃありませんけれども、またさらに、取り組んでいただきまして、繰出金が少しでも減るような取組を頑張っていた

きたいなと思います。

次の質疑に移りたいと思います。

次に、下水道の資料No.11でございますけれども、最後の質疑にさせていただきますけれども、36ページ、29ページから36ページでございます。

ここに企業債の明細書というのがございますけれども、これちょっと私ずつのぞいて見たところ、企業債で借りている、多分お金だと思えるんですけども、最後の36ページの中に、これは令和3年度とか、ずっと書いてあります。これは、ずっと今まで借りていた発行年月日というのがございまして、金利を見ますと、1%とか0.4%、同じ日というものもございますけれども、これこういった形で金利がばらついているんでしょうか。

○西村委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 起債の金利の件の質疑でございました。

率につきましては、その借り入れるときの状況、あとは、やる事業、建設の事業なのかとか、あとは借換えするのかとか、そういったものも起債の内容につきまして、借りる先も変わってくるんですが、そのときそのときで一番安い利率のものを借りているというような状況になっております。以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 結構同じ日というものもございますけれども、これ、一本で借りる……、金額何でこうばらばらになっているのかなという部分が、一般的に見て私が見た限りでは、ちょっと分からないところがあったので、質疑させていただきましたので……。

○西村委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 すみませんでした。

この同じ日のところでも、右側の備考欄を見ていただくと分かるんですけども、下水道資本費平準化債というのと、あとは災害復旧事業とか、事業が載っております。この事業によりまして、借り換えるタイミングとかの関係とか、その事業によって率が借りる先が変わるといったこともありますので、変わってくるということになります。以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。同じやつも備考欄にも書いて、同じ日に金利が違うやつも何かあるような感じですが、分かりました。

種類によって……ということで、同じ備考欄で、下から2番目と3番目で同じ日にちで金額

は違うんですけれども、金利が違う。それで、備考欄の流域下水道事業、これ同じ目的だと思
うんですけれども、それがちょっと分からないんですけれども。

○西村委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 すみません。ちょっと確認して後でお答えしたいと思います。以上で
す。

○西村委員長 暫時休憩いたします。

再開は11時ちょうどとします。よろしく申し上げます。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 資料No.8とNo.21を使用させていただきます。

資料No.8の99ページの地域支援事業の100ページ、現況と課題の(1)高齢者実態調査対象者
では、独居が増えており、31%が暮らしに困っていることや、不安なことがあると回答してあ
ります。

内容としては、ご自身や配偶者の体調に関するものが多く、孤独感を感じていると回答した
方もいました。(「すみません、8の99ページです」の声あり)

また、相談する者の割合が減少しております。地域でのつながりが大切とありますけれども、
この新型コロナ禍で厳しい状況にあると思われませんが、地域の交流を持ちながら元気に暮らし
ていけるよう、どんな対策を検討しているかお聞かせください。

○西村委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

ただいまございました高齢者実態調査でございますけれども、まず、この調査は敬老金の支
給の際に記念品の支給の際に民生委員の方々に配布方お願いしているところでございませ
ども、そういったあたりで77歳ですとか88歳ですとか、そういった方々の中で心配な状況の
方々というところで拾い上げていただきながら、地域包括支援センターのほうにつないでいた
だくというような仕組みがございます。

昨年の調査では、調査を終えまして、まず、調査の候補者数でございましたが、119名の方々がいらっしやいまして、その中で実態調査の対象者ということで、実際地域包括支援センターのほうで出向いて、お元気ですかというふうなことで調査させていただいた数が104名ということでした。

そういったあたりで、調査の後にもフォローが必要だということで、8世帯ほど継続した調査ということにつながっているケースがございます。

新型コロナ禍ということで、なかなかお目にかかる機会というのも減少しているというのは間違いないんですけども、取組とすれば、やはり地域で見つけていただくですとか、やはりそういったことが非常に重要にはなっておりますので、そういう意味でも資料の104ページのほうにもございますが、生活支援体制整備ということで、第1層協議体、第2層協議体ということで、地域の方々もそうですが、あとは地域包括支援センター、それから、もちろん市もですけども、医療関係ですとか、総合的な中で皆さんを支援していくとか、お守りしていくというような、こういった体制整備も併せて行っていきながら、推進していきたいと考えております。以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 いろいろな方たちで連携してということで、じゃ、具体的に今大変でしょうけれども、こんなことをやってみましょうという、そういう具体的なものはありませんか。

○西村委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

やはり地域包括センター、この存在がすごく大きいというふうに感じております。

やはり、地域の実情を知っていただいて、そして、地域にいらっしやる民生委員さんにつながっていただいてというところで、これまでもやってまいりましたけれども、やはりこういったあたりの強化というのがすごく、まさに今のこの新型コロナ禍にあっては重要なのかなと。

そういった中で、なかなか集団では取り組めないような事業なんかも正直今年の数字を見ましてもありますけれども、集団ではできなくても個々のご自宅だったり、例えばですけども、少数で短時間でできるものだったり、そういったあたりの事業の提案なんかもさせていただきながら進めていければというふうと考えております。以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

それから、先ほど8世帯に今継続して関わりがあるということでしたが、どういう状況の方か、もし分かれば教えてください。

○西村委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

詳細まではあれなんですけど、8世帯のうち5世帯の方については、身体的な要因ということで、やはり高齢者のお一人暮らし、そういったあたりの条件がございますので、支援していかなくちゃいけないということで、継続をしております。以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 では、必要であれば介護保険につなげるとか、そういう援助ということでよろしいですか。分かりました。

この新型コロナ、まだまだ続くと思われまじけれども、高齢者の健康維持、病気の管理ができて、地域の中で不安なく生活ができる支援が必要と思います。

では次に、資料No.8の85ページ、介護保険事業について伺います。

その少しページを移していただいて、89ページの施策の実績のところ、介護保険料の減免の中に新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少対象は46人とありますが、この対象はどのように把握をして、どれくらいの減免があるのか教えてください。

○西村委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少して介護保険料、そういったあたりでご苦労がある方に対しての減免ということになります。

こちらは、令和元年度分から適用にはなっておりました。

実際46名ということでしたけれども、申請自体は申し訳ありません。申請自体は54名の方いらっしゃったんですけれども、やはり条件がございましたので、そういったあたりで非該当の方が8名ほどいらっしゃいまして、令和2年につきましては、46名の方に対して減免の措置をさせていただいたということがございます。以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 すみません。じゃ、もう少し詳しく、具体的にどういう減免、何%保険料を減免するとかというのを教えてください。

○西村委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

ちょっと詳細申し訳ありません。所得の額の区分がございまして、その区分によりましても違うんですけれども、すみません。後ほど、それでは回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 こういう減免が必要な方、新型コロナによって生活が困難になる世帯が増加すると思われま。介護サービスの利用が継続できるように、この事業の周知が必要と思われま。

では次に、同じ資料の103ページ、地域支援事業について伺いま。

1の地域包括センターの運営についてですが、ケアマネジャーからの個別相談や総合相談支援業務がかなり増えていまますが、その内容が分かればお聞かせください。

○西村委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

主なところで申し上げますと、権利擁護の相談ですとか、それから、医療介護連携についての相談、それから、認知症関係の相談、そういったあたりの数が多い状況です。以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 この項目の中に権利擁護業務ということで、ここで相談されているのかなと思いましたけれども、じゃ、具体的なことは、身の回りの生活の相談、ケアマネジャーからの相談の中身、すみません、もう一度教えてください。

○西村委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 ケアマネジャーからの相談の内容ということでしょうか。

ケアマネジャーのほうから地域包括センターのほうに例えば相談なんかもいまますので、やはり今申し上げたようなあたりの内容が傾向とすると令和2年度は多かつたということございま。以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 じゃ、すみません。大きいところの包括的継続ケアマネジメントの中のケアマネジャーからの個別相談ということが増えていまるので、この中身をということで聞いましたが、じゃ、まず分かりました。

では次に、105ページの現況と課題、ちょっとお待ちくださいね。課題ですね。すみません。

105ページの現況と課題の2のところ、高齢者世帯の増加や親族などのキーパーソンの不在な

どの問題が挙げられています。独居で身寄りのない方の施設入所での保証人の問題、これに関する柔軟な対応が必要かと思われまます。ぜひこれのことについては、柔軟な対応をお願いしたいと思ひます。

では、資料No.21お願ひします。資料No.21です。資料No.21の112ページです。

ここには介護保険料の収納、滞納状況と介護保険料未納理由というのがありますが、これについて伺ひます。

令和2年度の未納者は456人とあります。その理由としましては、収入の不安定が3割近く、また、納付拒否が6割となっています。この対応はどうされているか教えてください。

○西村委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 ただいまの数字がございましたけれども、未納者が456名ということですよ。

例えば介護保険の関係の通知ですとか、いろいろな該当の方々には通知で、お手紙で保険料の関係のお願いをすることが多々ございます。そういったときに、例えばどうしても支払いが難しいですとか、そういった方々につきましては、ぜひ長寿社会課の窓口のほうでご相談くださいということは、チラシを入れながら呼びかけさせていただいております。

どうしても未納となってくると、例えばですけれども、介護の認定を受けたときに給付の、例えばですけれども、制限なんかにも関わってくるようなケースもございますので、そうなる前に、ぜひご相談いただいて、例えばですけれども、いろいろな支払いの方法ですとか、そういったあたりもお話伺ひながらご提案させていただくということもございますので、そういった呼びかけは今後も継続してやってまいりたいと思ひます。以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

そのような丁寧な対応をこれからもぜひお願ひしたいと思ひます。

資料No.6の1ページ、2ページの決算総覧を見ますと、介護保険事業では右にあります実質収支額として1,309万7,115円があります。基金繰入額となっています。この説明についてお願ひいたします。

○西村委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 基金の繰入れということですよけれども、具体には給付の関係ですとか、そういったあたりで、給付額が上がっておりますので、そういったあたりが主な要因

といたしますか、背景にはなるかなと思います。以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 すみません。ちょっと今の説明私もよく分からなくて、

○西村委員長 もう一度説明させますので、よろしくお願いします。（「すみません」の声あり）中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 申し訳ございません。

繰入額ということ、基金への繰入れということになるかと思えます。なりますので、令和2年度の黒字の分をこちらの基金のほうに入れさせていただいたという中身です。申し訳ございません。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 この黒字というのは、どういう形で発生したんでしょうか。

○西村委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 後ほどご説明させていただきます。

○西村委員長 小林健康福祉部長。

○小林健康福祉部長 それでは、私のほうからご説明させていただきます。

この基金繰入金なぜ発生したかということですが、単純にこの介護保険制度そのものの在り方ということになると思うんですが、収入につきましては、半分は国から来ている中身でして、それ以外の部分、例えば介護保険料あるいは市の分あるいは県の分から来ている部分、そういった収入、あとは支出は、実際かかった費用、それを差し引きまして、最終的にこの1,309万7,115円ほどが残という形で、その分を基金に繰り入れるといった内容でございます。以上でございます。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 すみません。黒字になった理由を教えてください。

○西村委員長 小林健康福祉部長。

○小林健康福祉部長 当初予算におきまして、支出と収入、ゼロという形で予算は組んでいるところなんです、実際収入、あと実際の支出ということで、給付額が新型コロナ禍ということもあるんですが、減少したといった中身でございます。以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。新型コロナの影響というところで捉えてよろしいですか。それが大

きいということで。

○西村委員長 小林健康福祉部長。

○小林健康福祉部長 昨年と比べますと、確かに若干は給付額自体は増えてはいるんですが、ただ、計画でつくった給付額以上には増えなかったということで、結果的にはコロナ禍の影響もあるということでございます。以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

この基金ですが、今後介護保険事業や保険料の減免などに生かしていただきたいということを述べておきます。

この制度が介護保険制度が始まって20年がたちました。この間介護保険料、利用料の引き上げ、食費や居住費が自己負担となって、また、これらを減額する補足給付費の改悪など、ますます利用しにくい制度になっています。

利用者の状況や家族の介護状況が反映されず、お金がなければ十分な介護が保障されない、全く冷たい社会保障となっています。

また、介護報酬は下がり、さらには、この新型コロナで利用者が減り、施設は大変厳しい経営状況となっています。

また、施設の職員は感染予防のため、一瞬たりとも気が抜けません。本来介護保険制度は、介護が必要な人がお金の心配がなく、適切な支援が受けられる公的な制度でなくてはなりません。

この制度は、改められるべき制度であると述べて終わります。

それからもう一つ、次に、資料No.21の115ページ、後期高齢者保険における短期保険証の発行状況について伺います。

この方たちに対しての対応はどうされているかお聞かせください。

○西村委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 まず、こちら短期保険証の候補の選定と申しますか、広域連合からの基準によりますと、滞納者で4期以上未納があり、連絡が取れず、そして、納税相談も当然していないという世帯をまず候補として選びます。

その方々には、このままですと短期保険証になりますよというお知らせを出させていただきます。

大体去年の実績なんですけれども、その方が約80名ぐらいいらっしゃいます。その通知を出した時点で反応があれば、当然その短期保険証の候補から外れますので、その分で30名になります。

さらに言えば、その30名を8月1日の更新時点で30名だったんですけれども、その後窓口に取りにいらっしゃって納税相談等つなげる方が9名いらっしゃいまして、その8月1日から1週間たった8月8日には残った方には送付するような形を取っています。

留め置きというものは発生していないような状況でございます。以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

だんだん年金は下がって、保険料は増える厳しい現状であります。高齢者はいろいろな病気を抱えています。適切に医療を受けなければなりません。短期保険証の発行はやめて、困っている高齢者に寄り添っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○西村委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 先ほど申し上げましたとおり、お知らせをして反応をいただいて、それで納付なり相談なりにつながっているという実績もあります。

短期保険証になって、保険証の更新時期になって、手元に来ないことになって初めて、ああ納めていないんだと気づく方も中にいらっしゃいますので、一定の効果はあると考えております。

先ほど申し上げましたとおり、その後1週間後には皆様にお送りはしておりますので、そういった接触の機会を図るためには、どうしても一定の効果はあると考えているところでございます。以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 留め置きはなくて、発送ということは分かりましたが、高齢者の方は本当にいろいろな病気を持っていらっしゃいます。

それで、自治体によってはこの短期保険証3か月の短期保険証をなくしている自治体もあるので、命を守ることを優先にして、短期保険証の発行をしていかななくてもいいように、ぜひ改めていただきたいと思います。

これで終わります。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 私の方からは、下水道会計、企業会計並びに水道会計について触れさせていただきます。

資料の方は、1つはNo.11番の下水道事業、それからNo.14、それからNo.13、No.16、そしてあと、No.8 ちょっと使いながら確認をさせていただきます。

そこで、随分と議論になっていますが、資料No.8の442ページのところに資料編として触れられているところで、これ下水道会計の適用によって繰出金が10億円台に下がったと。一般会計からのほうから。それで、いろいろ見てみますと、例えばこの表で言いますと、下水道の法非適用、つまり適用していない時期の関係で言えば、平成23年度から令和元年までトータルで計算してみますと、257億円ぐらいの実は繰出金になっているんですね。計算してみると。

そうしますと、今回改めてちょっと確認の意味なんですけど、企業会計に移りましたということで、これ令和元年21億円、今回令和2年14億円ということで、ざっと概算すると6億8,000万円ぐらい繰出金の圧縮になっているというふうに見受けられます。

そこで、一般会計のほうからすると、この繰出金の減った分について、一般会計からの関係で企業会計に移った下水道関係の捉え方、見方について、まず一般会計のほうで、出すほうですから、その辺の観点だけ教えていただければと思います。

○西村委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず、繰り出す側ということですが、これまで広域への法非適用の令和元年度までは、公債費、資本費に対しまして公債費の元利償還金に基づきまして繰出金をお出ししていたということです。

法適用になりまして、その考えが変わり、減価償却費という考え方で繰出金を出すという考え方に変わったということで、昨日もちよっとお話ししました減価償却期間と償還期間の差ということで、単年度当たりの金額が少なくなったということで捉えてございます。以上です。

○西村委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、下水道会計のほうから言わせていただくと、今回の決算書のほう、下水道会計の決算書が出ております。資料No.11のところで触れられております。そういう立場、この下水道決算書のNo.11の5ページのところちょっと開いていただきたいと思うんですね。

今述べられた減価償却というところも含めて、捉えながら考えていきたいと思っております。

そこで、今回令和元年の塩竈市下水道事業損益計算書というのがあって、該当して、一番下

段だけ、下段のところも含めて見ながら見てきたんですが、一般会計からの繰入れというのは、この営業収益並びに営業外収益のどの部分の他会計補助金なのか。それをちょっと確認させていただきたいと思います。

○西村委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 資料No.11決算書の5ページのほうに載っています損益計算書のうち、一般会計からの繰入れというところになりますが、まず、上のほうからいきます。1番の営業収益というところの(2)他会計負担金あります。6億6,500万円ほどでございます。まずこれが1つ。あと続きまして、このページの真ん中ほどにあります3、営業外収益の他会計補助金6億2,400万円ほどです。あと、すみません。

○西村委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そこで、この中で、先ほど財政課長のほうからお話があって、従来は元利償還としての公債費だったものが減価償却というふうになったと回答がございました。

そうすると、この2つの他会計の6億6,000万円あるいは営業外収益の他会計補助金の関係で、どちらが言わば減価償却に充てられているのか。ちょっとその辺だけ確認させてください。

○西村委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 減価償却に充てられている分ということでございます。まず、一般会計からの負担金というのが雨水処理の負担金となりますが、こちらのほうでも減価償却のほうに充てられていますし、あとは、先ほど営業外収益のところでは他会計の補助金がありましたけれども、そちらのほうの大部分が減価償却のほうに充てられているというところになっております。以上でございます。

○西村委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ということは、減価償却が例えば年々歳々減っていくということになると、一般会計の繰り出しのほうも少しずつ減っていくというふうに捉えていいのかな。そんなふうに、つまり、減価償却は年々進むわけですから、その辺のくだりだけちょっと教えてください。

○西村委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 そうですね。減価償却の動きによって、これらの繰入れのほうも動くということにはなってきますが、あとは、これに加えて、新たに更新工事などを行いまして、資産も増えてきたりとかということもありますので、一概にこのまま減っていくということ

ではないかなと思います。以上です。

○西村委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

改めて、様々な事業が起きれば一般会計からの繰り出しも多少変動するだろうと。

しかし、大筋減価償却等に使われるというふうに、今の回答の中で加えておきます。

そこで、こういった改めて今回の企業会計に移ったというところを踏まえつつ、それでは、下水道の資料No.14ちょっと開いていただきたいと思います。

14番のところで、4ページなのかな。4ページに収益的収入及び支出というのがございます。ここにさらに、細目が書かれていると思うんですね。それで、他会計負担金並びに営業外収益の他会計補助金、これでよろしいのかどうか。

そして、主に例えばどういうものに使われているのか。ちょっとその辺だけ説明をお願いしたいと思います。

○西村委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 資料No.14の4ページ、収益的収支のほうの収入でございますが、こちらの上から6段目ぐらいですかね、他会計負担金というところで書いております。こちらの決算額というところで、6億6,500万円、先ほど述べたところでございますが、これは雨水処理の負担金ということで、繰り入れているものでございます。

あとは、その下になります。営業外収益のところの他会計補助金6億2,400万円、こちらが汚水処理とかの運営とかに関わる費用とかになっております。

あと、実はこの収益的収支のほかに、あと繰り入れているところがございます。こちらにつきましては、同じ資料No.14の10ページでございます。10ページ、こちら資本的収支のほうになるんですけども、こちらの下から3行目になります。他会計補助金、こちらにつきましては、建設改良とかに使います投資的経費のほうの補助金ということになっております。以上でございます。

○西村委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。およそ分かりました。

そこで、ちょっと改めて論を移していきたいと思うんですね。同じ10ページのところで、資料No.14のところ、そうすると、例えば予算決算が今回出されております。大体他会計補助金の13億円は、予算と決算は同額です。支出のところちょっと見ていただきますと、今述べたとこ

るの建設改良等々で見ますと、今言ったようなところで、36億円か。建設改良費が3億幾らだ。3億6,000万円。それが決算が1億2,000万円ほどになっているんですが、その理由は何なのか、ちょっと確認をさせてください。

○西村委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、当初予算上で3億6,000万円ほど組んでいたんですが、このうち工事の設計の見直しなどによりまして、不用としたものもありますし、あとは、翌年度に繰り越したというところもありまして、決算額と予算額の差が生じているということになっております。以上でございます。

○西村委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そうすると、工事設計の見直し、繰越しというふうになったということですね。

不用額として決算額で落としているんですよね。これは、どういう意味なのか。同じ性格なんですかね。

○西村委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 説明がちょっと不足しておりました。不用額のほうで落とした分につきましては、こちらにつきましては、工事の設計の見直しなどにおきまして不用となったもの。

あとは、契約する際の予算と契約したときの額の差ですね。そちらの差ということになっております。以上です。

○西村委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

改めて丹念に見ると、そういったものが出てくるのかなというふうに思います。

そこで、改めて資料No.11にちょっと戻っていただいて、今回ページ数で言うと、5ページには触れられております。下の段のほうで4億9,000万円ほどの当年度の未処分利益剰余金というのが出ておるんですね。5ページのところで損益計算書ですね。これは、私ども下水道会計ちょっといろいろこれまで特別会計で見ていたときに、こういった当年度未処分利益剰余金というのは、あまり見受けられなかったわけですが、そこで、未処分利益剰余金4億9,000万円というのは、例えばそれはどんなふうにかかすのか。その辺も含めてお尋ねしたいと思います。

○西村委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長　こちら、未処分の利益剰余金のところでございます。こちらにつきましては、資料No.11決算書の6ページをお開き願いたいと思います。

資料No.11決算書の6ページの下表になりますが、こちらに剰余金処分計算書(案)というのが載っております。こちらの表の一番右上のところに未処分利益剰余金で4億9,200万円ほど記載しております。こちらにつきましては、減災積立金ということで4億4,700万円ほどを減災積立金に積み立てまして、それを同じ資料No.11の3ページ、4ページをお開き願いたいんですが、どうしても収益的収支のほうでは剰余金が発生するんですが、資本的収支のほうでは不足が発生します。ここは、3ページ、4ページの支出の表の段外、下のほうに書いていますけれども、資本的収支額が資本的支出に不足する額というところのくだけりがあります。こちらの最後の部分、当年度利益剰余金処分量4億4,700万円ほどと、同じ金額を書いております。こちらの資本的収支の不足の額のほうに充てるということになります。以上でございます。

○西村委員長　伊勢委員。

○伊勢委員　分かりました。

そうすると、資本的収入と支出の絡みでどうしても差が出るので、それを分かりやすく言うとか穴埋めをするというかな、そういうことですよ。

ほかのほうの項目も随分あるようなので、時間もありませんから、あとは読んでいただいて、いろいろな資金を充当しながら、それを解消していくということになるのかなというふうに思います。

改めて、今回先ほど一般会計のほうから言うと繰り出しが14億円になりましたと。そうすると、下水道会計のほうで14億円を受けるということになると、それはやはり今後引き続き14億円のベースとしてなるのかどうか。ちょっと繰返しになるかもしれませんけれども、そこら辺でちょっと考え方、捉え方だけ教えていただければと思います。

○西村委員長　吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長　こちらにつきましては、まず、減価償却に対する繰入れという基本的な考えもございしますが、起債の償還金が大体令和7年、8年ぐらいまでは現在のような金額で推移していくんですけども、それを過ぎますと、起債、償還の期日が過ぎてきますので、その辺に応じてまた変化が出てくるのかなとは考えております。以上です。

○西村委員長　伊勢委員。

○伊勢委員　委員長、分かりました。

それで、私も前段よく見たら、資料No.14の21ページのところに、下水道会計の償還金、これまでずっといろいろな項目があって、合計で言うと248億円ぐらいまだ元金と利息が残っているよというふうに令和2年度の関係で合計としてはあるのかなと思います。

そうすると、これいつ頃からこの元利償還の公債費というかな、それが今後の見通しとしては減っていくのはいつ頃なのか。ちょっとその辺だけ教えてください。

○西村委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 お答えします。

資料No.14の21ページに書いてありますとおりに、現状のままでございますと、令和7年度ぐらいまでは元利に合わせまして約28億円から30数億円の償還ということになりますけれども、令和8年度からは、その額が10億円台に下がり、あとは1桁の億になるというように見えます。

こちらのようになっていくんですが、あとは、これとは別に、安定したライフラインの提供というふうなこともしなきゃならないので、古くなった施設の更新とか、そういったことによって新たな起債の借入れということも出てくると思います。

ですので、これにそれがプラスされていくと。

ただ、それにつきましては、ただいまうちのほうで策定しているところなんですけれども、ストックマネジメント計画といって、施設を効率よく長期間にわたって維持すると。そのための修繕計画というのを立てておりますので、その辺で大きな山が来ないようにとか、借入れの大きな山が来ないように対策を取っていきたいなと考えております。以上です。

○西村委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

償還のピークも、あと一定過ぎて、ただ、建設改良はどうしても必要でしょうから、それはそれで、ストックマネジメントの関係で、できるだけ維持費等がかからない、償還がかからないよというのとは理解いたしましたので、ひとつ、せっかく企業会計に移って、様々いい面と言っていいのかどうか、そういうものでのトータルが損益貸借対照等々も明確になりましたので、ひとつ、剰余金等々について、ぜひ分かりましたので、今後の取扱いは理解をいたしました。

次に、水道会計にちょっと移らせていただきます。

水道会計のほうは、資料No.13とNo.16主に使っていきたいと思います。

水道事業は、13番のところ、これも5ページのところに、令和2年度の塩竈水道事業損益

計算書というのが載っています。一番下の下段、4段ぐらいでしょうかね。当年度純利益で2億9,000万円ぐらいですか。利益があったと。こういうふうなくだりで、積み重なった額で言うと10億円というふうになっております。

こういった利益を生じる1つの要因、まず、そこからお尋ねしたいと思います。

○西村委員長 渡辺水道部業務課長。

○渡辺水道部業務課長 お答えします。

5ページの、まず当年度純利益の2億9,000万円の関係ですが、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大という部分がどうも見えない状況がありましたので、支出のほうの抑制を全体的に図りまして、それが大きく影響して、利益のほうに影響していったということで考えております。以上です。

○西村委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ここにも新型コロナ禍の、やっぱり様々な影響がそういう点での影響が出ているというふうにお答えになったので、そのとおりなのかなと思います。

そこで、これ利益をどう処分するかというのは、隣の6ページのところに載っているんだと思うんですね。ここで言いますと、10億円の、下段の下の表ですね。これも議決対象になっていますので、この辺論じる必要があるんですが、当年度の末の残高で10億円。未処分利益剰余金というのがあります。

それで、次の議会の議決に関する処分量ということで、ここに項目だけ述べられているんですけども、改めてこれ1個1個ちょっとご説明願いたいと思います。

○西村委員長 渡辺水道部業務課長。

○渡辺水道部業務課長 お答えします。

大きく言えば、資本的施設関係の資本的な収支関係の不足分のほうに充てるという部分になります。

同じ資料No.13の3ページなんですが、3ページ下に書き出していますが、資本的収入額不足ということで、7億1,172万1,202円分についてそれぞれで補填していくという形になっています。

まず、昨年処分案として令和元年度でお認めいただいた部分の数字の部分の部分をまず使わせていただいて、残りの分を次に積み立てていくという形で、示しているという表になっております。よろしく申し上げます。

○西村委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

主には、やっぱり水道事業の関係で、資本勘定というのかな、それがやはり比較的ウエートが大きいかというふうに思うところです。

これは、処分しながら次年度につなげていくというか、水道事業のそうした資本的収入事業等々、支出事業につなげていくのは理解するところです。

そこで、改めてなぜ利益が出たのかというのは、さっきコロナ禍というお話もございましたが、もう一つの要因として、資料No.16のところで、ページ数で言うと16ページかな。ここに前にも何か議論したような気がするんですけども、ここにちょっと字が細かくて申し訳ないんですが、例えば基本料金が770円、従量料金が91円、10立方メートルで1,683円というふうになっています。これは、県下の中では比較的安いほうなのかな。

○西村委員長 渡辺水道部業務課長。

○渡辺水道部業務課長 お答えします。

金額的な部分で申し上げますと、県内でまず、10立方メートル当たりで使用している部分での順位としましては、4番目になります。

あと、一般的な家庭で今メインで使われているメーターの大きさというのが20ミリですので、その20ミリでいきますと、県内で6位というところになっております。以上です。

○西村委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

それで、県内順位は、後で細かく見ていただければよろしいかと思うんですが、そこで、資料No.5 監査意見書等で、私も去年だか何か決算で触れたような気がするんですが、その資料32ページのところ開いていただくと、32ページ、資料No.5 塩竈市公営企業会計決算審査意見書の32ページに、ごめんなさい。17ページだ。ごめんなさい。（「5の17ページですね」の声あり）5の32ページでしたかね。（「どっちですか」の声あり）いいです。

監査意見書の中で、給水単価と給水原価というの比較されているんだよね。ちょっと私が見た感じでは、給水単価は212円、給水原価は182円、これでいいのかどうか。32ページかな。それでいいのかどうか。

○西村委員長 渡辺水道部業務課長。

○渡辺水道部業務課長 伊勢委員のおっしゃるとおりでございます。

○西村委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ということは、30円82銭が利益として当年度純利益に反映されるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○西村委員長 渡辺水道部業務課長。

○渡辺水道部業務課長 伊勢委員のおっしゃるとおりで、反映していると考えております。

○西村委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

非常に水道会計が営業がやっぱりスムーズにいつているなど。

そうすると、これつくった要因、大筋2つの水系あるわけですよ。大蔵水系とそれから七ヶ宿ダムの水と。やはり、この大蔵ダム独自の水系持っているというのが一番大きいんですね。

○西村委員長 渡辺水道部業務課長。

○渡辺水道部業務課長 お答えします。

まず、自己水源を持っているということで、自己水源まず獲得しているときには、大きくお金が最初の頃はかかっていって、減価償却がどんどん進んでいっていますので、その償却がちょうど今大蔵系が一番下のほうに進んできておりましたので、そちらのほうで減価償却部分で影響がかなり減っているということで、大蔵系を持っているという強味はあると考えております。

○西村委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

これは、やっぱり自己水源というのは、非常に重要で、私たち東日本大震災のときえらい苦労して、水が止まったときは自己水源があることがやっぱり市民の生命を守る上で非常に大事な役割を果たしたというのは、教訓にしていきたいというふうに思いますので、ぜひ水道事業会計について、しっかり携わっていただきたいと思っております。

最後に、ちょっとだけ魚市場特別会計の関係で、ちょっと監査意見書にもたしかあったし、それから、監査意見書等で課題ということで触れられておりますが、2つだけ聞きたいと思えます。（「何ページでしょうか。」の声あり）資料No.5の、さっき鎌田委員がおっしゃった51ページ、5番の51ページ。

そこで、2つだけお聞きします。監査の意見の関係で、今後の水揚げ対策について、何かの

会議のときにも漁船誘致のための、過去にあったものをやりたいというふうにお話がありました。それについて、今後の対応方について、ちょっと確認をさせていただきます。

○西村委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 それでは、お答えさせていただきます。

今年2月にHACCPの認定も取らせていただいておりますので、現在水揚げしております実績のある3隻以外のHACCP認定の漁船、こういった部分への漁船誘致ですとか、それから、来月には魚市場背後地に地元組合が施工しておりますサバの凍結冷凍庫が完成する予定でございます。こちらにつきましても、凍結能力が現状の約2倍近くに増えるというような状況もございますので、戦略的にそういったサバ、イワシ、まき網、この後10月、11月以降入港する予定でございますが、そういったところにも漁船誘致を図っていると。

さらには、今卸と協議させていただいておりますのは、塩竈船籍の沖合底引き網船の全てでなく、一部、従来箱物、赤物と言われております単価の高い魚種だけでも石巻から塩竈のほうに引っ張れないかというのを今検討をさせていただいているということで、今後今お伝えしました3点、3つの魚種について検討していきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○西村委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 冷凍業ゼロなんだけれども、これ対策何かあるかな。冷凍業。

○西村委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 搬入、輸入ということでよろしいでしょうか。

去年は、コロナの関係で、遠洋底引き網が2隻しか実績ございませんでしたが、今年24日に入札を予定しております。

1回当たりの水揚げ金額、おおむね2億円程度になりますが、これが去年と違って、新型コロナウイルスの影響が大分薄まっているというふうに伺っていますので、年度末までに大体2か月に一遍のペースで水揚げ、入札が行われるのではないかなというふうな期待をしているところでございます。以上でございます。

○西村委員長 先ほど辻畑委員の質疑に対し、答弁漏れがありましたので、長寿社会課長より発言の申出があります。これを許可いたします。中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 申し訳ございません。先ほど辻畑委員からご質疑いただきました資料No.8、89ページでございます介護保険料の減免の中で、新型コロナウイルス関係

の減免についてご質疑いただきましたので、その点についてご回答させていただきます。

大きくは、対象要件ということで、2つございます。

まず、1つにつきましては、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、もう一つが主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、給与収入、これらの減少が見込まれる世帯ということなんです。この2つ目については、さらに要件がございまして、事業収入等のいずれかの減少額が前年の収入額の10分の3以上であること、もう一つが減少が見込まれる事業収入等に関わる所得以外の前年所得合計額が400万円以下であることというふうな条件がござい

ます。

減免の割合につきましては、所得に応じまして、全額から10分の8等の割合というふうになっております。

なお、こちらにつきましては、令和3年度につきましても、引き続き減免の制度を取らせていただいております。ホームページ等にも記載がございまして、よろしく申し上げます。以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

再開は13時とします。よろしく申し上げます。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○辻畑副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの菅原委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、水道部業務課長並びに建設部下水道課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

渡辺業務課長。

○渡辺水道部業務課長 午前中菅原委員のほうからご質疑いただきました資料No.13、30ページの固定資産明細書の確保に向け、固定資産明細書に表記しておりました使用权の償却について、あと、何年ぐらいで償却するのかというご質疑いただきました。そこについてお答えします。

令和7年度で償却終了ということとなっております。よろしく申し上げます。遅れてすみませんでした。

○辻畑副委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 資料No.11の36ページの償還金の利率のところまでのご質問でございました。

こちらにつきましては、右側の備考の欄、あとは左側の種類というところも一緒に参考にしていただければと思うんですが、災害復旧事業に係ります財政融資資金につきましては0.4、あと、例えば公共下水道事業、流域下水道事業につきましては、公営企業金融機構からということで0.5となっているんですが、その上のほう、下水道資本費平準化債とかにつきましては、これらにつきましては、入札を行いましてコストを幾らかでも抑えるということで行いましたので、このように、率の差が出てきております。

なお、借りた金額とあと返す期間によっても当然率のほうは変わってくるということになっております。以上でございます。

○辻畑副委員長 それでは、質疑を続行いたします。

土見大介委員。

○土見委員 それでは、私のほうからも何点か質疑させていただきたいと思います。

資料のほうは8番、21番、それから5番、この3つを使っていきたいと思います。

まず初めに、資料No.8の204ページです。

離島航路の事業についてお伺いしたいと思います。

まず、前段ほかの委員からお話があったので、概要のところは分かったんですけども、今回令和元年度と2年度を比較すると、大きく2万人程度の利用者の減というふうになっております。その中、細かい内訳のところを見ると、やはり普通乗船者の中の普通のカテゴリーの方々がやはり大きく減少していると。ここが一番の主要な要因になっているのかなと思うんですけども、あくまでこの表の中を見て、もしくは通常の乗り降りされる方を見ての判断で結構なんですけど、普通の方が2万人ぐらい減った理由、それから、団体、定期それぞれが3,000人ぐらい減ったり、2,000人ぐらい増えたり、このあたりがどのような方々が増減してこのような数値になったのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○辻畑副委員長 伊藤浦戸振興課長。

○伊藤産業環境部浦戸振興課長 お答え申し上げます。

普通というのがいわゆる自動券売機で買ったものとか、船の中で券売機、券を購入された、あとはボランティア、または子供、パスポート等、いわゆる島に住んでいる人じゃない方が観光や学習やそういった部分で訪れた方ということで、約1万2,800人ほど減ってございます。

そのほかに、島発の往復、いわゆる島民が本土に来てまた戻っていくという割引の分が約3,000名ほど、これだけで約1万5,000人以上が減っていると。普通分で減っていると。

団体についても、やはり団体に島歩きをしたり、また、観光という形で来ている方が3,000人弱というふうな形で、ほとんど減がこれでございます。

定期については、学校に通っているお子さんたちの定期と、あと工事事業とかで、そういった部分で来られている定期の人は、必然的に来なくちゃいけないということで増えているというふうな結果になってございます。以上でございます。

○辻畑副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

新型コロナ禍ということもあり、どうしてもなかなか島のほうにも足を運びづらいというものもあって、減ってしまうのは仕方ないのかというのは理解いたします。

その中でも、今後のことも踏まえて、どのようにこの目的にあるように、年間通して安全で安定な運航をするかというところの視点からお話を聞いていきたいんですけども、まず、主な取組の中に、ホームページやSNS等に情報発信というのがあります。こちら、情報発信ということなんですけれども、どのような情報を発信されているのかお伺いしたいと思います。

○辻畑副委員長 伊藤浦戸振興課長。

○伊藤産業環境部浦戸振興課長 交通事業会計という立場からしますと、通常船が運航しているかどうかというふうな部分については毎日更新しているという形になってございます。

ただ、やはり今言った、これが島民の人口が減っているということになってきますと、どうしてもそういった、先ほど言ったボランティアなり、島に観光で訪れる人たちを増やしていきたいということですので、今後観光交流課等と協力しながら、そういった部分の情報発信していく必要があるというふうに考えてございます。

また、島歩きマップなども随時必要な更新、または、多言語化の島歩きマップも作成してございますので、そういった部分で、島にぜひそういった方々に来てもらいたいというふうな形で誘客していきたいと考えております。

○辻畑副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

まず、運航状況のところについて言えば、島に来られる方、来る予定の方が船動いているかなということでアクセスして見ればオーケーということで、毎日更新されることがまず重要だ

なというふうに思うんですけども、観光との協力した兼ね合いのところの情報については、発信したものをあくまで積極的に皆さんに見ていただくという努力が必要だと思います。あつちからアクセスしてくる、待つのではなくて、積極的にこちらからアプローチするということが必要だと思います。

そういうことを考えたときに、今SNSとかというのも非常に利用者が多かったりして、情報が簡単に埋もれてしまって、ただ作っただけでは意味がないと。本当にやっただけということになってしまうので、まず、例えば利用者を増やす、フォロワー数を増やすということが必要なんですけれども、この1年間でSNSのフォロワー数はどのくらい増えましたか。

○辻畑副委員長 伊藤浦戸振興課長。

○伊藤産業環境部浦戸振興課長 すみません。そのフォロワー数についてはちょっと把握していません。申し訳ございません。

○辻畑副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

せっかくいろいろな情報発信するのであれば、やはり多くの方に見ていただけるように、いわゆるフォロワー数、これをしっかり増やす努力をするということも重要な情報発信の取組になると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ウイークエンド特別便についてお伺いしたいと思います。

平成25年からもう6年、7年ですか、実施されている事業なんですけれども、毎週金曜日の遅い時間、18時より運航しているというものなんですけれども、こちらまず、目的、何のためにこれをしているのかというところを確認したいと思います。

○辻畑副委員長 伊藤浦戸振興課長。

○伊藤産業環境部浦戸振興課長 ウイークエンド便につきましては、交通事情、浦戸振興策の一環として、委員おっしゃるように、平成25年から始めておまして、平成26年に458名の方がマックス、最高利用して、あとはちょっと残念ながら、下降きみだということです。

目的につきましては、やはり浦戸の方々が19時半に出発する便なんですけど、それまで本土で楽しんでいただきたいか、どうしても最終便が18時15分ですので、もうちょっと遅くまでこちらの塩竈市内を回遊したり、飲食等楽しんでいただきたかという形の中でつくったものでございます。

ただ、今申したように、やはりどんどん減って、大体マックスで1回当たり10人ほどの利用

客おったんですが、去年は新型コロナ禍ということで、141人、その後も2.8人、3にいていないというふうな状況でございます。

なかなかウイークエンド便でこの新型コロナの中でどのぐらい、どういうふうなものなのかという部分については、非常に検討して、今後どういうふうにしていくかというのは今後早急に検討していかなくちゃいけないものというふうに考えてございます。以上です。

○辻畑副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

目的の部分で、島の方々に少し遅い時間まで本土での時間を楽しんでいただきたいという話があったんですけども、ということは、その楽しむことが目的であって、例えば島の外で働く方の帰宅をサポートするとか、そういうことは目的ではないという形でよろしいでしょうか。

○辻畑副委員長 伊藤浦戸振興課長。

○伊藤産業環境部浦戸振興課長 失礼いたしました。もちろん、島の本土を楽しんでいただきたいという思いもあるのですが、やはり、お仕事をこういう状況ですので、やっぱり少しでも遅く仕事をしなくちゃいけないという方のための配慮もあるというふうに考えてございます。以上です。

○辻畑副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、島に帰る方々にもう少し遅い便を提供することで、島の外で働くという選択肢も考えられるようにすることも1つ目的としてあるということですよ。

次に、このウイークエンド特別便という社会実験の手法について聞きたいんですけども、島の外で働く方々、週1回だけの便を使って外で働くというのはどういう状況を想定されていますか。

○辻畑副委員長 伊藤浦戸振興課長。

○伊藤産業環境部浦戸振興課長 あくまで社会実験という形でやらせていただきましたので、どうしても毎週金曜日仕事はもちろんなんですけど、ゆっくりできる曜日ということで、週1回という形で、今の段階ではやらせていただいております。

○辻畑副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、今課長からもおっしゃっていただいたように、ゆっくりするためということで、

ニーズとしては、島の方々が週に1回ぐらい本土のほうで、ゆっくりお酒飲みながらというようなケースをメインのターゲットとして捉えていらっしゃるのかなというふうに思います。

社会実験というふうな考え方をしているんですけども、仕事として外に出てくる人をターゲットにするのであれば、週1回というのは全く手法として間違っただ状態になっております。

なので、あくまでこれは週末に少し遊びに行こうという人が利用するための便という形でしょうか意味をなしていないというのが現状だと、ちょっと厳しいですけども、そのように言わせていただきます。

その中で、既にもう平成25年から大分時間たっているんですけども、どのような結果が出ているのか。あと、何年までこれを続けるのかお伺いします。

○辻畑副委員長 伊藤浦戸振興課長。

○伊藤産業環境部浦戸振興課長 繰り返しになるんですが、平成25年から26年458人、10人弱の1日当たりあったんですが、実際だんだん減ってきて、平成30年度は302人、6.0人。平成元年度は257人、1日当たり5.3人という形で、昨年度は141人だったということで、2.8人という形になっています。

ウイークエンド便自体ももう社会実験という形で長年繰り返しておるんですが、やはりこうやって減ってきているということ踏まえて、このウイークエンド便の在り方については、やっぱり我々運航便の見直しという形の中で検討していかなくちゃいけないというふうに考えてございます。

どこまでどういうふうな対応をするかということについては、やっぱり利用者がいる以上、どういうふうに、ぱんとやめるわけにいかないの、その辺については懇切丁寧な形の中で整理していきたいというふうに思っております。

○辻畑副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

利用者がいる間はということ、僕は別に廃止をしるかというわけではないんですけども、より島での生活というものがちゃんと利便性が確保されるようにするためには、週末だけではなくて、ちゃんと外で働くということが可能になるような仕組みをつくってもらいたいという思いで話をしております。

そのときに、この週末でしか、要するに週末に遊びに行くことぐらいにしか利用できないような便というのは、やはり社会実験としてどうなのかと。

さらに、ちょっとお伺いして、もう長年やっていて、結論も出せていない状況というのは、一体何なんだろうなというのが非常に思っているところであります。

ちなみに、この離島航路事業というのは、それこそ国からも、それから県からも様々補助金やら支出金が入っているという、非常に複雑なお金の流れがあるんですけども、実質塩竈市としては、3,197万8,000円が実質負担ですというふうに書いてあるんですけども、このウイークエンド特別便につきましては、どこの予算でやられているのか、そこをお教え願います。

○辻畑副委員長 伊藤浦戸振興課長。

○伊藤産業環境部浦戸振興課長 今の言った金額については、交通事業会計のほうなんですけど、先ほど申したように、ウイークエンド便については、離島振興策ということで、一般会計の企画費のほうで支出してございます。

事業費については、令和2年度一般会計でもちょっと答えさせていただいて、21万4,587円というふうな額で燃料費と、そういった部分の中で計上させていただいております。以上でございます。

○辻畑副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

というのは、補助じゃなくて、要するに市から独自財源でやられているということですよ。この独自財源で週末の便を例えば外で働くという、就労体系の拡充を目指してやっているとかというなら、なかなか理解はできるもの、なかなか外で遊んでくるためにとりあえず週1、市のお金で便を補助しますというのは、正直理解はしがたいところかなというふうに思っていますので、ウイークエンド特別便、現状の形でまず社会実験としていいのかどうか。

それから、ほかの一般会計も含めて、今離島のほうでは、それこそ離島での産業の担い手も含めて多く人が入ってもらえるようにいろいろな施策を打っていると思います。そこに対して、やはり1つ足かせとなるのがこの遅い時間の便がないということ。これは、実際今島で働かれている新しく入った方々も言っている話ですし、そのことが理由でわざわざ島ではなくて、本土のほうに家を構えてしまう人までいるのが現状です。

そういうことを考えると、このウイークエンド特別便の目的、それからやり方、もう少し検討をしっかりと早めにしていただけたらと思うんですけども、そこちょっとご意見あればお伺いしたいと思います。

○辻畑副委員長 伊藤浦戸振興課長。

○伊藤産業環境部浦戸振興課長 委員おっしゃるように、効果的にやれる方法については、早急に検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○辻畑副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

あと、ほかの様々新型コロナ禍によって島に人を誘致するための事業もできなかったというお話も先ほどお伺いしたんですが、本当に民間の方というか、ほかの方々を見ると、島でのウォーキングツアーというのをすごく足しげくというか、頻度よくやられている方々もいらっしゃったりとか、島に人を呼ぶ方法自体もセンターを使ってどうこうするという事業だけではないということは、もう島で様々な団体が活動されている中で分かって、実績も出ているものもあります。

ということで、ここらへんうまく、例えばその団体たちと協力するとか、市で方法をまねして実施するとか、そういうことをしていかないと、新型コロナだからできませんでしたというのは、ちょっと言い訳としては少し難しいところかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に移らせていただきたいと思います。

資料No.5番を使わせていただきます。資料No.5番の40ページ、後半のほうです。後半のほうの40ページです。何か紛らわしいんですけれども、塩竈市公営企業会計決算審査意見書の40ページをお願いいたします。

今回下水道が公営企業会計になったということで、様々パラメーターも出していただいて、非常に分かりやすくなったかなと思います。ありがとうございます。

その中で、ちょっとそれぞれの数値の見方をちょっと教えていただきたいなというふうに思ったわけなんですけれども、それでは、お伺いしたいと思います。まず、この資料5番の後半の40ページ、別表2のところを見ると、有収率ということで、78.2%、若干下がりましたというお話があります。

有収率がこの下がるというか、100%ではないという、主な理由、特に、2割ちょっとぐらい少ないわけですね。この理由をまずお教えいただきたいと思います。

○辻畑副委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 この有収率の100%じゃない理由ということでございます。こちら、有収率につきましては、同じ40ページの有収率の段で、右側に算式が載っておりますが、年間

の有収水量を年間の総処理数で割るということになっています。これはどういうことかといいますと、水道を使った量に合わせまして、その量に比例して下水道の料金のほうも決まっていますけれども、そちらのほうの有収水量ということになります。下の総処理量というのは、こちら処理場が塩竈市にございませんで、仙塩流域のほうの処理場で処理していただいているんですけれども、そちらのほうに塩竈市から流れていく量ということになります。

この差は何かといいますと、例えば大きいものでは不明水と言われているものですね。一般には例えば大雨とか降ったときにマンホールから流れ込むのがあるんじゃないかとか言われていますけれども、そういった量が一番差の20%の大きなところはそういったものが占めているということになっております。以上でございます。

○辻畑副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、その不明水というところが多いということで、じゃ、なかなか努力したらこれが100%にいくと、そういうことではない。あくまで、言ってしまえば自然の影響によるこの率の低さというのがメインの主要因であるという考え方でよろしいですね。

○辻畑副委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 その不明水なんですけれども、不明水の原因いろいろ考えられます。

先ほど申し上げましたように、大雨のときにマンホールから入るということもありますけれども、あとは、下水道の管というのがどうしても地下に埋まっていますから、何らかの理由でその管に浸透するというのも考えられます。

この不明水につきましては、先日県の方にもお聞きしたんですけれども、この地域、塩竈市と周りのこの2市3町というんですかね、の地域が県内と比較しても多いようだというの聞いております。

ですので、我々ちょっと今は、来年に向けてその不明水の対策に取り組んでいる自治体をいろいろ情報を集めながら、対策をちょっと検討していこうかなと考えているところでございますので、少しずつ減らすような努力はしていきたいと思っています。以上です。

○辻畑副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

次、その3つ下、使用料単価というところをお伺いしたいと思います。

何か、通常考え方だと、単価ってもともと決まっていて、それに量を掛け合わせると実際

の利用料金出るのかなと思ったんですけれども、下水道の場合、使用するもともとのボリュームによって単価というのが変わってくるんですよね。なので、このような形で単価が出てきているわけなんですけれども、この事業会計を見るときに、この使用料単価というものの指標は、一体これをどう評価すればいいのか。これが上がった、下がった、そうしたときに、我々はこの水道事業というのがどのように変化したというふうに見ればいいのかお伺いしたいと思います。

○辻畑副委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 こちら、使用料の単価というのは、こちらにも書いていますとおり、使用料の収益、使用料の料金、頂く使用料、それを先ほど言いました年間の総有収水量で割った金額ということで示させていただいております。

今回この企業会計になったということで、こちらの指標を明らかにすることになったんですけれども、こちら、ちょっと前年度との比較が現在できていませんので、詳しいことは申し上げられないというか、今お答えするのはなかなか難しいんですけれども、宮城県内の状況なんかも見ながらやっていきたいと思うんですが、大体県内全て今年から企業会計ということで、人口の要件はありますけれども、ほぼほぼ企業会計になっております。

そういったところを見ていきますと、金額的にはまちまちでございまして、仙台市なんかは180円程度ということで、大体……、失礼しました。仙台市は130円から140円ぐらいということで、低い金額になっていますけれども、ほかの自治体見ますと、高いところだとやはり200円を超えていたりというところもあります。

この辺、今後今回新たにできた指標でございまして、周りの市町村なんかと比べながら、考察をしていきたいと考えております。以上です。

○辻畑副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

この数式見せていただくと、結局使用料の収益というのは、基本料金含めて何リットル使ったら単価何円という計算になるわけじゃないですか。そうすると、単価何円というのとその基本料金足してという額を積算していった結果が使用料収益になると思うので、単純に他市と比較するというのは、もともとの料金体系が違うから難しいというのは、正直思っております。

あくまで塩竈市の中でこの使用料単価というのはどういう意味を持つのか。これが大きくなったらじゃどうなの。小さくなったらどうなのというのを、僕がちょっと自分で考えたところ

では、やはりある程度使用料が大きく稼げる大口の方が増えれば、この単価というのが上がるんだらうなど。逆に、下がれば単価下がるんだらうなどということ、それぞれの方、契約された方がどれくらいの量を多く使っているのか、少なく使っていないのかというところを示す指標なんだらうなどという想像はしているんですけども、ただ、塩竈市内でこの使用料というのを考えたときに、ちょっと難しい話になるんですけども、この使用料どれくらいの量を使った方がそれぞれどれくらいいるかというようなものが正規分布になるんだったらこの指標って意味あるかなと思うんですけども、正直そうでない場合ってあまり意味のある数値じゃないのかなと、正直思っております、なので、あくまで何でここにこういう指標載つけたんだらうなどというところが疑問に思うんですけども、もしご回答あればお伺いしたいと思います。

○辻畑副委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 こちらにつきましては、この様式につきましては、企業会計移行に伴いまして、企業会計を採用するところはこういった様式で出さなきゃならないということが決められていまして、それで出した数字でございます。

これらの指標が国からの話ですと、今後経営をしていく際の経営健全化に向けての指標の1つとなるということで示されていますので、先ほど申し上げたとおり、ほかの自治体との比較などをしながら、参考にできる経営なんかを取り入れていけるようにということで載せているのかなと考えております。以上です。

○辻畑副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ちょっと時間もなくなってきたので、下水道に関しては、最後、1問だけお伺いしたいんですけども、同じページのほうで、漁業集落排水事業のほうの数値を見ていくと、例えば有収率というのが非常に全体と比べて低くなっていると。それから、処理原価がマイナスの値になっているというところがあります。

このまず2つの理由をお教えいただきたいと思います。

○辻畑副委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 お答え申し上げます。

こちら、どうしても処理原価につきましては、この右側のほうにあります算式のとおりには算出しております。なぜマイナスになったかといいますと、こちらにつきましては、この計算式でいきますと、現金を伴わない長期前受金の戻入など、そういったものが多いものですから、

経理上の計算でどうしてもマイナスというふうになって見えているということになります。

ただ、マイナスとなっているということは、原価がマイナスですので、黒字かというところ、実はそうではなく、経理上の計算上でどうしてもこういうふうになったというところになっております。以上でございます。

○辻畑副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

有収率の低さのほうもよろしく願います。

○辻畑副委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 すみませんでした。申し訳ございません。

有収率につきましては、こちらは、昨年、今年と処理場のほうの老朽化が激しいということで、今直してはいるんですけども、令和2年度、元年度もそうなんですけれども、有収率低いというのは、どうしても震災復興の工事期間中ということもあり、震災で影響を受けて不明水とか、そういったものが多いというところが考えられる要因でございます。以上です。

○辻畑副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

では、最後に、水道のほうで質疑させていただきたいと思います。

資料は、提出していただいたNo.21の資料を使うわけなんですけれども、資料No.21の12ページです。

ちょっと確認なんですけれども、一応水道会計の内容なんですけど、契約関係のことなんですけれども、これというのは、今回質疑しても大丈夫な内容でしょうか。大丈夫ですか。

○辻畑副委員長 大丈夫です。

○土見委員 ありがとうございます。

それでは、ちょっと端的にお伺いしたいんですけども、まず、この表見せていただくと、一般競争入札か分からないですけども、どうしても1者のところが多いですね。なので、まず、この競争入札なのに1者しか入札しないのかという理由と、それから、落札率がやっぱり非常に高い。90何%、ものによっては99.9%なんていうものもあります。しかも、競争入札で6者も出ているのに、落札したのが99.9%。この理由を市役所としてはどのように分析されているのか、まずはお伺いしたいと思います。

○辻畑副委員長 渡辺水道部業務課長。

○渡辺水道部業務課長 資料No.21の何ページになりますでしょうか。

○辻畑副委員長 12ページ。

○渡辺水道部業務課長 2の水道事業会計の部分ですよね。分析ということですが、まず、工事関係の部分全部ということで、状況としては、場所的には、離島関係が1番、2番というところで、やはり場所的に離島というところもありますので、参加者自体がなかなか募集しても少ないということになっているとは考えております。

残りにつきましては、3者で2回目、4者で1回目だと、5番目につきましては、1者で1回目ということで、参加者自体が少なくなっているという状況ですので、なかなか各業者のほうで実際工事を請け負える状況の技術者関係がなかなか回らないのかなという部分も考えております。以上です。

○辻畑副委員長 土見委員。

○土見委員 落札率の部分もお願いします。

○辻畑副委員長 渡辺水道部業務課長。

○渡辺水道部業務課長 落札率につきましては、高いとしか、確かに高いということで認識はしておりますが、具体的にどういう経緯で高いかということまでは、私のほうでちょっと把握しておりません。申し訳ないです。

○辻畑副委員長 よろしいですか。荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 土見委員のご質疑の趣旨というのは、一般競争入札にも関わらず、なぜ1者か。さらには、その落札率が非常に高いということのお話です。

結果的に見れば、全くご指摘のとおりかというふうに思います。

せっかく一般競争入札にしたにも関わらず、たった1者しかできなかったと。さらに、1者ですから、入札率、落札率が非常に高くなったという結果になって、それにつながっているんだというふうに思います。

やはり、根本的にそういったところの見直しは必要かなというふうに思っています。

例えばですが、昨日もご指摘いただきましたように、十分な一般競争入札あるいはプロポーザルも含めて、入札に関する期間を十分に設けて、業者が提案しやすい中身をちゃんとつくり上げる、そういった時間的な余裕をつくるということ。

それから、根本的な話としては、多くの皆さんに参加できるような工夫がどこかにはあるはずだというふうに思っておりますので、今後契約の内容については、市長の指示もありますよう

に、見直しをかけていくということのご指示もいただいております。

そういう中で、一般競争入札の在り方、こういったところを全般的に少し見直しをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○辻畑副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 私のほうからは、初めに、交通事業会計のことで質疑していきたいと思います。

資料は、まずNo.7、それとあと、No.21の3ページですね。

○辻畑副委員長 資料7番は、すみません。何ページになりますか。

○志賀委員 資料No.21、3ページ。資料No.7の195ページからNo.21の3ページね。

○辻畑副委員長 資料No.21の3ページと資料No.7の195ページですね。

○志賀委員 あと、資料No.8の442ページですね。

いろいろ飛んで申し訳ないですけども、今までも何回も質問されていることなんです、まず、442ページの繰出金のところから、交通関係、前年対比で約2,000万円ほど増えているわけです。それで、資料No.21のページ3を見ますと、人件費が増えているというところで、それと、事業収益は前年対比でマイナス720万円で、繰入金が2,100万円増えているというところなんです、何か収入が減った金額よりも繰入金がかなり多いというところ、人件費も80万円ほどなんですけれども、それ以外にどういった経費が増えて、こういう決算になっているかの、ちょっとご説明ください。

○辻畑副委員長 伊藤浦戸振興課長。

○伊藤産業環境部浦戸振興課長 繰入金を増減についてでございます。

収入が720万5,000円ほど減ったという形以外に、支出のほうで、資料No.7の、恐れ入ります。201ページ、202ページお開きいただければと思います。

今年から平成29年に新造船のしおねの元金の償還が令和2年度から開始されたということで、この分が増えているというふうな部分になってございます。

あともう一つは、昨年度、しおじ、中型船なんです、年度途中でちょっと故障した、破損したということで、その分の修繕で増えているというふうな形で繰入金の方も若干増えているという形になります。以上です。

○辻畑副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

それで、まず、この資料No.21の3ページを見ますと、給料の部分が平成30年度から見ると令

和2年度で340万円ですか、増えております。それで、過去に市営汽船の民営化というところで、市営汽船の10年間の何か経営改善計画というのが我々に提示されました。

そのときは、説明としては、退職者を雇用するので、人件費は圧縮できるんだという当局側の答えがあったわけですが、ただ、これを見ると、扶養手当も増えておりますし、何か若い人が入って、もろもろ人件費が増えてきているのかなというふうに感じているわけですが、そうすると、過去に提示された10年間の経営改善の計画が計画どおりいっているのか、いっていないのか。課長チェックされていますか。

○辻畑副委員長 伊藤浦戸振興課長。

○伊藤産業環境部浦戸振興課長 ご指摘いただきました。資料番号8の205ページ、主要な施策の成果の205ページご覧いただければと思います。

先ほど志賀委員のほうからご指摘いただきました第2期の塩竈市交通事業会計経営健全化計画というものを立てたときには、実際計画目標、最終年度令和6年度なんですけど、市からの実質市負担額が520万円というふうな部分で計画しておるものが、1ページ、204ページ見ていただくと分かるんですけど、ちょうど中段の表の2の一般財源の内訳で実質負担額は3,197万8,000円と、非常に大きくなってございます。

志賀委員のご指摘からすれば、実際計画どおりいっているかということ、いっていないというふうな部分も考えてございます。以上です。

○辻畑副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そういところから、課長としては、市営汽船というものは、将来的にどうあるべきだというふうに考えていらっしゃいますか。

○辻畑副委員長 伊藤浦戸振興課長。

○伊藤産業環境部浦戸振興課長 市営汽船につきましては、観光船とか、そういったものと違って、生活航路というふうな部分から、当然確保しなければいけない航路かと思っております。

ただ、先ほど志賀委員の言葉にあったように、民営化という言葉あったんですが、いろいろな手法については、今後今の直営方式、もしくは今言った民営化、もしくは委託、指定管理も含めて委託と、いろいろな部分を含めながら、やはり検討する必要があるだろうというふうな思っております。

航路については、維持していかなくちゃいけないというのは、我々行政の役割かと思っておりますので、ぜひ効果的な効率的な航路については、早急に検討していかなくちゃいけないと思って

ございます。以上です。

○辻畑副委員長 志賀委員。

○志賀委員 かつてのアンケートの調査は、かなり恣意的な調査であって、船を用船できますかと。何も塩竈市が持っている船を貸与して運航してもらえばいいんだけど、用船できますかという問いかけに対して、いや、それはできませんということで、観光汽船協会の方はできませんという答えだと。すると、職員を雇用できますかという問いかけ、これについては、結局給料も全く違うので、それもできませんと。市の職員も雇えないと。だからできないと。だから、できないから、塩竈市でやるんだという論法だったんですよ。

これ、今の課長のお言葉聞くと、ちょっと検討を考えなきゃいけないという言葉いただきましたので、やはりそのところをしっかりと浦戸の方々はどんどん人口減る一方ですし、ちゃんと浦戸から学校に行けたり、勤めたりできるような環境を整えることが最大の浦戸振興策だと私は常々思っております。

それをしないがために、どんどんどんどん減って、かつては2,000人近くいた人数も今や350人いるかいけないかというような状況になってまでも、先ほど言ったような、この恣意的なアンケートを取って、そういうことをやろうとしないという行政が存在したわけですけども、市長が代わられてから、その辺については、積極的に考えていただければと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○辻畑副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大変デリケートな問題でもございますので、丁寧に言葉を遣わせていただきたいと思います。

本当に浦戸の皆さんにとって今何が必要なのか。何をしなければいけないのか。この議論が本質的なところでなされてきたのかと。これについては、甚だ疑問があります。

先ほどもご議論聞いていて、解釈の仕方、当然設問の仕方でも相当いろいろなことが変わってくるということは、よくよく分かりました。

それと、浦戸の皆様方がもう高齢化率がもうすごい勢いで進んでおまして、今、金曜日の19時半に運航したとして、どういうメリットがあって、どういうことにつながっていくのかという、ここのところをもう10年以上やっていて、しっかり議論していないところに問題があるんだろうというふうに僕は思います。

ですから、今志賀委員のご指摘につきましても、実は浦戸の懇談会でも私のほうから運航船

の件についても今すぐではなくて、民間で委託することだって考えざるを得ませんよということをお話ししたら、すかさず批判的な声が返ってきました。

でも、そういうことを議論もしないで、批判的なことを言うから何も前に進まなくなっちゃうことが多くなりますよということもその場でお話をしたら、聞いていただけました。

ですから、騒がれるから議論しないんじゃないじゃなくて、しっかり議論した上で結果残すということになれば、何の問題も僕はないんだろうと。

ただ、その先にあるものは、何のために残すんだ。ここの目標があるから、今こういうふうな形で残すんだという、明確な目標がないと僕は駄目だと思っています。

その場しのぎで、壊れたから直しますというのが今までの行政のやり方だったと思います。直してその次どうするんだというところをしっかりと議論しながら、目標を定めながら、皆様方にご提示させていただく必要性を今議会でも相当いろいろな勉強にもなったところもありますので、そういった議論の中で、少しでも皆様方に納得していただけるような解決策の在り方については、浦戸再生プロジェクト含めて、真剣に議論をさせていただきたいというふうに覚悟を決めたところでございます。

○辻畑副委員長 志賀委員。

○志賀委員 力強いお言葉ありがとうございます。

1つの例として、100円バスは1系統は塩竈市がバスを用意して、運行だけお任せしているわけですね。そういうことはできるのに、なぜ浦戸に限って船を相手に対して用船求めるのかと。船を貸し出して運航だけをお任せするという形だって、そうすれば、1日の便も増えるし、夜間の便も増えるというメリットを島の方に伝えたら、島の方は絶対反対しないと思うんですよ。

多分言われていることは、民間に委託されるといつやめられるか分からないとか、あと、合理化している間追い抜かれるとか、船便が十分に回せないんじゃないかとかということも頭に入っているんで、多分民営化というとその言葉が多分返ってきているんだろうなというふうにも思いますので、ぜひその辺もしっかりと議論していただいて、本当に島民がゼロになる前に話をまとめていただければなど。

やはり、よく議会でも島は宝だという言葉はトップの方よく使います。だけれども、本当に宝と思っているのかなと私は常々疑問に思っているわけですがけれども、そういった宝をやっぱり生かしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、水道事業のほうでちょっと質疑させていただきます。

同じく、資料No.8の442ページで、ここで繰出金のごく僅かではありますが、2,500万円ほど増えているということがあります。

一方で、水道事業会計のほうを見ると、何か督促で2,200万円という、これは同じく資料No.13の5ページ、ここに下のほうに特別損失と書いて、臨時損失2,226万6,333円と書いてあるわけですが、こういった水道会計でこういった臨時損失という科目に該当するような、どのような損失が生じているのか、ちょっと教えてください。

○辻畑副委員長 渡辺水道部業務課長。

○渡辺水道部業務課長 臨時損失のご質疑です。臨時損失分は、これ東日本大震災で被災した本管関係の災害復旧で修繕した部分がございます。その本管関係の修繕部分の減価償却関係が前倒しに、撤去したりしていますので、新たに更新しましたので、その部分で前倒しで特別損失という項目で出させていただいております。以上です。

○辻畑副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、減価償却の前倒しの損失ということで理解でいいんですか。減価償却分の。

○辻畑副委員長 渡辺水道部業務課長。

○渡辺水道部業務課長 基本的には、本来更新する時期より前に更新しているという形で考えていただければと思います。お願いします。

○辻畑副委員長 志賀委員。

○志賀委員 分かりました。

それでは次に、市立病院会計のことでちょっと質疑させていただきます。

午前中も鎌田委員のほうからいろいろと繰出金のことで質疑があったわけですが、実際に資料No.8のページ442ページですか、ここで繰出金が令和元年よりも約2,000万円ほど増えているということですね。

それで、会計報告では黒字を計上しましたという報告があるわけですが、この繰出金が増えていて、これは役所の会計でそういうふうにならざるを得ないのかもしれませんが、一般的に感じることは、黒字会計だと。市立病院、じゃ安心なんだというふうに感じてしまうわけですね。何かもうちょっと違った表現方法がないのかなという、やっぱり現実をもうちょっと反映した形で、資金上は問題ありませんととかというような、会計が黒字でないわけですね。繰入金というのを入れているわけですから、余分なお小遣いもらって、それで結果

として間に合ったということなので、そういうところもちよっと市民的には何か惑わされてしまう言葉なので、何かもうちょっと適切な表現方法を使ってはいかがかなとも常々感じてはいるわけですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○辻畑副委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 この令和2年度の繰入れの増額というのは、やはり新型コロナの影響がかなりたくさん含まれているというふうにご理解いただきたいと思います。

というのは、昨年度の国民の医療費がマイナス3.2%なんです。これまだ概算でこれから正式に報告がありますけれども、そうすると、医業収益がやはりどの医療機関も下がっているというふうに考えられます。

今回は、その減収分を追加の繰入れでいただいた。その結果がこの2,000万円の繰入れの増額というふうな形になっているというふうなことでございます。以上です。

○辻畑副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私の問いかけに答えていません。私そういうことを聞いているんじゃないです。黒字になったという表現方法を何か表し方ないですかとお聞きしているんです。

○辻畑副委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長 この繰入金、我々からすると繰入金ということになります。繰入金の考え方をどう整理するかというところが一番大きいと思います。

やはり、この繰入金は、全てゼロにするんだという前提であれば、今志賀委員おっしゃったようなことになるんですけども、我々はあくまでも基本的には総務省基準に基づく、ほかの会計と同様です。市立病院だけルール分もらっているわけではありませんので、ほかの会計と同様に、総務省に基づく部分を頂いている。あるいは、政策的に必要な医療をやっている部分についての繰入れを頂いているという中での運営ですので、それをとって赤字ではないかというような議論とはちょっと違うのかなというふうに私は考えています。

○辻畑副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私の問いかけの答えになっていないですね。私は、別に赤字だと言っているんじゃないですよ。会計が黒字になったという表現は実質的に違うでしょうと。一般的な市民が捉えるときに、会計が黒字じゃなくて、資金面で黒字になりましたとか、なかなかそういう表現は考えられないんですかということをお聞きしているわけですけども、何かどうも私の質疑するともう防御するのに頭いっぱい、質疑の趣旨に答えられていないみたいなので、残念でな

りませんけれども、ただ、言えることは、今回も4億円を超える、4億9,000万円ですか、があったと。コロナの影響があったにしても、やはり4億5,000万円以上の毎年繰入れがあって、その中で市立病院の運営がなされていると。

それで、そこを言うと、公立病院で公立病院でなきゃできない仕事があるんだという返答が来るわけですが、それだって、実際にその部分の医療については、約1億円の負担がマイナスの事業となっていると。

だったら、4億円、マイナス1億円で、3億円は通常の医療の中でツーペイになるような本来は努力をするのが民間病院とのやっぱり競争に勝つ、民間病院との競争に勝つという言い方おかしいですね。これ競争じゃないですね。医療機関の同じサービス、医療というサービスをしていて、片方が赤字ですというのは、これまたいかがなものかなという感じがするわけですね。

だから、やっぱりそのこのところの努力というものをどういう形でこれからしていくのか。前にも言いましたけれども、平成11年の地方選挙のときに私は、市立病院の累積赤字をうたって、赤字解消するためには民営化が一番だというふうに公約として訴えました。そういう経過があります。

それやったために、当時の三升市長が慌てて市立病院の病院経営健全化委員会なるものをつくった。その流れで連綿と今日まできているわけですね。経営改善委員会が。けれども、当時は、庁内の施策が部外の人も入って、いろいろな意見を取り上げてやってはいるものの、結局根本的に皆さん頭の中には繰入金ありき。そこからもらって当たり前という感覚が抜け切らないということになると、経営改善やっています、やっていますと言っても、ここから永遠に金額が減るということはないのではないかとというふうに心配するわけです。心配というか、危惧するんだね。

だから、やっぱりそういうところを本当に公立公営じゃなきゃいけないのか。公立民営でできないものなのか。いろいろな方法があるんですから、そのこのところをやはり検討していくという姿勢を示していかないと、この経常比率の改善にもつながりませんし、前にお聞きしたときは、1億円で1%変わりますという話もいただきました。そうすると、3億円変わると3%下がると。92%まで上がると。そうすると、塩竈市、財政的に胸を張れるような状況になると。ことだって、単純に考えればあるわけですが、ただ、それだけで病院がなくなるといいという話では、これまた別問題ですが、ただ、やはりそういうことに向けて、や

っぱり病院としていろいろな努力をしていく。考え方をしていくという必要が私はあるのではないかというふうに思います。

市長、いかがでしょうか。

○辻畑副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 塩竈市の場合は、デリケートな問題ばかり多いので、言葉を気をつけてお話しさせていただければと思います。

市立病院につきましては、前市長が新築するかどうかよりも、新築を前提にいろいろな計画を立てていて、選挙のときに、僕はそれは一旦待ってくださいと。全ての状況を把握してからじゃないとなかなか今建設ありきは難しいんじゃないかという議論が、議論というか、選挙の争点がありました。

当選させていただいて、今いろいろ市役所の中でまずはプロジェクトチームで報告を聞きました。でも、報告書の中身は、簡単に申し上げますれば、残すことありきでの議論から始まっているということについては、僕も申し訳ないけれども、それはちょっと違うんじゃないですかという考えがあります。

浦戸の件もそうなんです、全てをどこから始めるというのは、これ間違いだと思っていて、フラットな部分からしっかり議論した上で、何をどう変えていくことが必要なのかという、本当に本質の議論しないと、その後気づいてもまた穴にはまってしまう状況になりますので、その辺は僕としても冷静に今見させていただいています。

ただ、冷静に見た中では、病床の再編がございました。残念ながら、始めた年に新型コロナになった。これが2年間続いている。その努力の現れは、間違いなく、ちょっと言い方気をつけますが、このぐらいの収入減で済んでいるかなというのは、ある意味市役所の誰が見ても分かるようなところがあります。

ですから、その辺については、通常フラットなときにどういう成果が出たのかなというのを見てみたいというのは、正直あります。

そういった数字をやはり努力している部分の成果がなかなか周辺の環境とか、今の現況とか含めて厳しいところあるかもしれませんが、僕とすれば、その努力の結果、今の結果が何とか収まっているというところがありますので、実質的な形としてフラットな状態でこの数字がどう変化していくかというのは、少し推移を見守らせていただきたいと。

ただ、その一方で、老朽化した建物については、一刻の猶予も許さない場所があります。そ

ういったところの改善も含めて、大局的な検知、将来の人口推計動態、こういったものも含めながら、昔金持ちだったときの塩竈だからこそ、市立病院があつたり、できたんだと思いますけれども、これから先のことを考えたときに、どういう形が一番いい在り方なのか、真剣にフラットな気持ちで議論を始める時期ではないのかなというふうに理解をいたしております。

○辻畑副委員長 志賀委員。

○志賀委員 今回のコロナ禍の中でやっぱり公立病院は必要だという声はかなり多く上がっております。

ただ、その必要だという声のあれには、公立病院だからこそ新型コロナ患者を受け入れてやるべきだということから公立病院が必要であるというふうなことに繋がっていているわけですね。

残念ながら、塩竈市の場合は、設備上新型コロナの患者を受け入れることが何かできない。換気の問題で。塩竈のあそこは下馬ですか、あそこに民間の病院があるんですけども、あそこではちゃんと新型コロナの患者を受け入れてやっていると。よく公立じゃなきゃできないことと、公立はだからやっているんだという言葉があるけれども、民間だって立派にやっていて、民間だってできるんですよ。だから、あえて公立が本当に必要なんですかという、私は逆に問いかけするわけですよ。

だから、公立病院だから云々じゃなくて、公立病院だって民間病院だって経営改善をしなきゃいけないわけですから、そこにちゃんと重きを置いてしっかりと取り組んでいただければと。

今回も人件費比率出していただきましたけれども、この人件費比率の中にも50何%かな。この中には事務の外注費は入っていないわけですよ。入っているんですか。1億4,000万円入っていないですよ。

だから、やっぱりそういうところの比較、数字の比較が曖昧になってき、あたかも表向きの数字は改善されたなと思うんだけど、実際はそうじゃないよというところもしっかりと市民に伝わるような資料の作り方をしていただけたらなと思いますので、そうすると、我々議員も正しい判断がしやすくなると思います。

ぜひそういうことも予算決算のときに考えていただきたいと思います。

これで私の質疑を終わります。

○辻畑副委員長 暫時休憩いたします。

再開は14時10分とします。よろしく申し上げます。

午後2時03分 休憩

午後2時10分 再開

○辻畑副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

浅野敏江委員。

○浅野委員 それでは、私のほうからも特別企業会計についてご質疑させていただきます。

まず初めに、下水道事業の決算書、11番からご質疑いたします。ページは、13ページお願いいたします。

今回の企業会計のほうに下水道の会計が移りまして、様々な変化があったとお聞きしておりますが、これまで宅内貯留の工事も年に数件行っていたideしていただきました。今大変大雨等の災害が全国でも頻発しまして、内排水というか、私たちこの沿岸部におきましては、津波が最大の脅威であります。やはり雨、それから、下水道からのあふれる水とかということで、今都市化の中でもそういった災害が大きくなり、私たち塩竈市で先進的に行っていた、この宅内貯留が今全国的に注目を浴びていますが、本市においてもこの宅内貯留、これまでもたくさん行ってきましたが、東日本大震災でやや工事の進捗がちょっと足踏みをしているというのがここ数年続いておりました。

それで、お聞きしますが、この企業会計に移って、この宅内貯留、去年は8月と11月、また1月というふうに、3回行われておりますが、その1件1件の金額を見ましても、約270万円とか、200万円を超しておりますけれども、今後も企業会計に移ってもこの宅内貯留、これまでは市が全額負担で行っていましたが、今後どのような見通しなのかお聞きしたいと思います。

○辻畑副委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 宅内貯留のご質疑でございます。

委員おっしゃったように、令和2年度におきましては、3か所工事を行っております。この工事に際しましては、国のほうの防災安全の社会資本整備交付金というのを活用させていただいておりますが、たしかそれが3分の1の補助でしたので、市からの持ち出しというのも当然あります。

これまでこういったことで、仕組みでやってきましたけれども、今後新たに別なやり方というのをもうちょっと考えていこうかなと、課の中で考えております。

具体的には、ほかの町で本市のように、例えば駐車場部分に水がたまるように作るという方法以外に、もっと簡単に、例えば雨樋にでっかいタンクみたいなものを置くとか、一例ですけれども、そういった取組をやっているところもございますので、全国のそういった、あまりコストもかからず、効果の上がるようなところを情報を集めながら、今後検討していきたいなど、今課の中で考えているところでございます。以上です。

○辻畑副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

かなりこのことは、市民の皆様にも広く浸透されて、確かにこの塩竈市、面積も狭いし、丘陵地帯が多いということで、これまでも多くの皆様に喜んでいただいていますし、また、これで危険を回避したという事例もたくさんあると思います。

ただ、今おっしゃったように、企業会計という形にもなりましたし、また、今回も一部、これまでは全額市、県、国のほうの予算であったことが、やはり一部負担を請け負ってもやってもいいよというふうな状況がもしかしたらあるかもしれませんし、その辺、そうしますと、もっともっと年間3件とか2件とかじゃなくて、もっと大きく皆様に利用できれば、なお一層安全も保障されるのではないかなと思いますので、ぜひその辺もご検討願って、あまり負担のないような、そして効果のある、そういった方法を探し出していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、隣のページの14ページなんですけど、下のほうに復興交付金の事業として、工事名が30一復工（越ノ浦雨水ポンプ場の流入……）ちょっと読み方忘れちゃいました。築造工事にありましたけれども、これも去年の7月に完成していますが、その後のちょっと効果というか、そういったところで、どういった状況になっているのかお聞かせください。

○辻畑副委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 14ページにあります越ノ浦のポンプ場に流入します流入渠の築造工事でございます。こちらにつきましては、委員おっしゃったように、昨年7月に完成しております。

造る前は、自然の水路というか、そういった形で、雑草が生い茂ったりとかあったんですけれども、ちゃんとコンクリートで造るということで、雑草などの生えにくさは出てきたんですが、逆に、特に少し雨が降ったとき、上流のほうから土砂が流れてきたりということも当然見えやすくなりました。以前も流れてきたんでしょうけれども、コンクリートでなかったも

のですから、あまり目立たなかったと思うんですけども、そういったところで、たまった土砂に雑草が生えたりというのが出てきています。

そういったものについては、今年度も夏前に一度清掃させていただいたんですが、そういうところで流れやすくなるということになりましたので、若干だとは思うんですけども、ダブル踏切付近の浸水というのは、少しは改善の方向に向かったのかなと。

ただ、抜本的にはほかのところも直さなきゃならないところがありますので、そういったものも改修しながら改善に努めていきたいなと思っております。

○辻畑副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

続きまして、資料No.8の87ページをお開きください。

介護保険事業についてお聞きいたします。

この介護保険事業の給付金の実績の中に居宅サービスということの中に、住宅改修費というのがございます。令和2年におきましては、165件ですかね。金額にしまして1,800万円ほどの決算で計上されていますが、この住宅改修費についてまずお聞きしたいと思います。

この介護保険を利用した住宅改修費ということについて、これまでも多くの皆様が利用されてきたと思いますが、簡単に仕組みをお聞かせください。

○辻畑副委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 答えいたします。

環境改善のためということで改修を行っていただくものになりますけれども、まず、事前の申請ということで、市のほうにご相談なりいただくことが大前提にはなるんですけども、介護認定をお持ちの方であれば、もしくは支援のほうの認定を受けている方であれば、地域包括支援センター、それから市のほうにご相談いただきまして、これは事業所の中でも福祉住環境コーディネーター2級以上の資格をお持ちの方、そういった方に改修の内容についていろいろ工事関係見ていただくというふうなことがございますので、そういった事業所様に入ってくださいながら、対象の方、利用者様のご自宅の環境ですとか、そういったあたりの改修の内容というのを検討いただきながら、市のほうに一旦事前相談ということで受けさせていただきます。

その後に、限度額等も決まっておりますので、やれる、やれないというあたりを一度こちらでも話させていただきながら、工事のほうを進めていただくというような内容になっております。

こちらは、ちなみに平成22年要領をつくりまして、そういった中で進めておる事業になります。以上となります。

○辻畑副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

これで今回給付の部分で最高30万円まで限度に給付していただくという仕組みがあり、以前でしたら全部終わって、そして領収書を提出して、そのうちの30万円達成しない部分の約9割だったり、その方の収入によって7割だったりという部分での給付金があったので、償還払いという形だったんですが、多くの皆様、私もちょっと議会で質問したことがあるんですが、事前に一部の支払いだけで済むような医療払い制度にさせていただきたいというお話もあったんですが、本市はどのような取扱いになっているのかお聞かせください。

○辻畑副委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長長寿社会課長 答えいたします。

支払いの方法につきましては、ただいまお話ありましたような償還払い、それから、受領委任払いということで設けております。

主には、受領委任払いということで、利用者負担額部分のみ施工業者のほうにお支払いいただくというような方法が主な方法になっております。

ただ、中には償還払いということで、今お話あったような利用者様のほうで一旦全額お支払いするというような、そういった支払いをお願いしているケースもございます。

主には、保険料の滞納があったりですとか、そういったあたりのときにその償還払いというふうな対象になるケースが多いので、そういったケースの場合には、やはり事前の相談ということで、やはり話を伺いながら総合的なところで話させていただくということで進めております。以上です。

○辻畑副委員長 すみません。当局に申し上げます。聞き取りにくい点がございますので、マイクに近づき、はっきりと答弁願います。

浅野委員。

○浅野委員 はっきりと私も質疑させていただきます。

今の課長のほうからお話がありましたように、償還払いにするか受領委任払にするかは、その方々のケースによるというふうなお話でありました。

また、先ほども業者のほうで10の項目の福祉関係でいろいろな資格を持っている方というこ

とで、仙台市のほうでも改修費についてと、大きなチラシが出ているんですが、これにもそういった業者のリストが事前にホームページ等でお知らせになっている部分もあります。

結局、地域包括支援センターの担当、相談する方にいろいろな細かい点もご相談するとは思いますが、ぜひそういった意味で、償還払いになるか受領委任払いなのか、最終的な判断がありますが、全くそういった予備知識のないところからすぐにも改修しなきゃならないとって、慌てて先に大工さんをお願いしてしまって、後からそういった給付の対象にはなりませんというケースもままあると思いますので、その辺どのようなお知らせの仕方をするか、ご答弁願いたいと思います。

○辻畑副委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

介護の申請をいただく際には、必ず窓口のほうでも今持っておるんですけども、こういった高齢者支援ガイドブックというのを必ずお渡ししながら、認定の申請のほうを受けさせていただいております。

その際には、新規の方にはもちろんお渡ししながらということになりますけれども、この手引を使いながら、よくお話しさせていただくことがあります。

こちらのほうにも裏ページになるんですけども、介護サービス事業所の一覧ということで、市内の業者の一覧が載っております。住宅改修についても載っております。

あとは、先ほど申し上げたように、広くケアマネジャーのほうで豊富な情報をお持ちですので、そういった中で、一番いい方法ということで、ご利用者のほうに選んでいただければということで考えております。

なお、周知が行き届いていないというふうな部分もあるかもしれませんので、例えばホームページの活用ですとか、そういったあたりも今後検討してまいります。以上です。

○辻畑副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

これちなみに、同様に、福祉業務の購入費にもこの中身該当するかどうかお尋ねいたします。

○辻畑副委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

この手引にあるかということでよろしかったでしょうか。該当するか。申し訳ありません。

○辻畑副委員長 浅野委員。

○浅野委員 先ほど言うように、給付ですね。例えば住宅の場合は、30万円を限度にしますし、福祉の場合はたしか20万円を限度に給付があると思いますが、これも同じような中身で確認したいとお聞きいたしました。

○辻畑副委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 申し訳ありません。

特定福祉用具につきましても、同様になります。ただ、上限額でございますが、福祉用具につきましては、上限額、年度で10万円、それから、住宅改修につきましては、20万円ということでございます。

支払いの方法等につきましては、先ほどの住宅改修と同様でございます。以上でございます。

○辻畑副委員長 浅野委員。

○浅野委員 すみません。私のほうが金額間違っていました。申し訳なかったです。

では、次の質疑にいきます。

103ページの地域支援事業、包括的支援事業であります。ページ数、次のページの104ページについてお聞きいたします。

この104ページの上段のほうに3番として、認知症施策の推進とございます。様々な認知症施策がサポーター養成等々はじめございまして、昨年は、確かにこの新型コロナ禍の中で、参加者のほうが少なくなっているようではありますが、サポーター養成講座、実施回数30回ということで、半分の前年度に比べたら約半分の方、224名が参加しておりますけれども、主にこの参加者の年齢層、幾つぐらいの方がサポーター養成講座に参加されているのかお聞かせください。

○辻畑副委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 答えいたします。

年齢層ということでございます。ちょっと正確なところ、すみません、押さえていないんですけども、いろいろなサークルの方ですとか、呼びかけているところで、それから、そういったあたりで呼びかけを行っているので、あとは開催時間がどうしても日中というところもございまして、年齢層とすると、ちょっと高齢といえますか、年齢的にはお高い方が主になっております。以上でございます。

○辻畑副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

やはり、様々な婦人団体とか、そういったまとまった団体の方々の参加が多いかなと思いま

す。ちなみに、私もサポーターの1人です。

ただ、今回お聞きしたかったことは、子供サポーター、以前にも一般質問などで子供たちのサポーターを増やしてほしいというお声もあったと思いますが、やっぱりそういった意味で、今日は教育委員会の方いらっしゃいませんけれども、子供サポーター、その辺の推進具合はどのようにになっているか、ご存じでしたらお聞かせください。

○辻畑副委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 答えいたします。

認知症子供サポーターにつきましては、平成28年から市内の小中学校ということで講座のほうらせていただいております。

今年度につきましても、コロナ禍ではあるんですけども、11月頃の予定で第三小学校のほうでできないかなということで、今検討には入っております。

継続して、そういったあたりも続けていきたいということもございますし、あとは、今年度塩竈高校のほうからも、こちら出前講座になりますけれども、ご希望いただきながら、させていただいたところもございますので、若い層の方々にもこういった講座というのは継続して広めていきたいというのもあります。

あともう一つ、今年度は、9月の下旬からですけれども、市役所職員というところで、庁内のほうでもこういった講座をやるようにということで、今計画をしておりましたので、どんどん進めていけるように頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○辻畑副委員長 浅野委員。

○浅野委員 とてもうれしいご報告だと思っております。ぜひ多くの方がいたり、お互いにお互いの立場を理解できると、本当にサポーターという1つのカテゴリーを通じまして、高齢者に対する尊敬とそれからいたわりを市民共々皆さんで学んでいきたいなと思っておりますので、ぜひ継続的によろしくお願ひしたいと思っております。

もう1点、この次のページに、同じページですけれども、4番に生活支援体制整備というところがあります。子供、これは家族の生活支援、包括、また市、医療、地域、民生委員と、先ほどのご答弁にもありましたけれども、まずは、認知症家族に対する支援の在り方なんです、その在り方についてどのような内容で、何かの集まりがあって、そこで皆さんのお話を聞いたり、またそこに支援の活動があれば、こういった中身のかお聞かせください。

○辻畑副委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

認知症へのサポートということだと思います。出前講座ということで、主にこういったあたりのご要望を受けてやっていくような方法が一番多いところですよ。

主に介護の事業所ですとか、そういったあたりで、場所はそうですね、介護の事業所もあれば、広くエस्प等の公共施設使うこともありますけれども、団体様ですとかサークルの方々にお集まりいただきながら、認知症の理解をいただくというようなあたりで講座の展開はしております。

それから、家族の支援というところも含めまして、認知症カフェというあたりの展開もしております。

数で言いますと、どうしても参加者数は昨年度は減少している傾向がございましたけれども、地域包括支援センターの職員の声かけですとか、見回りですとか、そういったあたりの強化というところで、昨年は回数は減ってしまいましたけれども、そういったあたりを手厚くというところでやっていただいております。以上です。

○辻畑副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

私今回何を知りたいかという、認知症の方たちの中にはやはり自分で判断がだんだんできなくなって、財産管理とか、そういった部分での成年後見人制度、これもできて大分たちますが、使い勝手も悪いし、大変難しい仕組みであるので、なかなかここに到達することができない方も多くいらっしゃると思います。

概要だけでもいいので、成年後見人制度ってこういうんですという中でのレクチャー、これは、認知症の方を持っているというだけでなく、高齢者の方もまたそのご家族の方も知っていて悪くはない情報だと思っておりますし、仕組みだと思っております。ぜひこの辺、簡単な概略でいいので、そういった成年後見人制度と、いざというときに使い勝手が悪くて、どこに相談していいかわからないという部分でなくて、常日頃からこういうのをレクチャーに触れるような機会を多く持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○辻畑副委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

やはり、地域にあります包括支援センター、こちらが1つキーになるのかなというふうには思っているんですけれども、地域包括支援センターでは社会福祉士を中心に、高齢者の権利擁

護事業ということで、日常生活自立支援事業ですとか、成年後見制度に関する、そういった情報ですとか、あとは成年後見人に取り組む団体、そういった情報を持っていますし、ご紹介もできるということになっておりますので、ぜひその地域包括支援センターのほうにつなげていけるような、地域の中でそういった方がもしいた場合には、ぜひ、もちろん市役所もそうなんですけれども、包括支援センターにつなげていただく、そういったあたりを強化していくのが一番必要かなというふうには思っております。

そのためにも、やはり認知症というところで理解をしていただく、知っていただくというところの強化をしていかないと、やはりそういった流れには乗っていけないというところもあるのではないかなというふうに思いますので、そういったあたりを中心に強化していきたいと思えます。以上です。

○辻畑副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひ、来年の様々な市民向けの講座の中にもこういったテーマを考えていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では最後に、病院の事業についてご質疑させていただきますので、資料の22の39ページをお願いいたします。

3番の経営の効率化に向けた具体的な取組状況ということで、この中に下段のほうにレスパイトの入院開始ということが出ております。レスパイトの入院の受入れを開始しているという記述がございますが、いつから開始したのか。また、1日に受ける人数はどういうことなのか。また、ショートステイとはどういった点が違うのか。まとめてお答え願いたいと思えます。

○辻畑副委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 お答えします。

レスパイト入院につきましては、令和元年の9月から、病棟再編で変わる1か月前になりますけれども、そこから実施しております。

これまでにちょうど8月で2年経過しましたが、413件ほどのこういったレスパイトの受付しています。2年間なので、1年で200件程度ということになるかと思えます。

1日平均で何人ぐらいかというお話なんですけれども、こちら、病院の入院の扱いになりますので、そのときのベッドの状況とかも加味しながらということで、上限というような形で、何人ということでは設定は実際はしてはおりません。なので、ご相談いただければ、できる限りご希望に沿えるような形で対応させていただきたいと考えております。

ショートステイとの違いということですが、最大の違いは、ショートステイは介護保険の制度で、レスパイト入院は医療保険の制度になっておりますので、介護保険の制度でいろいろなサービスを使っている方でも、そこに気を遣わないでレスパイト入院のほうはお使いいただけるということになります。

また、自己負担につきましては、例えばそういったサービスをお使いの方で、医療保険の種類によって多少は変わるんですけども、後期高齢医療保険の方で1割負担というようなことであれば、ショートステイとほぼ同じぐらいの金額になるかなと。1日5,000円程度の金額かなというふうに考えてございます。

ただ、医療保険ですので、負担限度額の認定を先にしておいていただければ、そこで限度額、上限負担額というのは下がるようになりますので、さらに負担は下げることができるものと思っております。以上です。

○辻畑副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

ベッドが空き次第、上限はあるけれども、受け入れられる限りはご相談に乗るということで、大変安心して、お願いできるかなと思いますが、最大何日間ぐらい入院できるものなのか、お知らせください。

○辻畑副委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 制度としましては、通算60日というのが1つの目安になるかと思えます。60日を超えますと、その入院から退院されて、その先3か月間この制度利用できないというような制約がございます。以上です。

○辻畑副委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変よく分かりました。

とにかく、塩竈市は高齢者が多く、また、介護している方もいらっしゃいますし、いろいろな状況もあると思えますので、ぜひこういったことを多くの市民の方に知っていただきたいと思いますが、そういった周知方法はどのようになさっていますでしょうか。

○辻畑副委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 ホームページとか、あと市のLINEとかも使いながら、定期的に情報を流しているんですけども、やはりこういうものを目にしていただくのが一番だというふうに考えておりました。

こういう形で総合的なレスパイトですとか、訪問系のサービスのチラシ、これは、1月、2月あたり、広報紙と一緒に全戸に折り込んでおります。

また、そういった訪問系とかレスパイトの細かいパンフレットも今年作って、これは地域包括支援センターであるとか、そういった介護事業所、そういった様々な福祉施設、医療機関というところに皆さんに文書をつけて送付しまして、こういったご要望があればいつでもご相談くださいということで、かなりアナログな手法ではありますが、こういうことでの周知強化を図っております。

また、入院される方、退院前にこういった在宅に帰ってからも安心して過ごしていただけるようなサービス、充実したサービス、市立病院で対応できますということで、ご説明も差し上げていますところ。以上です。

○辻畑副委員長 浅野委員。

○浅野委員 時間がありませんので、これで終わります。ありがとうございました。

○辻畑副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 それでは、お伺いをしてまいります。

8番目ということになってきました。大体このあたりになってきますと、重複も多くってまいりまして、非常にやりにくいというか、どうしようかなというところではあるんですが、冗談はさておき、じゃ、資料No.11の14ページ、先ほど浅野委員のほうからも越ノ浦の雨水ポンプ場の流入渠の築造工事が完了した関係で、何点かお伺いございました。それで、大体のところは私も理解をいたしまして、特に出来上がった後の関係で、上流から流れてくる土砂が非常にたまりやすくなったということでは、確かに中州みたいになってしまって、そこに長い草が生えている状況というのもちょっと確認させていただいたこともあったなということで思っております。

それで、先ほど途中までこのお話になったんですが、これから先の課題はじゃしならば、その上流部分について、どのようにしていくのかというところが課題だということでお話あったかと思うんですけれども、いわゆるポンプ場まで水を引っ張っていくに当たって、そこまではできたと。しならば、上流の部分について今後どうしていくのかというあたりで、何か具体的な検討等ありましたら、そこだけちょっとお聞きしたいと思います。

○辻畑副委員長 吉岡下水道課長。

○吉岡建設部下水道課長 越ノ浦の水路の件でお答えいたします。

先ほど水路の部分は出来上がったと。どちらかという上流もなんですが、上流というよりも、どちらかというところ JR の線路敷があります。JR の線路敷を挟んでその向かい側というんでしょうかね、ちょうど第二中学校の裏手の辺り、あの辺についてもまだ大雨降ったときの浸水というのが懸念されますので、そちらについて対応するというところで考えたときに、第二中学校の裏の水をどう流すのかということを考えなきゃならないなというところで、1か所の気になるところがありますので、その辺を今解決しようかなと考えております。

具体的には、JR の下を流れる管がありますので、その辺の解消等もちょっとやっていかなきゃならないのかなと考えているところでございます。以上です。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。まさに、これから私のほうでもそういったことを申し上げたいなと思っておったんですが、毎回浸水されてしまうようなお宅なんかもあったりして、まさに1つ大きな課題だなというふうに思っておりましたので、その点については、ぜひ具体化のほどお願いしたいというふうに申し上げておきます。

続きまして、資料No.6 番の19ページ、下のところでちょっとお伺いをしたいと思います。

国保事業の関係でお伺いをいたします。

それで、19ページのところでざっくりとこういった形で載っております。歳入歳出差引額として約3,526万円ということでの黒字収支ということになっておりますが、一方で、いわゆる基金からの繰入れという点では、その次のページに5,415万円ほどということで、考え方としては、1つには基金と収支との関係で言えば1,800万円ほどの基金取崩しを行っての収支均衡を図ったような形なのかなというふうに思っております。

そういった中で、これまで一定長期の見通しを持って国保税の引下げもありましたので、そういった中でこれまで見通しを持って取り組んできた中で、今回コロナ禍の下での決算ということもありますので、なかなか難しい要素もあったかなというふうに思うんですが、そういったことも踏まえて、この決算をどう見るかということで、ちょっとお答えをいただきたいと思っております。

○辻畑副委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 国保会計のご質疑です。

ただいまの委員おっしゃっていただきましたとおり、実質収支につきましては、収支差の3,526万1,435円の黒字でございます。

ただ、おっしゃっていただきましたとおり、基金の取崩しが5,415万6,000円、こちらございますので、実質単年度収支という形になりますと1,889万4,565円の赤字であります。

基金がなければ赤字というのが令和2年度の状況でございます。以上です。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

これまで10億円を超える基金についてどのように管理をしていくのかというような観点もありまして、その中で一定の見通しでじゃ1年当たり幾らというところでの取崩しを行いながらということできた中で、その基金を取り崩して収支を見ていくというところについて、前段の見通しよりはる大分その取崩し額も一定圧縮されてきたような印象もございます。

その中につきましては、医療費、給付費の関係ですとか、そういったものが様々あるんだろうなということで見せていただいております。

そのあたりについては、大体理解はしたつもりであります。

それで、ちょっと個別の施策で1点お聞きをしたかったんですが、資料No.8の81ページのところで、一番下段のところなんです、災害の被災者並びに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民に対する支援ということで記載がございまして、その中でまさに一番下の部分、新型コロナウイルスという区分で115世帯、1,927万円ということでの支援が載っております。

この部分につきまして、じゃ、しならばこういった形でこういった支援を受けるということになった際にこういった要件があったのか、ちょっとそのあたりをお聞きをしたいと思います。

○辻畑副委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 お答えいたします。

先ほど介護保険のほうでご説明があった内容との一部同じような、重複している部分もございます。

まず、対象要件としましては、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯、こちらの方は、国民健康保険税全額免除であります。また、主たる生計維持者が事業を廃止または失業した世帯、こちらにつきましても全額の免除になります。

それで、あと割合で免除になる部分がありますけれども、事業と収入等の減少が見込まれ、今から言う1から3言いますけれども、その全てに該当する世帯。まず、1番目といたしまして、事業収入等のいずれかの減少額が前年度当該収入等の10分の3以上であること。減少額が10分の3以上であること。それから、前年の所得金額の合計が1,000万円以下であること。それ

から、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外、それ以外の所得が合計が400万円以下であること。この条件に合いますと、全額から10分の2の範囲での減免という形になります。以上です。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 ご説明をいただきました。ありがとうございます。

それで、この要件を見ますと、事業収入等または給与収入と、こういうことでの表現ございますが、あと、事業収入という表現あるいは給与収入という表現から見ますと、例えば年金とか、そういった新型コロナであまり下がりのない部分を除いて、一定あるところに収入得ている方については、上がるか下がるかというところで、大体引っかかるか引っかからないかという意味で、対象になってくるような意味合いだと捉えてよろしいでしょうか。

○辻畑副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 それでは、すみません。私のほうからお答えさせていただきます。

事業収入、給与収入に、所得に関しましては、こちらの部分、申請書書いていただくときに今だったら9月まで大体どのくらいもらったかというふうなことを書いていただくんですけども、その先のことちょっと分からないので、とりあえず来た申請者の方にどの程度所得、収入額見込んでいるかというふうなことで、こちらから別に指定はしませんけれども、お客様のほうで書いていただくというふうな形で、申請書受け取っております。以上でございます。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

例えばちょっと別な話になっちゃうんですが、例えば事業なさっている方に対する給付金の関係で言いますと、例えば前年の何月の売上げでとかという形でいろいろ判断できるところあったなと思ったんですけども、こういった部分、果たして収入は減ったけれども、対象になるのかな、ならないのかなということを考えたときに、先ほど課長のほうで見込みでいって判断できるような部分もあるということでおっしゃっていただきましたので、そういった点では、そのあたりを広くしていただきながら、活用できる方については、ぜひご活用いただきたいというふうに思っているわけなんですけれども、そういった中で、令和2年度については115世帯ということでした。

この115世帯というのが果たして多いのか少ないのか、あるいは見込みと比較してどうなんだろうということもあったんですけども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○辻畑副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

この115世帯が多かったのか少なかったのか、見込みはどのぐらい見込んでいたのかというふうなことでございますけれども、何分私どものほうもこの新型コロナの申請というのが初めてのものです、どの程度来るのかというのがはっきり言ってよく分からない部分がございます。

なので、すみません。実際感想といたしましては、ちょっと分からないというのが実情でございます。以上でございます。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 まさに実感としては、そういうことなんだなと思うんです。どのぐらいというのが分からないのであれば、なるべく要件を見て受けられる方については、ぜひ知っていただいたことを前提にして受けていただくということで、やはり1つには周知方というものが非常に大事になってくるのかなというふうな思いもございましたので、そのあたりについては、ひとつ重ねてお願いをしておきたいと思います。

それで、一方で、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う件で、傷病手当金、国民健康保険においても一定の部分で支給されることになっていたかと思いますが、そのあたりについては、どうなっていたでしょうか。

○辻畑副委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 傷病手当金の方に関しましては、こちら令和2年度に関しては実績はございませんでした。

ただ、今年度に入りまして、今までの支給実績で4名の方に合計で82万円ぐらいのお支払いはしているところでございます。以上です。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

ちょっと更新するとき、全部申し上げると時間がなくなっちゃうんであれなんですけれども、自治体間でこれを認定されて受けられる方の数が結構自治体によって差があるなという印象がありまして、しからば、これを受けるに当たってどういった要件があるのかというところで、誰が感染したのか感染していないのか、そういった疑いがあるというのはどういうことなんだとか、そういったことに、ちょっと難しさがあつたのかなというふうに思っておったんですが、そのあたりについて、比較的広く解釈というとおかしいんですけども、ある程度受けら

れるような中身になっているような、そういった取組をしている自治体もありましたので、ちょっとそのあたり、ぜひお調べになっていただいて、しっかりと受けられる方についてはこういったものも受けていただけるようにということでお願いをしておきたいと思います。

それで、もう1点、ちょっと先の話になるんですが、子供の均等割の軽減という制度について、これ前段どこかの議会でお聞きをした中では、未就学児について、その均等割について最大5割を軽減する制度ということで、いわゆる払いやすい国保税という点では、これまで求めてきた中でそういった流れもできてきているのかなということもあったわけなんですけど、ちょっと関連してお聞きいたしますが、この運用について何か現時点で分かっていることがあればお聞きしたいと思います。

○辻畑副委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 子供の均等割半額、こちらにつきましては、国民健康保険法が改正されております。

ただ、関連する省令、政令の改正がまだでして、夏頃と言っていたんですが、まだ改正という話は聞いておりません。

今後その改正を待って、条例改正を行う予定となっております。以上です。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

なかなかその後の続報といいますか、そういったものが私どもの調べでもなかったものから、何か届いておったかなということでお聞きをしておりました。

それで、国保の関係でちょっと別の観点でお聞きをしたいんですが、いわゆる県単位化ということで始まりまして、一定の期間がたったということだったんですが、その中で、保険料率をある時期に統一をしていくというような流れがこの間あったかというふうに思います。

その中で、以前は一定程度情報も出てきておったんですけども、最近県の要綱こそ出てきたものの、なかなか具体的な部分が見えてきていないなということがあったんですけども、例えば市のほうでこの料率の統一というところについて、何か現時点で分かっていることがあればお聞きしたいと思います。

○辻畑副委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 県のほうで策定しております国保の運営方針、県の運営方針なんですけれども、こちら3か年計画になっておりまして、本年度改定になっております。

そちらの記載では、県と市町村の間で継続して協議するものとするとの表現にとどまっております。

初期の計画は3か年ですので、令和6年3月31日まででございますので、そこまでに方針が出て、統一はそれ以降になるのかなというのがつかんでいるところでございます。以上です。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

なかなか具体化といいますか、具体的にどうなっていくのかなというのがなかなか見えてこないなというふうに思っておりましたけれども、こんなことをお聞きをいたしましたのも、一定程度県のほうで保険料率を統一をすると。自治体間の取組、非常に差がある中で、統一というものが果たしてどこまでうまくいくのかなという懸念は非常に持っているわけなんです、仮にそういった形で料率が統一をされるということを前提にした場合に、そもそもが現在の料率というものがご説明これまでいただいてきたとおり、その見通しの時期までに一定基金を取崩しながら、一方で一定程度の基金を残した状態で統一した料率でスタートをするということでの見通しの下で、これまで本市として保険料率を設定してきた部分もあったかと思いましたので、そうなりますと、料率が統一をされるのが若干後ろに倒れるというふうになった際に、今回この決算では見込みよりも基金の取崩し幅というのが小さくなっているという材料はありますが、途中で統一される前に基金がある意味枯渇というような状況もあり得たのかなというふうに思っておりました。

そうなるとうとうと、じゃ今度は保険料引き上げということで、またばたばたするような話になってしまうかというふうに思っておりましたので、そのあたりも含めて、ちょっと県のほうとも丁寧にやりとりをしながら、ぜひそのあたりの取組をお願いしておきたいというふうに思います。

それで、ちょっと話を変えまして、滞納徴収の関係で、資料No.21の106ページですとか、そういったところで見たいというふうに思うんですが、特に、困窮世帯というところについては、これはぜひ生活を圧迫することのないようにということをお願いをしておりました。

そういった点で、令和2年度につきましては、例えば短期被保険者証の発行数あるいは資格証明書の発行数ということで出させていただきまして、これまで新型コロナということも踏まえて、原則郵送でとか、そういった形の取組はお聞きをしておったんですが、このあたりちょっと改めて整理をしてみたいと思いますので、ちょっとそのあたりお聞きをしたいと思います。

○辻畑副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 国民健康保険税の短期被保険者証、あと資格証明書の関係でございます。

令和2年度に限りましては、3か月証、対象数が211世帯でしたけれども、こちら通常ですと、窓口の交付というふうなことでやっておりましたが、今回新型コロナの影響で郵送をさせていただいております。

6か月証は、もともと郵送でございます。

今後ですけれども、基本的に、今年の3月からこちらの要綱を改正させていただきまして、宮城県の指導の下、短期証の発行の分を今まで3か月証というものがあつたんですけれども、これを廃止いたしまして、6か月証のみというふうな形とさせていただいております。

こちらのほうに関しましては、今年度もまだ新型コロナの影響が大きいというところがございますので、昨年度と同様、郵送で送らせていただくというふうなことにさせていただいております。以上でございます。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

この点につきましては、これまで何度も申し上げてきましたので、何度も繰り返しいたしません、生活困窮の方にとっては、特に突如保険料払えるようにというのはなかなかないのかなというふうに思っております。

そういった点では、全てがこういったことにつながるということではないんだと思うんですが、例えば資格証の発行ということが医療抑制につながってしまうような、そういったことが、これはあつてはならないことであるということをおきたいというふうに思います。

それで、国民健康保険の制度そのものというところについてであります、どうしてもその制度の仕組みといいますか、つくりといいますか、いわゆる低所得の方あるいは高齢者の方という割合がどうしても高くなっているということと、あとは、税の所得に対する割合がやはり非常に高いということもありまして、そういった点では、市としてどうするというところではないのかも分かりませんが、この間国庫負担というものも大幅に割合が引き下げられてきたという経過もありますので、そういった点では、これはある意味では国の責任で抜本的な制度改正も必要なのかなと、そういった制度であるということだけはちょっと申し上げておきたいなというふうに思います。

時間も少なくなってきましたので、続きまして、市立病院事業についてお伺いをしたいというふうに思います。

資料で申し上げますと、No.12の10ページのところでございます。10ページです。

ここにまさに事業報告書の概況、総括事項ということで載っておりますが、先ほど来基準内外の繰入金、そういったお話様々ございましたけれども、そういった関係はあるにせよ、経常収支については、ここに載っているような形となったということで、くしくも先ほど市長のほうでもお話ございましたとおり、特にコロナ禍の下で大変なご努力があったんだろうということでは受け止めております。

それで、資料22の1ページのところで、福原先生のお言葉にございますとおり、その1つには、改革プラン、病棟再編の効果ということで、特に記載があったわけでありますが、それに加えて、私といたしましては特にコロナ禍にあって求められる役割という点で、これまでお話もお伺いしてきておりましたけれども、そうした役割を一定果たしてきた中で、いわゆる公立病院としての信頼といいますか、そういったものも一定程度醸成されてきたのかなというふうな受け止めておりました。

それで、しからば、こういった形で、こういった結果になったということで、実際の取組で代表的なものといいますか、何かそういった形のものがあれば、ちょっと、コロナ禍ということも踏まえてお聞きをしたいと思います。

○辻畑副委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長 取組の主なものをかいつまんで言いますと、やはりコロナ禍で、特に入院患者、外来患者も含めてですけれども、患者の確保をどうしていくかというところが最大の課題でありました。

その中で、まずできることとして、まず、救急ですね。特に急性期部門については、できるだけ救急を積極的に受けたいというような思いで、院内では取り組んできている点が1点あります。

あと、いわゆる回復期、先ほど説明したとおり、回復期の活用という面に関しては、先ほど説明をさせていただいておりますが、大きい病院からの転院はもちろんでございますが、そこもなかなか少なかったのが現実です。なので、やはりもっと足元のやっぱり介護とか、在宅、そういった方々が急変した場合の受入れというところに力を入れてきたということが特徴となります。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そういった特徴的な取組をされる中で、先ほど民間の病院との競争といいますか、そういったお言葉もございましたけれども、そういった点では、競争というよりは、私としては、地域医療全体を取り巻く中で、こういった役割を各病院で果たしていくのかと。その中での1つの市立病院の役割というものがある意味では発揮されたのかなというふうに受け止めたいと思います。

それで、しからは、そういった中で、一方で収支の部分、先ほど来ご議論ございましたとおり、繰り出しというもの、繰入れというもの、そういったもの含めてじゃどのように考えたらいいんだろうということだったんですが、1つには、先ほどもありました、資料No.8の442ページのところで、病院繰出金の推移ということで、4億9,467万4,000円ということで、先ほどもご議論あったわけなんですけど、確かにこうした繰り出しをもって病院経営というものをどう考えるかというお話だったんですけども、そもそものこの繰り出しというもの、例えば基準内、あるいは基準外というお話がございます。そういった点で、総務省基準という形であるんですが、特に繰り出しの中身の内訳、大きく考えれば、いわゆる医療事業に係る部分、ちょっとそれとは違う部分にかかっている繰り出しというものもあるんだと思うんですが、特に、医療事業にかかっている部分の中で、例えば総務省基準における基準内、基準外というものは、どういう位置づけで、誰がどのように決めているのか。ちょっとそのあたりをお聞きしたいと思います。

○辻畑副委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 繰り出しの基準でございます。

繰り出しの基準につきましては、もちろん基になるのは地方公営企業法のほうが基にはなるんですけども、それに基づきまして、毎年4月1日付で繰り出しの基準についてということで、総務副大臣のほうから通知が出されております。

その通知に基づきまして、翌年度の編成の中で一つ一つの基準について、例えば塩竈市立病院であれば、救急医療に対する基準としてどのような算定をするかという部分計算した上で、財政課と協議をさせていただいているという状況でございます。以上です。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

それで、先ほどもそういった部分でお答えあったかと思ったんですが、いわゆる繰り出し、

じゃ基準内とは何なんだということで考えますれば、1つには、一般会計の中で見るべきものであると。じゃ、それを一般会計としてなぜ見るかという点で考えれば、1つの例えば政策的経費なんだというような見方もできるのかなというふうに思っております。

そういったふうな言い方をしてしまうと、今度は逆に、じゃ基準外というのは何なんだというお話になってしまうんですが、その点について考えたときに、例えば診療報酬があつて、繰り出しについての基準があつてと。ここが果たしてうまくリンクしているのかなというような思いも1つにはあります。

そういった中で、地域の医療全体を考えた際に、例えば診療報酬というものも含めて、採算が取れるもの、取れないものがあると。ただし、足元にはその医療に対する需要があるというようなことを考えた際に、果たしてじゃ、この基準の在り方そのものが今ちょっとマッチしなくなっているのではないかなというような思いもあつて、そういった中で、例えばその繰り出しというものをもって収支均衡を図ることがイコール病院の努力が足りていないとか、そういったことでは必ずしもないだろうというふうに私としては思っているわけがあります。

そういった意味では、本当に国を巻き込んで診療報酬あるいはこの基準のありなし、こういった基準なのか、そういったところも含めての議論をなくして、この繰り出しの多寡をもって、その病院を計るということ自体が今の時代もう成立しないものになっているのではないかと。

その1つの現れが公立病院においては、そのほとんどが収支においては成り立っていないということに現れているのではないかなというふうに思っているんですが、かなりお答えしにくいことをお聞きすると思うんですが、そのあたりについて、もしご見解がありますればお聞きをしたいと思います。

○辻畑副委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 ありがとうございます。

自治体病院の非常に厳しい状況を詳しく説明していただいたのではないかなというふうに思いました。

市立病院の今果たしている役割は、実は県の地域医療構想に全く合致しているということで、県の担当者のほうからは、非常に応援していただいているという経緯がございます。

やはり、基準内クリアというのは、全国一律で1つの、先ほどお話ししましたけれども、基準の中で決められているんですが、我々が今一生懸命やっている在宅医療とか、それから、い

いわゆる在宅につなげるような中間的な、いわゆる回復期の医療みたいなものは、なかなかこれ基準内とは言えないということで、基準外というふうに判定されているわけですね。

ただ、このクリアがないと、この医療が提供できないというような、こういうジレンマもございます。

ですので、やはり繰入れの多寡をもって病院機能判断するというのは非常に厳しいことなのかなというふうに、個人的には思っております。以上です。

○辻畑副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ありがとうございます。

そういった意味では、例えば採算部門というものが1つあったときに、そういったところについて、例えばじゃ民間に任せたらどうなんだというような議論も出てくるかと思うんですが、民間こそ逆にそういったところがなかなか手を出しにくいということがあれば、その地域の医療そのものを守るという観点においては、仮に市立病院というものについて、例えば民営化というものを視野に入れて考えたときに、しからば、じゃそういう採算のなかなか取りにくい医療についてどうするんだということを考えたときに、例えばそこについては、一定市のほうで手当てをしていくとか、そういったことも結局は必要になってしまうのかなと。

そういった思いもありまして、なかなか非常に難しさがあるところだなということで、議論を聞いていて感じていたところであります。

そういった中で、ある意味では、大変難しい環境の中で、今回こういった決算になったと。そこにある努力というのは、やはり私としては、非常に評価されてしかるべきではないかなというふうに思っております。

それで、最後に、塩竈市を含む地域医療、この圏域における医療の現状と、そして、新型コロナ禍による医療逼迫なんということも言われておりますが、そういったことも踏まえて、今後どういった役割を担っていくのか。どういった立ち位置を取っていくのかというところで、総括的にちょっとお考えがあれば、お聞きをして、質疑を終わりたいと思います。

○辻畑副委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 塩竈市は、仙台医療圏にありますので、やはり、今仙台医療圏のいろいろな病院が急性期の病床が非常に多いので、統合していくというふうな動きも出ています。

ただ一方で、回復期の医療を担う病院が極めて少ないというのもこの仙台医療圏の特徴なんですね。

これをやっぱり果たしていくというのが我々の目指すべきところなのではないかなというふうに思っています。

いろいろご議論あると思いますけれども、市立病院は、やはり民間の医療機関では賄えないところをサポートするという、そういう立ち位置でおりますし、新型コロナに関しても、やはり受入れのできる病院、それから、受入れができなくても、後方支援に回る病院、いろいろな立ち位置があると思うんですね。

やはり、今いろいろな病院が全ての機能を果たすことできませんので、我々はここをやりますということをしつかりと打ち出して、診療に当たってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○辻畑副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時25分といたします。

午後3時10分 休憩

午後3時25分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 私からも何点か質疑させていただきたいと思います。

この決算の質疑、私で最後の質問者でございますので、よろしく願いいたします。

最初に、資料No.7の217ページの国民健康保険事業特別会計、保険給付費、真ん中辺りに保険給付費、それで、真ん中の真ん中辺りに補正予算額で1億8,600ということで、当初予算から大分マイナスになったと思うんですけれども、この辺のところのこの年度の状態、何で最終的に保険給付費が最初の予定よりもマイナスになったか、その辺のところの原因、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○西村委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 国民健康保険の給付に関しましては、総額、対前年比で5.7%の減となっております。

やはり、これは新型コロナによります受診控え、外出控え、そういったものが大きく響いているものと認識しております。以上です。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

それ全部が5.7%というのは、全部新型コロナ関連だというふうな答弁でしたけれども、それ以外の要素というのはいないんですか。

やっぱり新型コロナの事情で外出のチャンスが少なくなった、あるいは出控えたということが医療費の病院へ通うほうの医療費のほかに、介護、国民健康保険、行けば国民健康保険の事業のほうにも響いたということの、そういう解釈でよろしいんでしょうか。

○西村委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 ただいまの新型コロナの影響と考えておりますと申し上げましたためとおり、分析はできて、当然できませんので、これはあくまでも推測であります。

ただ、国民健康保険、先ほど5.7%減と申し上げましたけれども、後期高齢者医療も同じではないですけれども、2.1%ほど減になっております。

それから、一般会計のご質問でもお答えしましたけれども、子供医療費ですとか、障がい者医療費、母子・父子医療費助成とか、そういった助成関係のものも全部マイナスになっておりますので、やはり昨年度のことを考えれば、新型コロナの影響だと考えるが妥当かと思っております。以上です。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

そういうことで、昨年度のこれ決算の審議なんですけれども、新型コロナの影響がそれだけ年間を通してあったということがいろいろな事業、予算、結果に現れてきているんだということを実感させられる数字だと思って聞きました。

それで、別なことをお聞きします。

資料No.21で、98ページ、99ページ、100ページに国民健康保険のいろいろなデータが載っておりますので、そこの中から質疑させていただきます。

まず、21の98ページですけれども、国保税滞納の理由の構成比、令和2年度で理由のところが一番多いのがその他ということで、79.65%、構成比で83.3%と、いろいろ理由があるのに、なぜその他というふうな表示になっているのか。支払い拒否、そして、いろいろな項目があつて、その他という場合は、大体いろいろな理由の中の10%未満とか、細かいところだったらその他ということでしょうけれども、ほとんどの理由の8割の理由がその他というのは、ちよっ

となかなか理解しがたいと思うんですけども、一応念のために聞きますが、このその他というのはどういうことかお願いします。

○西村委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

その他、今ご指摘のあったこのその他ですけども、構成比79.65%と、非常に高い数値として記載しております。この内容なんですけれども、基本的に何なのかといいますと、生活困窮と他理由というところで、これ以外にちょっと入らなかったものというところがございます。

1つ目が未申告の方がまずその他のところに入っております。

もう一つが全く会えない方、連絡、こちらのほうでちょっとお手紙とか訪問しても全く会えない方もございます。

そしてあと、ある程度収入があるんですけども、結局いろいろな民間からの借入れとかで納付がちょっと難しい方というふうなことがこの79.65%の中に入っております。

ただ、今志子田委員言ったとおりに、非常にちょっと大きい数字なものですから、これ少し項目、来年度に向けて、項目少し分けたいなというふうには考えております。以上でございます。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

最初の理由の一番最初に言われた、課長言われたやつの、ちょっと聞き取れなかったの、もう一回お願いします。

○西村委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 すみません。1つは、未申告でございます。未申告です。あと大丈夫ですか。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

そういうことで、来年度の資料にはいろいろ分けてくれるということで、そうすると、対策も打ちよう、今までよりは打ちようが出てくるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

100ページのところお聞きします。

国民健康保険税の金額別世帯数というのをささせていただきました。そうしたら、ここの表

を見て、令和元年と令和2年の比較で言うと、何か私の理解ではこの表見ると、150万円未満の方の構成比が減って、それ以上の構成比の人の人数が増えているように私には見受けられるんですけども、年収のことですから、毎年大体同じくらいでくるんじゃないかなと思うんですけども、この150万円未満の人が減って、200万円未満から上の500万円以上のところが増えたというのは、何か特別な年だったのかなと思うんですけども、その辺のところの理由が分かりましたらよろしく願いいたします。

○西村委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

国民健康保険税所得金額別世帯数というところでございまして、150万円未満小計というところで、令和2年7月と令和元年7月、これ比べると、この所得金額が150万円未満小計ですと、令和元年よりもマイナスになっているというところでございます。

所得なし、または50万円未満、100万円未満もマイナスになっているというところでございますが、これも推計で推察でございますけれども、一応この令和元年または令和2年なんですけれども、これ所得というのは、課税される所得というのは令和元年、令和2年の前の年の所得というふうなところでございます。つまり、平成30年と令和元年の所得というところでございますが、実を言うと、このときに働き方改革の関係で、いろいろ国のほうがお話をしておりまして、基本的に女性の社会進出、また高齢者の方の、年金もらっていますけれども、ちょっとそれだけじゃ足りないとかというふうなことでお仕事をされるというふうなことで、所得が上がってきたんじゃないのかなというふうには考えております。以上でございます。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

そういう所得の問題を担当でない課長に聞くということですから、そういうことで、大体塩竈市のこういう国保の状態のところから見ただけでも、塩竈の市民の収入のほうに分かるという表でしたので、お聞きしました。

よくなっているんだなということだけは分かりましたので、ありがとうございます。

それから、99ページ、大体ほとんど毎年私聞くんですけども、塩竈、多賀城、松島、七ヶ浜、この辺の2市3町の、特に注意しているのは、隣の市、そことの比較で、塩竈市は令和2年度も令和元年度に引き続き多賀城市よりも塩竈市のほうが国保税が安いというふうな、こういうふうなちょっとモデルケースではこういうふうに見えるんですけども、私のこの理解力

で正しいのかどうか、その辺のところお聞かせください。

○西村委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 こちらの金額につきましては、所得割、それから均等割、平等割の合わせた数字ですので、多賀城よりも塩竈市のほうが安くなっているという理解でよろしいと思います。以上です。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

私一人で安くなったよと言っても、なかなか古い時代からの思い込みしている人がいっぱいいるので、当局から改めて言っていただくと、ああそうなんだな、塩竈市のほうが安くなったのかなということを市民の方に理解していただけたらと思ってお聞きしました。

次のことを聞きます。

病院のことで聞きたいと思うんですが、資料No.22の病院事業の概要というところの1ページに、概要の初めにということがございます。本当に1年間の全体的なことを病院管理者、院長より書いてもらったものです。それで、真ん中のちょっと下のところにある病院再編の効果により、入院・診療単価が大幅に増加したことによるもと考えますということで、いろいろ頑張ったのは、この令和2年度の決算で特徴あるとすれば、ここじゃないかということで、書かれています。このその病棟再編の効果と、どの資料でもいいんですけども、何か書いてあるところの数字の根拠になるような表とか、何かありましたらお示し願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○西村委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経改革室長 病棟再編の効果についてですけれども、表で言いますと、診療単価、ちょっと確認してお伝えします。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

言葉だけでもいいんだよ。何の何ページ見てくれとか、それだけでもいいんです。

やっぱりそういうふうを書くためには、効果が出たというものが目に見えて分かるようになっていると。そのところで頑張ったなど。やっぱり再編、そういうふうに行ってよかったんだということがよく理解できるので、決算に同意していただける確率が高くなると思って聞きました。

それで、ほかのこと、資料No.7から一応確認のために、皆さん誰も聞いていないので、私は気になったんですけれども、会計上は大した金額じゃないんですけれども、お聞きします。

何を聞くかという、資料No.7の239ページ、公共用地先行取得事業、開いていただいて、この中の特に241ページ、この公共用地取得特別会計なんですけれども、これ見ると公債費というところで、予算もあれも当初予算はあったんですけれども、結局この先行特別事業という事業は、結果的に令和2年度というのはどのような状態になったのか。

あとは、これからどうなるのかということをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお聞きします。

○西村委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 公共用地先行取得事業についてお答えいたします。

こちらについては、一般会計で以前に土地開発公社から取得した事業の償還となっておりまして、

償還につきましては、令和2年度で終了ということで、土地につきましては、現在残っておりますのが、塩釜駅前広場と東塩釜吉津線の用地、また、伊保石公園の造成事業用地などとなっております。以上でございます。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

そうしたら、あと会計は、令和3年度ということには会計上また出ることになるんですか。その辺もお聞かせください。

○西村委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 予算はないんですけれども、今後取得する可能性があるということから、会計自体は残しておくということでございます。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

だから、大体令和2年度で一回この事業は閉まったという、おしまいにしたというような形、ただ名前だけ残しておく。そういう立場かなと思って聞いていました。

それから、同じように、資料No.7の281ページに北浜土地区画整理事業書いてあって、293ページにその調書が載っております。それから、同じように、285ページに藤倉地区の区画整理事業が載っていて、293ページに調書が載っております。

ですから、調書のほうを見たほうがこれいいと思うので、293ページからお尋ねします。

それで、この293ページのこの両方の特別会計ですが、この表からすると、これも事業としては店じまいになったのではないかなと思うんですけども、どのような扱いになるんでしょうか、これから。この2件の2つの事業の説明をよろしくお願いします。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

まず、説明のところで、藤倉の区画整理事業でございますが、こちら2月議会で施工条例の廃止のほう認めていただきまして、特別会計自体は廃止ということで、これをもって廃止するためということで、最後の調書という形になります。

次に、北浜のほうでございますけれども、こちら3,367万円ほどの繰越しのほうをお認めいただいて、今残っている工事のほうだけの分を令和3年度に繰り越している状態ということになりますので、令和2年度の執行残と合わせましての精算が実質収支という流れで載せていただいております。以上です。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

一応ほかの委員がこの事業については、どなたもお聞きにならなかったもので、念のため私最後なので、最後にお聞きしたところでございます。

それから、別なことを聞きたいんですけども、魚市場事業のことについて、まず、資料No.5の決算審査意見書の50ページですか。ここに監査委員の、表がありますね。魚市場水揚げ高の推移というところで、隣にはむすびということで、魚市場事業の主なことが書いてあるんですけども、私この表見て、ちょっと1つ気になったというのは、ちょうど真ん中の真ん中頃、搬入魚の水揚げ金額が平成27年度から令和2年度までのところで、もう一方的にずっと下ったまま、もう平成27年度から比べると3分の1というような状態になっているんですけども、この辺のところどこかでリバウンドになるような対策が必要なんじゃないかと思うんですけども、この辺のところの状況というのは、どのように対策を打たれているのかお聞かせください。

○西村委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

こちらの対象魚でございますが、当時平成27年、26年当時はクサカリツボダイという魚種が

大量に塩竈に水揚げされたものでございます。しかし、その後やはり漁獲が捕れなくなりまして、魚種が今度キンメダイと言われるものによって変わってきております。

ここ一、二年につきましては、新型コロナの関係で、入港、水揚げのほうが少なくなっているというのが状況でございます。

今後の取組という部分でございますが、塩竈に水揚げ実績のありました3隻のうち2隻が廃船となっております。今実際には1隻が水揚げをいただいている状況なんですけれども、今後やはりその漁船も含めまして、一回に水揚げいただく金額がやはり大きいものですから、背後の加工業の方々の加工原料にもなる得ることから、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、戦略的に卸売機関等とも連携しながら、こういった船、魚種について水揚げ確保に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

いろいろ一生懸命みんな対策打っているんで、引き続きよろしく願いしたいと思います。

この上、輸入冷凍魚というのも平成29年度だけで全然揚がらないというのも同じ理由ですか。

○西村委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 基本的には、先ほど申し上げましたとおり、搬入魚につきましては、今現在も搬入魚につきましては、補助金を出させていただいているんですけども、なかなかちょっと塩竈のほうに水揚げされていないという状況もございますので、こちらの今後の対策につきましても、先ほど申し上げましたとおり、加工原魚になり得る船でございますので、卸売機関等々とも今協議をさせていただいておりますが、水揚げ増加に向けて検討していきたいと、漁船対策を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。頑張ってもらいたいと思います。

同じように、そうしたら、その一般搬入魚やら、冷凍魚ばかりにこだわらずに、原魚になるものだったら、普通の水揚げになる船のものについても、近海のものについてもそういうものは、その後のいろいろ魚加工して回って行って、いろいろな方に仕事の流れっていくということを考えると、そういうものも一応何かの魚種を指定して、奨励魚、奨励金、その魚種に対しては奨励金出すよと。こっちのほうの奨励金今まで出していたのがどんどんどんどんなくなっ

ていくんだったら、そういう対象を替えるのもいいんじゃないかと思うんですが、その辺のお考えありましたらお願いします。

○西村委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

今委員ご指摘のとおり、過去には平成29年に水揚げ奨励金ということで、塩竈市のほうで生産者に対して実施をさせていただいた経過がございます。

先ほどいただいた具体的な近海ものという部分でございますけれども、そちらについては、インセンティブ、奨励金等を出す部分については、内部で検討させていただきたいと考えておりますが、具体的な事例といたしまして、我々の浦戸の方々、刺し網漁業者の方々なんですけれども、1月、2月のタラ漁のときになかなか値段がつかないということで、背後の加工屋さんのほうにもお声がけをさせていただきまして、取り扱っていただいている実績がございますので、一応ご紹介させていただきます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

そういうことで、いろいろなものに応用して行って、頑張ってもらいたいと思います。

それで、また魚市場事業会計について聞きたいんですけれども、資料No.7の236ページ、この収入増やすほうもそうなんですけれども、使うほうのお金も減らさなきゃならないと思って、委託料というのが4,600万円で、そして、予算が支出済額もびっちりそのままほとんど100%になっているんですけれども、ここ見ると、結構大きな金額、例えば施設整備点検委託料1,492万3,000円、こういうところを何とか減らす工夫というか、そのようなことはどのようになされているでしょうか、お願いします。

○西村委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 それでは、お答え申し上げます。

歳出の削減についてでございますが、今我々のほうで施設の適性管理を行うため、長期延命化計画、さらには経営健全化計画の取りまとめをさせていただいております。

そうした中で、こうした維持管理に係る歳出についても平準化できるよう、進めて考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

立派な答弁なので、聞き入っていました。よろしく申し上げます。

資料No.7から別な事業のことで質疑させていただきたいんですけども、介護事業関係をお聞きしたいです。資料No.7の243ページに介護保険事業ありまして、特に251ページに左側の真ん中辺りに雑入と書いてあるんですけども、この辺のどういう雑入、それから、252ページの一番右端に雑入と書いてあって、253万8,000円、雑入にしては大きな金額だなと思うんですけども、これどういう収入金目なのかお答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○西村委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長長寿社会課長 ただいまのご質疑ですけども、詳細確認させていただきたいと思います。申し訳ありません。後ほど答弁させていただきます。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうも、じゃ後でお願いします。

やっぱり100万円以上のものは、雑入なんだけれども、やっぱり名目書いたほうが良いと思ってお聞きしたので、よろしく申し上げます。大きな金額だからね、でない、対策の打ちようとか、そういう次の手が出てこないと思うので、よろしくお聞きしたいと思って聞きました。

それから次に、資料No.8の99ページ、介護予防のことでちょっとお聞きしたいと思います。

ここの表に、99ページの大きな表に辻畑委員も聞かれましたけれども、私は別なところ、ここの中から、いろいろ事業あるんですけども、やっぱり介護費そのものに係る費用を減らすためには、介護予防費のほうで、ここでしっかり予防していただければ介護費用が最終的にかからなくなって、支払う介護費も減るということなので、これしっかりやっていただきたいと思って聞きました。

それで、これ見ると、表見ると、うまくこの事業が高齢者実態把握調査事業、それから出前講座、サークル等高齢者福祉活動、いきいきシルバー号運転、いろいろ書いてあるんですけども、増えた事業と減った事業が、ほとんど減っているんでしょうけれども、それで、この辺のところ、どうして令和2年度はこういうふうに減ったところが多いのか。その辺のところの理由をお願いします。

○西村委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長長寿社会課長 お答えいたします。

令和2年度の介護予防事業ということですけども、やはり新型コロナの影響が大きく本当に出ておりまして、なかなか開催ができないですとか、例えば外出の機会もなかなか制限され

たというところが本当に大きく影響している数字になっていると。本当に新型コロナの影響が大きく出たというところが背景にあります。以上でございます。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

100ページも現況と課題ということが書いてあります。5番目に新型コロナの対策でなかなか……、でも、こういうことでやっていると、どの事業もさっぱり進まなくなるので、いつまでも籠もっていないで、出歩いて介護予防につながるようにならうことをやっていただきたいと思って、質疑を終わりにします。ありがとうございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

市立病院関係で答弁漏れがありましたので、並木市立病院事務部業務課長より答弁お願いします。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経改革室長 先ほど答弁漏れがございましたので、ご答弁差し上げます。

入院診療単価、外来診療単価につきましてですが、資料No.12の決算書、こちらの15ページになります。

15ページの2、事業収益に関する事項の下段の表の入院・外来診療収入比較という表の一番下の欄、こちらに患者1人1日平均診療収入ということで記載をしておりますので、ご確認願えればと思います。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

お諮りいたします。

以上で、特別会計認定第2号及び第4号の質疑を一応終了させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時56分 休憩

午後4時01分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの志子田委員の質疑に対し、答弁漏れがありましたことにつきまして、長寿社会課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 先ほど志子田委員からご質疑いただきました雑入の詳細になります。ご回答させていただきます。

こちらは、令和元年度介護認定審査事業特別会計決算に係る負担金の還付金となります。よろしく願いいたします。以上でございます。

○西村委員長 よろしいでしょうか。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第1号令和2年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定についてお諮りいたします。認定第1号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西村委員長 起立多数であります。よって、認定第1号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号令和2年度塩竈市下水道事業会計利益と処分及び決算の認定についてお諮りいたします。認定第2号は正当であると認め、ここに利益の処分については原案のとおり決し、決算については認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西村委員長 全員であります。よって、認定第2号については正当であると認め、原案可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号令和2年度塩竈市立病院事業会計決算の認定についてお諮りいたします。認定第3号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西村委員長 全員であります。よって、認定第3号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号令和2年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてお諮りいたします。認定第4号は正当であると認め、ここに利益の処分については原案のとおり決し、決算については認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西村委員長 起立全員であります。よって、認定第4号については正当であると認め、原案可決及び認定すべきものと決しました。

以上で全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、審査に終始ご協力いただき、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局参与の方々のご協力に対しまして、心より感謝申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて令和2年度決算特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時01分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和3年9月17日

令和2年度決算特別委員会委員長 西村 勝 男

令和2年度決算特別委員会副委員長 辻 畑 めぐみ